

学生便覧

2025

札幌医科大学
Sapporo Medical University



シンボルマーク



商標登録第 5824450 号

シンボルマーク（デザイン）の説明

- (1) だ円（枠組み）
宇宙の調和を示す。
- (2) “1945”
本学の創基として、北海道立女子医学専門学校が開校した昭和 20 年（1945 年）を意味する。
- (3) 七光星
道章及び道旗の原形であり、北海道を象徴する。
- (4) 羽
本学の一層の発展と活躍を示す。
- (5) 柏の葉
柏の葉は、英知と質実を示すものとして本学の学生バッチの図案の背景に採用されている。また、柏の樹は、北海道の厳しい風雪に耐え原始林のなかに数多く見られ、冬は落葉せず、春になって落葉と同時に新芽を出す生命力を有し、材質は堅く鉄道の枕木、坑道の支柱等として道開発に貢献し、その実は“どんぐり”として動物の糧となるなど本学を象徴する樹である。
- (6) ヘビと杖
医学のシンボルであるアスクレピオスの杖を示している。アスクレピオスは、ギリシアの医神で、その杖には 1 匹のヘビがからみつき、医学のシンボルとして健康から不老・不死までを象徴する。また、ヘビの形は札幌医科大学の頭文字 S を示し、杖の下の方が太くなっているのは、大地にがっしりと根をはり不動のたくましさの意味している。



コミュニケーションマーク



商標登録第 6757532 号

1. コンセプト：「世界に羽ばたく札幌医のつばさ」

札幌医科大学（Sapporo Medical University）の頭文字「S」を、世界、未来に向けて飛躍する「翼」や「プロペラの羽」に見立てたマーク。

羽のモチーフは、北海道の地域医療を第一線で担う本学の使命を表す。

羽の残像を感じさせるデザインは「躍動感」、異なる 2 色の羽の組み合わせは「伝統と未来」「地域とグローバル」「都市と自然」など、一見相反する価値を併せ持つ本校の独自性を表現。

また、世代を超えた卒業生とのつながりや、社会の課題解決に向け様々な境界を越えて挑戦し、新しい価値の創出を目指す「ボーダーレス」な本学の姿勢と意思を込めている。

2. マークカラー

「SMU ブルー」は、「医療人としての使命感」

「若々しさや新しさ」「北海道で育まれた豊かな人間性・人柄」、「SMU レッド」は、「生命力」「人と人との絆」「札幌医科大学の伝統」を表現。



※各マークの詳細は、上記 2 次元バーコードからご覧ください。

札幌医科大学歌

作詞 坂野昌司
 補作 河邨文一郎
 作曲 木村雅信

あかつきの露、円山の
 森よりあつめ 学び舎の
 窓に 病舎にちりばめん。
 おお、愛こそは医のあかし。
 病むひとの 世にあるかぎり
 ころの露の うるおいを
 わが母校の名 たらしめよ。
 またたく星座、手稲なる
 夜空を深め、はるかなる
 未知と 未踏の 北を指す。
 おお、北こそは究むべき。
 若人の 夢あるかぎり
 北極星の まなざしを
 わが母校の名 たらしめよ。

1. あ かつ きの つ ゆ ま る や ま の
 2. ま た た く せ い ぎ 手 い ね な る

も り よ り ー あ つ め ま な び や の
 よ ぞ ら を ー ふ か め は る か な る

ま ど に 病 舎 に ち り ば め ん す
 未 知 と 未 踏 ー の き た を 指 す

お お あ い こ そ は 医 の あ か し き
 き た こ そ は き わ む べ き

病 む ひ と の 世 に あ る か ぎ り
 わ こ う ど の ゆ め あ る か ぎ り

こ ころ の つ ゆ の う る お い ー を
 ほ っ き ゃ く せ い の ま な ざ し ー を

わ が 母 校 ー ー の ー 名 た ら し め よ



学 長
山 下 敏 彦



医学部長
教授 齋 藤 豪



保健医療学部長
教授 片 寄 正 樹



医療人育成センター長
教授 鷺 見 紋 子



統合 IR センター長
辻 善 久



附属病院長
渡 辺 敦



学生部長
教授 舛 森 直 哉

医学部

(2025. 4.1 現在)

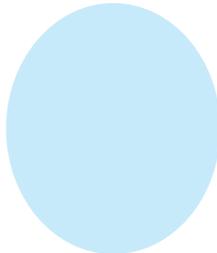
基礎医学部門



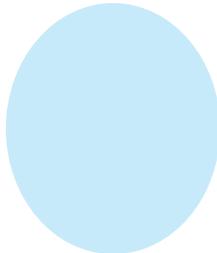
解剖学講座
細胞組織学分野
教授 大崎 雄樹



解剖学講座
機能構造学分野
教授 永石 歆和



生理学講座
細胞生理学分野



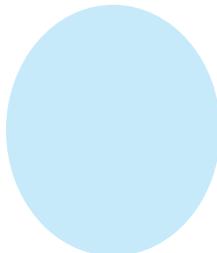
生理学講座
神経科学分野



生化学講座
医化学分野
教授 高橋 素子



生化学講座
分子生物学分野
教授 鈴木 拓



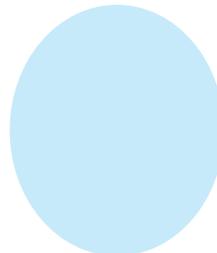
病理学講座
病理学第一分野



病理学講座
病理学第二分野
教授 小山内 誠



感染学講座
微生物学分野
教授 横田 伸一



感染学講座
感染症学分野



薬理学講座
教授 久野 篤史



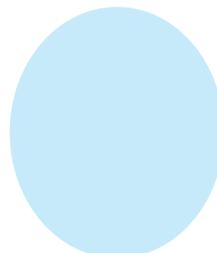
社会医学講座
公衆衛生学分野
教授 大西 浩文



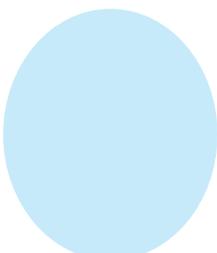
社会医学講座
衛生学分野
教授 小林 宣道



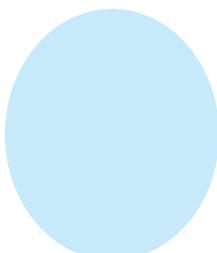
法医学講座
教授 渡邊 智



先端医療知財学講座



ゲノム予防医学講座
臨床ゲノム学分野



ゲノム予防医学講座
ゲノム医科学分野



医療統計・データ管理学講座
教授 樋之津史郎

臨床医学部門



内科学講座
消化器内科学分野
教授 仲瀬 裕志



内科学講座
循環病態内科学分野
教授 古橋 真人



内科学講座
呼吸器・アレルギー内科学分野
教授 千葉 弘文



内科学講座
腫瘍内科学分野
教授 高田 弘一



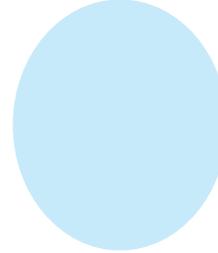
内科学講座
神経内科学分野
教授 久原 真



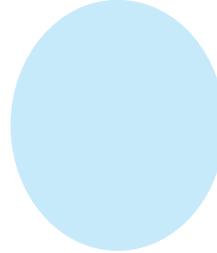
内科学講座
血液内科学分野
教授 小船 雅義



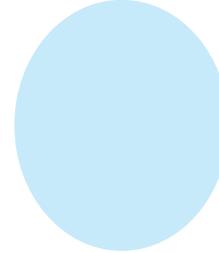
内科学講座
免疫・リウマチ内科学分野
教授 高橋 裕樹



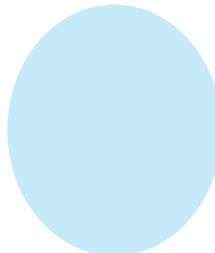
外科学講座
消化器外科学分野



外科学講座
乳腺・内分泌外科学分野



外科学講座
心臓血管外科学分野



外科学講座
呼吸器外科学分野



整形外科学講座
教授 寺本 篤史



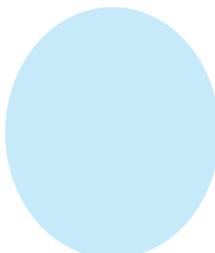
脳神経外科学講座
教授 三國 信啓



産婦人科学講座
教授 齋藤 豪



小児科学講座
教授 津川 毅



眼科学講座



皮膚科学講座
教授 宇原 久



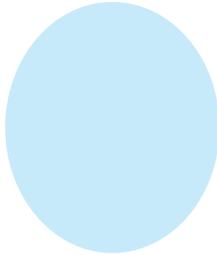
泌尿器科学講座
教授 舛森 直哉



耳鼻咽喉科・頭頸部外科学講座
教授 高野 賢一



神経精神医学講座
教授 河西 千秋



放射線医学講座
放射線治療学分野



放射線医学講座
放射線診断学分野
教授 畠中 正光



麻酔科学講座
教授 山藤 道明



総合診療医学講座
教授 辻 喜久



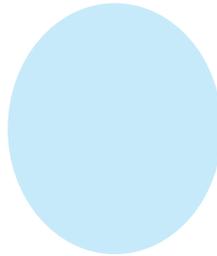
感染制御・臨床検査医学講座
教授 高橋 聡



救急医学講座
教授 成松 英智



口腔外科学講座
教授 宮崎 晁亘



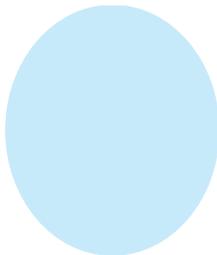
リハビリテーション医学講座
教授 梅本 安則



形成外科学講座
教授 四ッ柳高敏



医療薬学講座
教授 福土 将秀



病理診断学講座



医療安全・病院管理学講座
教授 橋本 暁佳



集中治療医学講座
教授 数馬 聡

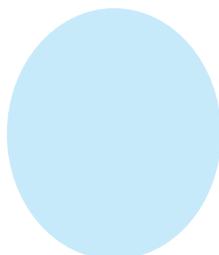


スポーツ医学講座
教授 渡邊 耕太

医学部附属研究所



細胞科学部門
教授 小島 隆



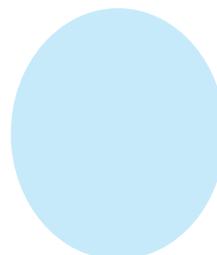
組織再生学部門



神経再生医療学部門
教授 本望 修



免疫制御医学部門
教授 一宮 慎吾



分子医学部門

保健医療学部

(2025. 4.1 現在)

看護学科



学科長
看護学第三講座
教授 今野 美紀



看護学第一講座
教授 堀口 雅美



看護学第一講座
教授 水口 徹



看護学第一講座
教授 秋原 志穂



看護学第一講座
教授 澄川真珠子



看護学第二講座
教授 正岡 経子



看護学第二講座
教授 平野美千代



看護学第三講座
教授 長谷川真澄



看護学第三講座
教授 丹野 雅也



看護学第三講座
教授 澤田いずみ

理学療法学科



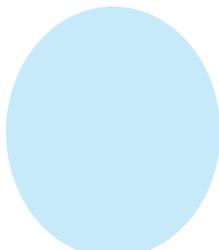
学科長
理学療法学第一講座
教授 菅原 和広



理学療法学第一講座
教授 谷口 圭吾



理学療法学第二講座
教授 片寄 正樹



理学療法学第二講座
教授 齋藤 悠城

作業療法学科



学科長
作業療法学第二講座
教授 仙石 泰仁



作業療法学第一講座
教授 中村真理子



作業療法学第一講座
教授 太田 久晶



作業療法学第一講座
教授 齊藤 正樹



作業療法学第二講座
教授 池田 望



作業療法学第二講座
教授 石井 貴男

医療人育成センター

(2025. 4.1 現在)

入試・高大連携部門



部門長
教授 小山内 誠

教養教育研究部門



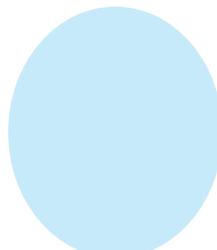
部門長
生物学
教授 佐々木泰史



物理学
教授 鷺見 紋子



化学
教授 白土 明子



英語

教育開発研究部門



部門長
教授 杉村 政樹

応用情報科学部門



部門長
教授 佐々木泰史

医学・医療への道は険しいが楽しい！

学 長 山 下 敏 彦

新入生の皆さん、入学おめでとうございます！

将来、人の命と健康を守る医療人となることを目指して札幌医科大学に入学した皆さんに、心からのエールを送ります。

札幌医科大学は、2022年に新キャンパスが完成し、皆さんは新しく快適な環境で、医学・医療を学ぶことができます。札幌医大で大いに学び、そして部活動などを通し、若者らしく伸び伸びとした学生生活を送ってほしいと思います。

札幌医大の教員は皆、教育熱心です。わからないこと、疑問に思うことなど、どんどん質問してください。学年担任の教員や学務課の職員も、学修に関することはもちろん、学生生活や個人的なことも相談にのってくれると思います。また、本学では、「保健管理センター」の機能を充実させ、河西センター長（医学部精神神経科学教授）を中心にスタッフが皆さんの身体面、メンタル面のケア、サポートを行っていますので、気軽に相談してください。

一方、皆さんには、道民の医療を担い、道民から信頼を得ている札幌医大の一員であるという自覚と誇りを持ち、その名に恥じない行動をしてほしいと思います。SNSでの発信を含め、日頃の言動には十分注意することが、皆さんの夢を台無しにしないためにも重要です。

2023年より、本学ではUI（University Identity）プロジェクトを展開しています。一人一人の学生や教職員が、札幌医科大学の一員であることを自覚するとともに、皆が一体感をもって、大学を「元気」にしていこうとするものです。具体的には、ホームページ上での情報発信の促進や、学長と学生さんや教職員等との対話を進めていきたいと考えています。

また、本学では「あいさつ運動」を始めました。あいさつは、社会における基本です。あいさつは、周囲の人々の気持ちを清々しいものにします。残念ながら、本学ではあいさつがあまり行われていない、という指摘が学内外から上がっています。でも皆さん、友達や先輩・後輩にはあいさつしていると思います。Don't be shy の精神で、たとえ偉い人や知らない人であっても明るくあいさつしてほしいと思います。あいさつできるか否かは、皆さんが社会に出てからも、皆さんが評価される基準の一つとなるのです。

これからの学生生活には、日々の勉強や試験など辛く大変なことも多いと思います。しかし一方、医学や医療の勉強や実習には、多くの発見や感動があります。それらの体験は、ある意味、選ばれた皆さんにしかできないものです。ぜひその中に喜びや幸せを感じてほしいと思います。近い将来に、人々の生命や健康を守る、やりがい溢れる仕事に就いている自分を思い浮かべ、大いに頑張ってくれことを願っています。

この「学生便覧」には、皆さんがこれから札幌医大で学んでいく上での、学修や学生生活に関する様々な情報が記載されています。これ以外にも、学生サポートシステムや学習支援システムなどのデジタルサポートツールも有効に活用してください。

これからの札幌医科大学での学生生活が、皆さんにとって楽しく、そして実りあるものとなることを願っています。

目 次

I 沿革・組織	
沿 革	1
大学機構図	4
学務課業務内容	5
II 勉学のしおり	
札幌医科大学のポリシー	7
医 学 部	8
保健医療学部	16
海外派遣研修	49
国 家 試 験	50
III 学生の相談窓口	
医学部学生担当教員	51
保健医療学部学生担当教員	52
医学部学生グループ制度・医学部キャリア形成支援	53
IV 学生生活の手引き	
学 生 心 得	55
各種届出及び証明書交付申請の手続	56
学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）等	58
福利厚生施設	59
課 外 活 動	60
体 育 施 設	62
V 授業料納入、減免 奨学金・教育資金	
授業料納入、減免及び分納	63
奨学金・教育資金	64
日本学生支援機構奨学金	64
北海道看護職員養成確保修学資金	65
札幌市奨学金	66
札幌医科大学小野和子奨学金	66
その他の奨学金	67
金融機関による教育資金	67

VI 健康管理・災害傷害保険制度	
保健管理センター	69
災害傷害保険制度・補償制度	73
VII 附属施設等の各種案内	
附属総合情報センター	75
研究連携推進機構	79
標本館	80
札幌医科大学附属病院	81
医学部附属研究所	82
医学部教育研究機器センター	82
医学部動物実験施設部	82
後援会	83
同窓会	83
VIII 関係規程類集	
札幌医科大学学則	85
札幌医科大学医学部の教育課程、授業科目履修方法、試験及び進級取扱いに関する規程	98
札幌医科大学保健医療学部の教育課程、授業科目履修方法、 試験及び進級取扱いに関する規程	122
札幌医科大学医療人育成センターの教員が行う授業科目の 単位の授与及び授業科目修了の認定取扱いに関する規程	132
不正行為の取扱いについて	133
札幌医科大学学位規程	134
札幌医科大学学生の懲戒等に関する規程	138
札幌医科大学学生通則	142
札幌医科大学附属総合情報センター図書館利用規程	151
IX 施設配置図	
札幌医科大学及び附属病院配置図	155
大学管理棟平面図	156
保健医療学研究棟平面図	162
教育研究棟平面図	165
臨床教育研究棟、附属病院各階配置図	170
基礎医学研究棟各階配置図	171
交流会館各階配置図	171

沿革・組織

沿 革

本学は、北海道総合開発の一環として、昭和25年に旧道立女子医学専門学校を基礎に設置され、平成5年4月には、札幌医科大学衛生短期大学部（昭和58年4月開学）の発展的な改組に伴い、保健医療学部を増設、平成24年4月には助産学専攻科を開設し現在に至っています。

本学の沿革の概要は次のとおりです。

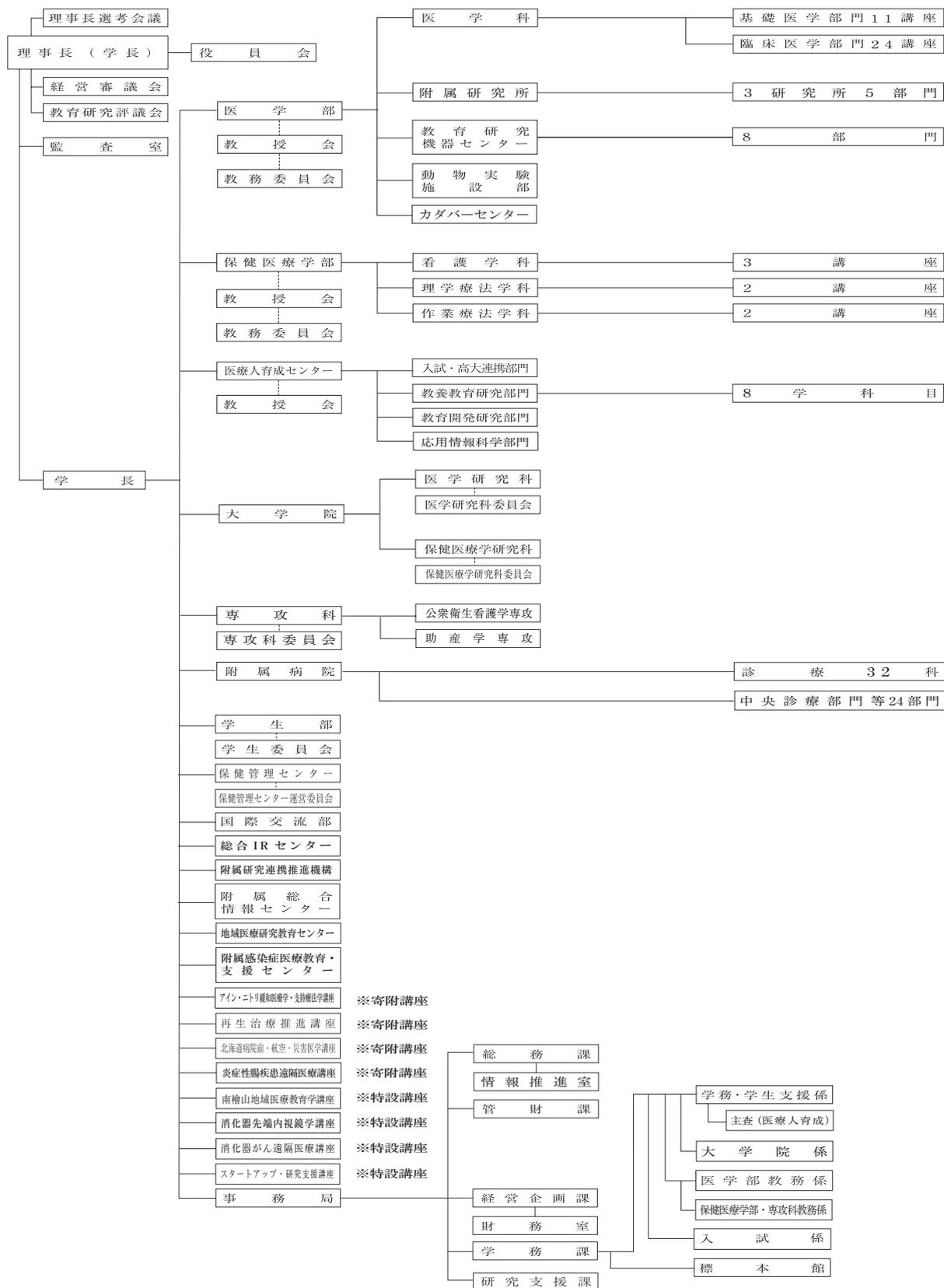
昭和25年2月20日	札幌医科大学設置認可（学生入学定員40名）
3月25日	札幌医科大学条例公布
4月1日	開学、大野精七学長就任
4月20日	第1回入学式挙行
6月25日	開学式挙行（大学記念日とする）
昭和28年3月31日	学生入学定員60名に増員
4月1日	事務局及び学務部を設置
昭和29年3月20日	第1回卒業式挙行（卒業生36名）
昭和30年9月1日	附属がん研究所設置
昭和31年3月31日	大学院医学研究科設置認可（学生入学定員25名）
昭和33年1月10日	医学進学課程設置
昭和35年6月25日	開学10周年記念式挙行
昭和36年4月1日	中川諭学長就任
昭和37年12月20日	学部学生入学定員80名に増員
昭和39年7月1日	専門課程の学科目制を講座制に改正
昭和40年4月1日	新保幸太郎学長就任
昭和43年9月1日	附属臨海医学研究所設置
昭和44年4月1日	共同研究施設部設置
昭和47年2月9日	渡辺左武郎学長就任
昭和49年1月23日	学部学生入学定員100名に増員
3月30日	放射性同位元素研究センター竣工
昭和50年6月25日	開学25周年記念式挙行（創基30周年）
昭和52年8月5日	附属がん研究所竣工
昭和53年9月30日	体育館竣工
昭和54年1月26日	大学校舎南棟増築
4月1日	進学課程及び専門課程の区分を廃止
昭和55年2月9日	和田武雄学長就任
昭和56年4月1日	附属がん研究所生化学部門設置
昭和57年2月26日	動物実験施設竣工
5月16日	動物実験施設部設置
昭和58年6月23日	附属病院整備第1期工事竣工
9月6日	附属病院円山分院廃止
昭和60年10月1日	衛生短期大学部内に4年制大学に移行に向けた「将来構想委員会」設置
昭和61年2月9日	菊地浩吉学長就任
3月13日	附属病院整備第2期工事竣工

昭和61年11月18日	西17丁目道路整備工事（緑化工事）竣工
平成3年7月1日	国際医学交流センター竣工
平成4年2月9日	谷内昭学長就任
12月21日	札幌医科大学保健医療学部設置認可
平成5年4月1日	保健医療学部（入学定員90名）を開設（看護学科、理学療法学科、作業療法学科）
平成7年3月31日	リハビリテーション教育実習棟改修
平成8年2月9日	谷内昭学長再任される
平成9年12月19日	札幌医科大学大学院保健医療学研究科設置認可
平成10年2月9日	秋野豊明学長就任
4月1日	大学院保健医療学研究科修士課程（入学定員24名）を開設（看護学専攻、理学療法学・作業療法学専攻）、医学部に地域医療総合医学講座を開設
平成11年3月28日	基礎医学研究棟竣工
4月1日	附属情報センター設置、共同研究施設部を教育研究機器センターに改組
12月22日	大学院保健医療学研究科博士課程設置認可
平成12年4月1日	大学院保健医療学研究科博士課程（入学定員6名）を開設（理学療法学・作業療法学専攻）
	学部に副学部長制（2名）施行
6月25日	開学50周年（創基55周年）記念式挙行
10月1日	札幌医科大学交流会館（サークル棟）竣工
平成13年4月1日	大学院医学研究科を再編整備（地域医療人間総合医学専攻、分子・器官制御医学専攻、情報伝達制御医学専攻の3専攻へ）
4月16日	札幌医科大学地域医療支援センターを設置
平成14年4月1日	札幌医大病院ファミリーハウスを開設
	札幌医科大学医学部附属病院に救命救急センターを設置
10月1日	同附属病院に高度救命救急センターを設置
12月1日	札幌医科大学記念ホールを開設
平成16年2月9日	今井浩三学長就任
4月1日	医局廃止、新医師派遣システム始動、研修医制度開始
	医学部附属病院から大学附属病院に名称変更
平成18年4月1日	大学院保健医療学研究科博士課程（入学定員2名）を開設（看護学専攻）、附属総合情報センターを設置、附属産学・地域連携センターを設置
平成19年4月1日	北海道公立大学法人札幌医科大学となる
平成20年4月1日	大学院医学研究科修士課程（入学定員10名）を開設（医科学専攻）
10月1日	医療人育成センターを設置
平成21年4月1日	医学部医学科学生入学定員110名に増員
平成22年4月1日	島本和明学長就任
	保健医療学部に副学部長制（2名）施行
6月25日	開学60周年（創基65周年）記念式挙行
平成23年4月1日	医学部附属がん研究所を医学部附属フロンティア医学研究所に改組
平成24年3月31日	医学部附属フロンティア医学研究所臨海医学研究施設廃止
4月1日	助産学専攻科（入学定員20名）を設置
平成26年4月1日	アドミッションセンターを設置

12月1日	新キャンパス構想により、リハビリテーション実習室、体育館、保育所完成。運用開始
平成28年4月1日	塚本泰司学長就任
平成29年3月24日	教育研究施設Ⅲ（保健医療学部増築棟）竣工 施設名称を「保健医療学部棟」から「保健医療学研究棟」に改める
平成30年2月22日	教育研究施設Ⅰ竣工
平成31年4月1日	アドミッションセンター廃止 医療人育成センターに入試・高大連携部門、統合IR部門を設置
令和2年4月1日	「助産学専攻科」を「専攻科」に改め、「専攻科」の下に「公衆衛生看護学専攻」と「助産学専攻」を設置
令和3年3月25日	教育研究棟Ⅱ、大学管理棟竣工
令和3年4月1日	地域医療研究教育センターを設置 医療人育成センターに応用情報科学部門を設置 大学附属病院に治験センターを設置
令和3年12月1日	医学部にサージカルトレーニングセンターを設置
令和4年4月1日	山下敏彦学長就任
7月1日	大学附属病院に感染症内科を設置
11月19日	新キャンパス落成記念式典挙行
令和5年11月1日	医学部附属フロンティア医学研究所を医学部附属研究所に改組
12月1日	大学附属病院に画像診断センターを設置
令和7年4月1日	医学部の講座再編により学科目を廃止し、大講座制を導入 統合IRセンターの新設に伴い、医療人育成センター統合IR部門を廃止 サージカルトレーニングセンターをカダバーセンターに改組 附属産学・地域連携センターを附属研究連携推進機構に改組 附属感染症医療教育・支援センターを新設

大学機構図

2025. 4. 1 現在



学 務 課 業 務 内 容

学務課は、学業に関する事務と学生生活全般のサポートを主な業務としています。
皆さんに関係の深い業務とその担当は、次のとおりです。

業 務 内 容	担 当
<ul style="list-style-type: none"> ○入学式・卒業式などの大学行事に関すること ○授業料の納入、減免または分納に関すること ○日本学生支援機構奨学金及びその他奨学金に関すること ○学生証の発行に関すること ○学生の健康管理・課外活動・厚生補導に関すること ○住所変更、学生保険等の諸届に関すること ○旅客運賃割引証及び通学証明書の発行に関すること ○講堂、記念ホール、体育施設等の管理及びロッカー室の使用に関すること ○学生サポートシステムの管理・運用に関すること ○標本館の管理に関すること ○札幌医科大学後援会の庶務に関すること ○学生の賞罰に関すること 	学務・学生支援係 内線 21820・21870・ 21930・21940・21790・ 22230・22020
<ul style="list-style-type: none"> ○両学部共通の教育に関すること ○授業評価アンケートに関すること 	主査（医療人育成） 内線 22220
<ul style="list-style-type: none"> ○大学院医学研究科及び保健医療学研究科の教育課程に関すること ○同じく、研究科学生の募集・入学・休学・転学・退学・修了に関すること ○学位論文に関すること ○MD－P h Dプログラムに関すること 	大学院係 内線 21770・23770 ・23510
<ul style="list-style-type: none"> ○医学部学生の <ul style="list-style-type: none"> ・休学、転学、退学、卒業及び学籍（卒業生含む）に関すること ・教育課程、授業、試験及び成績、諸証明に関すること ・大野賞に関すること ○医学部教務委員会に関すること ○医学部講義室及び教具の管理に関すること ○医師国家試験受験に関すること 	医学部教務係 内線 21860・23440
<ul style="list-style-type: none"> ○保健医療学部学生の <ul style="list-style-type: none"> ・休学、転学、退学、卒業及び学籍（卒業生含む）に関すること ・教育課程、授業、試験及び成績、諸証明に関すること ・看護学賞、理学療法学賞、作業療法学賞等に関すること ○保健医療学部教務委員会に関すること ○保健医療学部講義室及び教具の管理に関すること ○看護師、理学療法士、作業療法士国家試験受験に関すること ○専攻科の教育課程に関すること ○専攻科教務委員会に関すること ○専攻科学生の募集・入学・休学・退学・修了に関すること ○専攻科学生の保健師、助産師国家試験受験に関すること 	保健医療学部・専攻科 教務係 内線 21920・23780 ・23520
<ul style="list-style-type: none"> ○医学部及び保健医療学部学生の募集・入学に関すること 	入試係 内線 21830・21840

勉学のしおり

札幌医科大学のポリシー

ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

札幌医科大学では、科学の進歩に対応し社会に貢献する人間性豊かな人材の育成を目的として、医学・医療の各専門領域のプロフェッショナリズムと基礎的な知識と技術の修得を目指した教育を行います。各学部・学科・研究科等が定めるディプロマ・ポリシーが求める水準を満たすとともに、所定の単位を修得し、最終試験・論文審査等に合格した学生に学位を授与します。

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施方針）

札幌医科大学では、ディプロマ・ポリシーに示す人材を育成するために、各学部・学科等においては教養科目、専門科目、その他必要とする科目を体系的に編成し、講義・演習・実験、及び臨床実習等を適切に組み合わせた授業を行います。また、医療や研究では専門分野が異なるグループの連携が重要であることを考慮したカリキュラムを整えます。研究科においては、各課程の特性に即したコースワークとリサーチワークを適切に編成するとともに、充実した研究指導体制のもとに研究課程を推進します。

医 学 部

医学部の教育課程、授業科目履修方法、試験及び進級取扱いについては、「札幌医科大学学則（以下「学則」とする）」及び「札幌医科大学医学部の教育課程、授業科目履修方法、試験及び進級取扱いに関する規程（以下「医学部進級規程」とする）」その他諸規程に基づいて定められています。所定の単位を修得し卒業するためには、教育課程を修めなければなりません。履修にあたっての要点を以下にまとめていますので、諸規程（学則、医学部進級規程、学生通則）と併せて確認するようにしてください。

1 ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

医学部では、所定の単位を修得し、以下の要件を修得した学生に学位を授与します。

①倫理観・社会的責任、プロフェッショナリズムに関する内容（態度）

高い倫理観・責任感を備え、医療者としての使命感をもって患者の立場を重視するとともに、研究マインドをもって医学・医療に生涯を通じて貢献できる。

②地域医療、研究、国際貢献に関する内容（関心・意欲）

幅広い視野をもって積極的に地域医療を担う意欲を育み、先駆的研究に関心をもって国際的な医学・医療の発展に貢献する。

③基本的医学知識と基本的技術、コミュニケーション能力に関する内容（知識・技能）

基本的な医学知識と技術を習得し、協調性と指導力をもって診療や保健指導、医学研究を実践できる。

④問題解決・課題探求能力に関する内容（思考・判断）

現状に潜む問題点を課題として提起し、科学的根拠および適確な方法に基づく論理的思考を通して自ら解決できる。

2 コンピテンス、コンピテンシー（学修の到達点）

前項のディプロマ・ポリシーで設定した四つの能力の具体的な評価項目は下記のとおりとします。

I. プロフェッショナリズム

高い倫理観と使命感をもって患者中心の医療を提供し、生涯にわたる学修意欲をもって医学・医療に貢献できる。

1. 医療倫理と生命倫理の原則を理解し、具体的状況に応用できる。
2. 法的規範の根底にある倫理的考え方を説明できる。
3. 生と死に関わる倫理的な問題を多角的に認識した振る舞いができる。
4. 人の命と健康を守る医師の使命と職責を自覚し行動できる。
5. 医師の法的責任と各種規範について説明できる。
6. 人間の尊厳と患者の立場を尊重した、思いやりのある態度を身につけている。

II. 医学知識

医学・医療およびそれらの基礎となる科学的知識を十分に理解し、修得した知識を統合した形で問題解決に応用し、臨床や研究に有効に活用できる。

1. 医学の基礎となる自然科学の幅広い知識を有し活用できる。
2. 基礎医学、臨床医学、社会医学の知識を有し活用できる。
3. 人体の正常構造や機能、生命科学に関する基礎知識を疾患病態の解明に応用できる。
4. 疾病の病因・病態・治療につながる医学的な要素を説明できる。
5. 医学の進歩と発展のために自己研鑽する重要性を説明できる。

III. 医療の実践

全人的医療を提供するため、統合された医学的知識と技能に基づいた診療計画の立案、ならびに診療を実践できる。

1. 病歴を正しく聴取し、身体診察を適切に行い、病状を判断できる。
2. 病歴や身体所見から必要な検査を選択し、結果を評価できる。
3. 臨床情報を整理して臨床推論を行い、診断することができる。
4. 根拠に基づいた医療技術を個々の状況に応じて正しく実践できる。
5. 医療安全、感染症対策を実践できる。
6. 災害時の医療について説明できる。

IV. 問題対応能力

新たな展開に向けて健全な批判力をもって現状に潜む課題を明確化し、科学的根拠と適確な方法に基づいて問題を解決できる。

1. 医学・医療において既存の知識や技能では対応できない問題を抽出できる。
2. 問題の解決に向けて、関連する情報を収集して分析できる。
3. 最新の情報を探索し、問題解決に向けた構想を示すことができる。
4. 問題解決のための構想を科学的根拠に基づいて実行できる。
5. 問題解決と課題探求能力を高めるために、生涯学習が重要であることを説明できる。

V. コミュニケーション

人々の多様な価値観や社会的背景を理解し、信頼関係の構築に努め、常に他者に敬意を払って接することができる。

1. 礼儀と礼節を重んじ、相応しい身なりと振る舞いができる。
2. 信頼関係を意識し、患者やその家族と対話を重ねることができる。
3. 医療チームの一員として多職種連携を円滑に図り、相互理解の構築に努めることができる。
4. 指導力と協調性をもって診療や保健指導の基礎を実践できる。
5. 人々の価値観や社会的背景が多様であることを理解し、常に他者に敬意を払って接することができる。

VI. 科学的探求

研究遂行のための基礎的素養と探究心および研究倫理をもって医学研究に参画し、医学の発展に寄与することができる。

1. 先駆的な医学研究は社会全体の幸福につながることを説明できる。
2. 医学研究を遂行する意欲と基礎的素養を有している。
3. 科学的思考に基づいた探究心を身につけている。
4. 医学的知見を獲得するための科学的な理論や方法論、研究倫理について説明できる。
5. 個々の症例に新規性が含まれていることを理解し説明できる。

VII. 地域医療

幅広い視野をもって地域医療の役割と課題を説明できる。地域医療に意欲的に取り組む姿勢とともに、実践に必要な基礎的知識と技能を身につけている。

1. 地域社会の健康の向上および増進の重要性とそれに向けて果たすべき役割を説明できる。
2. 社会経済における地域医療の位置付けについて説明できる。
3. プライマリ・ケアを実践するための基礎的な知識と技能を示すことができる。
4. 地域における医療専門職の役割を理解し、協調して医療を実践できる。
5. 地域医療の中で国際化に関する課題を説明し、価値観の多様性を尊重した医療の実践に配慮できる。

VIII. 国際貢献

疾病の臨床や研究の世界的動向を把握し、国際社会の一員として活動するための基礎を身につけている。

1. 国際交流に関心を示し、多様な文化を理解することの重要性を説明できる。
2. 健康増進や疾病予防の活動を国際的視野に立って実践する基礎的能力を身につけている。
3. 医療・保健に関わる国際協力の役割を説明できる。
4. 疫学、疾病予防、福祉、医療経済などの社会医学の知識を国際医療活動に応用できる。
5. 国際社会における医学的な諸問題を説明できる。

3 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施方針）

前項のディプロマ・ポリシーを達成するために、以下のカリキュラム・ポリシーを基に教育課程を編成し実施します。

①倫理観・社会的責任、プロフェッショナリズムに関する内容（態度）

- ・多様化する医学・医療の進歩に対応し、変化する社会の要請に応え生涯にわたって学修を継続する医療人としての人間性を涵養する。
- ・立場や背景の異なる他者、弱者を理解し共感する力を身につけるため、ロールモデルによる演習や一般社会の中での実習を組み込んだ教育を行う。
- ・人文科学の視点からの健康・疾病についての考えや、社会における疾病の複合的な面を理解できるよう教養教育、基礎医学、臨床医学の各科目間の連携を重視する。

②地域医療、研究、国際貢献に関する内容（関心・意欲）

- ・患者と家族を取り巻く社会状況、社会制度、法制度を理解するための実習プログラム、地域拠点と連携した臨床実習を編成して、地域医療に貢献できる人材を育成する。
- ・研究が必要な課題の存在を理解し、先駆的研究に自ら貢献する意志と情熱を昂揚させるよう環境と機会を設ける。
- ・国際的な医療の現状と課題、国際貢献の様々なあり方について理解を深める。

③基本的医学知識と基本的技術、コミュニケーション能力に関する内容（知識・技能）

- ・医療行為や保健指導に必要とされる専門領域での知識と技術を体系的に学修し、獲得した成果を主体的に実践する機会を設ける。
- ・リーダーシップを醸成し、多職種の尊重・共感・協調等を促すための課外活動や社会活動を支援する。

④問題解決・課題探求能力に関する内容（思考・判断）

- ・PBL（Problem-Based Learning）チュートリアルやTBL（Team-Based Learning）などにより能動的学修を促し、基礎医学実習や診療参加型臨床実習における自己学習、自己評価の過程や結果を重視した教育を行う。
- ・疾病の原因に個人要因以外に社会的な問題も含まれていることを考察し、問題発見・解決型の自己学習ができる教育環境を設ける。

4 アセスメント・ポリシー

札幌医科大学医学部では学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる知識、能力、態度を身につけるための教育の質向上を目的として、教育評価の方針（アセスメント・ポリシー）を以下に定めます。目標設定および評価の方法や実施方法を教務委員会で企画し、評価の結果の情報収集を統合IR部門が行い、信頼性や適切性などの評価、改善方法の検討を医学部教育プログラム評価委員会が行い、医学教育を継続的に改善します。

1. 評価体系

教育プログラムで設定した科目ごとの評価のほかに、学年、および教育段階ごとの評価を行います。

2. 授業科目ごとの評価

- (1) 各授業科目の到達目標をシラバスで示します。
- (2) 各科目の評価内容、評価方法をシラバスで示します。
- (3) 評価をうけるために、科目ごとの出席状況を審査要件とする場合があります。
- (4) 科目ごとに、評価方法における評価基準を示します。（再試験などは、評価方法の中に含まれるとして、ポリシーには示さない。）
- (5) 個々人の判定結果を本人に通知するほか、個人情報を除いた全体成績を公表します。

(6) 個々の判定結果に対しての異議申し立てを受け付けます。

(7) 到達目標に達しなかった場合の再履修方法を科目ごとに定めます。

3. 学年および教育段階ごとの評価

科目ごとの評価のほか、学年および教育段階ごとの評価を行います。(学年制運用を可能とするための宣言)

4. 2、3の評価方法制定にあたっては、教務委員会にて全体の調整を行う。

5. 医学部教育プログラム評価委員会が行う評価、改善方法の検討には、外部有識者および学生が参加する。

5 カリキュラム（医学部進級規程第1条・第2条）

医学部カリキュラムは、前項のカリキュラム・ポリシーに基づき、医学教育モデル・コア・カリキュラムに準拠した授業科目編成となっています。また、多様化する医学・医療の進歩、向上に応じたものとなるよう随時カリキュラム改正を行なっています。

6 科目の履修方法（医学部進級規程第3条）

学生は、教育課程において、現在在籍する当該学年の科目を履修しなければなりません。また、原級留置となった場合は、翌年度に当該学年の全科目を履修することとしています。

7 選択科目の履修（医学部進級規程第4条）

選択科目の履修は、選択科目履修届により学務課へ提出しなければなりません。

なお、履修届を提出した科目を他の科目に変更する場合、又は履修を取消す場合は、選択科目履修変更（取消し）届を提出しなければなりません。提出の時期についてはその都度掲示により周知します。

8 授業方法・単位（医学部進級規程第5条・第5条の2）

授業には、講義、演習、実験、実習、実技があり、各授業がいずれに該当し、何単位になるかは、進級規程附則別表・別表の教育課程表やシラバス各科目の科目区分や単位数に記載されています。

9 試験等

(1) 試験（医学部進級規程第7条・第10条（附則第2項、附則別表第1））

試験は、定期試験、中間試験、共用試験CBT（Computer Based Testing：コンピュータによる多選択肢試験）、Pre-CC OSCE（Pre-Clinical Clerkship Objective Structured Clinical Examination：診療参加型臨床実習前客観的臨床能力試験）、Post-CC OSCE（Post-Clinical Clerkship OSCE：診療参加型臨床後客観的臨床能力試験）、卒業試験、追試験及び再試験とし、筆記、口答又は実技その他科目担当責任者が別に指定する方法により行われます。

i) 定期試験 学年末又は各科目の所定の授業終了後に行われます。

ii) 中間試験 必要に応じ随時行われます。

iii) 共用試験CBT及びPre-CC OSCE 臨床実習に参加する学生に必要な基本的知識の理解度及び診察、技能及び態度の到達度を評価するために、別表第1に定める第4学年科目「臨床入門」の所定の授業終了後に行います。なお、試験問題は公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構の共用試験により実施するものです。

iv) Post-CC OSCE及び卒業試験 卒業時に必要な臨床上の知識と技能の到達度を評価するために、別表第1に定める第6学年科目「総合講義」の中で行います。なお、Post-CC OSCEに係る試験問題

は、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構の共用試験により実施するものです。この場合において、本学独自の試験問題を追加することができることとなっています。卒業試験は別に定める方法により2回行うこととなっています。

- v) 追試験 定期試験等の受験資格を有する者が、病気その他の事由により当該試験を受験できないときに、あらかじめ定期試験等欠席届（別記第5号様式）を当該科目の科目担当責任者に提出し、正当な理由があるものとして認められた者に対して行います。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができなかつたときは、その事由を付して直ちに届け出なければなりません。
- vi) 再試験 定期試験、追試験、共用試験CBT、Pre-CC OSCE、Post-CC OSCE又は卒業試験において不合格となった者に対して、当該不合格の科目について行うことがあります。
- vii) 試験に係る受験料 共用試験CBT、Pre-CC OSCE及びPost-CC OSCEに係る受験料は、学生の負担とし、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構に支払うものとしします。

(2) 履修の制限について（**医学部進級規程第3条の2（別表第1）**）

次の授業科目については、履修条件が設けられており、条件を満たさないときは当該科目の履修が制限されます。

- i) 別表第1に定める第4学年科目「臨床実習」の履修条件は、第4学年科目「医学概論・医療総論4」及び「臨床入門」の全単位を修得していること。

(3) 講義の出席について（**学則第15条第2項、医学部進級規程第8条、学生通則第12条**）

医学部における単位の授与及び授業科目修了の認定は、試験その他の審査によって行われますが、試験その他の審査を受けるために必要な所定の期間は次のとおりです。

- i) 講義および演習は、授業時間の3分の2以上出席していること。
- ii) 実験、実習および実技は、授業時間のすべてに出席していること。

試験等の受験資格を失うと単位認定されません。授業の出席については、授業科目毎に授業時間数が異なるので、必ずシラバスを確認し、学生個人の責任で管理してください。

3日以上連続して欠席するときは、事前に欠席届（学生通則別記第5号様式）を学部長に提出しなければなりません。やむを得ない事情により事前に欠席届を提出することができなかつたときは、その理由を付して登校の際、速やかに提出しなければなりません。また、疾病による欠席が7日以上にわたるときは、医師の診断書を添付する必要があります。

特に、実験、実習および実技科目において、忌引や疾病等のやむを得ない事由で授業を欠席する場合には、必ず事前に授業科目担当責任者へ事情を申し出て、補講等について今後の指示を受ける必要があります。事前に申し出ることができない場合は、学務課へ連絡してください。

(4) 不正行為の取扱い（**学則第40条、医学部進級規程第9条・第12条第1項第9号**）

試験において不正行為を行った者は、当該科目の再試験を受験することができません。また、当該科目の選択・必修の如何を問わず、進級は認められません。

懲戒処分は、学則第40条の規定に基づき医学部教授会および教育研究評議会の議を経て、学長が行います。

(5) 成績評価の基準（学則第16条、医学部進級規程第11条）

評語	達成度	評価点	合否種別
優	科目の到達目標を十分に達成している。	80点以上	合格
良	科目の到達目標を達成している。	70点以上80点未満	
可	科目の到達目標を最低限度達成している。	60点以上70点未満	
不可	科目の到達目標を達成していない。	60点未満	不合格

共用試験CBTは、全国医学部長病院長会議あるいは公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構が提示する最低合格ラインに基づき判定します。

Pre-CC OSCE、Post-CC OSCEは、試験で実施する全ての分野において満点の6割以上を合格としています。なお、公的化された場合は、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構が提示する最低合格ラインに基づき判定します。

卒業試験については、総合点6割以上を合格としています。

再試験において、合格した場合の成績・評点は60点となります。

10 進級の制限（医学部進級規程第12条・第15条（別表第1））

第1～5学年までの学年間の進級判定において、以下に該当する者は進級できません。

- (1) 出席不良等の理由により、定期試験その他の審査の受験資格が得られない者
- (2) 実験、実習及び実技科目が不合格の者
- (3) 定期試験の再試験（別表第1に定める第1学年の人文系の選択必修科目群で必要単位を満たしている場合および自由選択科目は除く。）において、1科目以上不合格の者
- (4) 別表第1に定める第1学年の人文系の選択必修科目群において、同学年中に所定の単位数を修得していない者
- (5) 別表第1に定める「医学概論・医療総論4」「臨床入門」のうちいずれかの科目が不合格の者（第5学年への進級時）
- (6) 学年ごとの修学および出席状況から、進級後の修学が困難と判断される者
- (7) 試験において不正行為を行い、当該科目が不合格の者

上記のいずれかに該当し原級に留まる場合、当該者は現に在籍する学年の進級要件が適用されます。

11 同一学年の在学年限（学則第9条第1項・26条・40条、医学部進級規程第14条）

同一学年の在学年数は2年を超えることができません。（同一学年を2年以内で進級できない場合は退学処分になります。）ただし、学部長が特別の理由があると認める者については、医学部教授会の議を経て延長を認めることがあります。

12 退学、休学、転学、再入学及び復学（学則第21・22・23・24・25条、学生通則第13条）

退学、休学、転学、再入学又は復学の許可を受けようとする者は、必ず学年担当教員等の面談を受けたうえで、退学願（学生通則別記第6号様式の1）、休学願（学生通則別記第6号様式の2）、転学願（学生通則別記第6号様式の3）、再入学願（学生通則別記第6号様式の4）又は復学願（学生通則別記第6号様式の5）を学長に提出しなければなりません。

13 卒業（学則第15・27条、医学部進級規程第11条・第13条・第15条（附則別表第1））

別表第1に定める第6学年の全必修単位を修得し、教育課程を修了認定された者は、卒業証書・学位記が授与されます。その後、医師国家試験に合格し医師免許証を取得してはじめて医師とすることができます。

14 既修得単位および英語検定試験による単位認定（学則第13・14条、医学部進級規程第6条）

(1) 既修得単位認定

他の大学、短期大学又は高等専門学校を卒業した者又は中途退学した者が当該大学等で修得した単位のうち、医学部教授会で承認された場合は、30単位を超えない範囲において本学で修得したものとして認定します。既修得単位の認定を希望する者は、入学時に、既修得単位認定申請書を所定の期日までに学部長に提出する必要があります。また、手続の関係上、認定結果の通知が5月になるため、それまでは、通常どおり授業に出席してください。

(2) 英語検定試験による単位認定

国際教育交換協議会が認定するTest of English as a Foreign Language (TOEFL) と公益財団法人日本英語検定協会が認定するInternational English Language Testing System (IELTS) において一定の得点を取得している者について、医学部教授会で承認された場合は、所定科目の単位が認定されます。英語検定試験による単位の認定を希望する者は、英語検定試験による単位認定申請書を所定の期日までに学部長に提出する必要があります。

15 大野賞（学則第39条）

大野賞は、故大野精七名誉学長の御遺族から、本学の医学教育の振興に寄与することを目的として寄せられた基金をもとにして制定されたものです。

毎年度、札幌医科大学医学部を卒業する者のうちから、人物、学業が優秀で他の模範となる者を選考し、卒業式の席上で表彰します。

16 MD-PhDプログラム

札幌医科大学医学部医学科・大学院医学研究科MD（医師）及びPhD（博士（医学））プログラム（MD-PhDプログラム）は、大学院教育を医学部在籍から開始するプログラムです。医学部第2学年から基礎研究に携わることができ、基礎医学研究者を目指す学生にとって大変有利なプログラムです。

2025年度（令和7年度）医学部学事予定

週	期 間	1年	2年	3年	4年	5年	6年	行事（予定）	
1	3/31 ~ 4/4		春季休業	春季休業	春季休業	春季休業	春季休業	4/4(金)第75回入学式	
2	4/7 ~ 4/11	4/7新入生プログラム	前期授業開始	前期授業開始	前期授業開始	ユニット4	ユニット13		
3	4/14 ~ 4/18								
4	4/21 ~ 4/25								
5	4/28 ~ 5/2								
6	5/5 ~ 5/9						IST(GW)		IST(GW)
7	5/12 ~ 5/16						ユニット5		ユニット14
8	5/19 ~ 5/23								
9	5/26 ~ 5/30								
10	6/2 ~ 6/6								
11	6/9 ~ 6/13						ユニット6		IST 卒業試験1
12	6/16 ~ 6/20								ユニット15
13	6/23 ~ 6/27								
14	6/30 ~ 7/4								
15	7/7 ~ 7/11						ユニット7		
16	7/14 ~ 7/18								IST
17	7/21 ~ 7/25		(16週)	(16週)	(16週)				ユニット16
18	7/28 ~ 8/1	夏季休業	夏季休業	夏季休業	(17週)				
19	8/4 ~ 8/8				夏季休業	夏季休業			
20	8/11 ~ 8/15				夏季休業	夏季休業			
21	8/18 ~ 8/22				臨床入門	ユニット8	選択Ⅲ		
22	8/25 ~ 8/29						(2週)		
23	9/1 ~ 9/5				Pre CC OSCE		選択Ⅳ		
24	9/8 ~ 9/12	(7週)	(7週)	(7週)	IST (1週)		(2週)		
25	9/15 ~ 9/19	後期授業	後期授業	後期授業	CBT	選択Ⅰ	夏季休業		
26	9/22 ~ 9/26				医学概論4	(2週)	(2週)		
27	9/29 ~ 10/3					選択Ⅱ	Post CC OSCE		
28	10/6 ~ 10/10					(2週)			
29	10/13 ~ 10/17					総合講義1	卒業試験2		
30	10/20 ~ 10/24								
31	10/27 ~ 10/31				IST	ユニット9			
32	11/3 ~ 11/7								
33	11/10 ~ 11/14			(9週)					
34	11/17 ~ 11/21			基礎配属					
35	11/24 ~ 11/28				(5週)	ユニット10			
36	12/1 ~ 12/5				ユニット1		〔総合講義2〕		
37	12/8 ~ 12/12	(13週)	(13週)	(4週)					
38	12/15 ~ 12/19	冬季休業	冬季休業	冬季休業			(12週)		
39	12/22 ~ 12/26								
40	12/29 ~ 1/2	(3週)	(3週)	(3週)	冬季休業	冬季休業	冬季休業		
41	1/5 ~ 1/9	後期授業	後期授業	後期授業	(2週)	(3週)	(3週)		
42	1/12 ~ 1/16				ユニット2	ユニット11			
43	1/19 ~ 1/23								
44	1/26 ~ 1/30								
45	2/2 ~ 2/6								
46	2/9 ~ 2/13								
47	2/16 ~ 2/20				ユニット3	ユニット12	IST		
48	2/23 ~ 2/27	(8週)	(8週)	(8週)					
49	3/2 ~ 3/6	春季休業	春季休業	春季休業			2/7(土)・8(日) 医師国家試験(予定)		
50	3/9 ~ 3/13				春季休業	春季休業			
51	3/16 ~ 3/20								
52	3/23 ~ 3/27	(4週)	(4週)	(4週)	(3週)	(3週)		(11週)	
								3/19(木)卒業式	

保健医療学部

皆さんが、これから勉学を続けていくうえで必要な事項は、学則その他諸規程に定められていますが、ここでは、教育目標をはじめ、単位認定や試験に関する留意事項をまとめました。

「札幌医科大学保健医療学部の教育課程、授業科目履修方法、試験及び進級取扱いに関する規程（以下「保健医療学部進級規程」という）」と併せて確認してください。

1 教育理念

保健医療学部は、札幌医科大学の建学の精神・理念に基づき、看護師、理学療法士、作業療法士に求められる専門性の高い実践能力、及びそれぞれの学問分野を探究する研究能力の基礎・基本を育むことに教育のねらいを置く。このことを通して、多様な人々との連携・協働のもとに現代社会の要請に応え、以て北海道の保健・医療・福祉の充実、ならびに学術の発展に寄与できる人材を育成する。

本学部は、札幌医科大学が目指す地域医療への貢献のため、個々の学生が有する能力を向上・発展させ、高度な知識と優れた技術を備えた創造性に富む人間性豊かな医療人となるように支援する。

2 教育目標

- 1 人間の生命や人権を尊重し、様々な背景を有する人々を生活者の視点で全人的に捉え、共感をもって接することのできる人材を育成する。
- 2 文化や価値の多様性を認識し、社会的な視座で諸事象を捉えることのできる人材を育成する。
- 3 保健・医療・福祉の支えを要する個人・家族・地域社会に対して、対象の特性に応じた専門性の高い実践を行うための知識・技術の基礎・基本を高いレベルで有する人材を育成する。
- 4 専門職としての自覚と責任に基づいて、地域社会に内在する保健・医療・福祉の諸課題に向き合い、現状の改善・改革のために創造的に思考し積極的に行動できる人材を育成する。
- 5 保健・医療・福祉における自らの役割・機能を深く認識し、他職種を含む様々な立場の人々と連携・協働できる人材を育成する。
- 6 専門的能力の維持・開発に継続的に取り組むとともに、高い自己学習力と向上心をもって看護学・理学療法学・作業療法学の発展に寄与する姿勢を有する人材を育成する。

3 ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

保健医療学部では、人々の健康と生活を支える看護師、理学療法士、作業療法士の養成、及び看護学、理学療法学、作業療法学の発展、実践の向上に寄与する人材を育成するため、教育目標を設定しています。

この目標の達成に必要な基本的な能力を学部ディプロマ・ポリシーとして定めるとともに、各分野に求められる具体的な能力に関しては、学科ごとに明示します。

保健医療学部では、学部・学科のディプロマ・ポリシーが求める能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に学士の学位を授与します。

1. 建学の精神を実現するための基盤となる能力
 - 1) 自然や社会の様々な現象を多角的にとらえるための幅広い教養を身につけている。
 - 2) 広い視野に立って社会的な諸課題を見つめ、その本質を明確化する能力を身につけている。
 - 3) 文化や価値の多様性を受け入れ、人権・人格・個性を尊重して人々に接する能力を身につけている。
 - 4) 社会の様々な場面において他者と交流し、自らの思いや考えを的確に表現する能力を身につけている。
 - 5) 私たちが暮らす社会の保健・医療・福祉の発展を志向し、主体的に物事に参画する行動力を身に

つけている。

2. 保健・医療・福祉の実践を担う専門職、専門分野の発展に寄与する能力

- 1) 看護師、理学療法士、作業療法士それぞれの専門領域に求められる体系的な知識と技術を身につけている。
- 2) 各専門領域における課題を明確化し、豊かな発想と科学的思考によって解決策を構想する能力を身につけている。
- 3) 保健・医療・福祉にかかわる様々な人々と連携・協働する能力を身につけている。
- 4) 専門職としての役割と責任を認識し、高い倫理観をもって実践する能力を身につけている。
- 5) 医療の実践、各学問分野の発展のために、生涯にわたって研鑽する意欲と自己学習力を有している。

4 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施方針）

札幌医科大学保健医療学部では、ディプロマ・ポリシーに示す能力を身につけた人材を育成するために、人間・自然・社会を広く学ぶ「一般教育科目」と、専門職、専門分野の基盤となる「専門教育科目」を体系的に編成し、講義・演習・実験、臨地／臨床実習を適切に組み合わせた教育課程を展開します。

学部カリキュラム・ポリシーでは、学部ディプロマ・ポリシーを達成するための3学科共通の基本事項を定め、専門教育科目に関しては、各学科のカリキュラム・ポリシーに具体化します。

1. 教育内容

一般教育科目では、創造性と倫理性に富む豊かな人格を形成するための教養を「自然科学」「心理と思考」「社会と文化」「生活と情報」「外国語」に区分し、主に1、2年次に開講します。また、大学生としての自律的な学修活動に必要なスタディスキル等の初年次学修を配置します。

専門教育科目では、看護学・理学療法学・作業療法学の支持科目、北海道の地域特性や、地域医療にかかわる科目で構成する「専門基礎科目」、専門分野の知識と技術を系統的・段階的に学修する「専門科目」、既習の知識と技術の統合が求められる「統合学習」、対象者、関係職種の人々とのかかわりを通して専門職に必要な知識・技術・態度を実践的に学ぶ「臨地実習/臨床実習」で編成します。「統合学習」には、3学科合同のチームで学ぶ「保健医療総論1～4」を各年次に配置し、専門職に求められる基本的な態度と、多職種連携・協働のあり方を学修します。

3、4年次には研究に関する科目を開講し、指導教員のもとで、一連の研究過程を展開します。また、災害医療に関わる基礎的な知識・技術を学修します。生涯を通じた持続的な就業力の育成を目指すキャリア教育とキャリア支援は、各学科の正課内・外を通して行われますが、キャリア形成にかかわる基礎となる諸事項は3年次の合同科目で学びます。

2. 教育方法

保健医療学部のカリキュラムは、各学科とも年次進行に即して専門性を深めていく漸進的な設計とし、将来の専門職としてのモチベーションを高めるために、入学後早期より専門基礎科目・専門科目を開講します。また、小規模学部・学科の特徴を活かした少人数の能動的学習を積極的に採用するとともに、事前準備・事後展開を含む質・量を伴う学修過程を展開し、自発的・継続的に学ぶ姿勢を養います。

3. 学修成果の評価

ディプロマ・ポリシーに示された学修成果の修得状況に関し、教育課程レベル・科目レベル・学修到達レベルの評価を行うこととし、具体的な内容はアセスメント・ポリシーに定めます。

学生個人の成績評価は、科目シラバスに示す評価対象・評価割合に基づき、試験・レポート・プレゼンテーション等、各科目の教育内容・方法に適した方法で実施します。

5 アセスメント・ポリシー

目的

札幌医科大学保健医療学部は、教育の質を保証するとともに継続的な改善を行うためにアセスメント・ポリシーを策定し、ディプロマ・ポリシーに示された学修成果の修得状況、及び教育全般に対する評価・

検証を行う。本学部のアセスメント・ポリシーでは、教育課程（学部・学科）レベルの評価、科目レベルの評価、学修到達レベルの評価、及び教育課程の見直し等に関し、必要な事項を定める。教育課程レベルに関しては、学部・学科における学修状況の全体的な把握によって評価する。科目レベルの評価は、各科目の達成目標をもとに実施する。学修到達レベルの評価は、成績評価の基準に基づく評価結果、学生自身の自己評価をもとに行う。評価方法としては、学生の修得状況を直接的に測定する直接評価に加えて、各種アンケート等で間接的に測定する間接評価を採り入れる。これらの取り組みを通して、教育課程、教育内容・方法の改善・向上につなげることとする。

評価の概要

ディプロマ・ポリシーに掲げる能力・資質の修得状況について、以下3つのレベルで評価する。

1. 教育課程（学部・学科）レベルの評価
 - 1) 各学科における単位修得状況、GPAの分布・動向、各職種の国家試験の合格状況、就職・進学状況、休退学・留年状況等により行う。
 - 2) 保健医療総論1～4の学修状況、臨床実践能力の獲得状況、卒業研究の成果把握等により行う。
2. 科目レベルの評価
 - 1) 各科目のシラバスに示された到達目標の達成状況、授業評価アンケート等により行う。
3. 学修到達レベルの評価
 - 1) 学生個々の単位修得状況、GPA等により行う。
 - 2) 保健医療総論1～4の評価、臨床実践能力の評価、卒業研究の評価、及び単位修得状況、成績評価・GPA等により行う。

実施体制等

ディプロマ・ポリシーに掲げる能力・資質の修得状況の評価は、以下の体制で実施する。

1. 保健医療学部アセスメント・ポリシーに基づき、各学科において具体的なアセスメント内容・方法を定める。
2. 学部におけるアセスメントの推進組織は学部学科長会議、実施組織は教務委員会とし、各学科においては体制を整え執り行う。
3. 評価にかかわる各種データの取扱いについては、大学・学部の関係規程等を遵守するとともに、個人情報保護に努める。
4. 評価結果、及び改善状況等については、HP等を活用して積極的に公表する。

主な評価内容・方法

ディプロマ・ポリシーに掲げる能力・資質の修得状況について、以下の方法で評価する。

1. 保健医療総論1～4の成果：DP 2.3)、2.4) に関連し、保健医療総論の学修成果を各科目の到達目標に即して評価する。
 - 1) 教育課程レベルでは、評価結果の全体集計、及び学科ごとの集計により行う。
 - 2) 学修到達レベルでは、保健医療総論各科目の到達目標に基づく自己評価により確認する。
2. 卒業研究（看護学研究・理学療法学研究・作業療法学研究）の成果：DP 2.2)、2.5) に関連し、3学科の必修科目である卒業研究の成果を学科ループリックによって評価する。
 - 1) 教育課程レベルでは、評価結果の全体集計、及び学科ごとの評価結果の集計により行う。
 - 2) 学修到達レベルでは、卒業研究のループリックによる評価で確認する。
3. 臨床実践能力の獲得状況：DP 2.1)、2.4) に関連し、各分野の専門職に求められる知識・技能の修得状況に関し、各学科で行うOSCE等によって評価する。
 - 1) 教育課程レベルでは、OSCE 等の評価結果の集計により行う。
 - 2) 学修到達レベルでは、OSCE 等の評価結果のフィードバックにより確認する。
4. 各科目の成績評価・GPA：シラバスに示す評価基準に基づき、科目ごとに適した方法で成績評価を行う。
 - 1) 教育課程レベルでは、GPAの分布により学修成果の達成度を確認する。
 - 2) 学修到達レベルでは、各科目の成績評価・GPA により確認する。

5. 授業評価アンケート：授業の満足度や授業の理解度等から科目ごとの目標達成状況を評価する。
6. 新入生調査：DPの達成に係る新入生の準備状態を把握する。
7. 学生生活実態調査：DPの達成に係る学生生活の実態を把握し、間接評価する。
8. 卒業生・雇用者調査：DPの達成状況に関する卒業生・雇用者への調査を実施し、間接評価する。
上記に示す学部共通の評価内容のほか、各学科において定める。

アセスメント・リスト

	内容	学部DPとの関連	実施時期	方法	対象	評価レベル	実施組織
1	保健医療総論1～4の成果	DP 2.3)、2.4)	各科目了時	ルーブリックによる評価	1～4年	教育課程(学部)、学修到達度	カリキュラム委員会 保健医療総論運営WG
2	卒業研究の成果	DP 2.2)、2.5)	卒業研究終了時	ルーブリックによる評価	4年	教育課程(学部・学科)、学修到達度	学科
3	臨床実践能力の獲得状況	DP 2.1)、2.4)	OSCE等終了時	OSCE、ルーブリックの評価表等に基づく評価	該当学年	教育課程(学科)、学修到達度	学科
4	各科目の成績評価・GPA	各科目に関わるDP	学期末	試験、レポート等による確認	1～4年	学修到達度	教務委員会
5	授業評価アンケート	各科目に関わるDP	学期末	アンケート	1～4年	科目	教育評価検討小委員会
6	新入生調査		毎年	アンケート	1年	教育課程(学部)	IR連携WG
7	学生生活実態調査		毎年	アンケート	2～4年	教育課程(学部)	IR連携WG
8	卒業生・雇用者調査		毎年	アンケート	卒業生、及び就職先	教育課程(学部)	IR連携WG

6 教育課程

本学部の教育課程は札幌医科大学授業科目の教育課程、授業科目履修方法、試験及び進級取扱いに関する規定の別表第1～3に定められています。

7 単位認定

1. 単位認定について

単位認定の要件は以下のとおりである。

(1) 履修登録

当該学期に履修する全ての科目に関し、所定の期日までに登録を完了する。履修登録については「8 履修上の注意」を参照すること。

(2) 出席回数

「札幌医科大学授業科目履修方法、試験及び進級取扱いに関する規程」第7条に基づき、各科目の授業時間の3分の2以上の出席を必要とする。

(3) 試験、レポートなど

単位認定のための評価は、科目担当責任者及び担当教員の判断により、試験、レポート、その他の方法で行われる。評価方法はシラバスに記載されているとおりである。

(4) 授業出席に関する留意事項

学生は、教員から科目ごとに指示された方法に従って、出席登録を行うものとする。

① 固定式ICカードリーダーにより出席管理を行う授業について

1. 授業開始10分前～授業開始時間までに、ICカードリーダーに学生証をかざすこと。なお、固定

- 式 IC カードリーダーの遅刻限度設定は、授業開始15分後までとする。
2. 学生証の認証時間（授業開始10分前～授業開始15分後）外に学生証をかざした学生及び、学生証をかざさなかった学生は、欠席とする。
 3. ICカードリーダーに学生証をかざした場合は、カードリーダー画面に表示される時刻を確認し、出席認証時間内であることを確認すること。
 4. 他の出席管理方法（出席カード及び感想シート等の提出、点呼等）を併用する授業においては、担当教員の指示に従うこと。
- ② 移動式ICカードリーダー及び、紙、点呼等により出席管理を行う授業について担当教員の指示に従い、授業開始15分後までに出席登録を行うこと。
 - ③ 遅刻限度設定について
上記①及び②の取扱いによらず、科目によっては遅刻限度設定が異なる場合があるので留意すること。
 - ④ 学生証の携帯について
 1. 学生証は、常に携帯すること。
 2. ICカードリーダーにより出席管理を行う授業時に学生証を忘れた場合は、必ず授業開始前に担当教員へその旨申し出ること。
 - ⑤ 出席状況の確認
授業の出席状況は、毎月最終週に公開するので、各自、学生サポートシステムの出席状況照会画面を確認し自己責任で管理すること。
 - ⑥ 出席登録に関する注意事項
以下のような行為は厳に慎まなければならない。
 1. 学生証の貸し借りをを行う
 2. 代理による出席を行う（他人の学生証をかざし代理による出席登録を行う。もしくは、代理による出席登録を他人に依頼する）
 3. 出席登録を行った後、授業に出席しない。
 - ⑦ 補講に関する注意事項
日程上、講義回数が規定回数を確保できない場合には時間割の空き時間に補講が行われる。開講日時・教室は学生サポートシステム又は掲示板に、随時、掲示されるので見落としがないよう留意すること。
- (5) 定期試験受験に関する留意事項
- ① 試験開始前の留意事項
 1. 原則として、指定した座席に着席すること。
 2. 机上の左上角に、学生証を提示すること。不携帯の場合は受験できない（学生証を忘れた場合は、学務課保健医療学部・専攻科教務係で受験許可書の発行を受けること）。
 3. 机上には、筆記用具（鉛筆、シャープペンシル、消しゴム）、持ち込みを許可された物（ノート、テキスト等）、学生証及び時計機能のみの時計のみとし、これら以外のものは鞆等に入れ、椅子の下に置くこと。
 4. 目薬、ティッシュペーパー（袋から中身だけ取り出すこと）は、机上に置くことを認める。
 5. 携帯電話の電源は切ること。
 - ② 遅刻の扱い
試験開始後20分以上遅刻した者は、受験できない。
 - ③ 途中退室
 1. 途中退室は、試験開始より30分までは認めない。また、一旦退出した場合は、当該科目の試験が終了するまで再入室は認められない。ただし、体調不良等のやむを得ない事由により、保健室で休養等をした後、試験を継続する場合は、再入室することができる。なお、この場合、試験時間の延長は認めない。

2. 体調不良等のやむを得ない事態が発生した場合は、監督教員に申し出た上で指示を受けること。

④ 不正行為

カンニング等の不正行為が現認された場合は、監督教員の指示に従い、受験を停止すること。なお、不正行為は学則第 40 条の懲戒の対象となり、厳しい処分が下される。

保健医療学部及び専攻科の教育科目における成績評価に対する疑義申し立てについて

札幌医科大学保健医療学部及び専攻科には、学生からの教育科目における成績評価に対する疑義申し立てを受け付ける制度があります。

本制度についての詳細は、学務課保健医療学部・専攻科教務係までお問い合わせ願います。

【疑義申し立ての取扱いに関する申し合わせ（一部抜粋）】

○成績評価に対する問い合わせ

学生は、発表された自身の成績評価に対して質問・疑問がある場合は、本取り扱ひの疑義申し立てを行う前に、該当科目の科目担当責任者に問い合わせを行うこととする。

○成績評価結果の説明

科目担当責任者は、成績発表後、学生からの成績評価に対する質問・疑問を受け付けるとともに、これに真摯に対応することとする。

○成績評価に対する疑義申し立て

(1) 学生は、科目担当責任者の説明では解決が得られなかったときは、保健医療学部にあつては保健医療学部長、専攻科にあつては専攻科長に対して成績評価の疑義申し立てを行うことができる。

(2) 学生からの疑義申し立ては、成績評価に対する疑義申し立て書（別記第 1 号様式）により、学期毎に別に定める所定の期間内に学務課において受け付けることとする。

2. 進級制度について

各学科の教育課程は、効果的な学習ができるように体系的に配置されている。3 年次からの臨床（地）実習をはじめとする専門科目を修得するには、2 年次までに設定した一般教育科目及び、一定の専門基礎科目の修得が必要不可欠である。進級判定は、2 年次までの一定の科目修得を義務づけることにより進級制限を設け、3 年次からの専門科目を効果的に学習するための制度である。

(1) 進級要件

2 年次から 3 年次への進級については、下記の進級要件を満たさなければならない。

- ① 2 年次終了時まで一般教育科目 26 単位以上（必修単位を含む）を修得していること。
- ② 2 年次までに配当された専門基礎科目及び専門科目の必修科目をすべて修得していること。

8 履修上の注意

1. 学生は卒業に必要な科目履修、単位の管理責任を負う。学生便覧、シラバス等を十分に活用し、確実な履修計画を立て、単位を管理する必要がある。本学ホームページに掲載の「個別履修計画表」を使用して、4 年間の履修計画を立てておくことが望ましい。
2. 各学科とも臨床（地）実習の履修には先行要件があるため、履修に際しては十分に注意すること。
3. 各科目の出席管理は学生自身で行うこと。出席回数は授業時間の 3 分の 2 以上を原則とするため注意すること。なお、出欠確認は科目ごとに周知されるため、指示に従って行う必要がある。

4. 一般教育科目はほとんどが選択であるため、各領域の履修条件を十分に考慮して履修計画を立てること。
5. 自由選択科目は卒業要件単位に算入されないので注意すること。
6. 必修、選択の別なく全ての履修科目の履修登録を行うこと。履修登録は学生サポートシステムにより学生自身で実施すること。当該学期に履修する全科目について所定の期日までに登録する必要がある。期日までに履修登録がされていない場合は、当該学期の開講科目を履修できないおそれがある。履修登録に関しては学務課保健医療学部・専攻科教務係より連絡があるため、十分に注意して行うこと。
7. 履修登録の変更、取消を希望する場合は、所定の期日までに変更・取消手続を完了すること。
8. 不合格となった科目については、科目担当責任者、担当教員の指示を受けること。
9. 履修方法、単位認定、試験等にかかる事項に関しては学生便覧で確認すること。
10. 科目履修、その他学生生活に関する質問や相談は、学生担当教員又は副学生担当教員に遠慮なく申し出る。また事務手続に関しては学務課保健医療学部・専攻科教務係【教育研究棟1階学務課内】に相談すること。
11. 補講は時間割の空き時間に随時行われるため、5時限目まで講義に出席できるよう自身の日程管理を行うこと。
12. 学事予定表で、授業および試験期間を確認すること。
13. 各講義室や講義室に設置している机に取り付けられている差込プラグおよびコンセントで携帯電話・スマートフォン・パソコン等の電子機器を充電しないこと。
14. 各講義の担当教員に無断でスライド資料や板書等を撮影しないこと。

9 卒 業

大学の教育課程を修了した（卒業要件単位数については保健医療学部進級規程の別表参照）と認定された者は、卒業証書・学士の学位が授与されます。しかし、これだけでは医療業務に従事することはできず、国家試験に合格し免許証を取得してはじめて看護師、理学療法士、作業療法士となります。

なお、当学部にあつては学則第27条に規定する卒業認定の時期は、3月及び9月（9月は4年を越えて在学した学生）とします。

10 就 職

就職については、担当教員とよく相談してください。

11 既修得単位等の認定

- (1) 入学前に本学、他の大学、短期大学又は高等専門学校等において修得した単位を、教授会の議を経て、60単位を超えない範囲で本学で修得したものとして認定します。

なお、認定結果の通知は手続の関係上5月中旬になります。それまでは通常通り講義に出席して下さい。

- (2) 財団法人日本英語検定協会が行う「実用英語技能検定」の1級及び準1級の合格者及び「Test of English as a Foreign Language (TOEFL) (国際教育交換協議会認定)」及び「Test of English for International Communication (TOEIC) (一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会認定)」において一定の得点を取得している者について、教授会で承認された場合は、英語の単位が認定されます。

12 学部表彰について

保健医療学部では、学生の学習および学生生活における様々な活動意欲を高めることを目的に表彰制度を設けています。

この表彰制度は、以下のとおり、学業や課外活動において優れた成績を収めた者や、社会活動等において高い評価を受けたことにより、本学部の名誉を高めたと認められた学生を表彰しています。

(1) 表彰の対象

- ①毎年度本学部を卒業する者のうち、学業成績及び人物が優秀で他の範となる者
 - ・最優秀者（看護学賞・理学療法学賞・作業療法学賞の受賞者各1名）
 - ・優秀者（各学科1名）
- ②毎年度本学部2学年までの教育課程を修了した者のうち、学業成績及び人物が優秀で他の範となる者
 - ・最優秀者（各学科1名）
 - ・優秀者（各学科1名）
- ③課外活動において特に優秀な成績を収め、本学部の名誉を高めたと認められる者
- ④社会活動において顕著な功績により社会的に高い評価を受け、本学部の名誉を高めたと認められる者
- ⑤特に他の模範とするに足る行為、又は善行があったと認められる者

(2) 看護学賞

この賞は、故朝比奈嫩葉札幌医科大学衛生短期大学部講師の遺族から寄せられた基金をもとにして制定されたものです。

(3) 理学療法学及び作業療法学賞

この賞は、故石橋朝子札幌医科大学理学療法学科講師の定年退職に伴って委託された基金をもとにして制定されたものです。

13-1 看護学科

1. 看護学科教育目標

- 1) 看護の対象である人間の生命と権利を尊重し、全人的に理解できる人材を育成する。
- 2) 看護の対象である個人、家族、集団および地域社会の健康上の問題や課題を明らかにし、それらの解決に必要な実践力の基礎を育む。
- 3) 看護実践に内在する倫理的諸問題を認識し、専門的価値に基づく倫理的判断力の基礎を育む。
- 4) 看護職集団におけるメンバーシップ、リーダーシップのあり方を理解し、その発展に貢献できる人材を育成する。
- 5) 保健医療福祉における対象者、および他職種との連携・協働に基づき、保健医療福祉にかかわる共同体の発展に貢献できる人材を育成する。
- 6) 看護実践の専門性を深めるとともに、一層の充実をめざして自ら課題を発見し探究できる人材を育成する。
- 7) 多様な文化や価値観に基づく社会のなかで、人々の健康に貢献しながら自己の成長を希求できる人材を育成する。

2. 看護学科ディプロマ・ポリシー

看護学科では、次のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に学士（看護学）の学位を授与するとともに、看護師国家試験受験資格を付与します。

1. 建学の精神を実現するための基盤となる能力

- 1) 自然科学や社会科学の基本的な知識を備え、看護の対象となる人々の生活を支えるための知識を多角的に活用し、論理的思考に基づいて自らの考えを表現することができる能力を身につけている。
- 2) 社会の様々な課題に目を向けるとともに、課題の理解に柔軟な発想と知識の適切な活用ができる能力を身につけている。
- 3) 看護の対象となる人々の人権・人格・個性を尊重するとともに、個人の価値観や文化的背景を理解し、適切な関係を築くことができる能力を身につけている。
- 4) 私たちが暮らす社会の保健・医療・福祉の改善を志向し、看護師として主体的に行動する能力を身につけている。

2. 保健・医療・福祉の実践を担う専門職、専門分野の発展に寄与する能力

- 1) 看護実践に必要な看護学や医学および社会福祉等に関する基礎知識と看護技術を修得するとともに、対象者の抱える課題を解決するために広範な知識を統合する能力を身につけている。
- 2) 看護の対象者や協働する様々な職種の人々と良好な対人関係を築き、発展させるためのコミュニケーション能力を身につけている。
- 3) 看護を探究し発展させるための理論や技術を科学的な思考に基づいて理解する能力を身につけている。
- 4) 看護の対象である人間の理解を基盤として、個人・家族・集団および地域社会の健康上の課題を明らかにし、それらの解決に必要な実践力の基礎を身につけている。
- 5) 学修者として、また専門職である看護師としての資質を向上させ、社会的および職業的自立を図るうえで必要な能力を身につけている。
- 6) 看護実践に内在する倫理的諸問題を認識し、専門的価値に基づく倫理的判断力の基礎を身につけている。
- 7) 看護研究の必要性の理解とともに探求のための能力を身につけている。

3. 看護学科カリキュラムポリシー

看護学科では、看護学を体系的に学ぶとともに、看護師に必要な知識・技術・態度を修得するため、以下のように教育課程を段階的・階層的に編成し、教育内容に適した形態と方法で実施します。

1. 教育内容

- 1) 「一般教育科目」では、人間・自然・社会に関する文化や知見、コミュニケーション能力を高めるための科目を学びます。特に、社会と文化の理解や多様なコミュニケーションに必要となる科目については必修とします。
- 2) 「専門基礎科目」では、人体の構造と機能、医学的、社会的、心理学的な面からみた健康に関する基本的知識、健康と医療に関わる歴史、および保健・医療・福祉のシステムといった専門科目の基盤となる知識を学びます。
- 3) 「専門科目」では、個人、家族、集団および地域社会を看護の対象として理解し、その特性に応じた看護方法、さらに看護の発展と機能の充実に関する科目を学びます。
- 4) 「臨地実習」では、対象者・関係職種の人々と直接的にかかわり、看護活動に必要な知識・技術・態度を体験的、実践的に学びます。学年進行で臨床・臨地とのつながりを意識できるカリキュラムとし、1年次では医療施設の見学・看護師との同行実習、2年次では看護の対象者への日常生活援助を行います。3、4年次では小児・母性・成人・老年・在宅・精神・地域といった各専門領域の実習、4年次では看護実践の現実を統合的に学ぶ体験を通して、看護実践力を涵養します。
- 5) 「統合学習」では、専門領域の研究に取り組むための基礎的な知識を学び、研究過程を体験します。また、保健医療学部3学科及び医学部との合同科目を通して、専門職としての基本的態度やチーム連携能力を身につけ、看護師としてのプロフェッショナリズムを涵養します。

2. 教育方法

保健・医療・福祉に直接携わる看護師を育成する本学科の特徴として、実体験に基づき知識・技術・態度を統合的に修得する専門的な演習・実習に重点を置く科目を多く配置します。超高齢社会において、看護師に求められる基礎的な能力を育成するため、人々の生活を医療施設内のみならず、在宅・地域の視点からも捉えることを学びます。さらに平常時と災害時における生活の特徴を知り、さまざまな状況の対応に必要な知識と技術、連携のあり方を学修する機会を設けます。

また、3年次からは少人数ゼミナールを行い、グループ学修やフィールド活動等の能動的学修を採り入れ、学生が発表し、質問に答える機会を設けます。ゼミナールでの学修を通じて、論理的思考力、倫理的判断力、自らを知り他者とコミュニケーションする能力を高め、人々の健康に貢献できるよう看護実践の専門性を追求する能力を高めます。

3. 学修成果の評価

看護学科における学修成果の評価は学部のアセスメント・ポリシーに準じて行います。

課程レベルの学修成果は、国家試験の合格率や卒業要件の達成状況（単位取得状況・GPA）、および、各科目の学修成果はシラバスに提示された授業科目の到達目標に対する評価方法を用いて評価します。学修到達レベルの評価は、講義・演習科目では定期試験・レポート・授業内で行われる小テスト・実技試験等の各科目の教育内容・方法に適した評価方法により実施します。看護技術総合演習では客観的臨床能力試験（OSCE）による評価、臨地実習科目、看護学研究および保健医療総論ではルーブリックによる評価を実施します。

4. 看護学科履修方法

(1) 卒業認定総単位数

卒業要件単位として、一般教育科目26単位以上、専門基礎科目、専門科目、統合学習、臨地実習において106単位以上、合計132単位以上の修得が必要である。

(2) 一般教育科目の履修方法

- ① 一般教育科目は26単位以上履修しなければならない。そのうち、「基礎セミナー」「英会話」「実践英語」「保健医療英語」の4科目4単位は必修、「国際関係論」「国際協力論」はいずれか1単位必修、その他は選択科目である。選択科目は「自然科学」「心理と思考」「社会と文化」「生活と情報」

「外国語」の各領域からそれぞれ4単位以上の履修が必要である。26単位のうち5単位は領域を越えて自由に選択することができる。なお、26単位のうち選択科目2単位以上を2年次に修得しなければならない。

② 各授業科目は、定められた開講年次において履修するものとする。

領 域	必 要 単 位 数	卒 業 認 定 単 位 数
導入科目	1単位	26単位以上
自然科学	4単位以上	
心理と思考	4単位以上	
社会と文化	4単位以上	
生活と情報	4単位以上	
外国語	4単位以上 (必修科目3単位含む)	

(3) 専門基礎科目・専門科目・統合学習・臨地実習の履修方法

専門基礎科目、専門科目、統合学習、臨地実習において合計106単位以上履修しなければならない。専門基礎科目は必修24単位、専門科目は必修39単位、統合学習は必修13単位、「臨地実習」は必修24単位の履修が必要である。さらに、専門基礎科目は選択3単位以上、専門科目及び統合学習の選択科目から3単位以上（4年次の選択科目は前期2単位以上、後期1単位以上選択）を履修しなければならない。なお、自由選択科目は卒業認定単位に算入されないので注意すること。

領 域	必 要 単 位 数	卒 業 認 定 単 位 数
専門基礎科目 人間と健康 人間と環境	} 必修24単位 *専門基礎科目から3単位以上選択	106単位以上
専門科目 看護の基本 対象の特性と看護活動 在宅・地域に関する看護活動 看護の発展と機能の充実	必修10単位 必修18単位 必修6単位 必修5単位以上	
統合学習 看護学の統合 チーム連携と地域ケアシステム その他	必修7単位 必修5単位 必修1単位 *専門科目と統合学習から3単位以上選択	
臨地実習	必修24単位	

(4) 科目履修上の制限科目について

臨地実習の履修には、先行要件が満たされていなければならない。

下記の表の左側に記載されている実習科目を履修するためには、右側の科目を修得していなければならない。先行要件が満たされていない場合は、実習科目を履修できないので注意すること。

実 習 科 目		実習科目履修に必要な先行要件	
基礎看護実習2	2年後期	基礎看護実習1	1年後期
成人看護実習1	3年後期	成人看護方法2 成人看護方法4	3年前期 3年前期
成人看護実習2	3年後期	成人看護方法3 成人看護方法4	3年前期 3年前期
老年看護実習1	3年後期	老年看護方法	3年前期
老年看護実習2	3年後期		
母性看護実習	3年後期	母性看護方法	3年前期
小児看護実習	3年後期	小児看護方法	3年前期
在宅看護実習	3年後期	在宅看護方法	3年前期
精神看護実習	4年後期	精神看護方法	4年前期
地域看護実習	4年前期	地域看護方法	3年前期
看護統合実習	4年前期	3年次開講の実習科目を4科目以上合格	

【令和2年度以降入学生適用】 **看護学科教育課程科目年次配置表** ()内：単位数

コマ	【1学生】		【2学生】		【3学生】		【4学生】	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
1	●基礎セミナー(1)	○生物学2(1)	○教育学(2)	○倫理と哲学(2)	■保健福祉行政論(1)	■成人看護実習(3)	■精神看護方法(2)	■看護情報法用論(1)
2	○生物学(1)	○化学2(1)	○文化人類学(1)	○国際関係論(1)	■成人看護方法2(1)	■成人看護実習2(3)	■	■災害看護論(1)
3	○物理学(2)	○自然科学実験(1)	○家庭関係学(1)	○国際協力論(1)	■成人看護方法3(1)	■老年看護実習(1)	■看護安全管理論(1)	□看護教育論2(1)
4	○化学(1)	■	○保健医療英語(1)	○人間とアト(1)	■成人看護方法4(2)	■老年看護実習2(3)	■看護管理論(1)	□看護政策(1)
5	○心理学概論(2)	○心理学演習(1)	■保健医療英語(1)	■疾病治療論2(1)	■	■小児看護実習(2)	■看護教育論(1)	■看護学研究2(3)
6	○社会学概論(2)	○倫理と哲学(2)	■人間発達学2(1)	■疾病治療論3(1)	■老年看護方法(2)	■母性看護実習(2)	□国際保健医療・看護(1)	■
7	○法学と日本国憲法(2)	○ジェンダー論(1)	■病理学2(1)	■疾病治療論4(1)	■	■在宅看護実習(2)	□看護理論(1)	■
8	○情報科学(2)	○国際関係論(1)	■症状と病態(1)	■災害医療・保健活動論(1)	■小児看護方法(2)	■	□臨床看護コミュニケーション(1)	■精神看護実習(2)
9	○トレーニングとボクシング(1)	○国際協力論(1)	■医療薬学(1)	■環境保健論(1)	■	■	□認知症ケア(1)	■
10	●英会話(1)	○統計学(2)	■疾病治療論(1)	■基礎看護方法(1)	■母性看護方法(2)	■	■看護技術総合演習(1)	■
11	○ロシア語(1)	○手話・点字(1)	■疾病治療論(1)	■ヘルスケアシステム2(1)	■	■	■看護学研究1(2)	■
12	○中国語(1)	○人間とアト(1)	■臨床心理学(1)	■看護倫理(1)	■	■	■	■
13	■解剖学(2)	●実践英語(1)	□救急医療総論(1)	■成人看護方法1(1)	■在宅看護方法(2)	■	■	■
14	■	■生理学(2)	■救命学(1)	■小児看護学概論(1)	■	■	■	■
15	□リハビリテーション概論(1)	■	■保健統計学(1)	■老年看護学概論(1)	■	■	■	■
16	■看護学概論(1)	■栄養生化学(1)	■健康心理学(1)	■母性看護学概論(1)	■	■	■	■
17	■基礎看護方法1(2)	■病理学1(1)	■社会と健康法(1)	■在宅看護学概論(1)	■	■	■	■
18	■	□人間関係論(1)	■社会福祉学(1)	■基礎看護実習2(2)	■	■	■	■
19	■北海道の生活と健康(1)	■基礎看護方法2(2)	□医療経済学(1)	■	■	■	■	■
20	■	■	■基礎看護方法3(1)	■	■	■	■	■
21	■	■ヘルスケアシステム1(1)	■成人看護学概論(1)	■	■	■	■	■
22	■	■基礎看護実習1(1)	■地域看護学概論(1)	■	■	■	■	■
23	■	■	■	■	■	■	■	■
24	■	■	■	■	■	■	■	■
25	■	■	■	■	■	■	■	■
26	■	■	■	■	■	■	■	■
27	■	■	■	■	■	■	■	■
28	■	■	■	■	■	■	■	■
29	■	■	■	■	■	■	■	■
30	■	■	■	■	■	■	■	■

- 保健医療総論1(1)
- 地域医療合同セミナー1(1)(通年)
- 自主課題実践1(前・後)
- 保健医療総論2(1)
- * 地域医療合同セミナー2(1)(通年)
- 自主課題実践1(前・後)
- アカデミック英語A(1)
- 保健医療総論3(1)
- * 地域医療合同セミナー3(1)(前期)
- 自主課題実践1(前・後)
- アカデミック英語A(1)
- 保健医療総論4(1)
- * 地域医療合同セミナー4(1)(前期)
- 自主課題実践1(前・後)
- アカデミック英語A(1)

保健医療学部看護学科教育課程とディプロマポリシー関連図（令和2年度以降入学生）

○ 建学の精神を実現するための基盤となる能力

DP1-1 自然科学や社会科学の基本的な知識を備え、看護の対象となる人々の生活を支えるための知識を多角的に活用し、論理的思考に基づいて自らの考えを表現することができる能力

DP1-2 社会の様々な課題に目を向けるとともに、課題の理解に柔軟な発想と知識の適切な活用ができる能力

DP1-3 看護の対象となる人々の人権・人格・個性を尊重するとともに、個人の価値観や文化的背景を理解し、適切な関係を築くことができる能力

DP1-4 私たちが暮らす社会の保健・医療・福祉の改善を志向し、看護師として主体的に行動する能力

○ 保健・医療・福祉の実践を担う専門職、専門分野の発展に寄与する能力

DP2-1 看護実践に必要な看護学や医学および社会福祉等に関する基礎知識と看護技術、および、対象者の抱える課題を解決するために広範な知識を統合する能力

DP2-2 看護の対象者や協働する様々な職種の人々と良好な対人関係を築き、発展させるためのコミュニケーション能力

DP2-3 看護を探究し発展させるための理論や技術を科学的な思考に基づいて理解する能力

DP2-4 看護の対象である人間の理解を基盤として、個人・家族・集団および地域社会の健康上の課題を明らかにし、それらを解決するための実践力

DP2-5 学修者として、また専門職である看護師としての資質を向上させ、社会的および職業的自立を図るうえで必要な能力

DP2-6 看護実践に内在する倫理的な諸問題を認識し、専門的価値に基づく基礎的な倫理的判断力

DP2-7 看護研究の必要性の理解と探求のための能力

● 必修 ◆ 選択必修 ○ 選択 ◇ 自由選択

区分	科目	配置年次				ディプロマポリシー (DP)											
		1年次	2年次	3年次	4年次	DP1-1	DP1-2	DP1-3	DP1-4	DP2-1	DP2-2	DP2-3	DP2-4	DP2-5	DP2-6	DP2-7	
一般 教育 科目	導入科目	基礎セミナー					●										●
	自然科学	生物学1					○					○					
		生物学2					○					○					
		物理学					○					○					
		化学1					○					○					
		化学2					○					○					
		自然科学実験					○										
	心理と思考	心理学概論					○		○								
		心理学演習					○		○								
		教育学					○		○								
		倫理と哲学					○		○								
	社会と文化	社会学概論					○		○								
		法学と日本国憲法					○		○								
		ジェンダー論					○		○								
		国際関係論							◆	◆							
		国際協力論							◆	◆							
	生活と情報	文化人類学					○		○								
		情報科学					○						○				
		統計学					○										
		手話・点字							○				○				
		トレーニングとスポーツ					○		○								
		人間とアート							○	○							
	外国語	家族関係学							○	○							
		英会話								●			●				
		実践英語								●			●				
		ロシア語								○			○				
		中国語								○			○				
保健医療英語									●			●					
アカデミック英語A									○			○					
アカデミック英語B								○			○						

保健医療学部看護学科教育課程とディプロマポリシー関連図（令和2年度以降入学生）

○ 建学の精神を実現するための基盤となる能力

DP1-1 自然科学や社会科学の基本的な知識を備え、看護の対象となる人々の生活を支えるための知識を多角的に活用し、論理的思考に基づいて自らの考えを表現することができる能力

DP1-2 社会の様々な課題に目を向けるとともに、課題の理解に柔軟な発想と知識の適切な活用ができる能力

DP1-3 看護の対象となる人々の人権・人格・個性を尊重するとともに、個人の価値観や文化的背景を理解し、適切な関係を築くことができる能力

DP1-4 私たちが暮らす社会の保健・医療・福祉の改善を志向し、看護師として主体的に行動する能力

○ 保健・医療・福祉の実践を担う専門職、専門分野の発展に寄与する能力

DP2-1 看護実践に必要な看護学や医学および社会福祉等に関する基礎知識と看護技術、および、対象者の抱える課題を解決するために広範な知識を統合する能力

DP2-2 看護の対象者や協働する様々な職種の人々と良好な対人関係を築き、発展させるためのコミュニケーション能力

DP2-3 看護を探究し発展させるための理論や技術を科学的な思考に基づいて理解する能力

DP2-4 看護の対象である人間の理解を基盤として、個人・家族・集団および地域社会の健康上の課題を明らかにし、それらを解決するための実践力

DP2-5 学修者として、また専門職である看護師としての資質を向上させ、社会のおよび職業的自立を図るうえで必要な能力

DP2-6 看護実践に内在する倫理的な諸問題を認識し、専門的価値に基づく基礎的な倫理的判断力

DP2-7 看護研究の必要性の理解と探求のための能力

● 必修 ◆ 選択必修 ○ 選択 ◇ 自由選択

区分	科目	配置年次				ディプロマポリシー (DP)										
		1年次	2年次	3年次	4年次	DP1-1	DP1-2	DP1-3	DP1-4	DP2-1	DP2-2	DP2-3	DP2-4	DP2-5	DP2-6	DP2-7
専門 基礎 科目	解剖学									●			●			
	生理学									●			●			
	栄養生化学									●			●			
	病理学1									●			●			
	人間発達学1									●			●			
	人間発達学2									●			●			
	病理学2									●			●			
	症候と病態									●			●			
	医療薬学									●			●			
	疾病治療概論									●			●			
	疾病治療論1									●			●			
	疾病治療論2									●			●			
	疾病治療論3									●			●			
	疾病治療論4									●			●			
	臨床心理学								●		●					
	災害医療・保健活動論									●						
	救急医療総論									○			○			
人間と環境	人間関係論							○				○				
	リハビリテーション概論									○		○				
	疫学											●				●
	保健統計学											●				●
	健康管理論								●			●				
	社会と健康史							●	●							
	社会福祉学							●	●							
	環境保健論							○				○				
	医療経済学								○	○						
	保健福祉行政論											●				

保健医療学部看護学科教育課程とディプロマポリシー関連図（令和2年度以降入学生）

○ 建学の精神を実現するための基盤となる能力

DP1-1 自然科学や社会科学の基本的な知識を備え、看護の対象となる人々の生活を支えるための知識を多角的に活用し、論理的思考に基づいて自らの考えを表現することができる能力

DP1-2 社会の様々な課題に目を向けるとともに、課題の理解に柔軟な発想と知識の適切な活用ができる能力

DP1-3 看護の対象となる人々の人権・人格・個性を尊重するとともに、個人の価値観や文化的背景を理解し、適切な関係を築くことができる能力

DP1-4 私たちが暮らす社会の保健・医療・福祉の改善を志向し、看護師として主体的に行動する能力

○ 保健・医療・福祉の実践を担う専門職、専門分野の発展に寄与する能力

DP2-1 看護実践に必要な看護学や医学および社会福祉等に関する基礎知識と看護技術、および、対象者の抱える課題を解決するために広範な知識を統合する能力

DP2-2 看護の対象者や協働する様々な職種の人々と良好な対人関係を築き、発展させるためのコミュニケーション能力

DP2-3 看護を探究し発展させるための理論や技術を科学的な思考に基づいて理解する能力

DP2-4 看護の対象である人間の理解を基盤として、個人・家族・集団および地域社会の健康上の課題を明らかにし、それらを解決するための実践力

DP2-5 学修者として、また専門職である看護師としての資質を向上させ、社会的および職業的自立を図るうえで必要な能力

DP2-6 看護実践に内在する倫理的な諸問題を認識し、専門的価値に基づく基礎的な倫理的判断力

DP2-7 看護研究の必要性の理解と探求のための能力

●必修 ◆選択必修 ○選択 ◇自由選択

区分	科目	配置年次				ディプロマポリシー (DP)											
		1年次	2年次	3年次	4年次	DP1-1	DP1-2	DP1-3	DP1-4	DP2-1	DP2-2	DP2-3	DP2-4	DP2-5	DP2-6	DP2-7	
専 門 科 目	看護の基本	看護学概論									●		●				
		基礎看護方法1											●				
		基礎看護方法2											●	●			
		ヘルスアセスメント1											●	●			
		基礎看護方法3											●	●			
		基礎看護方法4											●	●			
		ヘルスアセスメント2										●	●				
	看護倫理													●	●		
	対象の特性 と看護活動	成人看護学概論											●	●			
		老年看護学概論											●	●			
		小児看護学概論											●	●			
		母性看護学概論											●	●			
		成人看護方法1											●	●			
		成人看護方法2											●	●			
		成人看護方法3											●	●			
		成人看護方法4											●	●			
		老年看護方法											●	●			
		小児看護方法											●	●			
		母性看護方法											●	●			
		精神看護学概論											●	●			
	精神看護方法											●	●				
	在宅・地域 に関する看護活動	在宅看護学概論											●	●			
		地域看護学概論											●	●			
		在宅看護方法											●	●			
		地域看護方法											●	●			
	看護の発展 と機能の充 実	看護安全管理論											●			●	
		看護管理論							●				●				
		看護情報活用論											●		●		
		災害看護論									●		●				
		看護教育論1													●		
		看護教育論2													○		
		国際保健医療・看護								○					○		
		看護理論									○		○				
		臨床看護コミュニケーション										○	○				
		認知症ケア									○		○				
	看護政策								○		○						
統 合 学 習	看護学の統 合	看護学セミナー											●				●
		看護技術総合演習											●				
		看護学研究1													●		●
		看護学研究2													●		●
	チーム連携 と地域ケア システム	保健医療総論1						●			●						
		北海道の生活と健康							●	●							
		地域医療合同セミナー1								○		○					
		保健医療総論2								●							
		地域医療合同セミナー2							◇		◇						
		保健医療総論3								●					●		
		地域医療合同セミナー3								◇		◇					
		保健医療総論4								●					●		
	地域医療合同セミナー4								◇		◇						
	その他	自主課題実践									○				○		
キャリアデザイン									●					●			

保健医療学部看護学科教育課程とディプロマポリシー関連図（令和2年度以降入学生）

○ 建学の精神を実現するための基盤となる能力

DP1-1 自然科学や社会科学の基本的な知識を備え、看護の対象となる人々の生活を支えるための知識を多角的に活用し、論理的思考に基づいて自らの考えを表現することができる能力

DP1-2 社会の様々な課題に目を向けるとともに、課題の理解に柔軟な発想と知識の適切な活用ができる能力

DP1-3 看護の対象となる人々の人権・人格・個性を尊重するとともに、個人の価値観や文化的背景を理解し、適切な関係を築くことができる能力

DP1-4 私たちが暮らす社会の保健・医療・福祉の改善を志向し、看護師として主体的に行動する能力

○ 保健・医療・福祉の実践を担う専門職、専門分野の発展に寄与する能力

DP2-1 看護実践に必要な看護学や医学および社会福祉等に関する基礎知識と看護技術、および、対象者の抱える課題を解決するために広範な知識を統合する能力

DP2-2 看護の対象者や協働する様々な職種の人々と良好な対人関係を築き、発展させるためのコミュニケーション能力

DP2-3 看護を探究し発展させるための理論や技術を科学的な思考に基づいて理解する能力

DP2-4 看護の対象である人間の理解を基盤として、個人・家族・集団および地域社会の健康上の課題を明らかにし、それらを解決するための実践力

DP2-5 学修者として、また専門職である看護師としての資質を向上させ、社会的および職業的自立を図るうえで必要な能力

DP2-6 看護実践に内在する倫理的な諸問題を認識し、専門的価値に基づく基礎的な倫理的判断力

DP2-7 看護研究の必要性の理解と探求のための能力

● 必修 ◆ 選択必修 ○ 選択 ◇ 自由選択

区分	科目	配置年次				ディプロマポリシー (DP)										
		1年次	2年次	3年次	4年次	DP1-1	DP1-2	DP1-3	DP1-4	DP2-1	DP2-2	DP2-3	DP2-4	DP2-5	DP2-6	DP2-7
臨地実習	基礎看護実習1									●	●					
	基礎看護実習2												●	●		
	成人看護実習1												●	●		
	成人看護実習2												●	●		
	老年看護実習1										●		●			
	老年看護実習2												●	●		
	小児看護実習												●	●		
	母性看護実習												●	●		
	在宅看護実習												●	●		
	精神看護実習												●	●		
	地域看護実習												●	●		
	看護統合実習												●	●		

13-2 理学療法学科

1. 理学療法学科教育目標

- 1) 疾病や障害の早期リハビリテーションをはじめ、地域特性を考慮した地域リハビリテーション、疾病や外傷及び障害の予防と治療を目的とした理学療法の基本的な臨床能力を育む。
- 2) 保健医療福祉における他職種との連携・協働に基づき、社会や地域のニーズに応じて貢献しうる理学療法を探求できる人材を育成する。
- 3) 理学療法の対象となる人々の価値観や諸々の状況を理解できる感性をもった全人的臨床実践力の基礎を育む。
- 4) 科学性と幅広い知識を有する人間性豊かで、自己研鑽と能動的学習の重要性を感受でき、論理的な思考に基づく課題解決能力の基礎を育む。
- 5) 生活の質向上に繋がる理学療法の専門性を高めるとともに、超高齢化社会への対応、そして健康でアクティブな生活の営みにかかわる理学療法の発展に貢献できる人材を育成する。

2. 理学療法学科ディプロマポリシー

理学療法学科では、次のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に学士（理学療法学）の学位を授与するとともに、理学療法士国家試験受験資格を付与します。

1. 建学の精神を実現するための基盤となる能力

- 1) 自然科学や社会科学の様々な現象や人々の生活に関連する事象についての知識を備え、論理的思考に基づいた教養を身につけている。
- 2) 現代社会における様々な課題に対して広く多角的な視野を持ち、その本質を理解する能力を身につけている。
- 3) 文化的背景や人々の持つ価値の多様性を受け入れ、理学療法士として人権・人格・個性を尊重して適切な関係を築く能力を身につけている。
- 4) 社会の様々な場面において他者や多職種と交流し、自らの思考を体系化し、論理的に表現する能力を身につけている。
- 5) 私たちが暮らす社会の保健・医療・福祉の発展を志向し、理学療法士として主体的に物事に参画する行動力を身につけている。

2. 保健・医療・福祉の実践を担う専門職、専門分野の発展に寄与する能力

- 1) 理学療法の専門領域に関連する体系的な知識とそれに基づく臨床技術を身につけている。
- 2) 理学療法の対象者や様々な職種の人々と協働し、医療の発展に貢献できる良好な対人関係を築けるコミュニケーション能力を身につけている。
- 3) 理学療法における課題を明確化するとともに、医学的根拠に基づく豊かな発想と論理的思考によって解決策を構築する能力を身につけている。
- 4) 理学療法士としての役割と責任を認識し、高い倫理観をもって実践する能力を身につけている。
- 5) 医療の実践と理学療法分野の発展のために、生涯にわたり技術の研鑽と知識の蓄積する意欲と自己学習力を有している。

3. 理学療法学科カリキュラムポリシー

理学療法学科では、理学療法学を体系的に学ぶとともに、理学療法士に必要な知識・技術・態度を修得するため、以下のように教育課程を段階的・階層的に編成し、教育内容に適した形態と方法で実施します。

1. 教育内容

- 1) 対象者の疾患・生活・環境に対して適切な支援を行う理学療法の多様性を鑑み、「一般教育科目」

では、人間・自然・健康・社会・環境を広く学び、文化やコミュニケーションへの理解を深め、理学療法士として求められる人間性や倫理性を高めるための科目を学びます。特に、運動科学と医学を基礎に置き、人間の人文・社会的な理解と生物学的な理解を必須とします。

- 2) 「専門基礎科目」では、人体構造やメカニズム、医学の基礎知識や代表的な臨床医学の基礎概念を習得します。また、疾患別に種々の検査・測定をもとに対象者の障害とその程度を把握する理学療法評価の基礎を学びます。
- 3) 「専門科目」では、理学療法の対象となる運動器障害、神経障害、内部障害、発達障害、高齢期障害などの体系ごとに治療法の概要を学びます。加えて、身体的障害をサポートする器具や物理的刺激を用いた理学療法の治療ツールについて学ぶと共に、地域・在宅系の理学療法や行政、キャリア形成などを見据えた広い視野を養います。
- 4) 「臨床実習」では、臨床の現場での対象者や様々な関連職種との直接的なかかわりを通して、理学療法に必要な知識・技術・態度を実践的に学びます。1年次では医療機関・施設の見学実習を通して、理学療法士の役割について理解を深めます。2年次では理学療法評価診断の講義・演習と連動した各専門領域のテーマに沿った実践的な理学療法評価の基礎的な知識・技能について学びます。3年次では、発達障害および高齢期障害の理学療法領域の実習を通して、対象者のライフステージと地域全体を見渡す視線を養うことを目指します。4年次では、運動器・神経・内部障害系の理学療法領域の実習において、的確な検査・測定による評価をもとに、対象者の社会的背景も含めた総合的な視点からの治療計画の策定や治療の実践を通して、理学療法の一連のプロセスを経験します。
- 5) 「統合学習」では、科学的思考力を養うために、それぞれの興味関心に基づいて専門領域を学び、一連の研究過程について学びます。また、保健医療学部3学科が合同し、グループワークの基礎を学ぶ科目や医学部と合同して地域医療の現状に触れる科目など、多職種との連携を早期から体験することで、様々な人々とのコミュニケーション能力を磨きます。

2. 教育方法

保健・医療・福祉に直接携わる理学療法士を育成する本学科の特徴として、理学療法の専門領域を「運動器障害」、「神経障害」、「内部障害」、「発達障害」、「高齢期・地域理学療法」に分け、それぞれの領域ごとの講義による知識の習得と演習・実習による技能の習得をシームレスに行う独自のカリキュラムを設定しています。

また、3年次から理学療法の専門領域や研究室に配属された少人数のゼミナールを行い、先進的な理学療法への応用可能性に触れながら、自己研鑽と能動的学修の重要性を感受し、科学的思考力と問題解決能力を養います。これにより科学的根拠に基づく理学療法の確立と実践を目指した科学リテラシーを有する人材の育成を目指します。

3. 学修成果の評価

理学療法学科における学修成果の評価は学部のアセスメント・ポリシーに準じて行います。課程レベルの学修成果は、国家試験の合格率や卒業要件の達成状況（単位取得状況・GPA）などにより評価を行い、科目レベルの評価はシラバスに提示された授業科目の学修目標に対する評価方法を用いて行います。学修到達レベルの評価は、講義科目では定期試験・レポート・授業内で行われる小テスト等、演習・実習科目ではこれらの評価に加えて実技試験、臨床実習や卒業研究ではルーブリック評価等、各科目の教育内容や方法に適した方法で実施します。

4. 理学療法学科履修方法

- (1) 卒業認定総単位数 卒業要件として、一般教育科目26単位以上、専門基礎科目、専門科目、統合学習、臨床実習において107単位以上、合計133単位以上の修得が必要である。
- (2) 一般教育科目の履修方法

- ① 一般教育科目は26単位以上修得しなければならない。そのうち、「基礎セミナー」「物理学」「英会話」「実践英語」「保健医療英語」の5科目6単位は必修、「国際関係論」「国際協力論」はいずれか1単位必修、その他は選択科目である。卒業要件は、学習領域が偏らないように領域ごとに決められた単位数の修得が必要であるが、26単位のうち5単位については、領域を越えて自由に選択することができる。なお、26単位のうち選択科目2単位以上を2年次に修得しなければならない。
- ② 各授業科目は、定められた開講年次において履修するものとする。

領 域	必 要 単 位 数	卒業認定単位数
導入科目	1単位以上	26単位以上
自然科学	4単位以上	
心理と思考	4単位以上	
社会と文化	4単位以上	
生活と情報	4単位以上	
外国語	4単位以上 (必修科目3単位含む)	

(3) 専門基礎科目、専門科目、統合学習、臨床実習の履修方法

専門基礎科目、専門科目、統合学習、臨床実習において合計107単位以上履修しなければならない。専門基礎科目は必修38単位、専門科目は必修42単位、統合学習は必修6単位、「臨床実習」は必修20単位の履修が必要である。さらに、専門基礎科目及び統合学習の選択科目から1単位以上を履修しなければならない。

なお、自由選択科目は卒業認定単位数に算入されないので注意すること。

領 域	必 要 単 位 数	卒業認定単位数
専門基礎科目 人体の構造と機能及び心身の発達 疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進 保健医療福祉とリハビリテーションの理念	必修16単位 必修18単位 必修4単位	107単位以上
専門科目 基礎理学療法学 理学療法管理学 理学療法評価学 理学療法治療学 地域理学療法学	必修9単位 必修2単位 必修6単位 必修22単位 必修3単位	
統合学習 チーム連携と地域ケアシステム その他	必修6単位 *専門基礎科目と統合学習 から1単位以上選択	
臨床実習	必修20単位	

- (4) 科目履修上の制限科目について 臨床実習の履修には、先行要件が満たされていなければならない。
下記の表の左側に記載されている実習科目を履修するためには、右側の科目を修得していなければならない。先行要件が満たされていない場合は、実習科目を履修できないので注意すること。

実 習 科 目		実習科目履修に必要な先行要件	
臨床実習1	1年後期	理学療法概論	1年前期
臨床実習2	2年後期	臨床実習1 理学療法評価診断学1	1年後期 2年前期
臨床実習3	3年後期	理学療法評価診断学2 運動器障害理学療法評価学 神経障害理学療法評価学 内部障害理学療法評価学 日常生活活動学演習 理学療法基礎セミナー1 理学療法研究法 義肢装具学 物理療法学 運動器障害理学療法学 神経障害理学療法学 内部障害理学療法学 発達障害理学療法学 地域理学療法学 理学療法管理・政策学	2年後期 2年後期 2年後期 2年後期 3年前期 3年前期 3年前期 3年前期 3年前期 3年前期 3年前期 3年前期 3年前期 3年前期 3年前期
臨床実習4	4年前期	理学療法基礎セミナー2 運動器障害理学療法学演習 神経障害理学療法学演習 内部障害理学療法学演習 発達障害理学療法学演習 高齢者理学療法学 生活環境学 臨床実習3	3年後期 3年後期 3年後期 3年後期 3年後期 3年後期 3年後期 3年後期

理学療法学科教育課程科目年次配置表

()内：単位数

【令和2年度以降の入学生適用】

●一般教育科目(必修) ○一般教育科目(選択) ■専門科目(必修) □専門科目(選択) *自由選択科目

コマ	【1学年】		【2学年】		【3学年】		【4学年】	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
1	●基礎セミナー(1)	○生物2(2)	○教育学(2)	○倫理と哲学(2)	□臨床検査・薬理学(1)	■理学療法基礎セミナー2(1)	■理学療法治療学(1)	■理学療法研究(4)
2	○生物学(1)	○化学2(1)	○文化人類学(1)	○国際関係論(1)	□臨床栄養学(1)	■理学療法管理・政策学(1)	■臨床実習1(3)	"
3	●生物学(2)	○自称科学実験(1)	○家族関係学(1)	○国際協力論(1)	■リハビリテーション医学(1)	■運動器障害管理学療法学演習(2)	"	"
4	○化学1(1)	"	●保健医療英語(1)	○人間とアート(1)	■社会福祉学(1)	"	"	"
5	○心理学概論(2)	○心理学演習(1)	■解剖学実習(2)	■神経科学の基礎(1)	■社会保健論(1)	■神経障害管理学療法学演習(2)	■理学療法治療学演習(1)	■理学療法治療学演習(1)
6	○心理学概論(2)	○倫理と哲学(2)	"	■運動学2(2)	■臨床心理学(1)	"	"	"
7	○法学と日本国憲法(1)	○シニエーター論(1)	■生理学3(2)	"	■日常生活活動学演習(1)	■内部障害管理学療法学演習(2)	"	"
8	○情報科学(2)	○国際関係論(1)	"	■内科学2(1)	■理学療法基礎セミナー1(1)	"	"	"
9	○トレーニングとスポーツ(1)	○国際協力論(1)	■運動生理学(1)	■神経内科学(2)	■理学療法管理・政策学(1)	■発達障害管理学療法学演習(2)	"	"
10	●英会話(1)	○統計学(2)	■人間発達学1(1)	■外科学(2)	■理学療法研究法(1)	"	"	"
11	○ロシア語(1)	○手話・点字(1)	■人間発達学2(1)	■精神医学1(1)	■養肢器具学(1)	■高齢者理学療法学(2)	"	"
12	○中国語(1)	○人間とアート(1)	■内科学1(2)	□精神医学2(1)	■物理療法学(2)	"	"	"
13	■解剖学(2)	●実践英語(1)	■整形外科学(2)	■老年医学(1)	"	■生活環境学(1)	"	"
14	"	■生理学2(1)	■小児科学(2)	□公衆衛生学(1)	■運動器障害管理学療法学(2)	■臨床実習3(4)	"	"
15	■生理学1(1)	■運動学1(2)	■救急医療総論(1)	■災害医療・保健活動論(1)	■神経障害管理学療法学(2)	"	"	"
16	■リハビリテーション概論(1)	"	□社会と健康史(1)	■身体通論学(1)	■内部障害管理学療法学(2)	"	"	"
17	■理学療法概論(1)	■病理学(2)	■理学療法評価診断学1(1)	■日常生活活動学(1)	■発達障害管理学療法学(1)	"	"	"
18	■北海道の生活と健康(1)	□人間関係論(1)	■理学療法評価診断学2(1)	■運動器障害管理学療法学(1)	■地域理学療法学(2)	"	"	"
19	"	■臨床実習1(1)	■神経障害管理学療法学(1)	■神経障害管理学療法学(1)	■キャリアデザイン(1)	"	"	"
20	"	"	■内部障害管理学療法学(1)	■内部障害管理学療法学(1)	"	"	"	"
21	"	"	■内部障害管理学療法学(1)	■内部障害管理学療法学(1)	"	"	"	"
22	"	"	■臨床実習2(2)	■臨床実習2(2)	"	"	"	"

■保健医療総論1(1) ○アカデミック英語1(1) ■保健医療総論3(1) ○アカデミック英語3(1)

□地域医療合同セミナー1(1)(通年)

* 地域医療合同セミナー2(1)(通年)

* 地域医療合同セミナー3(1)(前期)

* 地域医療合同セミナー4(1)(通年)

□自主課題実践1(前・後)

□自主課題実践1(前・後)

□自主課題実践1(前・後)

□自主課題実践1(前・後)

保健医療学部理学療法学科教育課程とディプロマポリシー関連図（令和2年度以降入学生）

- 建学の精神を実現するための基盤となる能力
- DP1-1 自然科学や社会科学の様々な現象や人々の生活に関連する事象についての知識と、論理的思考に基づいた教養
 - DP1-2 現代社会における様々な課題に対して広く多角的な視野を持ち、その本質を理解する能力
 - DP1-3 文化的背景や人々の持つ価値の多様性を受け入れ、理学療法士として人権・人格・個性を尊重して適切な関係を築く能力
 - DP1-4 社会の様々な場面において他者や多職種と交流し、自らの思考を体系化し、論理的に表現する能力
 - DP1-5 私たちが暮らす社会の保健・医療・福祉の発展を志向し、理学療法士として主体的に物事に参画する行動力
- 保健・医療・福祉の実践を担う専門職、専門分野の発展に寄与する能力
- DP2-1 理学療法の専門領域に関連する体系的な知識とそれに基づく臨床技術
 - DP2-2 理学療法の対象者や様々な職種の人々と協働し、医療の発展に貢献できる良好な対人関係を築けるコミュニケーション能力
 - DP2-3 理学療法における課題を明確化するとともに、医学的根拠に基づく豊かな発想と論理的思考によって解決策を構築する能力
 - DP2-4 理学療法士としての役割と責任を認識し、高い倫理観をもって実践する能力
 - DP2-5 医療の実践と理学療法分野の発展のために、生涯にわたり技術の研鑽と知識の蓄積する意欲と自己学習力

区分	科目	配置年次				ディプロマポリシー (DP)											
		1年次	2年次	3年次	4年次	DP1-1	DP1-2	DP1-3	DP1-4	DP1-5	DP2-1	DP2-2	DP2-3	DP2-4	DP2-5		
一般 教育 科目	導入科目	基礎セミナー				●											
	自然科学	生物学1					○					○					
		生物学2					○					○					
		物理学					○					○					
		化学1					○					○					
		化学2					○					○					
	心理と思考	自然科学実験					○					○					
		心理学概論					○		○								
		心理学演習					○		○								
		教育学					○		○								
	社会と文化	倫理と哲学					○		○								
		社会学概論					○		○								
		法学と日本国憲法					○		○								
		ジェンダー論					○		○								
		国際関係論						◆	◆								
	生活と情報	国際協力論						◆	◆								
		文化人類学					○		○								
		情報科学					○							○			
		統計学					○										
		手話・点字							○					○			
		トレーニングとスポーツ					○		○								
		人間とアート							○	○							
	外国語	家族関係学							○	○							
		英会話							●				●				
		実践英語							●				●				
		ロシア語							○				○				
		中国語							○				○				
		保健医療英語							●				●				
アカデミック英語A								○				○					
アカデミック英語B							○				○						
専門 基礎 科目	人体の構造と機能及び心身の発達	解剖学									●						
		生理学1									●						
		生理学2									●						
		運動学1									●						
		解剖学実習									●						
		神経科学の基礎									●						
		生理学3									●						
		運動学2									●						
		運動生理学									●						
		人間発達学1									●						
	人間発達学2									●							
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	病理学									●						
		内科学1									●						
		内科学2									○						
		神経内科学									●						
		外科学									●						
		整形外科学									●						
		小児科学									●						
		精神医学1									●						
		精神医学2									○						
		老年医学									●						
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	公衆衛生学									○						
		救急医療総論									●						
		災害医療・保健活動論									●						
		臨床検査・薬理学									○						
		臨床栄養学									○						
		リハビリテーション医学									●						
		リハビリテーション概論									●						
人間関係論										○	○						
社会と健康史	社会と健康史									○	○						
	社会福祉学									●	●						
	社会保障論									●	●						
	臨床心理学									●	●						

保健医療学部理学療法学科教育課程とディプロマポリシー関連図（令和2年度以降入学生）

○ 建学の精神を実現するための基盤となる能力

- DP1-1 自然科学や社会科学の様々な現象や人々の生活に関連する事象についての知識と、論理的思考に基づいた教養
- DP1-2 現代社会における様々な課題に対して広く多角的な視野を持ち、その本質を理解する能力
- DP1-3 文化的背景や人々の持つ価値の多様性を受け入れ、理学療法士として人権・人格・個性を尊重して適切な関係を築く能力
- DP1-4 社会の様々な場面において他者や多職種と交流し、自らの思考を体系化し、論理的に表現する能力
- DP1-5 私たちが暮らす社会の保健・医療・福祉の発展を志向し、理学療法士として主体的に物事に参画する行動力

○ 保健・医療・福祉の実践を担う専門職、専門分野の発展に寄与する能力

- DP2-1 理学療法の専門領域に関連する体系的な知識とそれに基づく臨床技術
- DP2-2 理学療法の対象者や様々な職種の人々と協働し、医療の発展に貢献できる良好な対人関係を築けるコミュニケーション能力
- DP2-3 理学療法における課題を明確化するとともに、医学的根拠に基づく豊かな発想と論理的思考によって解決策を構築する能力
- DP2-4 理学療法士としての役割と責任を認識し、高い倫理観をもって実践する能力
- DP2-5 医療の実践と理学療法分野の発展のために、生涯にわたり技術の研鑽と知識の蓄積する意欲と自己学習力

● 必修 ◆ 選択必修 ○ 選択 ◇ 自由選択

区分	科目	配置年次				ディプロマポリシー (DP)										
		1年次	2年次	3年次	4年次	DP1-1	DP1-2	DP1-3	DP1-4	DP1-5	DP2-1	DP2-2	DP2-3	DP2-4	DP2-5	
専門科目	基礎理学療法学	身体適応学									●					
		日常生活活動学									●					
		日常生活活動学演習									●					
		理学療法基礎セミナー1											●			●
		理学療法基礎セミナー2											●			●
	理学療法管理学	理学療法概論										●				●
		理学療法管理・政策学										●			●	●
	理学療法評価学	理学療法評価診断学1										●		●		
		理学療法評価診断学2										●		●		
		運動器障害理学療法評価学										●		●		
		神経障害理学療法評価学										●		●		
		内部障害理学療法評価学										●		●		
	理学療法治療学	理学療法研究法										●				●
		義肢装具学										●		●		
		物理療法学										●		●		
		運動器障害理学療法学										●		●		
		運動器障害理学療法学演習										●		●		
		神経障害理学療法学										●		●		
		神経障害理学療法学演習										●		●		
		内部障害理学療法学										●		●		
		内部障害理学療法学演習										●		●		
		発達障害理学療法学										●		●		
		発達障害理学療法学演習										●		●		
		高齢者理学療法学										●		●		
		地域理学療法学									●			●		
		理学療法治療学演習										●		●		
	統合学習	チーム連携と地域ケアシステム	保健医療総論1						●	●						
北海道の生活と健康								●								
地域医療合同セミナー1										○						
保健医療総論2										●				●		
地域医療合同セミナー2										◇			◇			
保健医療総論3												●		●		
地域医療合同セミナー3										◇			◇			
その他		保健医療総論4							●			●				
		地域医療合同セミナー4								◇			◇			
		自主課題実践									○					
臨床実習	臨床実習	キャリアデザイン												●	●	
		臨床実習1									●		●			
		臨床実習2									●		●			
		臨床実習3									●		●			
		臨床実習4									●		●			

13-3 作業療法学科

1. 作業療法学科教育目標

- 1) 人間を全人的に理解するために、自然科学に加えて生命倫理学、人間発達学等を通して、社会的、心理学的、行動学的視点から学習する。
- 2) 作業療法の専門領域の知識・技術の習得のために、基礎医学や各種障害学等の支持的科目をもとに専門各領域の講義と演習、実習を通して効果的に学習する。1年次から作業療法学概論等の講義や地域の関連施設の見学実習を取り入れ、早期にその概念と実体の理解を深め、作業療法士としての能力の育成に重点を置いた教育を行う。
- 3) 医療に携わる関連専門職とのチームワークが重視されることから、社会学、社会福祉学、地域作業療法学、並びに理学療法学科や看護学科の学生とともに保健医療総論のなかで、専門職業人としての役割と他の職種との関連や連携について学習する。
- 4) 指導者、教育者および研究者としての基礎的能力を育成するために、一般教育科目における基礎的な知識を習得し、作業療法学研究法の学習、研究セミナーにおける小グループでの討議、および教員の個人的指導による卒業論文等によってその基盤となる豊かな人間性と能力を養う。

2. 作業療法学科ディプロマポリシー

作業療法学科では、次のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に学士（作業療法学）の学位を授与するとともに、作業療法士国家試験受験資格を付与します。

1. 建学の精神を実現するための基盤となる能力

- 1) 自然科学や社会科学の基本的な知識を備え、作業療法の対象となる人々の生活を支えるための知識を多角的に活用し、論理的思考に基づいて自らの考えを表現することができる能力を身につけている。
- 2) 社会の様々な課題に目を向けるとともに、課題の理解に柔軟な発想と知識の適切な活用ができる能力を身につけている。
- 3) 作業療法の対象となる人々の人権・人格・個性を尊重するとともに、個人の価値観や文化的背景を理解し、適切な関係を築くことができる能力を身につけている。
- 4) 私たちが暮らす社会の保健・医療・福祉の改善を志向し、作業療法士として主体的に行動する能力を身につけている。

2. 保健・医療・福祉の実践を担う専門職、専門分野の発展に寄与する能力

- 1) 作業療法実践に必要な医学や社会福祉等に関する基盤知識と臨床技術を修得するとともに、対象者の抱える課題を解決するために広範な知識を統合できる能力を身につけている。
- 2) 作業療法の対象者や協働する様々な職種の人々と良好な対人関係を築き、発展させるためのコミュニケーション能力を身につけている。
- 3) 作業療法における作業の治療的意味を探求し、人が健康で幸福な生活を維持するための理論や技術を科学的な思考に基づいて理解する能力を身につけている。
- 4) 学修者として、また専門職である作業療法士としての資質を向上させ、社会のおよび職業的自立を図るうえで必要な能力を身につけている。
- 5) 災害時の対応や被災者支援におけるリハビリテーション専門職としての適切な対応能力を身につけている。

3. 作業療法学科カリキュラムポリシー

作業療法学科では、作業療法学を体系的に学ぶとともに、作業療法士に必要な知識・技術・態度を修得するため、以下のように教育課程を段階的・階層的に編成し、教育内容に適した形態と方法で実施します。

1. 教育課程

- 1) 対象者の疾患・生活・環境に対して適切な支援を行う作業療法の多様性を鑑み、「一般教育科目」では、人間・自然・社会に関する文化や知見、コミュニケーション能力を高めるための科目を学びます。特に、生命現象を科学的にとらえる力や心理・社会的な理解の基盤となる科目については必須とします。
- 2) 「専門基礎科目」では、基礎医学と臨床医学の基本的知識、人の成長発達や社会福祉システムといった専門科目の基盤となる知識を学びます。
- 3) 「専門科目」では、作業療法の対象となる発達障害、身体障害、精神障害、高齢者の基礎的な能力から応用的能力に関連する評価学および治療学に関する科目を学びます。
- 4) 「臨床実習」では、臨床の場での対象者・関係職種の人々との直接的なかかわりを通して、作業療法に必要な知識・技術・態度を実践的に学びます。学年進行で切れ目なく臨床とのつながりを意識できるカリキュラムとし、1年次では施設の見学実習、3、4年次では発達障害作業療法、身体障害作業療法、精神障害作業療法、高齢者作業療法の領域で、作業療法評価や治療技法に関する実習体験を通して実践力を涵養します
- 5) 「統合学習」では、専門領域の研究に取り組むための基礎的な知識を学び、研究過程を体験します。また、保健医療学部3学科及び医学部との合同科目を通して、専門職としての基本的態度やチーム連携能力を身につけ、作業療法士としてのプロフェッショナリズムを涵養します。

2. 教育方法

保健・医療・福祉に直接携わる作業療法士を育成する本学科の特徴として、実体験に基づき知識・技術・態度を統合的に修得する専門的な演習・実習に重点を置く科目を多く配置します。臨床実習前には、臨床技能に関する実技を模擬的に学修する機会を設定し、臨床実習に必要な学修の到達度や態度を学生自身が客観的に評価する機会を設けます。

また、3年次から少人数ゼミナールを行い、グループ学修やフィールド活動等の能動的学修を多く採り入れ、学生が発言、発表する機会を設けます。ゼミナールでの学修を通じてディスカッションの機会を増やし、各自の意見や考えをまとめることや、ディベート能力を高めます。

3. 学修成果の評価

作業療法学科における学修成果の評価は学部のアセスメント・ポリシーに準じて行います。課程レベルの学修成果は、国家試験の合格率や卒業要件の達成状況（単位取得状況・GPA）などにより、各科目の学修成果はシラバスに提示された授業科目の学修目標に対する評価方法を用いて行います。学修到達レベルの評価は、講義科目では定期試験・レポート・授業内で行われる小テスト等、演習・実習科目ではこれらの評価に加え、客観的臨床能力試験などの実技試験、臨床実習や卒業研究ではルーブリック評価等、各科目の教育内容や方法に適した方法で実施します。

4. 作業療法学科履修方法

(1) 卒業認定総単位数

卒業要件単位として、一般教育科目26単位以上、専門基礎科目、専門科目、統合学習、臨床実習において108単位以上、合計134単位以上の修得が必要である。

(2) 一般教育科目の履修方法

- ① 一般教育科目は、26単位以上履修しなければならない。そのうち、「基礎セミナー」「英会話」「実践英語」「保健医療英語」の4科目4単位は必修、「国際関係論」「国際協力論」はいずれか1単位必修、その他は選択科目である。卒業要件は、学習領域が偏らないように領域ごとに決められた単位数の修得が必要であるが、26単位のうち5単位については、領域を越えて自由に選択することができる。なお、26単位のうち選択科目2単位以上を2年次に修得しなければならない。

② 各授業科目は、定められた開講年次において履修するものとする。

領 域	必 要 単 位 数	卒業認定単位数
導入科目	1単位	26単位以上
自然科学	4単位以上	
心理と思考	4単位以上	
社会と文化	4単位以上	
生活と情報	4単位以上	
外国語	4単位以上 (必修科目3単位含む)	

(3) 専門基礎科目・専門科目・統合学習・臨床実習の履修方法

専門基礎科目、専門科目、統合学習、臨床実習において合計108単位以上履修しなければならない。専門基礎科目は必修39単位、専門科目は必修36単位、統合学習は必修6単位、臨床実習は必修26単位の履修が必要である。さらに、専門基礎科目・専門科目・統合学習の選択科目より1単位以上履修しなければならない。

なお、自由選択科目は卒業認定単位数に算入されないので注意すること。

領 域	必 要 単 位 数	卒業認定単位数
専門基礎科目 人体の構造と機能及び心身の発達 疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進 保健医療福祉とリハビリテーションの理念	必修15単位 必修20単位 必修4単位	108単位以上
専門科目 基礎作業療法学 作業療法管理学 作業療法評価学 作業療法治療学 地域作業療法学	必修5単位 必修2単位 必修5単位 必修19単位 必修5単位	
統合学習 チーム連携と地域ケアシステム その他	必修6単位 専門基礎科目、専門科目、 統合学習から1単位以上選択	
臨床実習	必修26単位	

(4) 科目履修上の制限科目について

臨床実習の履修には、先行要件が満たされていなければならない。下記の表の左側に記載されている実習科目を履修するためには、右側の科目を修得していなければならない。先行要件が満たされていない場合は、実習科目を履修できないので注意すること。

被 制 限 科 目		制 限 科 目	
臨床実習1	1年後期	作業療法概論	1年前期
臨床実習2	2年後期	作業療法評価学1 日常生活適応学	2年前期 2年前期
臨床実習3	3年後期	身体障害作業療法学 精神障害作業療法学 発達障害作業療法学 高齢期作業療法学 地域作業療法学 作業療法臨床実践法（オスキー）1	3年前期 3年前期 3年前期 3年前期 3年前期 3年前期
総合臨床実習1～3 臨床実習4	4年前期 4年後期	身体障害作業療法治療学 精神障害作業療法治療学 発達障害作業療法治療学 高齢期作業療法治療学 地域作業療法演習 臨床実習3 作業療法臨床実践法（オスキー）2	3年後期 3年後期 3年後期 3年後期 3年後期 3年後期 3年後期

作業療法学科教育課程科目年次配置表

()内：単位数

【令和2年度以降の入学生適用】

● 一般教育科目(必修) ○ 一般教育科目(選択) ■ 専門科目(必修) □ 専門科目(選択) * 自由選択科目

	【1学年】		【2学年】		【3学年】		【4学年】	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
1	● 基礎セミナー(1)	○ 生物学2(1)	○ 教育学2(2)	○ 倫理と哲学2(2)	■ 臨床心理学(1)	□ 運動生理学(1)	■ 総合臨床実習(7)	■ 総合臨床実習(7)
2	○ 生物学(1)	○ 化学2(1)	○ 文化人類学(1)	○ 国際関係論(1)	■ 臨床検査・薬理学(1)	■ 作業療法研究法セミナー2(1)	■ 総合臨床実習2(7)	■ 総合臨床実習2(7)
3	○ 生物学2(2)	○ 自然科学実験(1)	○ 家庭関係学(1)	○ 国際協力論(1)	■ 臨床栄養学(1)	■ 作業療法管理学2(2)	■ 総合臨床実習3(7)	■ 総合臨床実習3(7)
4	○ 化学(1)	○ 自然科学実験(1)	● 保健医療英語(1)	○ 人間とアート(1)	○ リハビリテーション医学(1)	■ 作業療法臨床実践法(オースキー)2(1)	■ 総合臨床実習3(7)	■ 臨床実習(1)
5	○ 心理学概論(2)	○ 心理学演習(1)	■ 解剖学実習(2)	■ 神経科学の基礎(1)	■ 社会福祉学(1)	■ 身体障害者作業療法治療学2(2)		
6	○ 社会学概論(2)	○ 倫理と哲学2(2)	〃	■ 運動学2(2)	□ 社会保障論(1)	〃		
7	○ 法学と日本国憲法(2)	○ ジェンダー論(1)	■ 生理学2(2)	〃	□ 作業理論と評価(1)	■ 精神障害者作業療法治療学2(2)		
8	○ 情報科学2(2)	○ 国際関係論(1)	〃	■ 内科学2(1)	■ 作業療法研究法セミナー1(1)	〃		
9	○ レーニングとラーニング(1)	○ 国際関係論(1)	■ 人間発達学1(1)	■ 神経内科学2(2)	■ 作業療法臨床実践法(オースキー)1(1)	■ 発達障害者作業療法治療学2(2)		
10	● 英会話(1)	○ 統計学2(2)	■ 人間発達学2(1)	□ 外科学2(2)	■ 身体障害者作業療法学2(2)	〃		
11	○ ロシア語(1)	○ 手話・点字(1)	■ 内科学1(2)	■ 精神医学1(1)	■ 精神障害者作業療法学2(2)	■ 高齢者作業療法治療学2(2)		
12	○ 中国語(1)	○ 人間とアート(1)	■ 整形外科2(2)	■ 精神医学2(1)	■ 発達障害者作業療法学2(2)	〃		
13	■ 解剖学2(2)	● 実践英語(1)	■ 小児科学2(2)	■ 老年医学1(1)	■ 高齢者作業療法学2(2)	■ 地域作業療法演習2(2)		
14	〃	■ 生理学2(1)	■ 救急医療総論(1)	■ 災害医療・保健活動論(1)	■ 地域作業療法学2(2)	〃		
15	■ 生理学(1)	■ 運動学2(1)	□ 社会と健康史(1)	□ 公衆衛生学(1)	■ キリアケアデザイン(1)	■ 職業リハビリテーション学(1)		
16	■ リハビリテーション概論(1)	〃	■ 作業療法評価学1(1)	□ 保健医療統計学(1)	■ 臨床実習3(2)	〃		
17	■ 作業療法概論(1)	■ 病理学2(2)	■ 日常生活適応学(1)	■ 基礎作業学2(1)	〃	〃		
18	■ 北海道の生活と健康(1)	□ 人間関係論(1)	〃	■ 作業療法評価学2(2)	〃	〃		
19		■ 基礎作業学1(1)		〃	〃	〃		
20		■ 臨床実習1(1)		〃	〃	〃		
21				■ 臨床実習2(1)				

■ 保健医療総論(1) ○ アカデミック英語B(1)
 * 地域医療合同セミナー1(1)(前期)
 □ 自主課題実践(1)(前・後)
 ○ アカデミック英語A(1)

■ 保健医療総論3(1) ○ アカデミック英語B(1)
 * 地域医療合同セミナー3(1)(前期)
 □ 自主課題実践(1)(前・後)
 ○ アカデミック英語A(1)

■ 保健医療総論2(1) ○ アカデミック英語B(1)
 * 地域医療合同セミナー2(1)(前年)
 □ 自主課題実践(1)(前・後)
 ○ アカデミック英語A(1)

■ 保健医療総論(1) ○ アカデミック英語B(1)
 * 地域医療合同セミナー1(1)(前年)
 □ 自主課題実践(1)(前・後)
 ○ アカデミック英語A(1)

保健医療学部作業療法学科教育課程とディプロマポリシー関連図（令和2年度以降入学生）

- **建学の精神を実現するための基盤となる能力**
- DP1-1 自然科学や社会科学の基本的な知識を備え、作業療法の対象となる人々の生活を支えるための知識を多角的に活用し、論理的思考に基づいて自らの考えを表現することができる能力
 - DP1-2 社会の様々な課題に目を向けるとともに、課題の理解に柔軟な発想と知識の適切な活用ができる能力
 - DP1-3 作業療法の対象となる人々の人権・人格・個性を尊重するとともに、個人の価値観や文化的背景を理解し、適切な関係を築くことができる能力
 - DP1-4 私たちが暮らす社会の保健・医療・福祉の改善を志向し、作業療法士として主体的に行動する能力
- **保健・医療・福祉の実践を担う専門職、専門分野の発展に寄与する能力**
- DP2-1 作業療法実践に必要な医学や社会福祉等に関する基礎知識と臨床技術、および、対象者の抱える課題を解決するために広範な知識を統合できる能力
 - DP2-2 作業療法の対象者や協働する様々な職種の人々と良好な対人関係を築き、発展させるためのコミュニケーション能力
 - DP2-3 作業療法における作業の治療的意味を探索し、人が健康で幸福な生活を維持するための理論や技術を科学的な思考に基づいて理解する能力
 - DP2-4 学修者として、また専門職である作業療法士としての資質を向上させ、社会のおよび職業的自立を図るうえで必要な能力
 - DP2-5 災害時の対応や被災者支援におけるリハビリテーション専門職としての適切な対応能力

●必修 ◆選択必修 ○選択 ◇自由選択

区分	科目	配置年次				ディプロマポリシー (DP)									
		1年次	2年次	3年次	4年次	DP1-1	DP1-2	DP1-3	DP1-4	DP2-1	DP2-2	DP2-3	DP2-4	DP2-5	
一般 教育 科目	導入科目	基礎セミナー					●								●
	自然科学	生物学1					○				○				
		生物学2					○				○				
		物理学					○				○				
		化学1					○				○				
		化学2					○				○				
	心理と思考	自然科学実験					○								
		心理学概論					○		○						
		心理学演習					○		○						
		教育学					○		○						
		倫理と哲学					○		○						
	社会と文化	社会学概論					○		○						
		法学と日本国憲法					○		○						
		ジェンダー論					○		○						
		国際関係論						◆	◆						
		国際協力論						◆	◆						
	生活と情報	文化人類学					○		○						
		情報科学					○						○		
		統計学					○								
		手話・点字							○			○			
		トレーニングとスポーツ					○		○						
	外国語	人間とアート						○	○						
		家族関係学						○	○						
		英会話							●			●			
		実践英語							●			●			
		ロシア語							○			○			
中国語								○			○				
保健医療英語								●			●				
専門 基礎 科目	人体の構造 と機能及び 心身の発達	アカデミック英語A						○				○			
		アカデミック英語B						○				○			
		解剖学									●		●		
		生理学1									●		●		
		生理学2									●		●		
		運動学1									●		●		
		解剖学実習									●		●		
		神経科学の基礎									●		●		
		生理学3									●		●		
		運動学2									●		●		
	疾病と障害 の成り立ち 及び回復過 程の促進	人間発達学1									●		●		
		人間発達学2									●		●		
		運動生理学									○		○		
		病理学									●		●		
		内科学1									●		●		
		内科学2									●		●		
		神経内科学									●		●		
		外科学									○		○		
		整形外科学									●		●		
		小児科学									●		●		
	保健医療福 祉とリハビ リテーショ ンの理念	精神医学1									●		●		
		精神医学2									●		●		
		老年医学									●		●		
		救急医療総論									●		●		
		災害医療・保健活動論									●		●		●
		臨床心理学									●		●		
臨床検査・薬理学										●		●			
臨床栄養学										●		●			
リハビリテーション医学										●	●	●			
リハビリテーション概論										●	●	●			
社会福祉学 の理念	人間関係論									○	○				
	社会と健康史									○	○				
	公衆衛生学									○	○				
	保健医療統計学						●			●	●				
	社会福祉学									●	●				
社会保障論									●	●					

保健医療学部作業療法学科教育課程とディプロマポリシー関連図（令和2年度以降入学生）

- 建学の精神を実現するための基盤となる能力
- DP1-1 自然科学や社会科学の基本的な知識を備え、作業療法の対象となる人々の生活を支えるための知識を多角的に活用し、論理的思考に基づいて自らの考えを表現することができる能力
- DP1-2 社会の様々な課題に目を向けるとともに、課題の理解に柔軟な発想と知識の適切な活用ができる能力
- DP1-3 作業療法の対象となる人々の人権・人格・個性を尊重するとともに、個人の価値観や文化的背景を理解し、適切な関係を築くことができる能力
- DP1-4 私たちが暮らす社会の保健・医療・福祉の改善を志向し、作業療法士としての主体的に行動する能力
- 保健・医療・福祉の実践を担う専門職、専門分野の発展に寄与する能力
- DP2-1 作業療法実践に必要な医学や社会福祉等に関する基礎知識と臨床技術、および、対象者の抱える課題を解決するために広範な知識を統合できる能力
- DP2-2 作業療法の対象者や協働する様々な職種の人々と良好な対人関係を築き、発展させるためのコミュニケーション能力
- DP2-3 作業療法における作業の療的意味を探索し、人が健康で幸福な生活を維持するための理論や技術を科学的な思考に基づいて理解する能力
- DP2-4 学修者として、また専門職である作業療法士としての資質を向上させ、社会的および職業的自立を図るうえで必要な能力
- DP2-5 災害時の対応や被災者支援におけるリハビリテーション専門職としての適切な対応能力

● 必修 ◆ 選択必修 ○ 選択 ◇ 自由選択

区分	科目	配置年次				ディプロマポリシー (DP)									
		1年次	2年次	3年次	4年次	DP1-1	DP1-2	DP1-3	DP1-4	DP2-1	DP2-2	DP2-3	DP2-4	DP2-5	
専門科目	基礎作業療法学	作業療法概論									●				●
		基礎作業学1									●				●
		基礎作業学2									●				●
		作業理論と評価									○		○		
		作業療法研究法セミナー1											●	●	
	作業療法管理学	作業療法研究法セミナー2											●	●	
		作業療法管理学									●			●	
	作業療法評価学	作業療法評価学1									●		●		
		作業療法評価学2									●		●		
	作業療法治療学	作業療法臨床実践法(オスキー)1									●		●		
		作業療法臨床実践法(オスキー)2									●		●		
		日常生活適応学									●		●		
		身体障害作業療法学											●	●	
		身体障害作業療法治療学											●	●	
		精神障害作業療法学											●	●	
		精神障害作業療法治療学											●	●	
		発達障害作業療法学											●	●	
		発達障害作業療法治療学											●	●	
		高齢期作業療法学											●	●	
	地域作業療法学	高齢期作業療法治療学										●	●		
作業療法治療学総論												●	●	●	
作業療法学研究												●	●	●	
統合学習	地域作業療法学											●	●		
	地域作業療法演習											●	●		
臨床実習	職業リハビリテーション学											●	●		
	チーム連携と地域ケアシステム	保健医療総論1							●			●			
		北海道の生活と健康							●	●					
		地域医療合同セミナー1							○			○			
		保健医療総論2								○	●		●		
		地域医療合同セミナー2								○	○		◇		
	その他	保健医療総論3								○	●		◇		
		地域医療合同セミナー3								○	○		◇		
		保健医療総論4									●		◇		
		地域医療合同セミナー4									●		◇		
自主課題実践									○				○		
臨床実習	キャリアデザイン													○	
	臨床実習	臨床実習1								●		●	●	●	
		臨床実習2									●	●	●	●	
		臨床実習3									●	●	●	●	
		総合臨床実習1									●	●	●	●	
		総合臨床実習2									●	●	●	●	
		総合臨床実習3									●	●	●	●	
		総合臨床実習4									●	●	●	●	
臨床実習4										●	●	●	●		

令和7年度 保健医療学部 学年及び学科別学事予定

週	期 間	1年	2年	3年(看護)	3年(理学)	3年(作業)	4年(看護)	4年(理学)	4年(作業)	行事 (予定)	
1	3/31 ~ 4/6	新入生オリ入学式	春		季		休		業	4/4(金)入学式	
2	4/7 ~ 4/13	前期講義開始1	前期講義開始1	前期講義開始1	前期講義開始1	前期講義開始1	前期講義開始1			4/9(水)~11(金)保健医療総論	
3	4/14 ~ 4/20	2	2	2	2	2	2			情報セキュリティ講習 総合臨床実習 1~3 6/5(木)~8(日) 大学祭 6/25(水)大学記念日【講義実施】	
4	4/21 ~ 4/27	3	3	3	3	3	3				
5	4/28 ~ 5/4	4	4	4	4	4	4				
6	5/5 ~ 5/11	5	5	5	5	5	5				
7	5/12 ~ 5/18	6	6	6	6	6	6				
8	5/19 ~ 5/25	7	7	7	7	7	7				
9	5/26 ~ 6/1	8	8	8	8	8	8				
10	6/2 ~ 6/8	9	9	9	9	9	9				
11	6/9 ~ 6/15	10	10	10	10	10	10				
12	6/16 ~ 6/22	11	11	11	11	11	11	臨床実習4			
13	6/23 ~ 6/29	12	12	12	12	12	12				
14	6/30 ~ 7/6	13	13	13	13	13	13				
15	7/7 ~ 7/13	14	14	14	14	14	14				
16	7/14 ~ 7/20	15	15	15	15	15	15				
17	7/21 ~ 7/27	16	16	16	16	16	前期定期試験				
18	7/28 ~ 8/3	17	17	17	17	17	休 (1週)		業 (2週)	【夏季休業中】 オープンキャンパス アルバータ大学 語学研修 地域医療合同 セミナー2、3(地域密着型実習)	
19	8/4 ~ 8/10		夏		季		地域看護実習			10/9(木)~11(土) 体育祭(午後休講) 11/22(土) 保健医療学部推薦入試(関係者以外立入禁止) 12/5(金) 文化芸術祭(午後休講)	
20	8/11 ~ 8/17						(1週)				
21	8/18 ~ 8/24										
22	8/25 ~ 8/31	(4週)	(4週)	(4週)	(4週)	(4週)		(4週)	総合臨床実習 1~3		
23	9/1 ~ 9/7	前期定期試験	前期定期試験	前期定期試験	前期定期試験	前期定期試験	地域看護実習				
24	9/8 ~ 9/14	前期定期試験	前期定期試験	前期定期試験	前期定期試験	前期定期試験	看護統合実習				
25	9/15 ~ 9/21						精神看護実習				
26	9/22 ~ 9/28	後期講義開始1	後期講義開始1	臨床実習	後期講義開始1	後期講義開始1					
27	9/29 ~ 10/5	2	2		2	臨床実習3					
28	10/6 ~ 10/12	3	3	成人看護実習 1・2	3				臨床実習4		
29	10/13 ~ 10/19	4	4		4						
30	10/20 ~ 10/26	5	5	老年看護実習 1・2	5	3					
31	10/27 ~ 11/2	6	6		6	4					
32	11/3 ~ 11/9	7	7	小児看護実習	7	5					
33	11/10 ~ 11/16	8	8		8	6					
34	11/17 ~ 11/23	9	9	母性看護実習	9	7					
35	11/24 ~ 11/30	10	10		10	8					
36	12/1 ~ 12/7	11	11	在宅看護実習	11	9					
37	12/8 ~ 12/14	12	12		12	10					
38	12/15 ~ 12/21	13	13		13	11					
39	12/22 ~ 12/28		冬		季		休		業	12/22(月)~1/2(金) 冬季休業	
40	12/29 ~ 1/4	(2週)	(2週)	(2週)	(2週)	(2週)	(2週)	(2週)	(2週)		
41	1/5 ~ 1/11	14	14			14				2/25(水)、26(木) 入試(関係者以外立入禁止)	
42	1/12 ~ 1/18	15	15			15					
43	1/19 ~ 1/25	16	16			後期定期試験					
44	1/26 ~ 2/1	基礎看護実習1(看護) 臨床実習1(理・作)	17			15					
45	2/2 ~ 2/8	17	基礎看護実習2(看護)			16					
46	2/9 ~ 2/15	18				17					
47	2/16 ~ 2/22	後期定期試験	後期定期試験			後期定期試験					
48	2/23 ~ 3/1	後期定期試験	後期定期試験			後期定期試験					
49	3/2 ~ 3/8	後期定期試験	後期定期試験			後期定期試験					
50	3/9 ~ 3/15		春		季		休		業		
51	3/16 ~ 3/22										
52	3/23 ~ 3/29	(4週)	(4週)	(4週)	(4週)	(4週)	(4週)	(4週)	(4週)		
53	3/30 ~ 3/31										3/19(木)卒業式

令和7年度 保健医療学部 学事予定表

第1学年（3学科共通）

週	期 間	月	火	水	木	金	土	日
1	3/31 ~ 4/6	31 春季休業	1	2 新入生オリ	3 新入生オリ	4 入学式	5	6
2	4/7 ~ 4/13	7 前期講義開始	8	9 保健医療総論	10 保健医療総論	11 保健医療総論	12	13
3	4/14 ~ 4/20	14	15	16	17	18	19	20
4	4/21 ~ 4/27	21	22	23	24	25	26	27
5	4/28 ~ 5/4	28	29 昭和の日	30	1	2	3 憲法記念日	4 みどりの日
6	5/5 ~ 5/11	5 こどもの日	6 振替休日	7	8	9	10	11
7	5/12 ~ 5/18	12	13	14	15	16	17	18
8	5/19 ~ 5/25	19	20	21	22	23	24	25
9	5/26 ~ 6/1	26	27	28	29	30	31	1
10	6/2 ~ 6/8	2	3	4	5 (大学祭)	6 (大学祭)	7 (大学祭)	8 (大学祭)
11	6/9 ~ 6/15	9	10	11	12	13	14	15
12	6/16 ~ 6/22	16	17	18	19	20	21	22
13	6/23 ~ 6/29	23	24	25 大学記念日	26	27	28	29
14	6/30 ~ 7/6	30	1	2	3	4	5	6
15	7/7 ~ 7/13	7	8	9	10	11	12	13
16	7/14 ~ 7/20	14	15	16	17	18	19	20
17	7/21 ~ 7/27	21 海の日	22	23	24	25	26	27
18	7/28 ~ 8/3	28	29	30	31	1	2	3
19	8/4 ~ 8/10	4 夏季休業	5	6	7	8	9	10
20	8/11 ~ 8/17	11 山の日	12	13	14	15	16	17
21	8/18 ~ 8/24	18	19	20	21	22	23	24
22	8/25 ~ 8/31	25	26	27	28	29	30	31
23	9/1 ~ 9/7	1 前期定期試験	2 前期定期試験	3 前期定期試験	4 前期定期試験	5 前期定期試験	6	7
24	9/8 ~ 9/14	8 前期定期試験	9 前期定期試験	10 前期定期試験	11 前期定期試験	12 前期定期試験	13	14
25	9/15 ~ 9/21	15 敬老の日	16	17	18	19	20	21
授業開講回数		15	15	16	15	15		
26	9/22 ~ 9/28	22 後期講義開始	23 秋分の日	24	25	26	27	28
27	9/29 ~ 10/5	29	30	1	2	3	4	5
28	10/6 ~ 10/12	6	7	8	9 (午後 体育祭)	10 (午後 体育祭)	11 (体育祭)	12
29	10/13 ~ 10/19	13 スポーツの日	14	15	16	17	18	19
30	10/20 ~ 10/26	20	21	22	23	24	25	26
31	10/27 ~ 11/2	27	28	29	30	31	1	2
32	11/3 ~ 11/9	3 文化の日	4	5	6	7	8	9
33	11/10 ~ 11/16	10	11	12	13	14	15	16
34	11/17 ~ 11/23	17	18	19	20	21	22 推薦入試	23 勤労感謝の日
35	11/24 ~ 11/30	24 振替休日	25	26	27	28	29	30
36	12/1 ~ 12/7	1	2	3	4	5 (午後 文化芸術祭)	6	7
37	12/8 ~ 12/14	8	9	10	11	12	13	14
38	12/15 ~ 12/21	15	16	17	18	19	20	21
39	12/22 ~ 12/28	22 冬季休業	23	24	25	26	27	28
40	12/29 ~ 1/4	29	30	31	1 元旦	2	3	4
41	1/5 ~ 1/11	5	6	7	8	9	10	11
42	1/12 ~ 1/18	12 成人の日	13	14	15	16	17	18
43	1/19 ~ 1/25	19	20	21	22	23	24	25
44	1/26 ~ 2/1	26 ●▲■	27 ●▲■	28 ●▲■	29 ●▲■	30 ●▲■	31	1
45	2/2 ~ 2/8	2	3	4	5	6	7	8
46	2/9 ~ 2/15	9	10	11 建国記念の日	12	13	14	15
47	2/16 ~ 2/22	16	17	18 後期定期試験	19 後期定期試験	20 後期定期試験	21	22
48	2/23 ~ 3/1	23 天皇誕生日	24 後期定期試験	25 入試	26 入試	27 後期定期試験	28	1
49	3/2 ~ 3/8	2 後期定期試験	3 後期定期試験	4 後期定期試験	5 後期定期試験	6 春季休業	7	8
50	3/9 ~ 3/15	9	10	11	12	13	14	15
51	3/16 ~ 3/22	16	17	18	19 卒業式	20 春分の日	21	22
52	3/23 ~ 3/29	23	24	25	26	27	28	29
53	3/30 ~ 3/31	30	31					
授業開講回数		15	18	17	18	17	18	16
<p>1学年</p> <p>前期履修登録:4/14~25 前期履修変更:4/28~5/2 後期履修登録:9/22~10/3 後期履修変更:10/6~10/10</p> <p>全学科 保健医療総論1:4/9~11 補講は、原則平日の空き時間(5コマ目等)に実施。 ※地域医療合同セミナー1は、実習時期未定</p> <p>情報セキュリティ講習(5~6月) 6/25 大学記念日【講義実施】</p> <p>●:看護学科基礎看護実習1 ▲:理学療法学科臨床実習1 ■:作業療法学科臨床実習1 ※実習期間の共通講義は休講</p>								

海外派遣研修

1 カナダ・アルバータ大学語学研修（予定）

- ・時期 8月上旬～下旬
- ・期間 約2～3週間
- ・対象 両学部全学年
- ・内容 語学研修
- ・単位 単位振替があります。
- ・経費 研修費、交通費、旅券代等（宿泊はホームステイ又は学生寮）
- ・その他 後援会会員には、後援会より一部助成があります。

2 中国医科大学臨床実習（予定）

- ・時期 11月中旬～下旬
- ・期間 2週間
- ・対象 医学部5年
- ・内容 臨床実習（英語）
- ・単位 本学での実習状況により、単位振替又は成績の再評価があります。
- ・経費 交通費、旅券代等（宿泊は無償、授業料免除、食事代補助あり）
- ・その他 後援会会員には、後援会より一部助成があります。

3 韓国カトリック大学臨床実習（予定）

- ・時期 11月中旬～12月中旬
- ・期間 4週間
- ・対象 医学部5年
- ・内容 臨床実習（英語）
- ・単位 本学での実習状況により、単位振替又は成績の再評価があります。
- ・経費 交通費、旅券代等（宿泊は無償、授業料免除、食事代補助あり）
- ・その他 後援会会員には、後援会より一部助成があります。

4 韓国・高麗大学臨床実習（予定）

- ・時期 別途指定
- ・期間 4週間
- ・対象 医学部5年、6年
- ・内容 臨床実習（英語）
- ・単位 本学での実習状況により、単位振替又は成績の再評価があります。
- ・経費 交通費、旅券代、宿泊料等（授業料免除）
- ・その他 後援会会員には、後援会より一部助成があります。

5 米国カリフォルニア大学サンフランシスコ校臨床実習（予定）

- ・時期 別途指定
- ・期間 2週間
- ・対象 医学部5年、6年
- ・内容 臨床実習（英語）
- ・単位 本学での実習状況により、単位振替又は成績の再評価があります。
- ・経費 交通費、旅券代、宿泊料等（授業料免除）
- ・その他 後援会会員には、後援会より一部助成があります。

注) 外務省の海外安全情報（危険情報・感染症危険情報）や本学の取扱い等により、上記派遣研修を中止・変更する場合があります。

国 家 試 験 (医学部教務係) 保健医療学部・専攻科教務係

1 試 験 地

医師の国家試験は、全国12箇所、また、看護師の国家試験は、全国12箇所、理学療法士及び作業療法士の国家試験は、全国8箇所で開催されます。

区 分	試験期日	試験科目・試験内容	合格発表
医 師	2月上旬 2日間	临床上必要な医学及び公衆衛生に関して、医師として具有すべき知識及び技能	3月中旬
看 護 師	2月中旬 1日間	人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復の促進、健康支援と社会保障制度、基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学、在宅看護論及び看護の統合と実践	3月下旬
理学療法士	2月下旬 1日間	[一般問題] 解剖学、生理学、運動学、病理学概論、臨床心理学、リハビリテーション医学（リハビリテーション概論を含む。）、臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び理学療法 [実地問題] 運動学、臨床心理学、リハビリテーション医学、臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び理学療法	3月下旬
作業療法士	2月下旬 1日間	[一般問題] 解剖学、生理学、運動学、病理学概論、臨床心理学、リハビリテーション医学（リハビリテーション概論を含む。）、臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び作業療法 [実地問題] 運動学、臨床心理学、リハビリテーション医学、臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び作業療法	3月下旬

学生の相談窓口

学生部

全学共通	学 生 部 長	泌尿器科学講座	教 授 舛森 直哉	3 4 8 0 0 (内線)
	学 生 副 部 長	作業療法学第二講座	教 授 石井 貴男	2 8 8 0 0 (内線)

学生担当教員

本学では学部・学科・学年ごとに学生担当教員及び副学生担当教員を置いています。

学生の皆さんにとって最も身近な教員であり、学習上の指導や助言はもちろん個人的な相談も受け付けていますので、遠慮なく尋ねてください。

【医学部学生担当教員】

担当期間 2025. 4. 1～2026 3.31

第1学年	学生担当教員	感染症学講座 微生物学分野 教 授 横田 伸一 (内線 27100)
	副学生担当教員	感染症学講座 微生物学分野 准教授 小笠原徳子 (内線 27110) 医療人育成センター法学・社会学 准教授 旗手 俊彦 (内線 25880)
第2学年	学生担当教員	解剖学講座 機能構造学分野 教 授 永石 歆和 (内線 26400)
	副学生担当教員	解剖学講座 機能構造学分野 講 師 中野 正子 (内線 26430)
第3学年	学生担当教員	医療安全・病院管理学講座 教 授 橋本 暁佳 (内線 38620)
	副学生担当教員	医療安全・病院管理学講座 准教授 上村 修二 (内線 31700)
第4学年	学生担当教員	整形外科科学講座 教 授 寺本 篤史 (内線 33400)
	副学生担当教員	整形外科科学講座 准教授 江森 誠人 (内線 33330)
第5学年	学生担当教員	内科学講座 腫瘍内科学分野 教 授 高田 弘一 (内線 32550)
	副学生担当教員	内科学講座 腫瘍内科学分野 講 師 平川 昌宏 (内線 32540)
第6学年	学生担当教員	内科学講座 循環病態内科学分野 教 授 古橋 真人 (内線 32300)
	副学生担当教員	内科学講座 循環病態内科学分野 准教授 矢野 俊之 (内線 32810)

【保健医療学部学生担当教員】

○学生担当教員

担当期間 2025. 4. 1～2026. 3.31

	看護学科	理学療法学科	作業療法学科
	教授 澤田いずみ (内線28610)	教授 菅原 和広 (内線28730)	教授 太田 久晶 (内線28450)

○副学生担当教員

学科 学年	看護学科	理学療法学科	作業療法学科
第1学年	准教授 山本 武志 (内線28630)	教授 齋藤 悠城 (内線28780)	准教授 坂上 真理 (内線28850)
	講師 中村 円 (内線29520)	(副学担補佐) 助教 根木 亨 (内線29150)	(副学担補佐) 助教 早崎 涼太 (内線29810)
第2学年	教授 丹野 雅也 (内線28520)	准教授 岩本えりか (内線29780)	講師 横山 和樹 (内線28870)
	准教授 木島 輝美 (内線28530)	(副学担補佐) 助教 青木 信裕 (内線29170)	(副学担補佐) 助教 早崎 涼太 (内線29810)
第3学年	教授 長谷川真澄 (内線28640)	講師 戸田 創 (内線29210)	准教授 中村 裕二 (内線28820)
	講師 原田 由香 (内線28410)	(副学担補佐) 助教 田代 英之 (内線29200)	(副学担補佐) 助教 齊藤 秀和 (内線29810)
第4学年	教授 水口 徹 (内線29460)	准教授 井平 光 (内線28720)	准教授 中島そのみ (内線28810)
	准教授 宇野 智子 (内線28460)	(副学担補佐) 講師 佐々木健史 (内線28710)	(副学担補佐) 助教 齊藤 秀和 (内線29810)

医学部学生グループ制度

医学部では、上記の学生担当教員のほか、学生が勉学に対するモチベーションを維持し、大学生活を円滑に進められるように、学生が相談できる窓口(繋がり)として、「学生グループ制」を設置しています。

学生グループ制は、第1～6学年(各学年数名ずつ)の学生約12名を1グループとして、担当教員(2名※助教以上の本学教員)を配置し、学生の皆さんの主体的な活動を中心に、担当教員はもとより、学生同士の先輩・後輩との関係を通じて、悩みの相談や将来に対するアドバイスを行うなど、大学生活全般を支援する制度です。

医学部キャリア形成支援

先進研修連携枠(ATOP-M)及び、推薦入試「特別枠」で入学した学生は、卒業後、それぞれ一定期間、必修プログラムに従事します。「札幌医科大学：北海道の医療を担う医師育成プログラム」に医学部各講座・診療科の「先進研究連携枠(ATOP-M)」向けのモデルプログラムと知事指定医療機関に勤務する特別枠向けのモデルプログラムが掲載されています。

また、臨床研修・医師キャリア支援センター、学生担当教員及び学生部が卒業キャリア形成に関する相談窓口となりますので、気軽に相談してください。

【臨床研修・医師キャリア支援センター】

kenshu@sapmed.ac.jp (臨床研修・医師キャリア支援センター代表)

学生生活の手引き

学生の行動規範

1. 札幌医科大学の建学の精神と教育ポリシーを理解し、学内の諸規則を遵守する。
2. 学部、学科、研究科及び専攻科ごとに策定されたディプロマ・ポリシーに求められている知識と能力の修得に努力する。
3. 社会の一員として、他者の人権、人格、個性を尊重し、差別やハラスメントにつながる言動を行わない。
4. 患者、臨床実習に関わる全ての人々並びに大学に所属する全ての学生、教職員に関する個人情報の保護と守秘義務の履行を徹底し、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを合わせた情報発信などの情報管理に細心の注意を払う。
5. 本学における学習並びに研究活動は社会からの負託を受けていることを理解して学習や研究に努めるとともに、正課外活動などを通して学生としての地域社会貢献ならびに国際社会貢献に努力する。

学生証について

学生証は、本学の学生であることを証明するだけでなく、授業の出席登録や図書館へ入館する際など、日々の学生生活を送る上でも必要です。常に携帯するように心掛け、次の事項に注意してください。

- (1) 本証は、卒業まで使用するので大切に扱ってください。
- (2) 本証をき損又は紛失したときは、速やかに学務・学生支援係に申し出て、再交付を受けてください。
- (3) 本証には、毎年度4月30日までに学務課で交付される在籍確認シールを貼付してください。在籍確認シールには住所を記入し、変更があった場合は書き替えてください。
- (4) 卒業、転学、除籍等により学籍を離れたとき、又は有効期間を経過したときは、速やかに学務・学生支援係へ返納してください。
- (5) 学生証に関する規定については、札幌医科大学学生通則を参照してください。

学生サポートシステムについて (Campus Plan Portal)

学生サポートシステムは、学生生活を送るうえで必要な各種情報をWeb上で提供するシステムです。

学内のインターネットに接続しているPCから、出欠席・成績情報（保健医療学部のみ）の確認や教員への面談・相談の予約等ができます。（出欠席の確認は、携帯電話等学外からも閲覧できます。）

また、時間割変更や休講補講情報等、教員や学務課からの重要な連絡がインフォメーションとして送信されます。学外でも情報を受信することができるよう、必ずメール転送設定をしてください。

詳しくは、下記大学ホームページをご覧ください。

<http://web.sapmed.ac.jp/jp/public/student/03bqho0000ly0252.html>



学校生活における注意事項

1 学内の清潔保持について

- (1) 学生ホール及びロッカー室等の共用施設については、私物を放置することなく、常に清潔を保持してください。
- (2) 以下の施設についても上記同様に常に清潔を保持してください。
 - ・図書館
 - ・学生交流会館
 - ・体育館（更衣室、シャワー室を含む）

2 伝達、連絡事項について

- (1) 重要な情報は学生サポートシステムで随時お知らせしますので、必ず確認してください。
- (2) 伝達、連絡事項は所定の掲示板により行います。伝達、連絡する内容により掲示場所が異なりますので、常に下記の場所を確認するようにしてください。

医学部は、教育研究棟1階に掲示板（教務連絡用、授業料・奨学金、学生生活用）があります。

保健医療学部は、保健医療学研究棟1階エントランスホールに学年別の掲示板（学務課連絡用）、各学科廊下に学科からの連絡用掲示板があります。
- (3) 掲示の内容は、授業や試験等の学習に関することをはじめ、授業料や健康管理等の学生生活に関する事柄です。登下校の際には必ず掲示板を見る習慣をつけてください。

3 住所等の変更について

住所・電話番号等の変更がありましたら、申請書とともに直ちに学務課に届け出てください。

4 学外からの呼出し等について

- (1) 学生に対する学外からの電話等による私的な呼び出しには、原則、応じません。
- (2) 学生あての郵便物等の取り次ぎも行いません。

5 拾得物、遺失物等について

本学構内で拾得物、遺失物等があったときは、警備室（基礎医学研究棟1階）又は、防災センター（附属病院地下1階）に直ちに届け出てください。

6 校舎の玄関開錠時間について

【基礎医学研究棟】 平日6:30～21:00

【保健医療学研究棟】 平日6:30～21:00

【教育研究棟】（西側玄関）平日・休日8:00～18:30（東側玄関）平日6:30～21:00

【大学管理棟】 平日6:30～21:00

上記の時間以外は玄関を施錠しています。施錠時間中の校舎への出入りは、基礎医学研究棟正面玄関を利用してください。

7 校舎内等での喫煙について

大学の建物内及び敷地内は全面禁煙です。喫煙はできません。

8 自動車による通学の禁止について

自動車及び自動二輪車（原動機付自転車を含む）による通学は禁止しています。駐車場の不正使用は懲戒処分の対象となりますので、厳に控えてください。

9 自転車通行及び駐輪場所について

- (1) 遊歩道を含む大学構内は、患者さん及び一般の方も通行しています。自転車を利用する学生は、大学構内においては必ず自転車を押し歩いて下さい。
- (2) 患者さん及び一般の方にも迷惑がかかりますので、自転車は定められた場所に駐輪してください。
- (3) 大学構内の遊歩道を横断する場合は、十分注意してください。駐車場内の横断は危険ですので控えてください。

10 ハラスメントに関する苦情相談員

ハラスメント（Harassment）とはいろいろな場面での「嫌がらせ、いじめ」を言います。その種類は様々ですが他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指し、重大な人権侵害になる可能性があります。

本学には、学生に対するハラスメント防止を目的とした苦情相談員制度を設けています。ハラスメントの被害を受けたときは泣き寝入りせず、相談員に連絡してください。

※教員の他、附属病院職員、事務局職員にも相談員を配置しています。相談員の所属氏名等は、学務課にお問い合わせいただくか、大学ホームページをご覧ください。

（大学ホームページ→学内専用ページ→総務課→2. ハラスメント相談）

各種届出及び証明書交付申請の手続（学務課）

各種届出については担当窓口に着るほか、一部の届出手続きは電子申請でも受け付けています。

また、証明書類の交付については、特別な場合を除いて原則として申請日の翌々日に交付されます。

担当については、医学部学生は医学部教務係、保健医療学部学生は保健医療学部・専攻科教務係です。

学務・学生支援係は、授業料や奨学金に関する手続き等、両学部学生を対象としています。



電子申請フォーム

(R7. 4. 1 現在)

区 分	担 当	電子申請	期 限	摘 要
学 生 証	学務・学生支援係	×	入学時 その都度(再交付)	・毎年4月中に在籍確認シールを添付すること。 ・再交付は「学生証再交付願」により申請すること。
学生住所届、住所変更届	〃	×	その都度	
連帯保証人変更届	〃	×	〃	
連帯保証人住所変更届	〃	×	〃	
身 上 異 動 届	〃	×	〃	・戸籍抄本1通を添付すること。
休 学 願	医学部教務係 保健医療学部・専攻科教務係	×	その都度	
退 学 願	〃	×	〃	
復 学 願	〃	×	〃	
再 入 学 願	〃	×	〃	
既取得単位認定申請書	医学部教務係 保健医療学部・専攻科教務係	×	別途定める日	成績証明書1通・卒業校のシラバスを提出すること。
英語検定試験による 単位認定申請書	〃	×	〃	
選択科目履修届 履修科目変更届 履修科目取り消し届	医学部教務係	○	掲示により定める日	
履 修 届	保健医療学部・専攻科教務係	×	掲示により定める日	学生サポートシステムにより、学生が登録すること。
欠 席 届	医学部教務係 保健医療学部・専攻科教務係	×	その都度	3日以上連続して欠席するときは事前に届けること。 疾病による場合は、医師の診断書を添付すること。
定期試験欠席届	〃	×	その都度 事前提出	やむを得ない場合は、事後速やかに提出すること。 疾病による場合は、医師の診断書を添付すること。
成績証明書 在学証明書 卒業見込証明書 卒業証明書	医学部教務係 保健医療学部・専攻科教務係	○	その都度	原則、申請日から2営業日後（成績証明書は1週間後）に交付。 英文の証明書は発行に時間がかかるため、早めに申請してください。
施設使用願	医学部教務係 保健医療学部・専攻科教務係	×	その都度	講義室等の使用許可を行う
体育施設等の使用願	学務・学生支援係	×	〃	
団体設立願	学務・学生支援係	×	その都度	
団体継続願 (団体構成員名簿)	〃	×	毎年5月末日	各サークルは、学生会を通じて提出すること。
団体の重要事項変更願	〃	×	その都度	代表者の氏名、団体の目的、組織・事業内容の変更を行う
団体解散届	〃	×	その都度	
授業料減免願 授業料分納願	学務・学生支援係	×	掲示により定める日	・前期申請受付 3月上旬頃 ・後期申請受付 7月中旬頃
日本学生支援機構・その他奨学金の申請	学務・学生支援係	×	掲示により定める日	
学生保険の請求申請	学務・学生支援係	×	その都度	授業中・課外活動中等にケガをした場合は、窓口まで来てください。
学生旅客運賃割引証 通学証明書 (JR・バスなど)	学務・学生支援係	○	その都度	発行まで1～2日要するため、余裕をもって申請すること。
実習用定期券	学務・学生支援係	○	使用開始の 1ヶ月前まで	各交通機関に大学から申請を行うため、発行までに1ヶ月程度かかる場合があるので、余裕をもって申請すること。
健康診断・抗体価 検査結果等(写)	学務・学生支援係	○	その都度	発行までに2営業日要するため、余裕をもって申請すること。

学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）等

学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）は、学生の修学に伴う経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として発行されるものです。

したがって、この制度は学生のみ適用される制度であるということを十分理解し、発行条件として定められた利用目的以外に使ったり乱用したりすることのないよう注意してください。

学割証を発行できる場合は、次のとおりです。（旅客鉄道株式会社の片道の営業キロが100キロメートルを越える区間に限る）

- 1 休暇、所用による帰省
- 2 実験実習などの正課の教育活動
- 3 学校が認めた特別教育活動又は教育・文化に関する正課外の教育活動
- 4 就職又は進学のための受験等
- 5 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- 6 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- 7 保護者の旅行への随行

この学生旅客運賃割引証の使用上の注意は、学生旅客運賃割引証の裏面に記載してありますので、よく読んで使用してください。

また、学生証の交付を受けていない学生に対しては学生旅客運賃割引証を発行しません。

学割証の発行には、1～2日程度かかります。余裕をもって申請してください。

※ JRの往復乗車券の購入について

旅行の日程が、乗車券の有効期間内であれば往復乗車券を購入してください。

片道乗車券の有効期間

200キロまで	400キロまで	600キロまで	800キロまで	1000キロまで
2日	3日	4日	5日	6日

片道601キロ以上の距離を利用する場合は、学割と往復券購入割引の併用が可能です。

往復乗車券の有効期間は片道乗車券の2倍です。

※ JR以外における学割適用範囲について

- ①名古屋鉄道・東武鉄道・近鉄（100km以上を超えて乗車する場合に限る）
- ②大部分のフェリー（学生証の提示のみで学割適用となるフェリー会社もあります。例：ハートランドフェリー）
- ③高速バス（JRバス）…「学割証」の提出は必要ありません。学生証の提示により購入できます。
（注意事項）旅行会社・みどりの窓口で購入する場合は、学割証が必要となります。
- ④航空機…航空各社の割引制度を確認してください。

※ 団体割引乗車券の利用について

クラブ・サークルの合宿や遠征・ゼミ旅行には、団体割引乗車券を利用してください。

- | | | |
|-------|-----------------|--------------------------|
| ① JR | ・学生8名以上 | } 学生50%引
教職員（引率者）30%引 |
| | ・教職員（引率者）1名の同行 | |
| | ・全て同一行程 | |
| | ・大学からの証明が必要 | |
| ②フェリー | ・学生15名以上 → 30%引 | |

福 利 厚 生 施 設

施 設 名	場 所	営 業 内 容
コ ン ビ ニ (ファミリマート)	中央診療棟2階 本店 (内線 57770・57780)	平日 8:00~20:00 土・日・祝 9:00~17:00 取扱商品:パン・弁当・食料品・菓子・贈答品・スイーツ・ 日用雑貨・衣料品・白衣・文具・雑誌・新聞・サラダ・ 中華まん・ファミマカフェコーヒー・飲料・パスタ その他:切手・収入印紙・収入証紙・電報・コピー・ FAX・宅急便・お花配達 自動車教習料金(桑園自動車学校)学生割引にて受 付いたします。
	病院 サテライト店	平日 8:00~17:00 土・日・祝 休業 取扱商品:揚げ物・やきとり・中華まん・ファミマ カフェコーヒー・ソフトクリーム・パン・パスタ・ スイーツ・サラダ
	大学 サテライト店 教育研究棟2階	平日 8:30~17:30 土・日・祝 休業 取扱商品:パン・弁当・パスタ・サラダ・飲料・菓子・ 切手・ハガキ・揚げ物・中華まん
コーヒESHOP (スターバックスコーヒー)	中央診療棟1階 011-632-8055	平日 7:00~19:00 土・日・祝 8:00~17:00 コーヒー、紅茶の他サンドイッチ、ケーキ等を販売 しています。カフェコーナーも併設しています。
大 学 書 房 (丸 善)	教育研究棟2階 (内線 47750) 直通:011-616-0057	平日 9:30~17:00 土・日・祝は休業 医学書・看護書等、文具、PC周辺機器他 学生割引【本体価格から8%引】 ※ネット通販(e-hon)・店頭受付での取り寄せもで きます。(いずれも学割価格、手数料等無料)
美 容 室	病棟地下2階 (内線 57840)	平日 9:00~17:30 (金曜日のみ19:00まで) 土曜日 9:00~14:00 日・祝は休業 学生割引あります。時間予約できます。 料金例:パーマ6,980円より、カット&ブロー2,500円 カラー 5,300円 学生カット 2,000円 毛穴トリートメント 6,300円
理 容 室	病棟地下2階 (内線 57850)	平日 8:30~17:30 土曜日 8:30~14:00 日・祝は休業 学生・職員料金(時間予約できます。) ・総合調髪(カット・シャンプー・シェービング込) 2,750円 ・カットのみ2,040円 ・シェービングのみ2,040円
食 堂	臨床教育研究 棟地下1階 (内線 57730)	平日 10:00~15:00 土・日・祝は休業 定食、ラーメン、うどん、そば、カレーなど各種メ ニューを提供しています。
札幌医科大学 交 流 会 館	中央区南2条 西18丁目 (内線 49480・49490)	一階は交流フロア、二階から四階は学生会室と各サークルの部室となっ ています。使用時間は、8時から21時までです。一階交流フロアの使用につ いては、学務課学務・学生支援係で届け出をしてください。

上記については、変更となる場合があります。

課 外 活 動

学業以外に学生の責任に基づいて行われる自主的な活動があり、この活動を通じて趣味や能力を広く生かし全人格的な自己の向上が図られます。ここに課外活動の意義があり、本学には課外活動を行う組織として部や同好会が設立されています。

1 年 間 行 事

課外活動としての大学行事は、次のとおりです。

(1) 大学祭

大学祭は、6月に4日間の日程で行われています。地域住民に広く学内を公開して医学を紹介・啓発する医学展、サークル活動の成果を公開する展示・討論・講演など多彩なプログラムが盛り込まれています。

(2) 体育祭の競技

10月に行われます。野球・サッカー・卓球・バドミントン・バスケットボールなどの競技がクラス対抗で行われています。

(3) 文化芸術祭

12月に文化系サークルの展示・発表が行われます。

イリス会（美術部）による作品展や茶道部によるお茶会、演劇部やダンス部による公演等、各種コンサート・ライブ演奏など様々な催しが企画されます。

(4) 東日本医科学生総合体育大会（東医体）

関東以北にある医科大学・大学医学部の医学生が参加する大会で、現在37大学で構成されています。

大会は夏季大会と冬季大会があります。同じ医学生が集まる大会であるため、勝敗を競い合うだけでなく、学生同士のつながりを深めるよい機会です。大学としても東医体への参加を支援しており、より多くの学生の活躍を期待しています。

2 学 生 団 体（学務・学生支援係）

(1) 札幌医科大学学生会

学生全員参加の組織であり、大学祭等の大学行事や、サークル活動を管理・運営しています。札幌医科大学学生の総意を代表する大学公認の自治組織です。

(2) 各種サークル名

区分	団体名	部室等	区分	団体名	部室等	団体名	部室等
文化系団体	札幌医科大学 連合吹奏楽団	交流会館 210	体育系団体	準硬式野球部	交流会館 313	柔道部	交流会館 207
	札幌医科大学 室内楽合奏団	交流会館 213		軟式野球部	交流会館 311	空手道部	交流会館 306
	混声合唱団	交流会館 411		男子バスケットボール部	交流会館 310	陸上競技部	交流会館 410
	POPS研究会	交流会館 413		女子バスケットボール部	—	自転車競技部	交流会館 304
	JAZZ研究会	交流会館 314		男子バレーボール部	交流会館 309	水泳部	交流会館 307
	箏曲部	交流会館 202		女子バレーボール部	交流会館 308	スケート部	交流会館 305
	演劇部	交流会館 403・303		ラグビー部	交流会館 302	スキー部	交流会館 209・211
	茶道部	作法室		サッカー部	交流会館 406	スノーボード部	交流会館 407
	イリス会	交流会館 409		硬式テニス部	交流会館 205	ワンダーフォーゲル部	交流会館 404
	EZOLS	—		軟式庭球部	交流会館 408	フットサル部	—
	外科手技部	—		卓球部	交流会館 401	ダンス部	交流会館 203
	札幌医科大学 IFMSA	交流会館 412		バドミントン部	交流会館 312	フライングディスク部	—
	IML	—		ハンドボール部	交流会館 405	ダーツ部	交流会館 301
	ピアノクラブ	—		ゴルフ部	交流会館 402	モルック同好会	—
				弓道部	弓道場		
		剣道部	交流会館 208				

※ 各団体の部室は札幌医科大学交流会館にあります。（場所 中央区南1条西18丁目）

※ 作法室（場所 保健医療学研究棟B1階）

(3) 団体の設立の手続き

学内で団体（札幌医科大学学生会を除く。）を設立しようとするときは、顧問教員（専任の教授、准教授及び講師）を定めて団体設立願を学務課に提出し、団体設立許可書の交付を受けることになっています。

(4) 団体の設立継続

許可された団体が設立を継続しようとするときは、毎年5月末日までに学生会を通じて団体継続願を学務課に提出することになっており、この手続きをしない団体は解散したものとみなされます。

(5) 団体の変更および解散

団体の目的、組織及び事業内容等承認を受けた事項を変更しようとするときは、願い出て承認を受けてください。また、団体を解散するときは速やかに届け出をしてください。

3 集 会（学務・学生支援係）

学生が集会等のために大学の建物、施設又は備品を使用する場合は、あらかじめ所定の手続きにより管理責任者の承認を受けてください。

4 掲 示（学務・学生支援係）

学生が学内において掲示するときは、事前に学務・学生支援係に申し出て許可を得てください。

5 遠 征 届（学務・学生支援係）

大学で認めた、文化・体育活動での遠征等のときは、一週間以上前に学務・学生支援係に所定の届を提出してください。

6 登山届・合宿届（学務・学生支援係）

登山や合宿をする場合には、一週間以上前に学務・学生支援係に所定の届を提出してください。

体 育 施 設

本学の体育施設には、次のものがあります。

1 体 育 館

- ・所在地 中央区南2条西18丁目
- ・1階には競技場・武道場・トレーニング室、2階には弓道場を備えています。

2 新琴似グラウンド

- ・所在地 北区新琴似4条10丁目
- ・野球場（1面）、サッカーラグビー場（1面）を備えています。

3 体育館利用上の注意

各部活動においては使用心得に基づき、活動時及び自主練習におけるルールを作成し、体育館を大切に利用するとともに、安全面に心がけ活動を行ってください。万が一、体育館の施設を傷つけ、壊すようなことがあった場合は、直ちに学務課まで申し出てください。

1. 体育館の使用時間は、午前8時～午後9時までとする。
2. 各部活は、割り当てられた使用時間を守ること。
3. 休日に使用するときには、必ず事前に所定の手続きを行い、許可を受けること。
4. 靴や用具は、体育館仕様のものを使用すること。
5. アイスホッケーのインラインスケート、パック、スティック、サッカーボール、野球ボールなど、床・壁にダメージを与える用具の使用は禁止する。
6. テニスは、屋外で未使用の汚れていないボールのみを使用し、ゴルフは、屋内専用マット・ボールを使用すること。その他の屋外球技については、体育館で行わないこと。
7. ゴルフや野球の素振りは、専用で体育館を使用できる時間帯に限る。周囲の安全をよく確認して行うこと。
8. すべての球技において、壁打ちを禁止する。
9. 球技を行う時は、網戸を使用しないこと。
10. 整理整頓を心がけ、備え付けの器具・用具等は使用后、必ず元の位置に戻すこと。
11. 体育館使用後は、床のモップがけを行い、その他、館内の清掃・整備を行うこと。必ず照明等を消すこと。

授業料納入、減免 奨学金・教育資金

授業料納入、減免及び分納

1 授業料の納入

■金額と納入日

授業料	金額	納入日
前期	267,900円	4月30日
後期	267,900円	10月31日

※在学中に授業料が改定された場合は、改定後の授業料が適用されます。

■納入方法

口座振替による自動引き落としとなります。(納入日が銀行休業日の場合、翌営業日に引き落とし)

・納入日の前日までに、口座の残高を確認し、不足のないようにしてください。 預金口座から引き落とす際の手数料は無料です。
・残額不足等で振替ができなかった場合は、払込票での納入になります。 その際の手数料はご負担ください。
・預金口座を変更・廃止するときは、必ず事前に学務課学務・学生支援係に申し出てください。

■納入を怠った場合

授業料の納入を怠り、督促を受けてもなお納入がない場合には、学則に基づき除籍等を含めた措置をとりますので、ご注意くださいとともに、期日内の納入にご協力ください。

・納入日までに授業料の納入を怠った場合は、ただちに納入できない理由などを記載した申出書の提出を求めます。正当な理由がない場合には、翌学期開始日から納入するまでの間、謹慎処分とすることがあります。
・申出書の納入予定日までに納入がなく、2期分を滞納した場合（但し、最終学年については申出書の納入予定日までに納入がなかった場合）については、正当な理由がない場合、除籍処分とすることがあります。

2 授業料減免制度

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等の減免制度があり、日本学生支援機構の給付奨学金の受給者が原則、対象となります。また、真にやむを得ない理由のため、学費の支弁が極めて困難な学生に対し、本学の授業料減免制度があります。

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免

減免の種類	申請期間
免除、3分の2減額、3分の1減額	前期、後期で、日本学生支援機構給付奨学金の募集に合わせて申請

本学の授業料減免制度

減免の種類	申請期間
免除、2分の1減額、3分の1減額	前期：3月上旬頃 後期：7月中旬頃

※申請期間等の詳細はその都度周知します。

※大学等における修学の支援に関する法律による授業料等の減免制度と本学の授業料減免制度の併用はできません。

※授業料減免の申請は、決められた期間に行わなければなりません。被災（罹災）した場合または学資支給人の死亡等緊急な理由の場合には、申請期間に関わりなく減免を受けられる場合があります。

詳しくは学務課学務・学生支援係にご相談ください。

3 授業料分納制度

減免制度と同様に、願出により授業料を分納できる制度があります。

申請期間は、授業料減免制度と同時です。

奨学金・教育資金

I 日本学生支援機構奨学金

独立行政法人日本学生支援機構法に基づき、教育の機会均等に寄与するため、経済的理由により修学に困難がある優れた学生に対し学資の貸与を行い、適切な修学の環境を整備し、次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資することを目的とした制度です。

なお、奨学生となる者は、将来の奨学金返済に対する明確な自覚と責任感を持つことが必要となります。

1 奨学金の種類及び貸与月額

ア 種類

- ・ 給付奨学金
 - ・ 第一種奨学金（無利子）
 - ・ 第二種奨学金（有利子）
 - ・ 入学時特別増額貸与奨学金（有利子）

イ 給付・貸与月額（※下線付きの月額は、2018年度以降入学者から新たに選択できるようになった貸与月額です。）

給付奨学金		第一種奨学金（無利子）		第二種奨学金（有利子）
自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	
第Ⅰ区分 29,200円 (33,300円)				20,000円～120,000円までの間で選択。 10,000円単位から選択可
第Ⅱ区分 19,500円 (22,200円)	第Ⅰ区分 66,700円	20,000円、 30,000円、 45,000円から選択	20,000円、 30,000円、 40,000円、 51,000円から選択	
第Ⅲ区分 9,800円 (11,100円)	第Ⅱ区分 44,500円			
第Ⅳ区分 7,300円 (8,400円)	第Ⅲ区分 22,300円			
	第Ⅳ区分 16,700円			

※（ ）の金額は生活保護世帯が対象となります。

※給付奨学金と第一種奨学金を併給する場合は、第一種奨学金の金額が調整されます。

2 募集及び申込方法

ア 募集

毎年4月中旬以降、所定の掲示板に掲示します。

イ 申込方法

- ・ 予約採用（入学前の申込）

入学前に奨学金を予約する制度です。進学先が決まっていなくても申込できます。進学する前年に在学している高校等の奨学金窓口に申し出てください。

- ・ 在学採用（入学後の申込）

毎年春に奨学生の募集を行います。予約採用で不採用になった人も再度申込できます。

- ・ 給付奨学金（家計急変）・緊急採用・応急採用（緊急の申込）

家計の急変（主たる家計支持者が失職・病気・事故・会社倒産・死別または離別・災害等）で奨学金を緊急に必要とする場合は、学務・学生支援係に相談してください。給付奨学金は給付奨学金（家計急変）、第一種奨学金（無利子）は緊急採用、第二種奨学金（有利子）は応急採用と呼んでいます。

3 決定及び通知

日本学生支援機構では、大学からの推薦に基づき選考のうえ採否を決定しますが、奨学生に採用された場合は、日本学生支援機構から本学を経て、本人あてに「奨学生証」及び「奨学生のしおり」が交付されます。

なお、資金の関係で採用人員に限度があり、たとえ資格があっても採用されないことがあります。また、第一種奨学生の基準を満たしていない場合でも、第二種奨学生として適格である可能性もありますので、希望者は学務・学生支援係に相談してください。

4 奨学金の交付及び受領

奨学金は毎月11日以降（4月・5月を除く）、あらかじめインターネット入力により届け出た銀行の普通預金口座に直接振り込まれます。

5 適格認定

奨学金の継続を希望する奨学生は毎年「奨学金継続願」の提出（インターネット入力）が必要です。

本学が奨学生としてふさわしい適格性を有する者であるか否かの認定を行います。なお、学校が定めた期限までに「継続願」を提出しない者は奨学金を必要としないものとして「廃止」該当者扱いになりますので、注意してください。

6 奨学金の返還

貸与奨学金については奨学金の貸与が終了（満期・退学・廃止等）すると、返還の義務が生じます。貸与の終了した翌月から数えて7か月目の月から20年以内に割賦で返還しなければなりません。返還割賦額及び返還回数は、返還総額に応じて決められています。返還金は奨学金の財源となりますので、後輩のためにも確実に返還を履行してください。返還を怠ったときは、延滞金が課せられたり、法的措置が講じられることがあります。

7 返還が困難になった場合の猶予

災害、傷病、経済困難、失業など返還できない事情が生じた場合、割賦金額の減額または返還期限の猶予を願い出ることができます。

8 奨学金の返還免除

本人が死亡又は心身障害のため返還できなくなったときは、願出によって免除されることがあります。

9 その他

詳細については、学務・学生支援係へお問い合わせください。

独立行政法人日本学生支援機構-JASSOのホームページ (<https://www.jasso.go.jp>) も併せてご覧ください。

II 北海道看護職員養成確保修学資金

この貸付制度は、北海道における看護職員の充足を図るため、将来道内において看護業務に従事しようとする道立の看護師等養成施設又は札幌医科大学（看護師課程及び大学院修士課程・専攻科）の学生に対し、その修学に必要な資金を貸付し、優秀な看護職員を育成することを目的としています。

1 貸付対象及び貸付金額

ア 対 象

看護学科、大学院保健医療学研究科博士課程前期（修士）看護学専攻または専攻科の学生で、将来道内の指定市町村に所在する病院・訪問看護事業所等で、看護業務（保健師、助産師、看護師の業務をいう。）に従事しようとする者。

イ 貸付金額

- ・一般修学資金…月額36,000円
- ・特別修学資金…（看護師・助産師）月額20,000円
- ・指定修学資金…（看護師・助産師）月額10,000円 ※地域の指定があります。

2 貸付金の償還が免除される施設と就業期間

- ・一般修学資金の償還免除
卒業した日から1年以内に、指定市町村の病院その他の特定施設・訪問看護事業所又は介護予防訪問事業所に引き続き貸付期間の1.5倍の年数（小数点以下切り上げ）勤務した場合。
- ・特別修学資金の償還免除
卒業し、免許取得後速やかに、特定病院に引き続き貸付期間の1.5倍の年数（小数点以下切り上げ）勤務した場合。

3 募集及び出願

募集については、5月上旬以降に周知します。希望される方は、学務・学生支援係までお問い合わせください。

Ⅲ 札幌市奨学金

札幌市では、能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学困難な学生・生徒を支援することで、有用な人材を育成することを目的として、返済の必要がない給付型の奨学金を支給しています。

1 対象及び支給額

ア 対象（志願者資格）

- ・本人か親などが札幌市内に居住すること。
- ・4月に本学に在学中の学部生。ただし、高校等を初めて卒業した日の属する年度の翌年度初日（4月1日）から、その翌々年度の末日（3月31日）までに入学していること。
- ・学資に乏しく学業が優秀であること。
※直近1年間の全科目の評定平均値が、5段階で3.0以上であること。
- ・人物については、将来社会の中堅以上の人物としてふさわしい資質を具えた者であり、品性、性格等が健全であること。

イ 支給額

奨学資金 月額 6,000円

入学支度資金（入学時のみ1回限り） 14,000円

2 募集及び出願

募集については、4月中旬以降に周知します。希望される方は、学務・学生支援係までお問い合わせください。

Ⅳ 札幌医科大学小野和子奨学金

本学では、平成26年度、本学医学部卒業生からの寄附金を財源として、学部学生対象の奨学金を創設しました。

この奨学金は、ご寄付をいただいた故小野和子様とそのご遺族のご意志により、経済的に修学が困難な学部学生を支援することを目的としており、申請者の条件を年度における「前期」または「後期」の授業料減免対象者としています。

1 貸与対象及び貸与金額

ア 対 象

本学医学部及び保健医療学部の在籍者。

イ 貸与金額

年額60万円（無利子で貸与）

2 奨学金の返還

卒業後5年以内に、貸与した奨学金の額を年賦により返還するものとします。

3 募集時期及び採用人数

後期授業料減免対象者決定後（9月下旬頃）に行います。新規採用人数は、毎年度5名以内とします。

V その他の奨学金

上記の奨学金のほかに、医療従事者確保・出身学生支援などを目的とする国や地方公共団体、民間団体などの奨学制度もあります。奨学生の募集時期はおおむね年度の初めに集中していますが、大学に募集通知のあるものは、学務・学生支援係で閲覧することができます。

VI 金融機関による教育資金

本学入学予定者・在学生の保護者向けの教育ローンおよび日本政策金融公庫が実施する「国の教育ローン」なども利用することができます。

健康管理・ 災害傷害保険制度

保健管理センター (内線22050・22051・22052・21890)

保健管理センターは健康管理に関する専門的業務を担当し、学生及び職員の心身の健康の保持増進を図るための組織です。

保健管理センターには「保健室」と「相談室」があり、医師、保健師、看護師、相談員（公認心理師）がそれぞれの専門性をいかしながら、皆さんの大学生活を健康面からサポートしています。

1. 保健室について

体調不良やケガなどに対し、看護師や保健師を窓口として、応急対応を行っています。

健康面に関する心配事にも随時相談に応じ、必要な場合は学校医にお繋ぎします。

保健室には、身長計、体重計、血圧計などを備えています。お酒を飲める体質かどうかを調べる「アルコールパッチテスト」も実施可能です。気軽に利用して日常の健康管理に役立ててください。

- | | |
|---|---|
| ・利用時間 | 月～金曜日 8:45～17:30 (祝祭日除く) |
| ・場所 | 教育研究棟 3階 C311 |
| ・電話 | 011-611-2111 内線22050・22051・22052 |
| ・MAIL | hokekan@sapmed.ac.jp (お返事は平日の8:45～17:30に対応します。) |
| ※看護師及び保健師不在の場合は、学務課[学務・学生支援係](内線21820)に連絡をしてください。 | |

* 歩行が困難な場合

学内に設置している車いすを利用してください。(71頁参照)

移動が困難な時は教室内の電話から保健管理センターまたは学務課に連絡してください。

* 呼吸をしていない、脈が触れない、意識がないなどの場合

救急車やAEDを手配してください。

学務課[学務・学生支援係](内線21820)、保健管理センターに連絡をしてください。

近くの人に声をかけ協力しあって対応してください。

* 利用時間外の場合

状況に応じて医療機関を受診するか救急車を要請してください。

判断に迷った時は、札幌市が運営する【救急安心センターさっぽろ】に電話で相談してください。

↳24時間・365日対応する電話による相談窓口です。(電話：#7119)



2. 相談室について

相談室では専任の相談員（公認心理師）が相談に応じています。

学生生活を送る上で、悩むことが出てきた場合、気持ちが辛い場合、誰かに話を聴いて欲しい場合等は、相談員がしっかりとお話をお聴きし、必要に応じて助言を行います。

どんな些細なことでも構いません。一人で悩まず気軽に相談に来て下さい。(個人の秘密が漏れるようなことは決してありません。)

なお、対面での相談を希望される場合は、事前予約をお勧めします。当日の急な利用の場合は、教育研究棟3階C312に直接お越し下さい。相談員不在の場合は保健管理センター事務室(C310)にお越しください。別日をご案内します。また、メールやLINEでの相談も随時お受けしています。

利用時間	月～金曜日 9:45～18:30 (祝祭日除く)
場所	教育研究棟3階 C312
電話	011-611-2111 内線21890
MAIL	soudan@sapmed.ac.jp
LINE	@416cagzy



(LINE)



(アクセス)

3. 健康診断について

学校保健安全法に基づき、健康の保持増進を目的に毎年5月から6月に実施しています。

日程は掲示板や学生サポートシステムなどでお知らせします。自分の健康状態を知るために、毎年必ず健康診断を受診し、医学・医療の専門職を目指す学生として健康管理に努めてください。

4. 感染症の予防について

感染症は自分の健康だけではなく、他者にも大きな影響を及ぼします。医学・医療を学ぶ学生は医療関係者の一員として感染症に罹患しないように努めるとともに、罹患した場合は感染を拡大しないように責任ある行動をとる必要があります。

(1) 通常感染症対策

実習前の両学部生に対して感染症調査、各種検査、予防接種を実施しています。詳細は71頁の一覧を確認してください。

これらの対策を理由なく完了していない場合、臨床実習を履修できない場合がありますので、留意してください。

ワクチンの成分でアナフィラキシーを呈したことがある場合、免疫抑制をきたす治療を受けている場合など、予防接種の実施が適当でない場合は保健管理センターにご相談ください。

(2) 感染症に罹患した場合の対応について

学校保健安全法施行規則第18条に定められる感染症に罹患した場合は、第19条に示される期間、出席停止になります。(72頁参照)

感染症の罹患が疑われる場合や診断された時は、速やかに学務課[学務・学生支援係]に申し出てください。

《罹患に関する報告先》 ■学務課[学務・学生支援係] 電話：011-611-2111 内線21820 E-mail：gakum@sapmed.ac.jp	《体調報告に関すること》 ■保健管理センター 電話：011-611-2111 内線22050 E-mail：hokekan@sapmed.ac.jp
---	---

(3) 新型コロナウイルス感染症対策

感染症法上の位置づけが5類に変更後は、濃厚接触者の特定や法律に基づく外出自粛がなくなりましたが、医療機関においては院内への持込・伝播を防ぐために一定の感染対策が継続されています。

学校保健安全法に基づく対応を基本としますが、実習中の場合は附属病院の対策に準じた対応になります。

詳細は大学における基本的な対策をまとめた「新型コロナウイルス感染症対策ハンドブック」の《報告・行動基準》を確認してください。

実習の有無にかかわらず、感染症対策の重要性を理解し、健康管理と感染防止策の徹底を心掛けてください。



5. 保健管理センターからの「お知らせ」について

保健管理センターからの連絡事項は、両学部の学生掲示板及び保健管理センター掲示板に掲示するほか、学生サポートシステムにより配信しています。

保健管理センターのホームページも公開予定です。

公開日が確定しましたら、学生サポートシステムでお知らせします。



車いす・AED設置場所

	車いす設置場所		AED設置場所	
教育研究棟	1階	西側玄関	1階	西側玄関
	2階	エレベーター前 (2機並んでいるEV)		
	3階	保健管理センター 保健室		
	4階	エレベーター前 (2機並んでいるEV)		
	6階	エレベーター前 (2機並んでいるEV)		
	8階	エレベーター前 (2機並んでいるEV)		
保健医療学研究棟	1階	南側玄関 (風除室内)	1階	南側玄関 (エントランスホールエレベーター前)
	2階	渡り廊下 ※非常用階段避難車も設置	2階	エレベーターホール (渡り廊下側)
	3階	エレベーターホール		
	6階	エレベーターホール		
基礎医学研究棟	1階	警備室の中	1階	警備室側の壁
大学管理棟			3階	エレベーター前
体育館			1階	玄関左横

大学における感染症予防対策

項目	対象	時期	内容	自己負担額	
①感染症調査	全員	入学時	感染症罹患歴、予防接種履歴を確認。	—	
②感染症対策説明	全員	随時	新入生オリエンテーション、抗体検査の前後など、感染対策について具体的に説明をします。	—	
③結核検査	I G R A検査	全員	1年生	血液検査。④の検査と同時に実施します。	4,000円程度
	胸部X線検査	全員	毎年5月頃	健康診断の検査項目のひとつ。結核などの呼吸器疾患、心臓疾患の有無を確認。	大学負担
	結核検査 再検査	該当者	随時	I G R A検査の再検査や画像診断等を実施。	保険診療 (自己負担)
④抗体検査	麻疹等抗体価検査	全員	1年生	血液検査。③の検査と同時に実施します。麻疹、風疹、水痘、ムンプス (流行性耳下腺炎)の抗体価を確認。	大学負担
	B型肝炎検査	全員	1年生	血液検査。③の検査と同時に実施します。感染の有無、免疫の有無を確認。	大学負担
⑤予防接種	生ワクチン 麻しん・風しん混合 (MR) ワクチン 水痘ワクチン おたふくかぜワクチン	該当者	長期休暇中 ※※	予防接種歴が2回未満かつ抗体価が基準未満の場合は予防接種が必要になります。 ①感染症調査、④抗体検査により確認後、 ②感染症対策説明会で詳細をお伝えします。 長期休暇を利用して医療機関で接種をした後、証明する書類を大学に提出します。	接種料金は自己負担
		該当者			
		該当者			
	B型肝炎ワクチン	該当者	2年生	抗体価が基準未満の場合、学内で指定された日に接種をします。 3回接種します。	1回目～大学負担 2回目～後援会負担 3回目～7,000円程度
インフルエンザワクチン	希望者	毎年	実習にあたり、接種を推奨しています。希望者は学内で実施する接種日に接種することが可能です。		
⑥B型肝炎接種後 抗体価検査	該当者	3年生(予定)	B型肝炎の予防接種後の抗体価を確認します。	3,000円程度	

※感染症対策の日程など詳細は保健管理センター、学務課より随時お知らせします。

※生ワクチンは長期休暇を利用して、各自、医療機関にて接種します。

※後援会に加入していない場合は、B型肝炎2回目接種は自己負担 (7,000円程度) になります。

※抗体検査の結果、予防接種の記録は大事な証明です。大切に保管してください。

出席停止の期間基準

	感染症の分類 (学校保健安全法施行規則第18条)	出席停止期間の基準 (学校保健安全法施行規則第19条)
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る)、特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう) ※上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風しん	発しんが消失するまで。
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る)	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで。
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。	
髄膜炎菌性髄膜炎		
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症(感染拡大を防ぐために必要と考えられるもの)	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

災害傷害保険制度・補償制度（学務・学生支援係）

本学では後援会費により、学生が学生生活に関わる災害事故により傷害を被った場合の治療費や、臨床実習中の事故等により損害補償責任を負った場合の補償、さらに、針刺し及び感染事故による治療費等を補償する保険・補償制度に加入しています。（後援会に加入した学生を対象に一括加入しています。後援会未加入者及び過年度生については、個人負担となります。）加入している保険・補償制度は次のとおりです。

学生教育研究災害傷害保険制度 （全学年の学生が加入）

この災害傷害保険は、学生が正課中、学校行事中、課外活動中、通学中等の災害事故により傷害を被った場合の補償制度です。

傷害事故が発生したときは、定められた期日までに保険会社へ事故通知を行う必要があります。期日までに通知がない場合、保険が適用にならない場合がありますので、早目に学務・学生支援係に申し出て手続きをしてください。

支払保険金の種類と金額

1 後遺障害保険金の支払例

（事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合）

- (1) 正課中、学校行事中の場合程度に応じて・・・120万円～3,000万円
- (2) (1)以外の場合（学校施設内・学校施設内外での課外活動中・通学中・学校施設等相互間の移動中）程度に応じて・・・60万円～1,500万円

2 医療保険金（医師の治療を受けた場合）・入院加算金

医師の治療を受けた場合	平常の生活ができるようになるまでの治療日数	支払保険金	入院加算金 (180日を限度)
正課中・学校行事中 (平常の生活ができるようになるまでの治療日数が1日から対象)	治療日数 1日～ 3日	3,000円	入院1日につき 4,000円 (注)入院加算金は医療保険金の支払の有無に関係なく入院1日目から支払われます。
	通学中・学校施設等相互間の移動中 (平常の生活ができるようになるまでの治療日数が4日以上の場合が対象)	4日～ 6日	
上記以外で学校施設内にいる間・学校施設外での課外活動（クラブ活動） (平常の生活ができるようになるまでの治療日数が14日以上の場合)	7日～ 13日	15,000円	
	14日～ 29日	30,000円	
	30日～ 59日	50,000円	
	60日～ 89日	80,000円	
	90日～119日	110,000円	
	120日～149日	140,000円	
	150日～179日	170,000円	
	180日～269日	200,000円	
270日～	300,000円		

※入院加算金については、1日から対象となります。

学生総合補償制度・感染事故補償制度

(加入学年 医学部1～3年、保健医療学部1年)

日常生活において他人にケガを負わせる等、加害者となった場合の個人賠償責任の補償、臨床実習中の針刺し及び感染事故による治療費等の補償を含む制度です。

支払保険金の種類と金額

1 個人賠償責任補償

1 事故あたりの支払限度額・・・1億円

2 臨床実習中の感染事故補償

針刺し事故、血液・体液曝露、ウイルス・細菌による感染事故

臨床実習総合補償制度「W i l l」

(加入学年 医学部4～6年、保健医療学部2～4年)

日常生活において加害者となった場合の個人賠償責任補償に加えて、臨床実習中の事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまった場合の賠償責任補償、針刺し事故及び感染事故等による治療費等の補償の他、臨床実習中の予期せぬ損害等に対応した補償制度です。

支払保険金の種類と金額

1 個人賠償責任補償

1 事故あたりの支払限度額・・・1億円

2 臨床実習中の感染事故補償（インフルエンザ罹患・針刺し等事故含む）

3 その他、臨床実習中の予期せぬ損害に対する補償

附属施設等の各種案内

附属総合情報センター

(情報システム部門 基礎医学研究棟2F 内線22390・22490)

情報処理技術が医学医療に応用されるようになり、卒業後の医師や看護師等が医学研究や医療実施の場において、適切な情報処理、情報の活用を行えることが重要となってきています。

このため、附属総合情報センターでは学部学生に対する基礎的な情報処理技術の習得、さらに医学医療情報への応用能力を育成するために、教育支援システムとして情報処理教育用の機器及びソフト等の充実した教育環境を整備するとともに、医学医療情報の検索、学生間あるいは研究者との情報交換を行えるネットワーク環境を提供しています。

1 教育支援システムの概要

2カ所のコンピュータ実習室において、学部学生用端末機器、教育用ソフトを整備し、基礎教育から専門教育までの幅広いカリキュラムでの情報処理実習教育のほか、学部学生の自学自習にも利用しています。

2 機器構成

コンピュータ実習室	
基礎医学研究棟5階	保健医療学研究棟1階
機 器 Windows 10 搭載PC	機 器 Windows 10 搭載PC
台 数 130台	台 数 57台
プリンタ 10台 (モノクロ)	プリンタ 5台 (モノクロ)

3 利 用

(1) 入退室

各実習室の入退室には学生証が必要です。

(2) 利用時間

各実習室は、原則24時間利用できます。

(3) メールアドレス

学生については、入学時に学生用メールアドレスを発行しています。

4 コンピュータ実習室利用上の注意

コンピュータ実習室の利用に当たっては、次の利用上の注意を守ってください。

これらの注意が守られない場合には、利用を制限又は禁止することがあります。

(1) 荷物を置いてパソコンを占領するなど、他人に迷惑をかける行為をしないでください。

(2) 自分が受講していない授業が行われている時には、その授業の担当教員の許可がない限り、授業中の実習室に立ち入らないでください。

(3) プリント用紙は、自分で用意してください。また、用紙をプリンタに置いたままにしないでください。

(4) 印刷枚数は、半期で1,000枚です。

(5) 室内は飲食禁止です。

(6) 携帯電話又はPCを利用した通話や音楽など音を出す行為は、行わないでください。

(7) 電源の無断使用は行わないでください。また、最後に退室する方は消灯にご協力ください。

(8) ご不明な点がありましたら、総合情報センター（総務課情報推進室総務・システム係 内線22390・22490）にお問い合わせください。

5 情報セキュリティ、ウイルス対策

- (1) 当センターではウイルス対策ソフトウェアを無償で配付しています。学内ネットワークにPC等を接続する場合は、ウイルス対策ソフトウェアを導入してください。
- (2) Windows、Mac等、OSプログラムや、関連するプログラムについてもアップデートし、常に最新の状態で利用してください。
- (3) 電子メールアカウントにログインする際のパスワードは他人にわかりにくいものにしてください。また、定期的にパスワードを変更してください。
- (4) 不審なメールや添付ファイルは開かず削除してください。
- (5) USBメモリ等外部記憶媒体を利用して、レポート等を持ち歩く際には、必ず暗号化対策をしてください。

6 マイクロソフト社製品

- (1) 当センターではマイクロソフト社製品のoffice365を無償で提供しています。当該ソフトをインストールすることで、Excel、Word、Powerpoint等のアプリを利用することが可能となります。
- (2) パソコン、タブレット、スマートフォンへ各5台ずつ、合計15台まで利用することが可能です。
- (3) 既にofficeがインストールされている場合、追加でoffice365をインストールする必要はございません。

7 その他

(1) ネットワークシステム

学内には光ケーブルを利用した高速のネットワークを構築しており、学外とは専用線で国立情報学研究所学術情報ネットワーク（10Gbps）に接続されています。

(2) 学内では無線LANが利用できます（一部エリアを除く）。

(3) 各支援システム

教育支援システムの他にも、教員・研究者の学術研究を支援する研究支援システム、地域医療機関の医師・医療技術者の診療診断を支援する地域医療支援システムを整備しています。



(図書館部門 基礎医学研究棟2～4F 内線24240)

図書館は、医学及び保健医療学に関する約20万冊の蔵書その他、自宅や実習先からも利用可能な国内外の電子ジャーナルや電子ブック、電子辞書といったオンラインコンテンツを多数備えています。グループで相談しながら学習できるスペースや静かに集中して学習できる席等、用途に合わせた閲覧席があり、セミナー室や研究個室といった予約制の部屋も用意しています。年末年始を除いて24時間開館となっており、時間を問わず学習や研究をサポートする環境が整っています。

1 開館日

原則、12月29日から翌年1月3日を除き、毎日開館しています。

2 開館時間

区	分	開館時間（職員在勤）	特別開館時間（職員不在）
月曜日から金曜日	通常時間	9時～20時	20時15分～翌日9時
	短縮開館（長期休業）	9時～17時	17時15分～翌日9時
土曜日、日曜日、国民の祝日		—	9時～翌日9時

3 資料の種類及び配置

- (1) 図書は、4階の書架に主題ごとに配架されています。
- (2) 学術雑誌は和洋別に雑誌名のABC順に配架されています。主要な学術雑誌は3階の新刊雑誌コーナーに、バックナンバーは3階書架（2000年以降）及び4階集密書架（1999年以前）に配架されています。
- (3) 電子ジャーナルやオンラインコンテンツは、図書館内のPCまたは学内Wi-Fiに接続したご自身の端

末から利用できます。学外からは図書館ホームページの「リモートアクセス」からログインすることで、学内にいるときと同じように利用できます。

- (4) 図書・学術雑誌とも図書館及び学内に所蔵されているかどうかは、図書館ホームページの統合検索（PIRKA）や、蔵書検索（OPAC）を使って検索することができます。

4 利 用

- (1) 図書館への入退館には学生証が必要です。
 (2) 学生証を忘れた場合は、図書館入口ドア横のインターホンでカウンターに連絡し、当日入館手続きをしてください。
 (3) 館内の資料は自由に閲覧できます。読み終えた資料は返本台にお返しください（貸出中の資料は、通常開館中は2階カウンターへ、特別開館時間中は返却用ブックポストに入れてください）。
 (4) 学生への館外貸出は以下のとおりです。

	一般図書	製本雑誌	未製本雑誌	AV資料
冊 数	6冊（図書・製本雑誌合わせて）		貸出禁止	3点
期 間	14日間	3日間	館内閲覧のみ	3日間（一部対象外）

- (5) 長期休業期間中は、長期貸出があります。また、実習期間中については特別貸出が利用でき、自己申告により貸出期間の延長ができます。
 (6) 延滞している資料が返却されるまでは、新たな貸出はできません。
 (7) 本学にない資料は、国内外を問わず他の大学等から相互貸借により入手できます（但し、送料等の経費は実費負担となります）。

5 館内の施設等

	設置場所	利用時間	利用目的・方法
閲覧席（アクティブラーニングエリア）	2階	24時間	<ul style="list-style-type: none"> 自由にテーブルと椅子を動かしてグループ学習ができるスペースです。 ホワイトボードを、自由に利用できます。 床のコンセントから電源をとってPC等を使うことができます。
閲覧席（サイレントエリア）	3・4階		<ul style="list-style-type: none"> 個人学習をメインとしたフロアです。 静粛をお願いします。
情報検索コーナー	2階・3階・4階	24時間	<ul style="list-style-type: none"> 蔵書検索（OPAC）で館内の資料を探すことができる他、各種データベースやオンラインコンテンツを利用できます。 電子ジャーナルや電子ブック等本文が入手できるコンテンツも多数あります。
セミナー室	4階	平日 9:00~20:00	<ul style="list-style-type: none"> グループ学習を目的とした部屋です。12人まで利用可能です。 スクリーンが設置してあります。（組立式） 1回の利用時間は、最大で2時間までです。 利用する時は、2階カウンターで鍵の貸出・返却が必要です。 図書館カウンター及び学務課に設置の予約用端末から予約できます。
研究個室	3階・4階	平日 9:00~20:00	<ul style="list-style-type: none"> 個人の学習、研究などを行うことを目的とした部屋です。（1人用） レポートや資料の作成など集中して作業をする時に便利です。 連続5日間の利用が可能ですが、利用期間中は毎日、2階カウンターで鍵の貸出・返却が必要です。 図書館カウンター及び学務課に設置の予約用端末から予約できます。
ブラウジングルーム、ラウンジ	2階	24時間	<ul style="list-style-type: none"> カウンター前の「ラウンジ」と奥の「ブラウジングルーム」は、リフレッシュするためのスペースです。 新聞や一般雑誌が置かれています。 自動販売機（飲料）が設置されており、軽い食事ができ、交流の場として活用されています。
コイン式コピー機	3階情報検索コーナー、4階コピーコーナー	24時間	<ul style="list-style-type: none"> コイン式のコピー機が設置されています。 図書館資料のコピー及び館内の共有PCからのプリントができます。 白黒 10円、カラー 50円（全用紙サイズ）

6 図書館利用上の注意

図書館は公共の場です。当館をご利用される皆様は他の利用者が気持ち良く過ごせるよう次のマナーの遵守をお願いいたします。なお、図書館の指導に従えない利用者は退館いただく場合もあります。

- (1) 飲食はラウンジおよびブラウジングルームで願います。その他のエリアでは飲食物は鞆の中にしまってください。(スクリーキャップ付飲料は可)。
- (2) スマートフォン等はマナーモードに設定し、通話はお控えください。
- (3) 他の利用者の迷惑となる私語および行為はお控えください。
- (4) 荷物等によって座席を確保し、長時間にわたり席を占有することはおやめください。
- (5) 資料の汚損、破損、忘失に注意願います。汚損、破損、忘失があった場合、賠償しなければなりません。また、備品および設備をみだりに移動しないよう願います。
- (6) 図書館資料は所定の貸出手続きを行った上で持ち出してください。
- (7) 第三者への学生証の貸与は行わないでください。

図書館ではこの他にも様々なサービスを行っていますので、詳しくはカウンター職員にお尋ねください。

研究連携推進機構 (基礎医学研究棟9F 21570(産学CD)・21070(知財))

学生の皆さんを含む大学研究者の研究支援をはじめ、研究成果活用のために、企業や市町村等との連携や研究成果である知的財産の管理活用を推進する組織です。

研究や発明などに関する疑問がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

1 研究支援

(1) 科学研究費助成事業等

科学研究費助成事業をはじめ、各種研究助成金制度の情報提供、申請補助等を行っています。

(2) 共同研究・受託研究

本学の研究活動の活性化や研究成果の活用を推進するため、企業や市町村等との共同研究・受託研究の受付、契約事務の支援などを行っています。

2 教育支援

(1) 知財教育プログラム

学生の皆さんが、将来、医療や研究活動などで関わるであろう発明や工夫などの知的財産について、理解を深め、上手に活用していただくために、教育プログラムの提供や支援を行っています。

3 知的財産の管理活用

(1) 相談

研究成果の特許化や活用の方法などについて、初歩的なことから専門的なことまで、様々な相談に応じています。

(2) 知財管理

発明の特許化するため、先行する技術・特許権の内容調査、特許出願手続き業務の実施、特許をめぐるトラブルの処理などを行っています。

(3) 技術移転

本学の研究成果を実用化し、企業で活用してもらうための支援を行っています。

標 本 館 (基礎医学研究棟 8 F 内線 21960)

標本館は、医学、生物学的標本並びに資料を収集・製作・整理し、それらを系統的に展示し、本学学生及び教職員に実物教育を行うことを目的として、昭和47年4月に開館しました。

1 所 蔵 点 数 (2025年1月末現在)

資 料 分 類	点 数
肉 眼 標 本	1,426
模 型	208
光 顕 用 ス ラ イ ド 投 影 用 ス ラ イ ド 大 切 片 標 本	47,214
医 療 機 器 ・ 医 療 器 具	542
視 聴 覚 資 料	165
図 書 類	1,077
他 の 医 学 関 係 資 料	730
合 計	51,363

2 利 用 対 象

本学学生・教職員・同窓生及び館長の許可を得た医学関係の学外者など

3 開 館 時 間

午前9時から午後5時まで

4 休 館 日

- (1) 日曜日・土曜日・国民の祝日及び年末年始（12月28日から翌年1月3日まで）
- (2) 以上のほか、館長が必要と認めて休館する場合は、その都度、掲示します。

5 館内の諸施設及び利用法

館内には人体の標本のほか、自学自習用として人体骨格標本と正常及び病理組織スライドを備え、常時利用できるようになっています。生物顕微鏡や情報機器などを備えているので、随時利用できます。

学内学生及び教職員の利用には特別の制限はありませんが、利用心得と係員の指示に従い、効果的な利用に心がけてください。

札幌医科大学附属病院

本学の附属病院は、昭和7年に北海道社会事業協会附属札幌病院として設置され、その後、昭和20年に北海道立女子医学専門学校附属医院となり、昭和25年に札幌医科大学附属病院、平成5年4月には、保健医療学部開設に伴い医学部附属病院となり、その後リハビリテーション医療体制充実の必要性から保健医療学部の教員、学生が附属病院を活用できる体制とするため、平成16年4月に札幌医科大学附属病院と改称しました。

現在の病院等施設は、昭和58年に中央診療棟及び病棟部分が完成、昭和60年に外来診療棟が完成し、また、平成30年7月からは西病棟の運用を開始、その後、既存棟の改修等を行い、現在の病床数は922床となっています。また、特定機能病院、高度救命救急センター、災害拠点病院（基幹災害拠点病院）、エイズ治療拠点病院（ブロック拠点病院）、がん診療連携拠点病院、肝疾患診療連携拠点病院、がんゲノム医療拠点病院に指定されています。



医学部附属研究所

医学部附属がん研究所（昭和30年設置）、医学部附属臨海医学研究所（昭和43年設置・平成24年3月廃止）及び医学部教育研究機器センター（平成11年設置）の研究部門を再編・統合し、平成23年4月に設置した医学部附属フロンティア医学研究所を、令和5年11月に医学部附属研究所として新たに改編しました。本研究所は、北海道における医療と道民の健康増進に貢献するために、先端医学研究を基盤としてトランスレーショナルリサーチ（橋渡し研究）を志向し、その研究成果を道民に還元することに加え、若手研究者を育成することを目的としています。3研究所5部門（がん研究所（細胞科学部門）、再生医学研究所（組織再生学部門、神経再生医療学部門）、免疫学研究所（免疫制御医学部門、分子医学部門））からなり、最先端の医学研究に当たっています。本研究所では、医学部学生の教育指導（第2学年授業科目の分担及び第3学年の研究室（基礎）配属）のほか、大学院医学研究科の授業科目も担当し、大学院生、研究生の指導及び研究指導を行っています。

医学部教育研究機器センター

平成11年に設置された教育研究機器センターを平成23年4月に改組し、8部門と1施設からなる研究支援センターとして最先端の医学研究をサポートしています。システム管理部門、形態解析部門、電子顕微鏡部門、蛋白質解析部門、遺伝子解析部門、細胞バンク部門、ラジオアイソトープ部門、画像・映像支援部門及び細胞プロセッシング施設に責任教員（兼務）とオペレーターを配置し、さまざまな最新の研究用機器の効率的な使用及び基礎医学・臨床医学の研究者間の情報交換と共同研究の活性化を推進しています。

医学部動物実験施設部

動物実験を伴う生命科学研究は、人の健康・福祉・先端医療の開発展開に必要です。昭和57年に設置された動物実験施設部は、管理区域、一般動物実験区域、SPF区域に区分されており、ラット、マウス、遺伝子改変マウス、モルモットなど、さまざまな動物の飼育・管理を行い、法令に基づいた適正な動物実験を指導しています。

後 援 会

「札幌医科大学後援会」は、本学在学生の連帯保証人並びに卒業生の父母の方を会員として、本学の教育事業を後援し、その発展に協力することを目的として、主に次の事業を行っています。

なお、後援会費については、入学の際に一括で納入をお願いしています。

[事業]

1 大学の教育活動及び施設の整備に対する協力

- ・学外で実施する各種実習に係る交通費宿泊費等に対し助成をしています。
- ・地域医療に貢献し得る人材育成という本学の建学の精神に基づく特色ある地域医療実習や地域密着型チーム医療実習に係る一部費用に対し助成をしています。
- ・本学国際交流部が企画、実施する海外研修（語学・臨床）に参加する学生の一部費用に対し助成をしています。
- ・臨床実習を安全に進めるための感染症予防ワクチン接種に対し助成をしています。
- ・保健医療学部国家試験受験料、各種国家試験模擬試験受験料に対し助成をしています。
- ・医学及び保健医療学の専門書や国家試験対策図書を附属総合情報センター（図書館）へ寄贈しています。
- ・学生用施設の整備支援費として予算を積立しています。

2 学生の福利厚生並びに課外活動等に対する協力

- ・学生が主催する大学祭等の各種行事並びにサークル活動に要する経費に対し助成をしています。
- ・学生会活動に係る一部費用に対し助成をしています。
- ・通学、授業、サークル活動などの学校生活に係る事故などへの対応のため、学生教育研究災害傷害保険などに加入し、その費用を負担しています。

医 学 部 同 窓 会

本会は、本学及びその前身である道立女子医学専門学校卒業生並びに本学の現職教授及び元教授を会員とし、相互の親睦を図り、同窓会名簿・会誌等の発行、講演会等の開催などを目的としています。詳細は2次元コードからご覧ください。

医学部同窓会



保 健 医 療 学 部 同 窓 会

本会は、本学卒業生、大学院卒業生、及び本学の前身である札幌医科大学衛生短期大学部卒業生、並びに本学の現教職員及び元教職員を会員としており、相互の親睦を図り、同窓会名簿の発行、各種行事の開催・参加などを目的に活動しています。詳細は2次元コードからご覧ください。

保健医療学部同窓会



關係規程類集

札幌医科大学学則

平成19年4月1日 規程第50号

目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
 - 第2章 教授会（第6条）
 - 第3章 学科目及び講座（第7条）
 - 第4章 修業年限及び在学期間（第8条・第9条）
 - 第5章 学年、学期及び休業日（第10条・第11条）
 - 第6章 教育課程及び履修方法等（第12条～第16条）
 - 第7章 入学、退学、休学、転学及び除籍（第17条～第26条）
 - 第8章 卒業（第27条・第28条）
 - 第9章 検定料、入学料及び授業料（第29条～第35条）
 - 第10章 委託生、聴講生、科目等履修生及び外国人留学生（第36条）
 - 第11章 研究生（第37条）
 - 第12章 公開講座（第38条）
 - 第13章 賞罰（第39条・第40条）
 - 第14章 寄宿舍（第41条）
 - 第15章 雑則（第42条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 札幌医科大学（以下「大学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、医学及び保健医療学に関する学理とその応用を教授し、その深奥を攻究するとともに、進取の精神と自由闊達な気風を旨とする創造性に富み人間性豊かな医療人の育成を行い、もって北海道の医療、保健の発展と福祉の充実に貢献し、人類の文化の進展に寄与することを目的とする。

（教育研究上の目的）

第1条の2 大学は、学部ごとに教育研究上の目的を定めるものとする。

2 前項の教育研究上の目的は別表1のとおりとする。

（学部、学科及び学生定員）

第2条 大学に、医学部及び保健医療学部を置く。

2 前項の各学部には置く学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員	収 容 定 員
医 学 部	医 学 科	102名	612名
保健医療学部	看 護 学 科	50名	200名
	理学療法学科	20名	80名
	作業療法学科	20名	80名
	計	90名	360名

（医療人育成センター）

第2条の2 大学に医療人育成センターを置く。

2 医療人育成センターについては、別に定める。

(大学院)

第3条 大学に大学院を置く。

2 大学院については、別に定める。

(専攻科)

第3条の2 大学に専攻科を置く。

2 専攻科については、別に定める。

(附属施設)

第4条 大学に、附属施設として、病院、総合情報センター及び研究連携推進機構を置く。

2 医学部に、附属施設として、研究所を置く。

(職員)

第5条 大学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員を置く。

第2章 教授会

(教授会)

第6条 学部及び医療人育成センターに教授会を置く。

2 教授会は、学部又は医療人育成センターの教授をもって組織する。ただし、学部長及び医療人育成センター長は、教授会の議を経て、准教授その他の職員を加えることができる。

3 学部の教授会は、学部の次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、退学、休学、転学、除籍、卒業及び課程の修了に関すること。
- (2) 学位の授与に関すること。
- (3) 教育課程に関すること。
- (4) 学生の賞罰に関すること。
- (5) 委託生、聴講生、科目等履修生、外国人留学生及び研究生に関すること。
- (6) 学部に係る規程の制定改廃に関すること。
- (7) その他教育研究に係る重要な事項に関すること。

4 学部の教授会は、前項に掲げるもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する次の事項について審議し、並びに学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べるものとする。

- (1) 教員の人事に関すること。
- (2) 学科目及び講座の担当又は分担に関すること。
- (3) 学部に係る要綱等（前項第6号の規程を除く。）の制定改廃に関すること。
- (4) 学長及び学部長の諮問したこと。
- (5) その他学部の教育研究及び運営に関し必要なこと。

5 学部の教授会は、前2項で定める事項の審議に当たって、別に定めるところにより医療人育成センターの教員を構成員に加えることができる。

6 学部の教授会は、第3項から第4項に定める審議事項の一部を他の機関に審議させ、当該他の機関の議決をもって学部の教授会の議決とすることができる。

7 医療人育成センターの教授会は、医療人育成センターの次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 入学者選抜に関すること。
- (2) 教育課程に関すること。
- (3) 医療人育成センターに係る規程の制定改廃に関すること。
- (4) その他教育研究に係る重要な事項に関すること。

8 医療人育成センターの教授会は、前項に掲げるもののほか、学長及び医療人育成センター長

がつかさどる教育研究に関する次の事項について審議し、並びに学長及び医療人育成センター長の求めに応じ、意見を述べるができるものとする。

- (1) 医療人育成センターの教員の人事に関すること。
- (2) 学科目の担当又は分担に関すること。
- (3) 医療人育成センターに係る要綱等(前項第3号の規程を除く。)の制定改廃に関すること。
- (4) 学長及び医療人育成センター長の諮問したこと。
- (5) その他医療人育成センターの教育研究及び運営に関し必要なこと。

9 教授会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 学科目及び講座

(学科目及び講座)

第7条 大学の学部及び学科に置く講座は、別表第2及び別表第3のとおりとする。

2 医療人育成センターに置く学科目は、別表第4のとおりとする。

第4章 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第8条 大学の修業年限は、次のとおりとする。

- (1) 医 学 部 6年
- (2) 保健医療学部 4年

(在学期間)

第9条 大学の在学期間は、医学部にあつては12年、保健医療学部にあつては8年を超えることができない。ただし、医学部については、別に定める場合を除き、同一学年に2年を超えて在学することはできない。

2 再入学又は他の大学から転入学した者の入学前における大学又は他の大学の在学期間は、入学後の在学期間に通算するものとする。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第10条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を次の2学期に分ける。

- (1) 前 期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後 期 10月1日から翌年3月31日まで

3 教育上の必要がある場合は、前項の規定によらず、学事を行うことができる。

(休業日)

第11条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 夏季休業
- (3) 冬季休業
- (4) 春季休業
- (5) その他、学長が定める臨時の休業日

2 休業日は、定期試験等の期間を含め、1年間の授業期間が35週を下回らないように定める。

3 学長は、第1項の規定にかかわらず、教育上必要があると認めるときは、臨時に休業日を定め又は休業日を変更することができる。

4 学長は、教育上必要があると認めるときは、休業日に授業を行わせることができる。

第6章 教育課程及び履修方法等

(教育課程及び履修方法)

第12条 各学部の教育課程及び履修方法は、別に定める。

(授業方法)

第12条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 学長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業の方法により修得する単位数は、医学部医学科及び保健医療学部各学科において、60単位を超えないものとする。

(大学以外における学修)

第13条 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う文部科学大臣が定める学修を、教授会の議を経て、大学における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる。

(既修得単位等の認定)

第14条 学部長は、教育上有益と認めるときは、新たに大学の第1学年に入学した学生が、入学前に本学、他の大学、短期大学又は高等専門学校において修得した単位（大学及び短期大学において科目等履修生として履修した授業科目で修得した単位を含む。）を、教授会の議を経て、大学において修得したものとして認定することができる。

2 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が大学に入学する前に行った文部科学大臣が定める学修を、教授会の議を経て、大学における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる。

(単位の授与及び授業科目修了の認定)

第15条 単位の授与及び授業科目修了の認定は、試験その他の審査により担当の教員が行う。

2 前項の試験その他の審査は、所定の期間、当該授業科目を履修した者でなければ受けることができない。

3 教育課程修了の認定は、教授会の議を経て学長が行う。

(学修の評価)

第16条 授業科目の成績は、優、良、可及び不可の4種とし、優、良及び可を合格とする。

2 前条の成績その他による審査の方法及び前項の評価基準は、別に定める。

第7章 入学、退学、休学、転学及び除籍

(入学)

第17条 入学の時期は、毎年4月とする。

(入学資格)

第18条 大学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条第1項の規定により他の大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

（入学許可）

第19条 学長は、大学において行う入学試験に合格し、かつ、所定の手続を経た者に入学を許可する。

（転入学及び編入学）

第20条 転入学又は編入学を志願する者があるときは、学生に欠員があり、かつ、教授上差し支えない場合に限り、選考の上、相当の学年に入学を許可することができる。

2 前項の志願に当たっては、大学に、志願する者が所属する大学長の許可書を提出するものとする。

（退学及び再入学）

第21条 病気その他の理由により退学しようとする者は、退学願を提出して、学長の許可を受けなければならない。

2 学長は、前項の規定により退学した者で再入学を願い出た者を、認定の上、相当の学年に入学させることができる。

（休学）

第22条 病気その他の理由により3月以上修学できないときは、学長の許可を受けて休学することができる。

（休学期間）

第23条 休学期間は、1年以内とする。ただし、引き続き休学する特別の理由がある場合には、学長は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して4年を超えることはできない。

3 休学期間は、在学期間に算入しない。

（復学）

第24条 休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て、相当の学年に復学することができる。

（転学）

第25条 他の大学へ転学しようとする者は、転学願を提出して学長の許可を受けなければならない。

（除籍）

第26条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、教授会及び教育研究評議会の議を経て、除籍する。

- (1) 授業料の納入を怠り、督促を受けてもなお納めない者
- (2) 第9条第1項に規定する在学期間を超えた者
- (3) 第23条第1項又は第2項に規定する休学期間を超えた者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

第8章 卒業

(卒業証書及び学士)

第27条 学長は、大学の教育課程を修了した者については、教授会の議を経て、卒業を認定し、卒業証書及び学位記を授与する。

2 前項の学位は、次の各号の区分に応じて当該各号に掲げる学位とする。

- (1) 医学部を卒業した者 学士（医学）
- (2) 保健医療学部看護学科を卒業した者 学士（看護学）
- (3) 保健医療学部理学療法学科を卒業した者 学士（理学療法学）
- (4) 保健医療学部作業療法学科を卒業した者 学士（作業療法学）

(学位規程)

第28条 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料)

第29条 大学に入学する学生の検定料、入学料及び授業料の額については、別に定める。

(検定料及び入学料の徴収)

第30条 検定料は入学志願書提出の際に、入学料は入学許可の際に、それぞれ徴収する。

(授業料の納入期限等)

第31条 授業料は、第10条第2項に規定する学期ごとに納入するものとし、前期分は4月末日までに、後期分は10月末日までに、それぞれ年額の2分の1に相当する額を納めなければならない。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日で休日、日曜日又は土曜日でない日を納入期限とする。

2 前項の納入期限を過ぎてから入学した学生の入学の日の属する期分の授業料は、入学許可後20日以内に納めなければならない。

3 前2項の納入期限が、民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日又は土曜日に該当するときは、前2項の規定にかかわらず、これらの日の翌日を納入期限とみなす。

(休学の場合の授業料)

第32条 前期又は後期の全期間を通じて休学した学生の当該期分の授業料は免除する。

(退学、転学、停学及び除籍の場合の授業料)

第33条 退学、転学、停学又は除籍の場合においても、その日（停学の場合にあつては、停学となった日の前日及び停学の解除された日）の属する期分の授業料は、納めなければならない。

(検定料等の不還付)

第34条 既に納入した検定料、入学料及び授業料は、還付しない。ただし、検定料については、次の各号のいずれかに該当した場合は、納入した者の申出により、学長が別に定める額を還付するものとする。

- (1) 第1段階選抜の結果、不合格となった場合
- (2) 大学入学共通テストの受験科目が不足しているため、出願資格がないことが判明した場合
- (3) 入学検定料を納入したが、入学志願書を提出しなかった又は出願が受理されなかった場合
- (4) 入学検定料を誤って二重に納付した場合

(授業料の減免及び分納)

第35条 学費の支弁が極めて困難な事情にある学生の授業料は、学長が減免し、又は第31条第1項及び第2項の規定にかかわらず、分納させることができる。

2 授業料の減免及び分納は、期ごとに行うものとする。

3 授業料の減免及び分納の基準並びにその手続については、別に定める。

第10章 委託生、聴講生、科目等履修生及び外国人留学生

(委託生、聴講生、科目等履修生及び外国人留学生)

第36条 大学に、教授上余力がある場合には、選考の上、委託生、聴講生、科目等履修生及び外国人留学生の入学を許可することができる。

- 2 委託生、聴講生及び科目等履修生の授業料の額は、別に定める。
- 3 委託生、聴講生及び科目等履修生の授業料の納入期限は、別に定める。
- 4 科目等履修生の検定料及び入学料の額については、別に定める。
- 5 第31条第2項及び第3項並びに第34条本文の規定は、委託生、聴講生及び科目等履修生の授業料について準用する。
- 6 外国人留学生の検定料、入学料及び授業料については、第9章の規定を準用する。
- 7 前6項のほか、委託生、聴講生、科目等履修生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 研究生

(研究生)

第37条 大学に、教授研究上支障のない場合には、選考の上、研究生を入学させることができる。

- 2 研究生の検定料、入学料及び攻究料については、別に定める。
- 3 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 公開講座

(公開講座)

第38条 公開講座は、必要と認めた場合に開設することができる。

第13章 賞罰

(表彰)

第39条 学長は、素行及び学業成績が特に優秀で他の学生の模範となる者を、教授会及び教育研究評議会の議を経て、これを表彰することができる。

(懲戒処分等)

第40条 学長は、この規程その他大学の定める規程に違反し、又は学生の本分に反する行為があった者に対して、教授会及び教育研究評議会の議を経て、懲戒処分をすることができる。

- 2 懲戒処分は、戒告、停学及び退学とする。ただし、退学は、次の各号のいずれかに該当する者に限り行うものとする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 正当な理由がなく出席が常でない者
 - (3) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
 - (4) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 3 学部長は、教育上必要があると認めるときは、学生に対し謹慎処分をすることができる。

第14章 寄宿舍

(寄宿舍)

第41条 大学に、寄宿舍を置く。

- 2 寄宿舍については、別に定める。

第15章 雑則

(細則)

第42条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日までに廃止前の札幌医科大学学則（平成5年3月31日医大総第1274号）又は同学則に基づく規程の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程又はこの学則に基づく規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年4月1日規程第217号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日規程第219号）

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項の規定にかかわらず、医学部医学科の平成20年度から平成34年度までの入学定員並びに収容定員を次のとおりとする。

年 度	入学定員	収容定員
平成20年度	105名	605名
平成21年度	105名	610名
平成22年度	105名	615名
平成23年度	105名	620名
平成24年度	105名	625名
平成25年度	105名	630名
平成26年度	105名	630名
平成27年度	105名	630名
平成28年度	105名	630名
平成29年度	105名	630名
平成30年度	100名	625名
平成31年度	100名	620名
平成32年度	100名	615名
平成33年度	100名	610名
平成34年度	100名	605名

附 則（平成20年10月1日規程第33号）

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日規程第74号）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項の規定にかかわらず、医学部医学科の平成21年度から平成34年度までの入学定員並びに収容定員を次のとおりとする。

年 度	入学定員	収容定員
平成21年度	108名	613名
平成22年度	108名	621名
平成23年度	108名	629名
平成24年度	108名	637名
平成25年度	108名	645名
平成26年度	108名	648名

平成27年度	108名	648名
平成28年度	108名	648名
平成29年度	108名	648名
平成30年度	100名	640名
平成31年度	100名	632名
平成32年度	100名	624名
平成33年度	100名	616名
平成34年度	100名	608名

附 則（平成21年4月1日規程第75号）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項の規定にかかわらず、医学部医学科の平成21年度から平成34年度までの入学定員並びに収容定員を次のとおりとする。

年 度	入学定員	収容定員
平成21年度	110名	615名
平成22年度	110名	625名
平成23年度	110名	635名
平成24年度	110名	645名
平成25年度	110名	655名
平成26年度	110名	660名
平成27年度	110名	660名
平成28年度	110名	660名
平成29年度	110名	660名
平成30年度	102名	652名
平成31年度	102名	644名
平成32年度	102名	636名
平成33年度	102名	628名
平成34年度	102名	620名

附 則（平成22年4月1日規程第9号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日規程第82号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第3条の2の規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月1日規程第59号）

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日規程第2号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年8月31日規程第65号）

この規程は、平成24年9月1日から施行する。

附 則（平成25年3月15日規程第8号）

この規程は、平成25年3月22日から施行する。

附 則（平成25年4月1日規程第30号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月19日規程第55号）

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年11月20日規程第67号）

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規程第6号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日規程第16号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月7日規程第18号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月1日規程第60号）

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成29年10月11日規程第64号）

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 第2条第2項の規定にかかわらず、医学部医学科の平成30年度から平成36年度までの入学定員並びに収容定員を次のとおりとする。

年 度	入学定員	収容定員
平成30年度	110名	660名
平成31年度	110名	660名
平成32年度	102名	652名
平成33年度	102名	644名
平成34年度	102名	636名
平成35年度	102名	628名
平成36年度	102名	620名

附 則（平成30年3月30日規程第5号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月13日規程第8号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月23日規程第12号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月16日規程第22号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月16日規程第22号）

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 第2条第2項の規定にかかわらず、医学部医学科の令和2年度から令和8年度までの入学定員並びに収容定員を次のとおりとする。

年 度	入学定員	収容定員
令和2年度	110名	660名
令和3年度	110名	660名
令和4年度	102名	652名
令和5年度	102名	644名
令和6年度	102名	636名
令和7年度	102名	628名
令和8年度	102名	620名

附 則（令和元年10月25日規程第27号）

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

附 則（令和2年8月20日規程第62号）

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

附 則（令和3年3月11日規程第4号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年10月15日規程第59号）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項の規定にかかわらず、医学部医学科の令和4年度から令和9年度までの入学定員並びに収容定員を次のとおりとする。

年 度	入学定員	収容定員
令和4年度	110名	660名
令和5年度	102名	652名
令和6年度	102名	644名
令和7年度	102名	636名
令和8年度	102名	628名
令和9年度	102名	620名

附 則（令和3年11月12日規程第60号）

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

附 則（令和4年10月18日規程第35号）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項の規定にかかわらず、医学部医学科の令和5年度から令和10年度までの入学定員並びに収容定員を次のとおりとする。

年 度	入学定員	収容定員
令和5年度	110名	660名
令和6年度	102名	652名
令和7年度	102名	644名
令和8年度	102名	636名
令和9年度	102名	628名
令和10年度	102名	620名

附 則（令和5年10月13日規程第56号）

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項の規定にかかわらず、医学部医学科の令和6年度から令和11年度までの入学定員並びに収容定員を次のとおりとする。

年 度	入学定員	収容定員
令和6年度	110名	660名
令和7年度	102名	652名
令和8年度	102名	644名
令和9年度	102名	636名
令和10年度	102名	628名
令和11年度	102名	620名

附 則（令和5年10月23日規程第61号）

この規程は、令和5年11月1日から施行する。

附 則（令和5年11月21日規程第66号）

この規程は、令和5年12月1日から施行する。

附 則（令和6年10月24日規程第48号）

- 1 この規程は、令和6年11月1日から施行する。
- 2 第2条第2項の規程にかかわらず、医学部医学科の令和7年度から令和12年度までの入学定員並びに収容定員を次のとおりとし、令和7年4月1日から施行する。

年 度	入学定員	収容定員
令和7年度	110名	660名
令和8年度	102名	652名
令和9年度	102名	644名
令和10年度	102名	636名
令和11年度	102名	628名
令和12年度	102名	620名

附 則（令和7年3月18日規程第15号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第1条の2関係）

教育研究上の目的

医学部
医学部は、変化し多様化する地域及び国際社会の要請に応えるとともに、医学と医療の進歩及び向上に貢献することのできる人間性豊かな医師並びに医学研究者を育成することを目的とする。
保健医療学部
保健医療学部は、創造性と倫理性に富む豊かな人間性を基盤に、関連諸科学と医療の進歩に対応し、地域の保健・医療・福祉の充実と社会の発展に貢献する実践力を備えた看護師、理学療法士、作業療法士及び学問分野の進展に寄与しうる人材を育成することを目的とする。

別表第2（第7条関係）

医学部医学科講座

1 講座
(1) 基礎医学部門
解剖学（細胞組織学分野 機能構造学分野）
生理学（細胞生理学分野 神経科学分野）
生化学（医化学分野 分子生物学分野）
病理学（病理学第一分野 病理学第二分野）
感染学（微生物学分野 感染症学分野）
薬理学
社会医学（衛生学分野 公衆衛生学分野）
法医学
先端医療知財学
ゲノム予防医学（臨床ゲノム学分野 ゲノム医科学分野）
医療統計・データ管理学
(2) 臨床医学部門
内科学（消化器内科学分野 循環病態内科学分野 呼吸器・アレルギー内科学分野 腫瘍内科学分野 神経内科学分野 血液内科学分野 免疫・リウマチ内科学分野）
外科学（消化器外科学分野 乳腺・内分泌外科学分野 心臓血管外科学分野）

呼吸器外科学分野)

整形外科学
脳神経外科学
産婦人科学（産婦人科学分野 産科周産期科学分野）
小児科学
眼科学
皮膚科学
泌尿器科学
耳鼻咽喉科・頭頸部外科学
神経精神医学
放射線医学（放射線治療学分野 放射線診断学分野）
麻酔科学
総合診療医学
感染制御・臨床検査医学
救急医学
口腔外科学
リハビリテーション医学
形成外科学
医療薬学
病理診断学
医療安全・病院管理学
集中治療医学
スポーツ医学

別表第3（第7条関係）

保健医療学部講座

- 1 講座
- (1) 看護学科
看護学第一 看護学第二 看護学第三
 - (2) 理学療法学科
理学療法学第一 理学療法学第二
 - (3) 作業療法学科
作業療法学第一 作業療法学第二

別表第4（第7条関係）

医療人育成センター学科目

- 1 学科目（教養教育科目）
- (1) 人文・社会科学系
哲学・倫理学 心理学・行動科学 法学・社会学 英語
 - (2) 自然科学系
物理学 化学 生物学 数学・情報科学

札幌医科大学医学部の教育課程、授業科目履修方法、試験及び進級取扱いに関する規程

平成19年4月1日規程第97号

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌医科大学学則（平成19年規程第50号。以下「学則」という。）第12条及び第12条の2の規定に基づき、医学部の教育課程及び授業科目の履修方法を定めるとともに、学則に定めるもののほか、授業方法、試験及び進級の取扱い等に関して必要な事項を定めるものとする。

(教育課程)

第2条 教育課程は、別表第1のとおりとする。

(科目の履修方法)

第3条 学生は、前条に規定する教育課程において、現に在籍する当該学年の科目を履修しなければならない。

2 第12条又は第13条の規定に基づき原級留置となった学生（以下「原級留置学生」という。）は、翌年度に当該学年の全科目（実習科目を除く。）を履修するものとする。ただし、特別な配慮が必要とされる学生については、再履修の内容について教務委員会が検討し決定する。

(履修の制限)

第3条の2 次の各号に定める授業科目については、履修条件を設け、条件を満たさないときは当該科目の履修を制限する。

(1) 別表第1に定める第4学年科目「臨床実習」は、第4学年科目「医学概論・医療総論4」及び「臨床入門」の全単位を修得していることを履修条件とする。

(履修届)

第4条 選択科目の履修に当たっては、選択科目履修届（別記第1号様式）を所定の期日までに学部長に提出しなければならない。

2 前項により届け出た科目を他の科目に変更する場合又は履修を取り消す場合は、選択科目履修変更（取消し）届（別記第2号様式）を所定の期日までに学部長に提出しなければならない。

3 学部長は、前2項の届出があったときは、医療人育成センター長に通知するものとする。

(授業方法)

第5条 授業は、講義、演習（ロールプレイ、課題学習、作業・調査・議論を伴う学習、グループワーク、研究室配属等）、実験、実習（基礎医学実習、早期体験実習、学外の関連施設実習、多職種連携実習、シミュレーション実習、実技チェックリストを用いた臨床実習等）若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う。

2 能動的な学習を促すために、多様なメディアを高度に活用した遠隔授業などの授業方法も取り入れる。

3 授業方法は面接授業を主とするが、一部を遠隔授業とすることができる。

4 遠隔授業の実施に関する事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第5条の2 各科目の単位は、次の各号の区分に応じて各号に掲げる基準により算出する。

- (1) 講義 15 時間をもって 1 単位
- (2) 演習 30 時間をもって 1 単位
- (3) 実験、実習（臨床実習を除く。）及び実技 45 時間をもって 1 単位
- (4) 臨床実習 30 時間をもって 1 単位

（既修得単位等の認定）

- 第 6 条 学則第 14 条の規定に基づき、他の大学、短期大学又は高等専門学校において修得した単位を、本学における科目の履修により修得したものとみなすことを希望する者は、既修得単位認定申請書（別記第 3 号様式）を所定の期日までに学部長に提出しなければならない。
- 2 学部長は、前項に定める既修得単位認定申請書を受理したときは、教授会の議を経て、30 単位を限度としてこれを認定する。
 - 3 学則第 13 条及び第 14 条第 2 項に規定する文部科学大臣の定める学修として、本学における科目の履修とみなすものは、国際教育交換協議会が認定する Test of English as a Foreign Language (TOEFL) と公益財団法人日本英語検定協会が認定する International English Language Testing System (IELTS) とし、認定する科目及び単位数は別表第 2 のとおりとする。ただし、この学修は、申請日から起算して 2 年以内に修得したものに限る。
 - 4 前項による単位認定を希望する者は、英語検定試験による単位認定申請書（別記第 4 号様式）を所定の期日までに学部長に提出しなければならない。
 - 5 学部長は、前項の単位認定申請書を受理したときは、教授会の議を経て単位を認定する。
 - 6 学部長は、外国人留学生が入学するに当たって受験した日本語能力試験の結果が特に優れている場合には、教授会の議を経て、日本語に係る科目の履修を免除し、単位を認定することができる。
 - 7 前 2 項に基づき認定する単位は、第 2 項の規定により認定する単位と合算して 30 単位を限度とする。
 - 8 学部長は、第 2 項のうち医療人育成センターの教員が担当する授業科目並びに第 5 項及び第 6 項の認定に当たっては、その認定の審査を医療人育成センター長に依頼して行うものとする。

（単位の授与及び授業科目修了の認定）

- 第 6 条の 2 学則第 15 条の規定に基づき、授業科目の科目担当責任者は、原則として学年末に、授業科目の単位の授与及び授業科目修了の認定を行うものとする。
- 2 2 つ以上の学年にわたり授業を行う授業科目については、当該授業科目の最終の学年末に、授業科目の単位の授与及び授業科目修了の認定を行うものとする。

（試験）

- 第 7 条 試験は、定期試験、中間試験、共用試験 CBT (Computer Based Testing : コンピュータによる多選択肢試験)、Pre-CC OSCE (Pre-Clinical Clerkship Objective Structured Clinical Examination : 診療参加型臨床実習前客観的臨床能力試験)、Post-CC OSCE (Post-Clinical Clerkship OSCE : 診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験)、卒業試験、追試験及び再試験とし、筆記、口答又は実技その他科目担当責任者が別に指定する方法により行うものとする。
- 2 前項の試験は、それぞれ次の各号のとおり行うものとする。
 - (1) 定期試験 学年末又は各科目の所定の授業終了後に行うものとする。
 - (2) 中間試験 必要に応じ随時行うことができるものとする。
 - (3) 共用試験 CBT 及び Pre-CC OSCE 臨床実習に参加する学生に必要な基本的知識の理解度及び診察、技能及び態度の到達度を評価するために、別表第 1 に定める第 4 学年科目「臨床入門」の所定の授業終了後に行うものとする。なお、試験問題は公益社団法人医療系大学間共用試

験実施評価機構の共用試験により実施するものとする。

- (4) Post-CC OSCE及び卒業試験 卒業時に必要な臨床上の知識と技能の到達度を評価するために、別表第1に定める第6学年科目「総合講義」の中で行うものとする。なお、Post-CC OSCEに係る試験問題は、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構の共用試験により実施する。この場合において、本学独自の試験問題を追加することができるものとする。卒業試験は、別に定める方法により2回行うものとする。
 - (5) 追試験 定期試験等の受験資格を有する者が、病気その他の事由により当該試験を受験できないときに、あらかじめ定期試験等欠席届（別記第5号様式）を当該科目の科目担当責任者に提出し、正当な理由があるものとして認められた者に対して行う。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができなかつたときは、その事由を付して直ちに届け出なければならない。
 - (6) 再試験 定期試験、追試験、共用試験CBT、Pre-CC OSCE、Post-CC OSCE又は卒業試験において不合格となった者に対して、当該不合格の科目について行うことができる。
- 3 試験の期日は、原則として、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる期日までに掲示するものとする。
- (1) 定期試験 試験実施の2週間前
 - (2) 共用試験CBT、Pre-CC OSCE、Post-CC OSCE及び卒業試験 試験実施の2ヶ月前
- 4 試験に関し、前3項に定めのない事項については、別に定める。

（試験に係る受験料）

第7条の2 共用試験CBT、Pre-CC OSCE及びPost-CC OSCE（前項第2項第4号ただし書を適用した場合を含む。）に係る受験料は、学生の負担とし、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構に支払うものとする。

（試験その他の審査を受ける資格）

第8条 試験その他の審査を受けるために必要となる学則第15条第2項に規定する所定の期間の計算は、次の各号の履修時間によるものとする。

- (1) 講義及び演習授業時間の3分の2以上
 - (2) 実験、実習及び実技授業時間のすべて
- 2 特別の理由により前項各号の期間に満たない者については、当該科目の科目担当責任者が成業の見込があると認め、かつ、教授会の議を経て学部長が承認した場合に限り、前項の規定にかかわらず、試験その他の審査を受けることができるものとする。

（再試験の受験資格）

第9条 不正行為により試験が不合格となった者は、当該不合格となった科目の再試験を受験することができない。

（共用試験及び卒業試験の受験資格）

第10条 共用試験CBT及びPre-CC OSCEは、共用試験実施前の第4学年後期までの必修科目全単位（「医学概論・医療総論4」及び「臨床入門」を除く。）を修得している場合に受験することができる。

- 2 Post-CC OSCE及び2回目の卒業試験は、第4学年から第6学年までの「臨床実習」の必要単位を修得している場合に受験することができる。

（成績評価の基準等）

第11条 試験（共用試験CBT、Pre-CC OSCE、Post-CC OSCE及び卒業試験を除く。）その他の審査により行う成績評価は、当該科目ごとに100点を満点とし、次の区分とする。

評語	達成度	評価点	合否種別
優	科目の到達目標を十分に達成している。	80点以上	合格
良	科目の到達目標を達成している。	70点以上 80点未満	
可	科目の到達目標を最低限度達成している。	60点以上 70点未満	
不可	科目の到達目標を達成していない。	60点未満	不合格

- 2 共用試験CBTは、全国医学部長病院長会議あるいは公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構が提示する最低合格ラインに基づき判定する。
- 3 Pre-CC OSCE、Post-CC OSCEについては、試験で実施するすべての分野において満点の6割以上の点数の場合に合格とする。なお、公的化された場合は、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構が提示する最低合格ラインに基づき判定する。
- 4 卒業試験は、総合点の6割以上の点数の場合に合格とする。
- 5 再試験において、合格した場合の成績・評点は60点とする。
- 6 2つ以上の学年にわたり授業を行う授業科目について、履修途中における評価を必要とする場合は、合又は否とする。
- 7 成績評価の基準等に関し、第1項から第7項までに定めのない事項については、別に定める。

（成績等の通知）

- 第11条の2 第1学年、第2学年、第3学年、第4学年及び第5学年の成績等は、翌年度4月末頃まで学生に通知する。
- 2 第6学年の成績等は、毎年2月末頃までに学生に通知する。

（進級の制限）

- 第12条 進級判定においては、次の各号のいずれかに該当する者は、進級させないものとする。
- (1) 第8条の規定により定期試験その他の審査を受ける資格がない者
 - (2) 実験、実習及び実技科目が不合格の者
 - (3) 定期試験の再試験（別表第1に定める第1学年の人文社会科学の選択必修科目群で必要単位を満たしている場合及び自由選択科目を除く。）において、1科目以上不合格の者
 - (4) 第1学年において、別表第1に定める同学年の人文社会科学の選択必修科目群の所定の単位数を修得していない者
 - (5) 別表第1に定める第4学年科目「医学概論・医療総論4」「臨床入門」のうちいずれかの科目が不合格の者（第5学年への進級の場合に限る。）
 - (6) 学年ごとの修学及び出席状況から、進級後の修学が困難と判断される者
 - (7) 試験において不正行為を行ったことにより、当該科目が不合格の者
- 2 第1項のいずれかに該当する者は原級に留まるものとし、当該者の進級要件は現に在籍する学年の要件による。

（卒業の制限）

- 第13条 別表第1に定める第6学年の授業科目で必要単位を修得していない者は、卒業させないものとする。
- 2 前項の者に関する取り扱いは、別に定める。

（同一学年の在学年限）

- 第14条 学則第9条第1項の規定に基づき、同一学年の在学年数は、2年を超えることができない

い。ただし、学部長が特別の理由があると認める場合には、教授会の議を経て延長することができる。

(進級及び卒業等の判定)

第15条 学則第15条第3項に規定する教育課程修了の認定、第12条第1項、第13条第1項及び第14条の規定に基づく場合の進級の判定は、原則として学年末に、教授会の議を経て、医学部長が行う。

2 学則第27条の規定に基づき、卒業の認定は、卒業認定日の直前の教授会の議を経て、学長が行う。

(雑則)

第16条 この規程に定めのない事項については、教授会の議を経て学部長が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日規程第23号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年10月1日規程第47号)

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日規程第6号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日規程第6号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日規程第84号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日規程第3号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日規程第1号)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 施行日以降に入学した者に認定する科目及び単位数については、当分の間、第6条第3項第1号及び第3号の規定は、適用しない。

附 則 (平成25年9月19日規程第57号)

この規程は、平成25年9月30日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日規程第2号)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 第3条の2第1項第1号、第12条第1項第7号については、平成26年度第1学年に適用するものとし、平成26年度第2～6学年には適用しない。

附 則 (平成27年3月16日規程第3号)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 第3条の2第1項第1号および第2号、第12条第1項第7号については、平成27年度第1～2学年に適用するものとし、平成27年度第3～6学年には適用しない。

附 則 (平成28年3月16日規程第4号)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 第3条の2第1項第1号、第12条第1項第7号については、平成28年度第1～3学年に適用するものとし、平成28年度第4～6学年には適用しない。

附 則（平成 29 年 3 月 15 日規程第 19 号）

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条の 2 第 1 項第 1 号、第 12 条第 1 項第 7 号については、平成 29 年度第 1 ～ 4 学年に適用するものとし、平成 29 年度第 5 ～ 6 学年には適用しない。

附 則（平成 30 年 3 月 12 日規程第 4 号）

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条の 2 第 1 項第 1 号、第 12 条第 1 項第 7 号については、平成 30 年度第 1 ～ 5 学年に適用するものとし、平成 30 年度第 6 学年には適用しない。

附 則（平成 31 年 3 月 13 日規程第 7 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 10 月 21 日規程第 23 号）

この規程は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 13 日規程第 4 号）

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の前日から引き続き本学医学部の学生である者（令和 2 年度第 1 学年となった者及び別に指定する者を除く。以下「旧教育課程適用者」という。）の教育課程は、この規程による改正後の札幌医科大学医学部の教育課程、授業科目履修方法、試験及び進級取扱いに関する規程（以下「新規程」という。）第 2 条及び別表第 1 の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。
- 3 旧教育課程適用者について、新規程第 9 条に定める者のほか、定期試験の不合格の科目数が一定数以上となった者は、当該定期試験の再試験を受験することができないものとする。
- 4 旧教育課程適用者について、新規程第 12 条各号に該当する者のほか、定期試験の本試験において不合格の科目数が一定数以上の者は、進級させないものとする。
- 5 旧教育課程適用者に対する新規程第 3 条の 2、第 7 条第 2 項、第 12 条第 1 項及び第 13 条第 1 項の規定の適用については、これらの規定中「別表第 1」とあるのは「札幌医科大学医学部の教育課程、授業科目履修方法、試験及び進級取扱いに関する規程の一部を改正する規程（令和 2 年規程第 4 号）附則別表第 1」とする。
- 6 旧教育課程適用者の教育課程、授業科目履修方法、試験及び進級取扱いについて、第 2 項から前項までに定めのない事項については、別に定める。

附 則（令和 2 年 6 月 15 日規程第 36 号）

この規程は、令和 2 年 6 月 15 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 11 日規程第 9 号）

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の前日から引き続き本学医学部の学生である者（令和 3 年度第 1 学年となった者、第 2 学年となった者及び別に指定する者を除く。以下「旧教育課程適用者」という。）の教育課程は、この規程による改正後の札幌医科大学医学部の教育課程、授業科目履修方法、試験及び進級取扱いに関する規程（以下「新規程」という。）第 2 条及び別表第 1 の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。
- 3 旧教育課程適用者について、新規程第 9 条に定める者のほか、定期試験の不合格の科目数が一定数以上となった者は、当該定期試験の再試験を受験することができないものとする。
- 4 旧教育課程適用者について、新規程第 12 条各号に該当する者のほか、定期試験の本試験において不合格の科目数が一定数以上の者は、進級させないものとする。
- 5 旧教育課程適用者に対する新規程第 3 条の 2、第 7 条第 2 項、第 12 条第 1 項及び第 13 条第 1 項の規定の適用については、これらの規定中「別表第 1」とあるのは「札幌医科大学医学部の教育課程、授業科目履修方法、試験及び進級取扱いに関する規程の一部を改正する規程（令

和2年規程第4号)附則別表第1」とする。

- 6 旧教育課程適用者の教育課程、授業科目履修方法、試験及び進級取扱いについて、第2項から前項までに定めのない事項については、別に定める。

附 則 (令和4年2月25日規程第3号)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前から引き続き本学医学部の学生である者(令和4年度第1学年となった者、第2学年となった者、第3学年となった者及び別に指定する者を除く。以下「旧教育課程適用者」という。)の教育課程は、この規程による改正後の札幌医科大学医学部の教育課程、授業科目履修方法、試験及び進級取扱いに関する規程(以下「新規程」という。)第2条及び別表第1の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。
- 3 旧教育課程適用者について、新規程第9条に定める者のほか、定期試験の不合格の科目数が一定数以上となった者は、当該定期試験の再試験を受験することができないものとする。
- 4 旧教育課程適用者について、新規程第12条各号に該当する者のほか、定期試験の本試験において不合格の科目数が一定数以上の者は、進級させないものとする。
- 5 旧教育課程適用者に対する新規程第3条の2、第7条第2項、第12条第1項及び第13条第1項の規定の適用については、これらの規定中「別表第1」とあるのは「札幌医科大学医学部の教育課程、授業科目履修方法、試験及び進級取扱いに関する規程の一部を改正する規程(令和2年規程第4号)附則別表第1」とする。
- 6 旧教育課程適用者の教育課程、授業科目履修方法、試験及び進級取扱いについて、第2項から前項までに定めのない事項については、別に定める。

附 則 (令和5年2月24日規程第6号)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前から引き続き本学医学部の学生である者(令和5年度第1学年となった者、第2学年となった者、第3学年となった者、第4学年となった者及び別に指定する者を除く。以下「旧教育課程適用者」という。)の教育課程は、この規程による改正後の札幌医科大学医学部の教育課程、授業科目履修方法、試験及び進級取扱いに関する規程(以下「新規程」という。)第2条及び別表第1の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。
- 3 旧教育課程適用者に対する新規程第3条の2、第7条第2項、第12条第1項及び第13条第1項の規定の適用については、これらの規定中「別表第1」とあるのは「札幌医科大学医学部の教育課程、授業科目履修方法、試験及び進級取扱いに関する規程の一部を改正する規程(令和5年2月24日規程第6号)附則別表第1」とする。
- 4 旧教育課程適用者の教育課程、授業科目履修方法、試験及び進級取扱いについて、第2項から前項までに定めのない事項については、別に定める。

附 則 (令和6年1月24日規程第2号)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前から引き続き本学医学部の学生である者(令和6年度第1学年となった者、第2学年となった者、第3学年となった者、第4学年、第5学年となった者及び別に指定する者を除く。以下「旧教育課程適用者」という。)の教育課程は、この規程による改正後の札幌医科大学医学部の教育課程、授業科目履修方法、試験及び進級取扱いに関する規程(以下「新規程」という。)第2条及び別表第1の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。
- 3 旧教育課程適用者に対する新規程第3条の2、第7条第2項、第12条第1項及び第13条第1項の規定の適用については、これらの規定中「別表第1」とあるのは「札幌医科大学医学部の教育課程、授業科目履修方法、試験及び進級取扱いに関する規程の一部を改正する規程(令和6年1月24日規程第2号)附則別表第1」とする。
- 4 旧教育課程適用者の教育課程、授業科目履修方法、試験及び進級取扱いについて、第2項か

ら前項までに定めのない事項については、別に定める。

附 則（令和6年11月25日規程第63号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月5日規程第7号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）その1

別表第1（第2条関係）その2

別表第2（第6条関係）

別記第1号様式（第4条関係）

別記第2号様式（第4条関係）

別記第3号様式（第6条関係）

別記第4号様式（第6条関係）

別記第5号様式（第7条関係）

医学部医学科教育課程表1(教養教育科目)

【令和7年度第1学年～第2学年適用】

区分	科目名	履修年次		科目区分	単位数	入試枠					
		学年	開講期			一般枠		ATOP-M		特別枠	
						必選別	要修得単位数	必選別	要修得単位数	必選別	要修得単位数
人文社会科学	心理学	1	前期	講義	2	必修	6.5	必修	6.5	必修	6.5
	医療倫理学	1	前期	講義	2	必修		必修		必修	
	法学	1	前期	講義	1	必修		必修		必修	
	医学史	1	後期	演習	0.5	必修		必修		必修	
	行動科学実習	1	後期	実習	1	必修		必修		必修	
	哲学	1	後期	講義	1	選択	※1	選択	※1	選択	※1
	文学	1	後期	講義	1	選択		選択		選択	
	言語と人間	1	前期	講義	1	選択		選択		選択	
	社会学	1	後期	講義	1	選択		選択		選択	
人類学	1	後期	講義	1	選択	選択	選択	選択			
自然科学	数学	1	前期	講義	2	必修	14	必修	14	必修	14
	応用統計学	1	後期	講義	2	必修		必修		必修	
	基礎医学物理	1	前期	講義	2	必修		必修		必修	
	基礎生化学	1	前期	講義	2	必修		必修		必修	
	基礎生命科学	1	前期	講義	2	必修		必修		必修	
	放射線物理学	1	後期	講義	1	必修		必修		必修	
	生命科学	1	後期	講義	2	必修		必修		必修	
	自然科学実験	1	前期	実験	1	必修		必修		必修	
外国語	医学英語 1 a	1	前・後期 ※3	演習	1	必修	5	必修	5.5	必修	5
	医学英語 1 b	1	前・後期 ※3	演習	1	必修		必修		必修	
	英会話	1	通年	演習	2	必修		必修		必修	
	医学英語 2	2	後期	演習	0.5	必修		必修		必修	
	医学英語 3	3	後期	演習	0.5	必修		必修		必修	
	医学英語 4	4	前期	演習	0.5	自由	※2	必修	自由	※2	
	ドイツ語	1	前期	演習	1	選択	1	選択	1	選択	1
	フランス語	1	前期	演習	1	選択		選択		選択	
	ロシア語	1	前期	演習	1	選択		選択		選択	
中国語	1	前期	演習	1	選択	選択		選択			
生活と情報	スポーツと健康	1	後期	講義	1	選択	※1	選択	※1	選択	※1
	情報科学	1	前期	講義	2	必修	2	必修	2	必修	2
合計							31.5		32		31.5

※1 選択科目「哲学」「文学」「言語と人間」「社会学」「人類学」「スポーツと健康」から3単位以上修得しなければならない。

※2 自由科目は、単位は修得できるが、要修得単位数には算入されない科目。

※3 「医学英語1a」「医学英語1b」は少人数グループ編成による授業のため、グループよりの履修する開講期が異なる。

医学部医学科教育課程表1(教養教育科目)

【令和7年度第3学年～第6学年適用】

区分	科目名	履修年次		科目区分	単位数	入試枠					
		学年	開講期			一般枠		ATOP-M		特別枠	
						必選別	要修得単位数	必選別	要修得単位数	必選別	要修得単位数
人文社会科学	心理学	1	前期	講義	2	必修		必修		必修	
	医療倫理学	1	前期	講義	2	必修		必修		必修	
	法学	1	前期	講義	1	必修	6.5	必修	6.5	必修	6.5
	医学史	1	後期	演習	0.5	必修		必修		必修	
	行動科学実習	1	後期	実習	1	必修		必修		必修	
	哲学	1	後期	講義	1	選択		選択		選択	
	文学	1	後期	講義	1	選択		選択		選択	
	言語と人間	1	前期	講義	1	選択	※1	選択	※1	選択	※1
	社会学	1	後期	講義	1	選択		選択		選択	
人類学	1	後期	講義	1	選択		選択		選択		
自然科学	数学	1	前期	講義	2	必修		必修		必修	
	応用統計学	1	後期	講義	2	必修		必修		必修	
	基礎医学物理	1	前期	講義	2	必修		必修		必修	
	基礎生化学	1	前期	講義	2	必修	13	必修	13	必修	13
	基礎生命科学	1	前期	講義	2	必修		必修		必修	
	放射線物理学	1	後期	講義	1	必修		必修		必修	
	生命科学	1	後期	講義	1	必修		必修		必修	
	自然科学実験	1	前期	実験	1	必修		必修		必修	
外国語	医学英語 1 a	1	前・後期 ※3	演習	1	必修		必修		必修	
	医学英語 1 b	1	前・後期 ※3	演習	1	必修		必修		必修	
	英会話	1	通年	演習	2	必修	5	必修	5.5	必修	5
	医学英語 2	2	後期	演習	0.5	必修		必修		必修	
	医学英語 3	3	後期	演習	0.5	必修		必修		必修	
	医学英語 4	4	前期	演習	0.5	自由	※2	必修		自由	※2
	ドイツ語	1	前期	演習	1	選択		選択		選択	
	フランス語	1	前期	演習	1	選択	1	選択	1	選択	1
	ロシア語	1	前期	演習	1	選択		選択		選択	
中国語	1	前期	演習	1	選択		選択		選択		
生活と情報	スポーツと健康	1	後期	講義	1	選択	※1	選択	※1	選択	※1
	情報科学	1	前期	講義	2	必修	2	必修	2	必修	2
合計							30.5		31		30.5

※1 選択科目「哲学」「文学」「言語と人間」「社会学」「人類学」「スポーツと健康」から3単位以上修得しなければならない。

※2 自由科目は、単位は修得できるが、要修得単位数には算入されない科目。

※3 「医学英語1a」「医学英語1b」は少人数グループ編成による授業のため、グループよりの履修する開講期が異なる。

医学部医学科教育課程表2(専門教育科目)

【令和7年度第1学年～第2学年適用】

区分	科目名	履修年次		科目区分	単位数	入試枠					
		学年	開講期			一般枠		ATOP-M		特別枠	
						必選別	要修得単位数	必選別	要修得単位数	必選別	要修得単位数
基本的事項	医学入門セミナー	1	通年	講義	2	必修	8	必修	8	必修	10
	医学概論・医療総論1	1	通年	実習	0.5	必修		必修		必修	
	医学概論・医療総論2	2	通年	演習	0.5	必修		必修		必修	
	医学概論・医療総論3	3	通年	実習	0.5	必修		必修		必修	
	医学概論・医療総論4	4	通年	実習	0.5	必修		必修		必修	
	医療行動科学1	1	後期	講義	1	必修		必修		必修	
	医療行動科学2	2	後期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	医療行動科学3	3	後期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	死生学	1	後期	講義	1	必修	必修	必修			
	地域医療合同セミナー1	1	通年	演習	1	必修	必修	必修			
	地域医療合同セミナー2	2	通年	演習	1	自由	※2	自由	※2	必修	
	地域医療合同セミナー3	3	前期	演習	1	必修	1	必修	1	必修	
	地域医療合同セミナー4	4	前期	演習	1	自由	※2	自由	※2	自由	※2
	PBLチュートリアル	4	前期	演習	1.5	必修	5	必修	5	必修	5
	応用医療情報科学	4	前期	講義	1	必修		必修		必修	
	初年次セミナー	1	前期	講義	1	必修		必修		必修	
	医療統計学入門	2	後期	演習	0.5	必修		必修		必修	
	医療統計学1	3	後期	演習	0.5	必修		必修		必修	
	医療統計学2	4	前期	演習	0.5	必修	必修	必修			
医療統計学3	5	通年	演習	0.5	自由	※2	自由	※2	自由	※2	
基礎医学系	肉眼解剖学	1	後期	講義	2.5	必修	51.5	必修	51.5	必修	51.5
	発生生物学	1	後期	講義	1	必修		必修		必修	
	細胞・組織学1	1	後期	講義	1	必修		必修		必修	
	肉眼解剖学実習	2	前期	実習	3	必修		必修		必修	
	細胞・組織学2	2	前期	講義	2.5	必修		必修		必修	
	神経解剖学	2	前期	講義	1	必修		必修		必修	
	組織学・脳実習	2	前期	実習	2.5	必修		必修		必修	
	細胞・器官生理学	2	通年	講義	4.5	必修		必修		必修	
	神経生理学	2	後期	講義	2.5	必修		必修		必修	
	生化学	2	前期	講義	2.5	必修		必修		必修	
	分子生物学1	1	後期	講義	1	必修		必修		必修	
	分子生物学2	2	前期	講義	1	必修		必修		必修	
	薬理学	2	後期	講義	3.5	必修		必修		必修	
	生理・薬理学実習	2	後期	実習	0.5	必修		必修		必修	
	生化学実習	2	後期	実習	0.5	必修		必修		必修	
	病理学1	2	後期	講義	4	必修		必修		必修	
	病理学2	2	後期	講義	2.5	必修		必修		必修	
	免疫学	1	後期	講義	2	必修		必修		必修	
	微生物学	2	通年	講義	4	必修		必修		必修	
	基礎腫瘍学	2	後期	講義	1	必修		必修		必修	
	微生物学実習	2	後期	実習	0.5	必修		必修		必修	
	遺伝医学	3	後期	講義	1	必修		必修		必修	
病理学実習	3	通年	実習	2	必修	必修	必修				
免疫学実習	1	後期	実習	0.5	必修	必修	必修				
研究室(基礎)配属	3	後期	演習	4.5	必修	必修	必修				

※2 自由科目は、単位は修得できるが、要修得単位数には算入されない科目。

医学部医学科教育課程表2(専門教育科目)

【令和7年度第1学年～第2学年適用】

区分	科目名	履修年次		科目区分	単位数	入試枠					
		学年	開講期			一般枠		ATOP-M		特別枠	
						必選別	要修得単位数	必選別	要修得単位数	必選別	要修得単位数
臨床医学系	内分泌・代謝病学	3	前期	講義	1	必修	41.5	必修	41.5	必修	41.5
	血液学	3	後期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	消化器内科学	3	前期	講義	2	必修		必修		必修	
	免疫・アレルギー疾患	3	前期	講義	1	必修		必修		必修	
	呼吸器病学	3	前期	講義	1.5	必修		必修		必修	
	腎臓病学	3	前期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	神経内科学	3	前期	講義	1	必修		必修		必修	
	循環器内科学	3	前期	講義	1.5	必修		必修		必修	
	臨床腫瘍学	3	前期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	放射線診断・核医学	3	前期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	感染症学	2	後期	講義	2	必修		必修		必修	
	皮膚科学	3	後期	講義	1	必修		必修		必修	
	小児科学	3	後期	講義	2.5	必修		必修		必修	
	精神医学	4	前期	講義	2	必修		必修		必修	
	外科学総論	3	前期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	外科腫瘍学	3	前期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	消化器外科学	3	後期	講義	1.5	必修		必修		必修	
	泌尿器科学	3	後期	講義	1	必修		必修		必修	
	脳神経外科学	3	後期	講義	1	必修		必修		必修	
	循環器外科学	3	後期	講義	1.5	必修		必修		必修	
	IVR・放射線治療	4	前期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	医療薬学	4	前期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	統合医療学	4	前期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	総合診療入門	4	前期	講義	1	必修		必修		必修	
	臨床検査医学	4	前期	講義	1.5	必修		必修		必修	
	リハビリテーション医学	4	前期	講義	1.5	必修		必修		必修	
	臨床疫学	4	前期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	緩和医療学	4	前期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	症候診断学	4	前期	講義	1.5	必修		必修		必修	
	麻酔科学	4	前期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	産科・婦人科学	3	後期	講義	1.5	必修		必修		必修	
	形成外科学	4	前期	講義	1	必修		必修		必修	
救急災害医学	4	前期	講義	1	必修	必修	必修				
集中治療医学	4	前期	講義	0.5	必修	必修	必修				
耳鼻咽喉科・頭頸部外科学	3	後期	講義	1	必修	必修	必修				
眼科学	4	前期	講義	1	必修	必修	必修				
整形外科	3	後期	講義	1	必修	必修	必修				
口腔外科学	3	後期	講義	0.5	必修	必修	必修				
臨床入門	4	通年	実習	2	必修	必修	必修				
社会医学系	医療安全管理学	4	前期	講義	0.5	必修	9.5	必修	9.5	必修	9.5
	衛生学	3	前期	講義	1	必修		必修		必修	
	公衆衛生学	3	通年	講義	3.5	必修		必修		必修	
	社会医学実習	3	通年	実習	1	必修		必修		必修	
	法医学・医事法	4	前期	講義	2.5	必修		必修		必修	
	国際医療	1-3	通年	講義	1	必修		必修		必修	
	4	前期	講義								
臨床医学実習	臨床実習	4	後期	実習	(12)	必修	74	必修	74	必修	74
		5	通年	実習	(40)	必修		必修			
		6	前期	実習	(20)	必修		必修			
	総合講義 1	5	通年	講義	1	必修		必修		必修	
	総合講義 2	6	通年	講義	1	必修		必修		必修	
合計						190.5		190.5		191.5	

※2 自由科目は、単位は修得できるが、要修得単位数には算入されない科目。

医学部医学科教育課程表2(専門教育科目)

【令和7年度第3学年適用】

区分	科目名	履修年次		科目区分	単位数	入試枠					
		学年	開講期			一般枠		ATOP-M		特別枠	
						必選別	要修得単位数	必選別	要修得単位数	必選別	要修得単位数
基本的事項	医学入門セミナー	1	通年	講義	2	必修		必修		必修	
	新入生チュートリアル	1	後期	演習	0.5	必修		必修		必修	
	医学概論・医療総論1	1	通年	実習	0.5	必修		必修		必修	
	医学概論・医療総論2	2	通年	演習	0.5	必修		必修		必修	
	医学概論・医療総論3	3	通年	実習	0.5	必修		必修		必修	
	医学概論・医療総論4	4	通年	実習	0.5	必修		必修		必修	
	医療行動科学1	1	後期	講義	1	必修		必修		必修	
	医療行動科学2	2	後期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	医療行動科学3	3	後期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	死生学	1	後期	講義	1	必修		必修		必修	
	地域医療合同セミナー1	1	通年	演習	1	必修		必修		必修	
	地域医療合同セミナー2	2	通年	演習	1	自由	※2	自由	※2	必修	
	地域医療合同セミナー3	3	前期	演習	1	必修	1	必修	1	必修	
	地域医療合同セミナー4	4	前期	演習	1	自由	※2	自由	※2	自由	※2
	PBLチュートリアル	4	前期	演習	1.5	必修		必修		必修	
	応用医療情報科学	4	前期	講義	1	必修		必修		必修	
	初年次セミナー	1	前期	講義	1	必修		必修		必修	
	医療統計学入門	2	後期	演習	0.5	必修		必修		必修	
医療統計学1	3	後期	演習	0.5	必修		必修		必修		
医療統計学2	4	前期	演習	0.5	必修		必修		必修		
医療統計学3	5	通年	演習	0.5	自由	※2	自由	※2	自由	※2	
基礎医学系	肉眼解剖学	1	後期	講義	2.5	必修		必修		必修	
	細胞・組織学1	1	後期	講義	1	必修		必修		必修	
	肉眼解剖学実習	2	前期	実習	3	必修		必修		必修	
	細胞・組織学2	2	前期	講義	2.5	必修		必修		必修	
	神経解剖学	2	前期	講義	1	必修		必修		必修	
	組織学・脳実習	2	前期	実習	2.5	必修		必修		必修	
	細胞・器官生理学	2	通年	講義	4.5	必修		必修		必修	
	神経生理学	2	後期	講義	2.5	必修		必修		必修	
	生化学	2	前期	講義	2.5	必修		必修		必修	
	分子生物学1	1	後期	講義	1	必修		必修		必修	
	分子生物学2	2	前期	講義	1	必修		必修		必修	
	薬理学	2	後期	講義	3.5	必修		必修		必修	
	生理・薬理学実習	2	後期	実習	0.5	必修		必修		必修	
	生化学実習	2	後期	実習	0.5	必修		必修		必修	
	病理学1	2	後期	講義	4	必修		必修		必修	
	病理学2	2	後期	講義	2.5	必修		必修		必修	
	免疫学	1	後期	講義	2	必修		必修		必修	
	微生物学	2	通年	講義	4	必修		必修		必修	
	基礎腫瘍学	2	後期	講義	1	必修		必修		必修	
	微生物学実習	2	後期	実習	0.5	必修		必修		必修	
	遺伝医学	3	後期	講義	1	必修		必修		必修	
	病理学実習	3	通年	実習	2	必修		必修		必修	
免疫学実習	1	後期	実習	0.5	必修		必修		必修		
研究室(基礎)配属	3	後期	演習	4.5	必修		必修		必修		

※2 自由科目は、単位は修得できるが、要修得単位数には算入されない科目。

医学部医学科教育課程表2(専門教育科目)

【令和7年度第3学年適用】

区分	科目名	履修年次		科目区分	単位数	入試枠					
		学年	開講期			一般枠		ATOP-M		特別枠	
						必選別	要修得単位数	必選別	要修得単位数	必選別	要修得単位数
臨床医学系	内分泌・代謝病学	3	前期	講義	1	必修	41.5	必修	41.5	必修	41.5
	血液学	3	後期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	消化器内科学	3	前期	講義	2	必修		必修		必修	
	免疫・アレルギー疾患	3	前期	講義	1	必修		必修		必修	
	呼吸器病学	3	前期	講義	1.5	必修		必修		必修	
	腎臓病学	3	前期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	神経内科学	3	前期	講義	1	必修		必修		必修	
	循環器内科学	3	前期	講義	1.5	必修		必修		必修	
	臨床腫瘍学	3	前期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	放射線診断・核医学	3	前期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	感染症学	2	後期	講義	2	必修		必修		必修	
	皮膚科学	3	後期	講義	1	必修		必修		必修	
	小児科学	3	後期	講義	2.5	必修		必修		必修	
	精神医学	4	前期	講義	2	必修		必修		必修	
	外科学総論	3	前期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	外科腫瘍学	3	前期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	消化器外科学	3	後期	講義	1.5	必修		必修		必修	
	泌尿器科学	3	後期	講義	1	必修		必修		必修	
	脳神経外科学	3	後期	講義	1	必修		必修		必修	
	循環器外科学	3	後期	講義	1.5	必修		必修		必修	
	IVR・放射線治療	4	前期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	医療薬学	4	前期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	統合医療学	4	前期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	総合診療入門	4	前期	講義	1	必修		必修		必修	
	臨床検査医学	4	前期	講義	1.5	必修		必修		必修	
	リハビリテーション医学	4	前期	講義	1.5	必修		必修		必修	
	臨床疫学	4	前期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	緩和医療学	4	前期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	症候診断学	4	前期	講義	1.5	必修		必修		必修	
	麻酔科学	4	前期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	産科・婦人科学	3	後期	講義	1.5	必修		必修		必修	
	形成外科学	4	前期	講義	1	必修		必修		必修	
救急災害医学	4	前期	講義	1	必修	必修	必修				
集中治療医学	4	前期	講義	0.5	必修	必修	必修				
耳鼻咽喉科・頭頸部外科学	3	後期	講義	1	必修	必修	必修				
眼科学	4	前期	講義	1	必修	必修	必修				
整形外科	3	後期	講義	1	必修	必修	必修				
口腔外科学	3	後期	講義	0.5	必修	必修	必修				
臨床入門	4	通年	実習	2	必修	必修	必修				
社会医学系	医療安全管理学	4	前期	講義	0.5	必修	9.5	必修	9.5	必修	9.5
	衛生学	3	前期	講義	1	必修		必修		必修	
	公衆衛生学	3	通年	講義	3.5	必修		必修		必修	
	社会医学実習	3	通年	実習	1	必修		必修		必修	
	法医学・医事法	4	前期	講義	2.5	必修		必修		必修	
	国際医療	1-3	通年	講義	1	必修		必修		必修	
	4	前期	講義								
臨床医学実習	臨床実習	4	後期	実習	(12)	必修	74	必修	74	必修	74
		5	通年	実習	(40)	必修		必修			
		6	前期	実習	(20)	必修		必修			
	総合講義 1	5	通年	講義	1	必修		必修		必修	
	総合講義 2	6	通年	講義	1	必修		必修		必修	
合計							190		190		191

※2 自由科目は、単位は修得できるが、要修得単位数には算入されない科目。

医学部医学科教育課程表2(専門教育科目)

【令和7年度第4学年適用】

区分	科目名	履修年次		科目区分	単位数	入試枠					
		学年	開講期			一般枠		ATOP-M		特別枠	
						必選別	要修得単位数	必選別	要修得単位数	必選別	要修得単位数
基本的事項	医学入門セミナー	1	通年	講義	2	必修		必修		必修	
	新入生チュートリアル	1	後期	演習	0.5	必修		必修		必修	
	医学概論・医療総論1	1	通年	実習	0.5	必修		必修		必修	
	医学概論・医療総論2	2	通年	演習	0.5	必修		必修		必修	
	医学概論・医療総論3	3	通年	実習	0.5	必修		必修		必修	
	医学概論・医療総論4	4	通年	実習	0.5	必修		必修		必修	
	医療行動科学1	1	後期	講義	1	必修		必修		必修	
	医療行動科学2	2	後期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	医療行動科学3	3	後期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	死生学	1	後期	講義	1	必修		必修		必修	
	地域医療合同セミナー1	1	通年	演習	1	必修		必修		必修	
	地域医療合同セミナー2	2	通年	演習	1	自由	※2	自由	※2	必修	
	地域医療合同セミナー3	3	前期	演習	1	必修	1	必修	1	必修	
	地域医療合同セミナー4	4	前期	演習	1	自由	※2	自由	※2	自由	※2
	PBLチュートリアル	4	前期	演習	1.5	必修		必修		必修	
	応用医療情報科学	4	前期	講義	1	必修		必修		必修	
	初年次セミナー	1	前期	講義	1	必修		必修		必修	
	医療統計学入門	2	後期	演習	0.5	必修		必修		必修	
	医療統計学1	3	後期	演習	0.5	必修		必修		必修	
医療統計学2	4	前期	演習	0.5	必修		必修		必修		
医療統計学3	5	通年	演習	0.5	自由	※2	自由	※2	自由	※2	
基礎医学系	肉眼解剖学	1	後期	講義	2.5	必修		必修		必修	
	細胞・組織学1	1	後期	講義	1	必修		必修		必修	
	肉眼解剖学実習	2	前期	実習	3	必修		必修		必修	
	細胞・組織学2	2	前期	講義	2.5	必修		必修		必修	
	神経解剖学	2	前期	講義	1	必修		必修		必修	
	組織学・脳実習	2	前期	実習	2.5	必修		必修		必修	
	細胞・器官生理学	2	通年	講義	4.5	必修		必修		必修	
	神経生理学	2	後期	講義	3	必修		必修		必修	
	生化学	2	前期	講義	2.5	必修		必修		必修	
	分子生物学1	1	後期	講義	1	必修		必修		必修	
	分子生物学2	2	前期	講義	1	必修		必修		必修	
	薬理学	2	後期	講義	3.5	必修		必修		必修	
	生理・薬理学実習	2	後期	実習	0.5	必修		必修		必修	
	生化学実習	2	後期	実習	0.5	必修		必修		必修	
	病理学1	2	後期	講義	4	必修		必修		必修	
	病理学2	2	後期	講義	2.5	必修		必修		必修	
	免疫学	1	後期	講義	2	必修		必修		必修	
	微生物学	2	通年	講義	4	必修		必修		必修	
	基礎腫瘍学	2	後期	講義	1	必修		必修		必修	
	微生物学実習	2	後期	実習	0.5	必修		必修		必修	
	遺伝医学	3	後期	講義	1	必修		必修		必修	
	病理学実習	3	通年	実習	2	必修		必修		必修	
免疫学実習	1	後期	実習	0.5	必修		必修		必修		
研究室(基礎)配属	3	後期	演習	4.5	必修		必修		必修		

※2 自由科目は、単位は修得できるが、要修得単位数には算入されない科目。

医学部医学科教育課程表2(専門教育科目)

【令和7年度第4学年適用】

区分	科目名	履修年次		科目区分	単位数	入試枠					
		学年	開講期			一般枠		ATOP-M		特別枠	
						必選別	要修得単位数	必選別	要修得単位数	必選別	要修得単位数
臨床医学系	内分泌・代謝病学	3	前期	講義	1	必修	41.5	必修	41.5	必修	41.5
	血液学	3	後期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	消化器内科学	3	前期	講義	2	必修		必修		必修	
	免疫・アレルギー疾患	3	前期	講義	1	必修		必修		必修	
	呼吸器病学	3	前期	講義	1.5	必修		必修		必修	
	腎臓病学	3	前期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	神経内科学	3	前期	講義	1	必修		必修		必修	
	循環器内科学	3	前期	講義	1.5	必修		必修		必修	
	臨床腫瘍学	3	前期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	放射線診断・核医学	3	前期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	感染症学	2	後期	講義	2	必修		必修		必修	
	皮膚科学	3	後期	講義	1	必修		必修		必修	
	小児科学	3	後期	講義	2.5	必修		必修		必修	
	精神医学	4	前期	講義	2	必修		必修		必修	
	外科学総論	3	前期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	外科腫瘍学	3	前期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	消化器外科学	3	後期	講義	1.5	必修		必修		必修	
	泌尿器科学	3	後期	講義	1	必修		必修		必修	
	脳神経外科学	3	後期	講義	1	必修		必修		必修	
	循環器外科学	3	後期	講義	1.5	必修		必修		必修	
	IVR・放射線治療	4	前期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	医療薬学	4	前期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	統合医療学	4	前期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	総合診療入門	4	前期	講義	1	必修		必修		必修	
	臨床検査医学	4	前期	講義	1.5	必修		必修		必修	
	リハビリテーション医学	4	前期	講義	1.5	必修		必修		必修	
	臨床疫学	4	前期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	緩和医療学	4	前期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	症候診断学	4	前期	講義	1.5	必修		必修		必修	
	麻酔科学	4	前期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	産科・婦人科学	3	後期	講義	1.5	必修		必修		必修	
	形成外科学	4	前期	講義	1	必修		必修		必修	
救急災害医学	4	前期	講義	1	必修	必修	必修				
集中治療医学	4	前期	講義	0.5	必修	必修	必修				
耳鼻咽喉科・頭頸部外科学	3	後期	講義	1	必修	必修	必修				
眼科学	4	前期	講義	1	必修	必修	必修				
整形外科	3	後期	講義	1	必修	必修	必修				
口腔外科学	3	後期	講義	0.5	必修	必修	必修				
臨床入門	4	通年	実習	2	必修	必修	必修				
社会医学系	医療安全管理学	4	前期	講義	0.5	必修	9.5	必修	9.5	必修	9.5
	衛生学	3	前期	講義	1	必修		必修		必修	
	公衆衛生学	3	通年	講義	3.5	必修		必修		必修	
	社会医学実習	3	通年	実習	1	必修		必修		必修	
	法医学・医事法	4	前期	講義	2.5	必修		必修		必修	
	国際医療	1-3	通年	講義	1	必修		必修		必修	
	4	前期	講義								
臨床医学実習	臨床実習	4	後期	実習	(12)	必修	74	必修	74	必修	74
		5	通年	実習	(40)	必修		必修			
		6	前期	実習	(20)	必修		必修			
	総合講義 1	5	通年	講義	1	必修		必修		必修	
	総合講義 2	6	通年	講義	1	必修		必修		必修	
合計							190.5		190.5		191.5

※2 自由科目は、単位は修得できるが、要修得単位数には算入されない科目。

医学部医学科教育課程表2(専門教育科目)

【令和7年度第5学年～第6学年適用】

区分	科目名	履修年次		科目区分	単位数	入試枠					
		学年	開講期			一般枠		ATOP-M		特別枠	
						必選別	要修得単位数	必選別	要修得単位数	必選別	要修得単位数
基本的事項	医学入門セミナー	1	通年	講義	2	必修	8.5	必修	8.5	必修	10.5
	新入生チュートリアル	1	後期	演習	0.5	必修		必修		必修	
	医学概論・医療総論1	1	通年	実習	0.5	必修		必修		必修	
	医学概論・医療総論2	2	通年	演習	0.5	必修		必修		必修	
	医学概論・医療総論3	3	通年	実習	0.5	必修		必修		必修	
	医学概論・医療総論4	4	通年	実習	0.5	必修		必修		必修	
	医療行動科学1	1	後期	講義	1	必修		必修		必修	
	医療行動科学2	2	後期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	医療行動科学3	3	後期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	死生学	1	後期	講義	1	必修		必修		必修	
	地域医療合同セミナー1	1	通年	演習	1	必修	必修	必修			
	地域医療合同セミナー2	2	通年	演習	1	自由	※2	自由	※2	必修	
	地域医療合同セミナー3	3	前期	演習	1	必修	1	必修	1	必修	
	地域医療合同セミナー4	4	前期	演習	1	自由	※2	自由	※2	自由	※2
	PBLチュートリアル	4	前期	演習	1.5	必修	5	必修	5	必修	5
	応用医療情報科学	4	前期	講義	1	必修		必修		必修	
	初年次セミナー	1	前期	講義	1	必修		必修		必修	
	医療統計学入門	2	後期	演習	0.5	必修		必修		必修	
医療統計学1	3	後期	演習	0.5	必修	必修		必修			
医療統計学2	4	前期	演習	0.5	必修	必修		必修			
医療統計学3	5	通年	演習	0.5	自由	※2	自由	※2	自由	※2	
基礎医学系	肉眼解剖学	1	後期	講義	2.5	必修	51.5	必修	51.5	必修	51.5
	細胞・組織学1	1	後期	講義	1	必修		必修		必修	
	肉眼解剖学実習	2	前期	実習	3	必修		必修		必修	
	細胞・組織学2	2	前期	講義	2.5	必修		必修		必修	
	神経解剖学	2	前期	講義	1	必修		必修		必修	
	組織学・脳実習	2	前期	実習	2.5	必修		必修		必修	
	細胞・器官生理学	2	通年	講義	4.5	必修		必修		必修	
	神経生理学	2	後期	講義	3	必修		必修		必修	
	生化学	2	前期	講義	2.5	必修		必修		必修	
	分子生物学1	1	後期	講義	1	必修		必修		必修	
	分子生物学2	2	前期	講義	1	必修		必修		必修	
	薬理学	2	後期	講義	3.5	必修		必修		必修	
	生理・薬理学実習	2	後期	実習	0.5	必修		必修		必修	
	生化学実習	2	後期	実習	0.5	必修		必修		必修	
	病理学1	2	後期	講義	4	必修		必修		必修	
	病理学2	2	後期	講義	2.5	必修		必修		必修	
	免疫学	1	後期	講義	2	必修		必修		必修	
	微生物学	2	通年	講義	4	必修		必修		必修	
	基礎腫瘍学	2	後期	講義	1	必修		必修		必修	
	微生物学実習	2	後期	実習	0.5	必修		必修		必修	
	神経生理実習	3	前期	実習	0.5	必修		必修		必修	
	遺伝医学	3	後期	講義	1	必修		必修		必修	
	病理学実習	3	通年	実習	2	必修		必修		必修	
免疫学実習	1	後期	実習	0.5	必修	必修	必修				
研究室(基礎)配属	3	後期	演習	4.5	必修	必修	必修				

※2 自由科目は、単位は修得できるが、要修得単位数には算入されない科目。

医学部医学科教育課程表2(専門教育科目)

【令和7年度第5学年～第6学年適用】

区分	科目名	履修年次		科目区分	単位数	入試枠					
		学年	開講期			一般枠		ATOP-M		特別枠	
						必選別	要修得単位数	必選別	要修得単位数	必選別	要修得単位数
臨床医学系	内分泌・代謝病学	3	前期	講義	1	必修	41.5	必修	41.5	必修	41.5
	血液学	3	後期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	消化器内科学	3	前期	講義	2	必修		必修		必修	
	免疫・アレルギー疾患	3	前期	講義	1	必修		必修		必修	
	呼吸器病学	3	前期	講義	1.5	必修		必修		必修	
	腎臓病学	3	前期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	神経内科学	3	前期	講義	1	必修		必修		必修	
	循環器内科学	3	前期	講義	1.5	必修		必修		必修	
	臨床腫瘍学	3	前期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	放射線診断・核医学	3	前期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	感染症学	2	後期	講義	2	必修		必修		必修	
	皮膚科学	3	後期	講義	1	必修		必修		必修	
	小児科学	3	後期	講義	2.5	必修		必修		必修	
	精神医学	4	前期	講義	2	必修		必修		必修	
	外科学総論	3	前期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	外科腫瘍学	3	前期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	消化器外科学	3	後期	講義	1.5	必修		必修		必修	
	泌尿器科学	3	後期	講義	1	必修		必修		必修	
	脳神経外科学	3	後期	講義	1	必修		必修		必修	
	循環器外科学	3	後期	講義	1.5	必修		必修		必修	
	IVR・放射線治療	4	前期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	医療薬学	4	前期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	統合医療学	4	前期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	総合診療入門	4	前期	講義	1	必修		必修		必修	
	臨床検査医学	4	前期	講義	1.5	必修		必修		必修	
	リハビリテーション医学	4	前期	講義	1.5	必修		必修		必修	
	臨床疫学	4	前期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	緩和医療学	4	前期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	症候診断学	4	前期	講義	1.5	必修		必修		必修	
	麻酔科学	4	前期	講義	0.5	必修		必修		必修	
	産科・婦人科学	3	後期	講義	1.5	必修		必修		必修	
	形成外科学	4	前期	講義	1	必修		必修		必修	
救急災害医学	4	前期	講義	1	必修	必修	必修				
集中治療医学	4	前期	講義	0.5	必修	必修	必修				
耳鼻咽喉科・頭頸部外科学	3	後期	講義	1	必修	必修	必修				
眼科学	4	前期	講義	1	必修	必修	必修				
整形外科	3	後期	講義	1	必修	必修	必修				
口腔外科学	3	後期	講義	0.5	必修	必修	必修				
臨床入門	4	通年	実習	2	必修	必修	必修				
社会医学系	医療安全管理学	4	前期	講義	0.5	必修	9.5	必修	9.5	必修	9.5
	衛生学	3	前期	講義	1	必修		必修		必修	
	公衆衛生学	3	通年	講義	3.5	必修		必修		必修	
	社会医学実習	3	通年	実習	1	必修		必修		必修	
	法医学・医事法	4	前期	講義	2.5	必修		必修		必修	
	国際医療	1-3	通年	講義	1	必修		必修		必修	
	4	前期	講義								
臨床医学実習	臨床実習	4	後期	実習	(12)	必修	74	必修	74	必修	74
		5	通年	実習	(40)	必修		必修			
		6	前期	実習	(20)	必修		必修			
	総合講義 1	5	通年	講義	1	必修		必修		必修	
	総合講義 2	6	通年	講義	1	必修		必修		必修	
合計							190.5		190.5		191.5

※2 自由科目は、単位は修得できるが、要修得単位数には算入されない科目。

別表第2（第6条関係）

英語検定試験による単位認定科目及び単位数

単位認定の対象とする検定試験		認定基準（※）	単位認定科目	
			授業科目	認定単位数
Test of English as a Foreign Language (TOEFL) 国際教育交換協議会	iBT	トータルスコアが85以上でかつリスニングのスコアが24以上	医学英語 1a	(1単位)
International English Language Testing System (IELTS) 公益財団法人日本英語検定協会	Academic Testing	トータルスコアが6.5以上でかつListening Bandのスコアが6.5以上		
Test of English as a Foreign Language (TOEFL) 国際教育交換協議会	iBT	トータルスコアが85以上でかつリーディングのスコアが24以上	医学英語 1b	(1単位)
International English Language Testing System (IELTS) 公益財団法人日本英語検定協会	Academic Testing	トータルスコアが6.5以上でかつAcademic Reading Bandのスコアが6.5以上		
Test of English as a Foreign Language (TOEFL) 国際教育交換協議会	iBT	トータルスコアが85点以上でかつスピーキングのスコアが24点以上	英会話	(2単位)
International English Language Testing System (IELTS) 公益財団法人日本英語検定協会	Academic Testing	トータルスコアが6.5以上でかつSpeaking Bandのスコアが6.5以上		

※申請日から起算して2年以内に修得したものに限り。

選択科目履修届

.....年 月 日

医学部長 様

学籍番号.....

氏名.....

次のとおり、選択科目の履修を希望いたします。

	系列	履修希望 (○か✖を記入)	科目名	単位	講義 時間	必修単位	備考
【合計単位数】							

選択科目履修変更（取消し）届

.....年 月 日

医学部長 様

学籍番号.....

氏名.....

次のとおり変更（取消し）したくお届けいたします。

	系列	履修科目	単位	担当教員 認印	備考
新規履修 ・ 履修取消					
【増減単位数】					

既修得単位認定申請書

.....年 月 日

医学部長 様

第1学年

氏名.....

.....大学で修得した単位のうち、次の科目について、札幌医科大学において修得したものとして認定されるよう、関係書類を添えて申請いたします。

（関係書類）

1. 成績証明書 1通
2. 卒業又は中途退学の証明書 1通
3. シラバス・講義要録（当該授業科目の内容が分かるもの）

※他大学等を退学見込みで受験し、合格した場合は、別途入学手続き書類で提出いただいているため、添付不要です。

記

（認定希望科目）

認定希望する本学授業科目名	卒業（中退）した大学の授業科目名

英語検定試験による単位認定申請書

.....年 月 日

医学部長 様

※新入生の場合は学籍番号の記載不要

学籍番号.....

氏名.....

私は、次の科目について、札幌医科大学で履修したものとして認定されるよう、関係書類を添えて申請いたします。

記

1. 認定希望科目

認定希望する本学授業科目名	単位数

2. 英語検定試験の学修状況

英語検定試験の種類 ※該当するものを○で囲んでください。	(1) TOEFL (iBT) (2) IELTS (Academic Testing)				
得点	TOEFL (iBT)				
	合計	Reading	Listening	Speaking	Writing
	IELTS (Academic Testing)				
	合計	Reading	Listening	Speaking	Writing
取得年月日	平成	年	月	日	

(関係書類)

・ TOEFL 又は IELTS の公式成績証明書 (写) 1 通

定期試験等欠席届

.....年 月 日

医学部長 様
科目担当教員 様

学籍番号 _____

氏名 _____ 印

次の理由により、

定期試験
共用試験 CBT
Pre-CC OSCE
卒業試験
Post-CC OSCE
その他()

を受験

（
できません
できませんでした
）

のでお届け

いたします。

受験科目名：

.....

欠席理由：

.....

.....

注1 病気による場合は、医師の診断書を添付すること。

2 欠席理由は、具体的に記載すること。

札幌医科大学保健医療学部の教育課程、授業科目履修方法、試験及び進級取扱いに関する規程

平成19年4月1日規程第98号

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、札幌医科大学学則（平成19年規程第50号。以下「学則」という。）第12条の規定に基づき、保健医療学部の教育課程及び授業科目の履修方法を定めるとともに、学則に定めるもののほか、試験及び進級の取扱い等に関して必要な事項を定めるものとする。

(教育課程)

第 2 条 各学科の教育課程表は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 看護学科教育課程表 別表第1
- (2) 理学療法学科教育課程表 別表第2
- (3) 作業療法学科教育課程表 別表第3

(科目の履修方法及び履修手続)

第 3 条 学生は、各学年ごとに定められた科目を履修するものとする。

- 2 必修科目及び選択科目の履修に当たっては、教務事務システムにより所定の期日までに届け出るものとする。
- 3 前項により届け出た選択科目を他の科目に変更する場合又は履修を取り消す場合は、所定の期日までに教務事務システムにより届け出なければならない。
- 4 学部長は、前2項の届出があったときは、医療人育成センター長に通知するものとする。

(単位の計算方法)

第 4 条 各科目の単位数は、次の各号の区分に応じて各号に掲げる基準により算出する。

- (1) 講義 15時間から30時間をもって1単位
- (2) 演習 30時間をもって1単位
- (3) 実験、実習及び実技 45時間をもって1単位

(既修得単位等の認定)

第 5 条 学則第14条の規定に基づき、入学前に本学、他の大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校専門課程において修得した単位を、本学における科目の履修により修得したものとみなすことを希望する者は、既修得単位認定申請書（別記第1号様式）を所定の期日までに学部長に提出しなければならない。

- 2 学部長は、前項に定める既修得単位認定申請書を受理したときは、教授会の議を経て、60単位を限度としてこれを認定する。
- 3 学則第13条及び第14条第2項に規定する文部科学大臣の定める学修として、本学における科目の履修とみなすものは、次の各号に掲げる団体等が認定する各号の検定等とし、認定する科目及び単位数は別に定める。
 - (1) 公益財団法人日本英語検定協会 実用英語技能検定
 - (2) 国際教育交換協議会 Test of English as a Foreign Language (TOEFL)
 - (3) 一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会 Test of English for International Communication (TOEIC)
- 4 前項による単位の認定を希望する者は、英語検定試験による単位認定申請書（別記第2号様式）を所定の期日までに学部長に提出しなければならない。
- 5 学部長は、前項の単位認定申請書を受理したときは、教授会の議を経て単位を認定する。
- 6 前項に基づき認定する単位は、第3項の規定により認定する単位と合算して60単位を限度とする。
- 7 学部長は、第2項のうち医療人育成センターの教員が担当する授業科目並びに第5項及び第6項の認

定に当たっては、その認定の審査を医療人育成センター長に依頼して行うものとする。

(試験)

第 6 条 試験は、定期試験、中間試験、卒業試験、追試験及び再試験とし、筆記、口答又は実技により行うものとする。

2 前項の試験は、それぞれ次の各号のとおり行うものとする。

(1) 定期試験 学年末又は各科目の所定の授業終了後行うものとする。

(2) 中間試験 必要に応じ随時行うことができるものとする。

(3) 追試験 定期試験等の受験資格を有する者が、病気その他の事由により当該試験を受験できないときに、あらかじめ定期試験等欠席届（別記第3号様式）を当該科目の科目担当責任者に提出し、正当な理由があるものとして認められた者に対して行う。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができなかつたときは、その事由を付して直ちに届け出なければならない。

(4) 再試験 定期試験又は追試験において不合格となった者に対して、当該不合格の科目について1回に限り行うことができる。ただし、不正行為を行ったことにより不合格となった科目については、再試験を実施しない。

3 定期試験の期日は、原則として試験実施の2週間前までに掲示するものとする。

(試験その他の審査を受ける資格)

第 7 条 試験その他の審査を受けるために必要となる学則第15条第2項に規定する所定の期間は、授業時間数の3分の2以上の期間とする。

2 特別の理由により前項に定める授業時間数に満たない者については、当該科目の科目担当責任者が成業の見込があると認め、かつ、教授会の議を経て学部長が承認した場合に限り、前項の規定にかかわらず、試験その他の審査を受けることができるものとする。

(成績評価の基準)

第 8 条 試験その他の審査により行う成績評価は、当該科目ごとに100点を満点とし、次の区分とする。

評語	達成度	評価点	合否種別
優	科目の到達目標を十分に達成している。	80点以上	合格
良	科目の到達目標を達成している。	70点以上80点未満	
可	科目の到達目標を最低限度達成している。	60点以上70点未満	
不可	科目の到達目標を達成していない。	60点未満	不合格

(単位の授与等)

第 9 条 科目担当責任者のほか担当教員がいる科目の成績評価又は科目修了の認定及び単位の授与を行うときは、科目担当責任者及び担当教員の合議によるものとする。

(進級制限)

第 10 条 2年次後期終了時まで所定の科目を履修し、所定の単位数を修得しなければ、3年次へ進級することができない。

2 2年次終了までに6年を超えて在学することはできない。

(不合格科目の再履修)

第 11 条 学生は、不合格となった科目について、当該科目の科目担当責任者と協議の上、再履修するものとする。

(履修制限科目)

第 12 条 実習科目については、当該科目の履修前に単位を修得すべき科目を別に定めるものとする。

(転入学又は編入学に係る既修得単位等の認定)

第 13 条 学則第20条の許可を受けて本学に転入学又は編入学をしようとする者は、既修得単位認定申請書（別記第4号様式）に、本学、他の大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校専門課程において修得した

単位を本学における科目の履修により修得したものと認定するために必要な書類を添えて、所定の期日までに学部長に提出しなければならない。

- 2 学部長は、前項に定める既修得単位認定申請書を受理したときは、教授会の議を経て、これを認定する。
- 3 学則第20条の許可を受けて本学に転入学又は編入学をしようとする者が、その転入学又は編入学の前に本学における科目を履修したとみなすものは、次の各号に掲げる団体等が認定する当該各号に定める検定等とし、認定する科目及び単位数は別に定める。
 - (1) 公益財団法人日本英語検定協会 実用英語技能検定
 - (2) 国際教育交換協議会 Test of English as a Foreign Language (TOEFL)
 - (3) 一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会 Test of English for International Communication (TOEIC)
- 4 前項による単位の認定を希望する者は、英語検定試験による単位認定申請書（別記第5号様式）を所定の期日までに学部長に提出しなければならない。
- 5 学部長は、前項の単位認定申請書を受理したときは、教授会の議を経て単位を認定する。
- 6 学部長は、第2項のうち医療人育成センターの教員が担当する授業科目の認定及び前項の認定に当たっては、その認定の審査を医療人育成センター長に依頼して行うものとする。

(雑 則)

第 14 条 この規程に定めのない事項については、教授会の議を経て学部長が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月1日規程第48号）

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日規程第19号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月12日規程第56号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月15日規程第8号）

この規程は、平成25年3月22日から施行する。

附 則（平成25年4月1日規程第6号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月12日規程第6号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規程第6号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月18日規程第41号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月10日規程第47号）

この規程は、平成29年7月10日から施行する。

附 則（平成30年7月23日規程第45号）
この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月6日規程第15号）
この規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月21日規程第24号）
この規定は、令和元年11月1日から施行する。

附 則（令和2年6月15日規程第37号）
この規定は、令和2年6月15日から施行する。

附 則（令和3年3月11日規程第5号）
この規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年11月26日規程第64号）
この規定は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）
別表第2（第2条関係）
別表第3（第2条関係）
別記第1号様式（第5条関係）
別記第2号様式（第5条関係）
別記第3号様式（第6条関係）
別記第4号様式（第13条関係）
別記第5号様式（第13条関係）

別表第1 (第2条関係)

保健医療学部看護学科教育課程表

授業科目	単位数及び年次区分		単 位 数					卒業単位数等	年 次 区 分						
	講義	演習	必 修			合計	1年		2年	3年	4年				
			講義	演習	実験実習										
導入科目	基礎セミナー	1					1	必修1単位		前					
一般教育科目	自然科学	生物学1			1		1	4単位以上	各領域の指定単位数の他、5単位は領域を越えて選択することができる 26単位のうち選択科目2単位以上を2年次に修得すること	前					
		生物学2			1		1			前					
		物理学			2		2			後					
		化学1			1		1			前					
		化学2			1		1			後					
	自然科学実験					1	1	後							
	思考と心理	心理学概論			2		2	4単位以上		前					
		心理学演習				1	1			後					
		倫理と哲学			2		2			後	後				
		教育学			2		2			後	前				
	社会と文化	社会学概論			2		2	4単位以上、ただし**は必ず1単位必修		前					
		法学と日本国憲法			2		2			前					
		ジェンダー論			1		1			後					
		文化人類学			1		1			後	前				
		国際関係論 **			1		1			後	後				
	国際協力論 **			1		1	後	後							
	生活と情報	情報科学			2		2	4単位以上		前					
		統計学			2		2			後					
		家族関係学			1		1			後	前				
		手話・点字				1	1			後					
人間とアート				1		1	後		後						
トレーニングとスポーツ				1	1	1	前								
外国語	英会話		1			1	4単位以上	前							
	実践英語		1			1		後							
	保健医療英語		1			1		前	前						
	アカデミック英語A				1	1		後	前	前	前				
	アカデミック英語B				1	1		前							
ロシア語				1	1	1	前								
中国語				1	1	1	前								
小 計						38	26以上								
専門基礎科目	人間と健康	解剖学	2				2	必修24単位	専門基礎科目から3単位以上選択	前					
		生理学	2				2			後					
		栄養生化学	1				1			後	前				
		人間発達学1	1				1			前	前				
		人間発達学2	1				1			前	前				
		病理学1	1				1			後					
		病理学2	1				1			前	前				
		症候と病態	1				1			前	前				
		医療薬学	1				1			前	前				
		疾病治療概論	1				1			前	前				
		疾病治療論1	1				1			前	前				
		疾病治療論2	1				1			後	後				
		疾病治療論3	1				1			後	後				
		疾病治療論4	1				1			前	前				
		臨床心理学	1				1			前	前				
	災害医療・保健活動論	1				1	後			後					
	救急医療総論				1	1	前			前					
	人間と環境	疫学	1				1			必修24単位	専門基礎科目から3単位以上選択	前			
		保健統計学	1				1					前			
		保健福祉行政論	1				1					前			
健康管理論		1				1	前	前							
社会と健康史		1				1	前	前							
社会福祉学	1				1	前	前								
環境保健論				1	1	後	後								
人間関係論				1	1	後									
リハビリテーション概論				1	1	前									
医療経済学				1	1	前	前								

授業科目	単位数及び年次区分	単 位 数						卒業単 位 数	年 次 区 分				
		必 修			選 択				1年	2年	3年	4年	
		講義	演習	実験実習	講義	演習	実験実習						合計
専 門 科 目	看護の基本	看護学概論	1					1		前			
		基礎看護方法1		2				2		前			
		基礎看護方法2		2				2		前			
		基礎看護方法3		1				1		後			
		基礎看護方法4		1				1		後			
		ヘルスアセスメント1		1				1		後			
		ヘルスアセスメント2	1					1		後			
	看護倫理	1					1		後				
	対象の特性と看護活動	成人看護学概論	1					1		後			
		成人看護方法1		1				1		後			
		成人看護方法2		1				1				前	
		成人看護方法3		1				1				前	
		成人看護方法4		2				2				前	
		老年看護学概論	1					1			後		
		老年看護方法		2				2				前	
		小児看護学概論	1					1			後		
		小児看護方法		2				2				前	
		母性看護学概論	1					1			後		
		母性看護方法		2				2				前	
		精神看護学概論	1					1				前	
		精神看護方法		2				2					前
	在宅・地域に 関する看護活動	在宅看護学概論	1					1			後		
		在宅看護方法		2				2				前	
		地域看護学概論	1					1			前		
地域看護方法			2				2				前		
看護の発展と機能の 充実	看護安全管理論	1					1					前	
	看護管理論	1					1					前	
	看護情報活用論	1					1					後	
	災害看護論	1					1					後	
	看護教育論1	1					1					前	
	看護教育論2				1		1					後	
	国際保健医療・看護				1		1					前	
	看護理論				1		1					前	
	臨床看護コミュニケーション				1		1					前	
	認知症ケア				1		1					前	
	看護政策				1		1					後	
	統 合 学 習	看護学の 統合	看護学セミナー		1			1					前
			看護技術総合演習		1			1					前
看護学研究1				2			2					前	
看護学研究2				3			3					後	
チーム連携と 地域ケアシステム		保健医療総論1		1			1			前			
		保健医療総論2		1			1				前		
		保健医療総論3		1			1					前	
		保健医療総論4		1			1					前	
		北海道の生活と健康	1				1			前			
		地域医療合同セミナー1				1		1			通		
		地域医療合同セミナー2(自由選択)				1		1			通		
		地域医療合同セミナー3(自由選択)				1		1					前
地域医療合同セミナー4(自由選択)					1		1					前	
その他	自主課題実践				1		1				前・後		
	キャリアデザイン	1					1				前		
臨 地 実 習	臨 地 実 習	基礎看護実習1			1		1			後			
		基礎看護実習2			2		2				後		
		成人看護実習1			3		3					後	
		成人看護実習2			3		3					後	
		老年看護実習1			1		1					後	
		老年看護実習2			3		3					後	
		小児看護実習			2		2					後	
		母性看護実習			2		2					後	
		精神看護実習			2		2						後
		在宅看護実習			2		2						後
		地域看護実習			1		1						前
看護統合実習			2		2						前		
小計						116		106以上					
合計						154		132					

- 備考 1 本教育課程は、令和2年度以降の入学生に適用するものである。
2 各授業科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。
(1) 講義については、15～30時間をもって1単位とする。
(2) 演習については、30時間をもって1単位とする。
(3) 実験、実習及び実技については、45時間をもって1単位とする。
3 (自由選択)とは、卒業単位に算入されない自由選択科目である。

別表第2 (第2条関係)

保健医療学部理学療法学科教育課程表

授業科目		単位数及び年次区分		単位数			合計	卒業単位数等	年次区分							
				必修		選択			1年	2年	3年	4年				
		講義	演習	実験実習	講義	演習	実験実習									
一般 教 育 科 目	導入科目	基礎セミナー		1				1	必修1単位		前					
	自然科学	生物学1				1			1	4単位以上		前				
		生物学2				1			1			前				
		物理学	2						2			前				
		化学1				1			1			前				
		化学2				1			1			前				
		自然科学実験					1		1		後					
	思考と 心理と	心理学概論				2			2	4単位以上		前				
		心理学演習					1		1			後				
		倫理と哲学				2			2			後				
		教育学				2			2			後	後			
	社会と文化	社会学概論				2			2	4単位以上、ただし*は1単位必修		前				
		法学と日本国憲法				2			2			前				
		ジェンダー論				1			1			前				
		文化人類学				1			1			後				
		国際関係論**				1			1			後	後			
		国際協力論**				1			1		後	後				
	生活と情報	情報科学				2			2	4単位以上		前				
		統計学				2			2			前				
		家族関係学				1			1			後				
手話・点字							1	1			後	後				
人間とアート					1			1			前					
	トレーニングとスポーツ					1		1		前						
外国語	英会話			1				1	4単位以上							
	実践英語			1				1								
	保健医療英語			1				1								
	アカデミック英語A						1	1				前				
	アカデミック英語B						1	1				前				
	ロシア語						1	1				前				
	中国語					1		1		前						
		小計						38	26以上							
専 門 基 礎 科 目	人体の構造と機能及び 身の発達	解剖学			2			2	必修16単位		前					
		解剖学実習			2			2			前					
		神経科学の基礎	1					1				後				
		生理学1			1			1				前				
		生理学2			1			1				前				
		生理学3			2			2				前				
		運動学1			2			2				後				
		運動学2			2			2				後				
		運動生理学			1			1				後				
		人間発達学1	1					1				前				
	人間発達学2	1					1			前						
	疾病と障害の成り立ち 及び回復過程の促進	病理学	2					2		必修18単位		後				
		内科学1	2					2				前				
		内科学2			1			1				後				
		神経内科学	2					2				後				
		外科学	2					2				後				
		整形外科学	2					2				後				
		小児科学	2					2				前				
		精神医学1	1					1				後				
		精神医学2				1		1				後				
老年医学		1					1				後					
保健医療福祉とリハビ テーションの理念	公衆衛生学				1		1		必修4単位							
	救急医療総論	1					1				後					
	災害医療・保健活動論	1					1				後					
	臨床検査・薬理学				1		1						前			
	臨床栄養学				1		1						前			
	リハビリテーション医学	1					1						前			
	社会福祉学	1					1					前				
	社会保障論	1					1					前				
	リハビリテーション概論	1					1			前						
	臨床心理学	1					1			後			前			
	人間関係論				1		1			後						
	社会と健康史				1		1			前						

別表第3 (第2条関係)

保健医療学部作業療法学科教育課程表

授業科目		単位数及び年次区分							卒業単位数等	年次区分						
		必修			選択			合計		1年	2年	3年	4年			
		講義	演習	実験実習	講義	演習	実験実習									
一般教育科目	導入科目	基礎セミナー	1					1	1単位						前	
	自然科学	生物学1				1			1	4単位以上		前				
		生物学2				1			1			前				
		物理学				2			2			前				
		化学1				1			1			前				
		化学2				1			1			後				
		自然科学実験						1	1		後					
	思考と心理	心理学概論				2			2	4単位以上		前				
		心理学演習					1		1			後				
		倫理と哲学				2			2			後				
		教育学				2			2			後	後			
	社会と文化	社会学概論				2			2	4単位以上 ただし**は、いずれか1単位必修		前				
		法学と日本国憲法				2			2			前				
		ジェンダー論				1			1			後				
		文化人類学				1			1			後				
		国際関係論**				1			1			後	後			
		国際協力論**				1			1			後	後			
	生活と情報	情報科学				2			2	4単位以上		前				
		統計学				2			2			後				
		家族関係学				1			1			後	前			
手話・点字							1	1			後					
人間とアート					1			1			後	後				
トレーニングとスポーツ							1	1			後	前				
外国語	英会話			1				1	4単位以上							
	実践英語			1				1								
	保健医療英語			1				1				前				
	アカデミック英語A						1	1				前				
	アカデミック英語B						1	1				後		前		
	ロシア語						1	1				前				
	中国語						1	1				前				
小計								38	26以上							
専門科目	人体の構造と機能及び身の発達	解剖学			2			2	必修15単位		前					
		解剖学実習			2			2				前				
		神経学の基礎	1					1				後				
		生理学1		1				1				前				
		生理学2		1				1				後				
		生理学3		2				2				前				
		運動学1		2				2				後				
		運動学2		2				2				後				
		運動生理学					1			1				後		
	人間発達学1	1					1	1			前					
	人間発達学2	1					1	1			前					
	基礎及び回復過程の促進	病理学	2					2	必修20単位		後					
		内科学1	2					2				前				
内科学2			1				1	1			後					
神経内科学		2					2				後					
外科学					2		2				後					
整形外科学		2					2				後					
小児科学		2					2				前					
精神医学1		1					1	1			後					
精神医学2		1					1	1			後					
老年医学		1					1	1			後					
臨床心理学	1					1	1				前					
リハビリテーションの理念	救急医療総論	1					1	必修4単位		前						
	災害医療・保健活動論	1					1				後					
	臨床検査・薬理学	1					1		1				前			
	臨床栄養学	1					1		1				前			
	リハビリテーション医学	1					1		1				前			
	社会福祉学	1					1		1				前			
	社会保障論	1					1		1				前			
	社会と健康史				1		1		1			前				
	公衆衛生学				1		1		1			後				
	保健医療統計学		1				1		1			後				
リハビリテーションの理念	リハビリテーション概論	1					1	1		前						
	人間関係論				1		1	1		後						

授業科目	単位数及び年次区分	単 位 数						卒業単 位等	年 次 区 分						
		必 修			選 択				合計	1年	2年	3年	4年		
		講義	演習	実験実習	講義	演習	実験実習								
専 門 科 目	療 法 学	作業療法概論	1					1	必修5 単位	*専門基礎科目、 専門科目、及び統合学習の 選択科目より1単位以上選 択	前				
		基礎作業学1		1				1			後				
		基礎作業学2			1			1				後			
		作業理論と評価				1		1					前		
		作業療法研究法セミナー1	1					1					前		
		作業療法研究法セミナー2	1					1					後		
	作 業 法 管 理 学	作業療法管理学	2					2	必修2 単位					後	
		評 価 学	作業療法評価学1	1				1	5 必修 単位				前		
	作業療法評価学2			2			2					後			
	作業療法臨床実践法(オスキー)1			1			1						前		
	作業療法臨床実践法(オスキー)2			1			1						後		
	作 業 法 治 療 学	日常生活適応学	1				1	必修19 単位				前			
		作業療法治療学総論	1				1							後	
		身体障害作業療法学	2				2							前	
		身体障害作業療法治療学		2			2							後	
		精神障害作業療法学	2				2							前	
		精神障害作業療法治療学		2			2							後	
		発達障害作業療法学	2				2							前	
		発達障害作業療法治療学		2			2							後	
		高齢期作業療法学	2				2							前	
高齢期作業療法治療学			2			2						後			
地 域 作 業 法 学	作業療法学研究		1			1	5 必修 単位					後			
	地域作業療法学	2				2						前			
	地域作業療法演習		2			2						後			
統 合 学 習	チ ーム 連 携 と ア シ ス テ ム	職業リハビリテーション学	1				1	必修6 単位					後		
		保健医療総論1		1			1			前					
		保健医療総論2		1			1				前				
		保健医療総論3		1			1					前			
		保健医療総論4		1			1						前		
		北海道の生活と健康	1				1						前		
		地域医療合同セミナー1					1		1		前	通年			
		地域医療合同セミナー2(自由選択)					1		1			通年			
	地域医療合同セミナー3(自由選択)					1	1					前			
	地域医療合同セミナー4(自由選択)					1	1						前		
	そ の 他	自主課題実践					1		1				前・後		
		キャリアデザイン	1						1				前		
	臨 床 実 習	臨 床 実 習	臨床実習1		1				1	必修26 単位			後		
臨床実習2				1			1				後				
臨床実習3				2			2						後		
総合臨床実習1				7			7							前	
総合臨床実習2				7			7							前	
総合臨床実習3				7			7							前	
臨床実習4				1				1						後	
小 計						119	108以上								
合 計						157	134								

- 備考 1 本教育課程は、令和2年度以降の入学生から適用するものである。
2 各授業科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。
(1) 講義については、15～30時間をもって1単位とする。
(2) 演習については、30時間を持って1単位とする。
(3) 実験、実習及び実技については、45時間以上を持って1単位とする。
3 (自由選択)とは、卒業単位に算入されない自由選択科目である。

札幌医科大学医療人育成センターの教員が行う授業科目の単位の授与及び授業科目修了の認定取扱いに関する規程

平成20年10月1日規程第59号

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、札幌医科大学医療人育成センターに属する教員が行う授業科目の単位の授与及び授業科目修了の認定に係る取扱いについて定めるものとする。

(授業科目の単位の授与等)

第 2 条 授業科目の単位の授与及び授業科目修了の認定は、札幌医科大学学則（平成19年規程第50号）第15条の規定に基づき、試験その他の審査により担当の教員が行うものとする。

(学部長への通知)

第 3 条 医療人育成センター長（以下「センター長」という。）は、前条に規定する授業科目の単位の授与及び授業科目修了の認定を行ったときは、速やかに学部長にその結果を通知するものとする。

(既修得単位の認定審査)

第 4 条 センター長は、札幌医科大学医学部の教育課程、授業科目履修方法、試験及び進級取扱いに関する規程（平成19年規程第97号。以下「医学部授業科目履修方法等規程」という。）第6条第8項又は札幌医科大学保健医療学部の教育課程、授業科目の履修方法、試験及び進級取扱い等に関する規程（平成19年規程第98号。以下「保健医療学部授業科目履修方法等規程」という。）第5条第7項に基づき依頼を受けたときは、それぞれその担当教員を指定して審査を行うものとする。

2 センター長は、担当教員から審査結果の報告を受けたときは、医学部長又は保健医療学部長に通知するものとする。

(単位の計算方法)

第 5 条 単位の計算方法、試験その他の審査を受ける資格、成績評価の基準及び単位の授与等は、医学部授業科目履修方法等規程又は保健医療学部授業科目履修方法等規程に基づき行うものとする。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日規程第6号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

不正行為の取扱いについて（医学部）

[医学部教授会決定]

試験に際し、不正行為を行った者に対する取扱いについては、次のとおりとする。

1. 試験に際し、不正行為を発見した試験の監督者は証拠となる物件がある場合は、それを提出させるとともに、その事実を複数の監督者で確認のうえ、当該科目の責任者（以下「科目コーディネーター」という。）に報告する。
2. 当該科目コーディネーターは、1による報告を受けた場合は直ちに学生担当教員を経由して、副学部長、学生部長並びに医学部長に報告する。
3. 副学部長は、不正行為に係る報告を受けたときは、その取扱い及び懲戒処分について教務委員会に諮り、その結果を医学部教授会に報告する。
4. 懲戒処分は、学則第40条の規定に基づき医学部教授会及び評議会の議を経て、学長が行う。
5. 懲戒処分の内容については、学籍簿に記載する。
6. 科目コーディネーターは、不正行為を行った者の当該科目を不合格とし、成績簿にその旨記載するほか、備考欄に不正行為を表示する。

なお、進級については、その科目が必修・選択のいかんを問わず認めない。

不正行為の取扱いについて（保健医療学部）

[保健医療学部教務委員会決定]

不正行為の取扱いについては、次のとおりとする。

1. 監督者は不正行為の未然防止に留意すること。
2. 不正行為の確認
 - (1) 試験中に不正行為を確認した試験監督者は、複数の監督者により不正行為の事実を確認した後、直ちに受験の停止を命じ、学生証、答案用紙、証拠物件（ある場合）等を回収する。
 - (2) 監督者1名が該当学生を同行して退室し、事情聴取の上、科目担当責任者に報告し、科目担当責任者は教務委員長に報告する。
3. 教務委員長は2による報告を受けた場合、保健医療学部長に報告する。
4. 教務委員長は、不正行為及び不正行為を行った学生の懲戒処分について教務委員会に諮り、その結果を保健医療学部教授会に報告する。
5. 懲戒処分は、学則第40条の規定に基づき保健医療学部教授会及び評議会の議を経て、学長が行う。
6. 懲戒処分の内容については、学籍簿に記載する。
7. 科目担当責任者は、不正行為を行った学生の当該科目を不合格とし、備考欄に不正行為を表示する。

札幌医科大学学位規程

第 1 章 総 則

平成19年4月1日規程第95号

(目 的)

第 1 条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13号の規定に基づき本学において授与する学位に関する事項を処理するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(学位及び専攻分野名)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 本学において授与する学位に付記する専攻分野の名称は、医学、医科学、看護学、理学療法学及び作業療法学とする。

(学位授与の要件)

第 3 条 次の各号の区分に応じ、各号に掲げる者に学位を授与することができる。

- (1) 学士 札幌医科大学学則（平成19年規程第50号）に規定する教育課程を修了して卒業した者
- (2) 修士 札幌医科大学大学院学則（平成19年規程第51号。以下「大学院学則」という。）に規定する医学研究科修士課程又は保健医療学研究科博士課程前期を修了した者
- (3) 博士 大学院学則に規定する医学研究科博士課程又は保健医療学研究科博士課程後期を修了した者
- (4) 博士（前号の場合を除く。） 大学院学則第28条の規定に基づき学位論文を提出し、その審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院を修了した者と同等以上の学力があると認められた者

第 2 章 大学院修了による学位の授与

(論文の提出)

第 4 条 前条第1項第2号又は第3号の規定により学位を受けようとする者は、学位論文（保健医療学研究科博士課程前期看護学専攻専門看護師コースにおいて履修し学位を受けようとする者にあつては、特定の課題研究の成果を含む。以下同じ。）その他の書類を研究科長に提出するものとする。

(論文受理の特例)

第 5 条 研究科長は、大学院学則第21条第1項ただし書、第2項ただし書及び第3項ただし書の規定により大学院修了の認定を受けようとする者が前条の規定により学位論文を提出したときは、研究科委員会の議を経て、その受理の可否を決定する。

(最終試験)

第 6 条 大学院学則第21条第1項から第3項までの規定による最終試験は、学位論文の審査に併行して行うものとする。

(審査の期限)

第 7 条 第4条の規定により提出された学位論文の審査は、原則として当該論文受理の日から起算して6月以内に終了するものとする。

第 3 章 論文提出による博士の学位の授与

(学力試験)

第 8 条 第 3 条第 1 項第 4 号に該当し学位論文を提出して博士の学位を受けようとする者（大学院学則第 28 条第 1 項ただし書に該当する者を除く。）には、本学大学院を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するために外国語及び専攻学科について口答又は筆答により試験を行うものとする。

2 前項の外国語の試験はあらかじめ行い、専攻学科は、学位論文の審査に併行して行うものとする。

3 外国語試験を行うため、研究科委員会に学力試験委員会を設けるものとし、その組織等については研究科委員会の議を経て、研究科長が決定する。

(論文の提出)

第 9 条 第 3 条第 1 項第 4 号に該当し学位論文を提出するときは、学位申請書に学位論文及びその他の書類並びに北海道公立大学法人札幌医科大学諸料金規則（平成 19 年規程第 48 号。以下「諸料金規則」という。）に規定する博士論文の審査及び試験に係る手数料を添えて学長に提出するものとする。ただし、本学大学院医学研究科博士課程に 4 年以上在学し、所定の授業科目について 30 単位以上を修得して退学した者又は保健医療学研究科博士課程後期に 3 年以上在学し、所定の授業科目について 10 単位以上を修得して退学した者が、その退学の日から 1 年以内に学位論文を提出した場合は、博士論文の審査及び試験に係る手数料は徴収しないものとする。

(論文の受理及び審査)

第 10 条 学長は、前条の規定により提出された学位論文の受理の可否及び審査を研究科委員会に付託する。

(審査の期限)

第 11 条 受理した学位論文の審査は、原則として、当該論文を受理した日から起算して 1 年以内に終了するものとする。

第 4 章 学位論文審査委員会並びに修士及び博士の学位授与の議決

(学位論文審査委員会)

第 12 条 学位論文の審査及び最終試験又は専攻学科についての試験を行うため、学位論文審査の都度、研究科委員会に学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会の組織は、大学院学則第 25 条の規定に基づき、研究科委員会の議を経て、研究科長が決定する。

3 審査委員会に主査及び副主査 2 名を置き、委員の互選により選任する。

4 主査は、審査委員会を統括し、審査委員会の議を経て、論文審査の方法を定め論文審査の要旨等を研究科委員会に報告するものとし、副主査は、主査を補佐する。

5 審査委員会は、学位論文審査のため必要があるときは、論文提出者に対して、当該論文の訳本、模型、標本等の提出を求めることができる。

(審 議)

第 13 条 研究科委員会は、審査委員会の審査の結果に基づき、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 第 3 条第 1 項第 2 号に該当する者 修士課程又は博士課程前期修了の可否

(2) 第 3 条第 1 項第 3 号に該当する者 博士課程又は博士課程後期修了の可否

(3) 第 3 条第 1 項第 4 号に該当する者 論文の審査及び可否

- 2 前項の審議に基づく決定は、研究科委員会出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。
- 3 第1項の審議には、研究科委員会構成員（休職及び外国出張中の者を除く。）の3分の2以上の出席がなければ、会議を開催することができない。

第5章 学位記の交付及び論文要旨の公表

（学位記の交付）

第14条 学長は、次の各号に掲げる事項を決定し、大学卒業、修士課程若しくは博士課程前期修了、博士課程若しくは博士課程後期修了又は論文審査に合格した者に、学位記を交付する。

- (1) 第3条第1項第1号に該当する者 教授会の議を経て大学卒業の可否
- (2) 第3条第1項第2号に該当する者 研究科委員会の議を経て、修士課程若しくは博士課程前期修了の可否
- (3) 第3条第1項第3号及び第4項に該当する者 研究科委員会の議を経て、博士課程若しくは博士課程後期修了の可否又は当該論文の可否

2 学位記は、別記第1号様式から別記第4号様式のとおりとする。

（学位の名称の使用）

第15条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、本学の名称を付記するものとする。

（論文要旨等の公表）

第16条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内にその論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を本学ウェブサイトにより公表するものとする。

なお、修士の学位を授与したときについても同様とする。

（学位論文の公表）

第17条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与される前に既に公表した場合を除き、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合には、研究科委員会の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の内容を要約したもので公表することができるものとし、その論文の全文を閲覧する求めがあったときは、本学はこれに応ずるものとする。

2 博士の学位を授与された者が行う前項の規定による公表は、本学が指定するウェブサイトにより行うものとする。

（修士及び博士の学位授与の取消し）

第18条 修士及び博士の学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったとき、又は不正の方法により当該学位を授与された事実が判明したときは、学長は、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、当該学位の授与を取り消すことができる。

2 前項の委員会における審議及び審議に基づく決定については、第13条第2項及び第3項の規定を準用する。

（学位記の再交付）

第19条 学位記の再交付を受けようとする者は、その理由を記した文書に、諸料金規則に規定する学位記再交付手数料を添えて、学長に願い出なければならない。

2 学長は、前項の願い出があったときは、その理由を調査して再交付することができる。

第 6 章 雑 則

(博士の学位授与の報告)

第 20 条 博士の学位を授与したときは、学長は、学位規則第12条の規定に基づき、当該学位を授与した日から3月以内に、文部科学大臣に報告しなければならない。

(細 則)

第 21 条 この規程の施行上必要な細則は、別に定める。

(庶 務)

第 22 条 この規程施行に係る庶務は、事務局学務課において処理する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日規程第225号)

この規程は、平成20年4月1日より施行する。

附 則 (平成23年8月1日規程第53号)

この規程は、平成23年8月1日より施行する。

附 則 (平成25年4月1日規程第6号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年7月19日規程第54号)

この規程は、平成25年4月15日から施行する。

附 則 (平成26年3月27日規程第12号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日規程第6号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

札幌医科大学学生の懲戒等に関する規程

平成28年6月14日規程第45号

(目的)

第 1 条 この規程は、札幌医科大学学則（平成19年規程第50号）第40条及び札幌医科大学大学院学則（平成19年規程第51号）第39条に定めるもののほか、札幌医科大学（以下「本学」という。）における学生の懲戒及びその他の教育的措置（以下「懲戒等」という。）に関し、適正かつ公正な運用を図るために必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 本規程における「学生」とは、学部、大学院及び専攻科の学生とする。

2 本規程における「懲戒」とは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 退学 本学における修学の権利を剥奪し、学籍関係を一方的に終了させること。この場合において再入学は認めない。
- (2) 停学 1年以内の期間を定めて、又は期間を定めずに、学生の教育課程の履修及び課外活動を禁止し、原則として登校を認めないこと。
- (3) 戒告 学生の行った非違行為を戒め、将来にわたって同様のことが無いよう反省を促すため、本学の意思表示を文書により行うこと。

3 本規程における「その他の教育的措置」とは次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 訓告 懲戒に至らない非違行為について、教育的措置の一環として、学生の本分についての反省を促すため、文書により指導を行うこと。
- (2) 嚴重注意 懲戒に至らない非違行為について、教育的措置の一環として、学生の本分についての反省を促すため、口頭により指導を行うこと。

(懲戒等の処分の量定)

第 3 条 懲戒等の処分の量定に関し、対象となる行為毎の懲戒の標準については、別表「札幌医科大学学生の懲戒処分ガイドライン」のとおり定める。

2 過去に懲戒等の処分を受けている場合は、量定の判断において、これを考慮するものとする。

(懲戒等の処分に係る手続き等)

第 4 条 札幌医科大学学生委員会（以下「学生委員会」という。）委員長は、学生の非違行為があると思量するときは、学生委員会の委員に事実確認に当たらせるとともに、当該非違行為が第2条第2項に規定する懲戒相当と判断した場合は、速やかに学長及び当該学生が所属する学部の学部長（以下「学部長」という。）に報告する。

2 学生委員会の委員は、非違行為に係る事実確認のため、非違行為を行った学生（以下「当該学生」という。）のほか、必要と認める場合、他の学生等に事情聴取を行う。

3 学生委員会は、事情聴取の結果を踏まえて、懲戒等の処分について審議する。

4 学生委員会は、審議において、懲戒処分が相当と判断した場合は処分案を定め、その他の教育的措置が相当と判断した場合はその内容を決定する。

5 学生委員会委員長は、前項の処分内容を学長及び学部長に報告する。

6 学部長及び学生委員会委員長は、第4項の処分案が退学または停学の場合、当該学生にあらかじめ処分案を告知した上で、聴聞を実施する。なお、当該学生が聴聞を拒否する場合は、この限りではない。

(自宅謹慎)

第 5 条 学部長は、非違行為が第2条第2項第1号に規定する退学又は同項第2号に規定する停学に相当することが明白であると認めるときは、処分の決定前に、当該学生に対して自宅謹慎を命ずることができる。

2 自宅謹慎の期間は、停学の期間に算入するものとする。

(懲戒処分の決定)

第 6 条 学長は、学生委員会委員長から報告された処分案を踏まえ、懲戒処分を行うことが必要と判断した場合は、当該学生が所属する学部の教授会（以下「教授会」という。）及び教育研究評議会の議を経て処分を決定する。

(その他の教育的措置の実施)

第 7 条 学部長は、学生委員会委員長からの報告に基づき、当該学生にその他の教育的措置を実施する。

2 学部長は、その他の教育的措置の実施について、必要と認める場合、教授会に報告する。

(試験における不正行為)

第 8 条 試験における不正行為に関する懲戒の手続きは、第4条によらず別に定めるところによる。

(懲戒処分の通知及び公示)

第 9 条 学長が懲戒処分を決定したときは、学部長は当該学生に対して、懲戒処分通知書を交付するとともに、当該学生の連帯保証人に対して処分の内容を通知する。

2 学長は、処分の内容を掲示により学内に2週間公示する。ただし、学生の氏名及び学籍番号は明記しない。

(不服申立て)

第 10 条 懲戒処分を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見その他正当な理由があるときは、その証拠となる資料を添えて、懲戒処分通知書を交付された日から起算して14日以内に学長に対して、文書により不服申立てを行うことができる。ただし、不服申立ての請求は、既に実施された懲戒処分の効力を妨げない。

2 学長は、前項の不服申立てを受理したときは、学生委員会に再審議を行わせるものとする。

3 学長は、再審議の結果を踏まえ、既に実施された処分の変更の要否、変更を要する場合はその内容を決定する。

(停学期間中の措置)

第 11 条 学部長は、停学期間中の学生に対して、学生担当教員等による定期的な面談及び指導を行わせ、その更正に努めるものとする。

2 学生担当教員等は、停学期間中の学生の反省の程度、生活態度及び学習意欲等について定期的に学部長及び学生委員会委員長に報告する。

3 学生は、停学期間中、本学の教育課程の履修、試験等の受験及び課外活動への参加ができない。ただし、学部長は教育指導上、必要と認めた場合には、一時的に当該学生を登校させることができる。

4 停学の期間は、学則第9条に定める在学期間に算入し、学則第8条に定める修業年限に算入しない。ただし、停学の期間が3ヶ月以内の場合は、修業年限に算入することができる。

(停学の解除及び延長)

第 12 条 学部長は、期間の定めのない停学（以下「無期停学」という。）の開始日から1年を経過した学生について、当該学生の反省の程度、更生の状況、生活態度、学習意欲等を踏まえ、学生担当教員等と協議し、無期停学処分の解除の可能性があると判断した場合は、当該処分の解除について学生委員会に審議を依頼する。

2 学生委員会は、前項の依頼に基づき、無期停学処分の解除について審議し、当該学生の反省の程度、更生の状況、生活態度、学習意欲等を総合的に勘案した上で、処分の解除が妥当であると認めた場合は、その審議結果を学長及び学部長に報告する。

3 学長は、前項の報告を踏まえ、無期停学処分の解除が妥当と判断した場合は、当該教授会及び教育研究評議会の議を経て処分の解除を決定するとともに、当該学生に対して、学部長から停学解除通知書を交付させるものとする。

- 4 有期の停学は、停学期間満了をもって解除する。
- 5 前項の規定にかかわらず、学生委員会は、第11条第2項の報告等を踏まえて、停学期間満了による処分解除の適否を審議し、当該学生の反省の程度、生活態度、学習意欲等を総合的に勘案した上で、処分の解除が妥当ではないと判断した場合は、学長に停学期間の延長を進言する。
- 6 学長は、前項の進言を踏まえ、停学期間の延長が必要と判断した場合は、当該教授会及び教育研究評議会の議を経て、期間の延長を決定する。

(学籍の異動)

第 13 条 学長は、第4条第1項の報告を受けた時は、その後、懲戒処分が決定されるまでの期間における当該学生からの自主退学の申出を受理しない。

- 2 停学期間中の学生の休学は許可しない。

(懲戒に関する記録)

第 14 条 懲戒処分を行ったときは、その内容を学籍簿に記録する。ただし、本学が発行する各種証明書等にはその内容を記載しない。

(読 替)

第 15 条 この規程の大学院生への適用に当たっては、「学部長」を「研究科長」に、「教授会」を「研究科委員会」に読み替えるものとし、専攻科生への適用に当たっては、「学部長」を「専攻科長」に、「教授会」を「運営委員会」に読み替えるものとする。

(事 務)

第 16 条 学生の懲戒等に関する事務は事務局学務課において処理する。

(雑 則)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日規程第6号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年1月14日規程第2号)

この規程は、令和3年1月14日から施行する。

附 則 (令和4年9月14日規程第32号)

この規程は、令和4年9月14日から施行する。

(別表)

札幌医科大学学生の懲戒処分ガイドライン

	対象となる行為	懲戒の標準
犯罪行為等	殺人、強盗、強姦等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	退学
	暴行、傷害、窃盗、詐欺、器物損壊等の犯罪行為	退学、停学又は戒告
	薬物（危険ドラッグを含む）犯罪行為	退学又は停学
	性犯罪行為（強制わいせつ、痴漢、盗撮、わいせつ物頒布等）、ストーカー行為	退学、停学又は戒告
	ブログ、SNS、ツイッターその他インターネット上、又は紙面上での違法又は不適切な書き込み、投稿等	退学、停学又は戒告
	コンピュータ又はネットワークの不正使用	退学、停学又は戒告
交通事故等	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因が悪質な場合（無免許運転、飲酒運転、暴走運転等）	退学又は停学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因が過失の場合	退学、停学又は戒告
	無免許運転、飲酒運転、暴走運転、飲酒運転の補助行為等の悪質な交通法規違反	退学、停学又は戒告
学内での非違行為	本学の教育研究、診療並びに管理運営を著しく妨げる暴力行為等	退学、停学又は戒告
	本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠若しくは汚損行為	退学、停学又は戒告
	授業妨害に当たる行為	停学又は戒告
	試験における不正行為	別に定める
飲酒・喫煙	飲酒を強要し、急性アルコール中毒等の被害を生じさせた行為	退学、停学又は戒告
	20歳未満の者と知りながら飲酒を強要した行為	停学又は戒告
	20歳未満の者が飲酒又は喫煙した場合	停学又は戒告
その他	ハラスメント、暴言、その他人権を侵害する行為	退学、停学又は戒告
	授業、実習、研修等で知り得た教職員、学生及び患者の個人情報等を故意又は過失により漏らした行為	退学、停学又は戒告
	研究成果作成・発表の際に論文やデータの捏造、改ざん又は盗用等を行った行為	退学、停学又は戒告
	知的財産を喪失させた行為（※）	退学、停学又は戒告
	学校保健安全法施行規則（平成10年法律第114号）第18条に定める感染症の感染拡大を助長する行為	停学又は戒告
	学校保健安全法施行規則（平成10年法律第114号）第18条に定める感染症の罹患が疑われる場合の本学への虚偽申告、隠ぺい及び黙認する行為	停学又は戒告

(※) 知的財産を喪失させた行為

本学の知的財産（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第1項に規定する知的財産）を喪失させた行為（知的財産を無断で提供し、公表し又は指定された場所から移動する行為、共同研究の遂行又は知的財産に確保の目的とする秘密保持契約に違反する行為、知的財産として保護対象に指定された情報を漏えいする行為等）

札幌医科大学学生通則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、札幌医科大学学則（平成19年規程第50号。以下「大学学則」という。）、札幌医科大学大学院学則（平成19年規程第51号。以下「大学院学則」という。）及び札幌医科大学専攻科規程（平成23年規程第21号。以下、「専攻科規程」という。）に定めるもののほか、札幌医科大学（以下「大学」という。）の学生（学部、大学院及び専攻科の学生をいう。）が遵守する事項を定めることを目的とする。

第 2 章 宣 誓

(宣 誓)

第 2 条 大学に入学を許可された者は、入学の際に学生としての本分を全うする旨を宣誓しなければならない。

第 3 章 連帯保証人

(連帯保証人)

第 3 条 学生は、連帯保証人を定め、入学の際にその者と連署した誓約書（別記第1号様式）を学長に提出しなければならない。

2 前項の連帯保証人は、その学生の父母又は学資を支給する者等とする。

3 連帯保証人を変更し、又は連帯保証人が住所を変更した場合は、連帯保証人変更届（別記第2号様式の1）又は連帯保証人住所変更届（別記第2号様式の2）により速やかに届け出なければならない。

4 連帯保証人は、保証する学生の修学目的の達成のために、誓約の履行に関し責任をもって協力しなければならない。

第 4 章 住 所 届

(住 所 届)

第 4 条 学生は、入学の際に、自らの居所について住所届（別記第3号様式の1）により学部長、研究科長又は専攻科長に届け出なければならない。

2 前項の住所を変更したときは、住所変更届（別記第3号様式の2）により速やかに届け出なければならない。

第 5 章 戸籍抄本の提出及び身上異動報告

(戸籍抄本の提出)

第 5 条 学生は、入学の際、戸籍抄本を学長に提出しなければならない。

(身上異動報告)

第 6 条 学生は、改姓その他一身上の事情に変更があったときは、速やかに学長に届け出なければならない。

第 6 章 学 生 証

(学生証の携帯等)

第 7 条 学生は、入学の際に学生証（別記第 4 号様式の 1）及び在籍確認シール（別記第 4 号様式の 2）の交付を受け、在籍確認シールを貼付した学生証を、常時携帯しなければならない。

2 学生証の有効期間は、学生証の交付日からそれぞれの者の修業年限又は標準修業年限の末日までとする。ただし、修業年限又は標準修業年限を超えて在籍する者の有効期間は、超えた日の属する年度の末日までとする。

3 第 1 項の在籍確認シールの有効期間は、4 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 年間とし、学生は、毎年度 4 月 30 日までに交付を受け、学生証に貼付しなければならない。

4 学生証及び在籍確認シールは、他人に貸与又は譲渡してはならない。

5 学生証をき損又は紛失したときは、速やかに再交付を受けなければならない。

(学生証の返納)

第 8 条 学生証は、卒業、転学、退学、除籍又は有効期間を経過したときは、速やかに返納しなければならない。

第 7 章 健康診断

(定期健康診断)

第 9 条 学生は、大学が実施する健康診断（以下「健診」という。）を毎年受けなければならない。

(健康診断の延期)

第 10 条 疾病その他正当の理由により、前条の健診を受けることができないときは、その理由を付して学部長、研究科長及び専攻科長に届け出なければならない。

(臨時健康診断)

第 11 条 健診を延期していた者が、前条の届出の理由が消滅したとき、又は疾病を理由に休学していた者が復学しようとするときは、学部長、研究科長及び専攻科長に届け出て健診を受けなければならない。

第 8 章 欠 席

(欠 席)

第 12 条 学生は、引き続き 3 日以上欠席するときは、欠席届（別記第 5 号様式）により学部長及び専攻科長にあらかじめ届け出なければならない。

2 やむを得ない事情により前項の届出を提出できなかったときは、その理由を付して速やかに提出しなければならない。

3 疾病による欠席で、引き続き 7 日以上欠席する場合は、前 2 項の届出に医師の診断書を添付しなければならない。

第 9 章 退学、休学、転学、再入学及び復学

(退学、休学、転学、再入学及び復学)

第 13 条 次の各号に掲げる者は、当該各号の様式により学長に願い出、大学学則、大学院学則又は専攻科規程に基づく許可を受けなければならない。

- (1) 退学しようとする者 別記第6号様式の1
- (2) 休学しようとする者 別記第6号様式の2
- (3) 転学しようとする者 別記第6号様式の3
- (4) 再入学しようとする者 別記第6号様式の4
- (5) 復学しようとする者 別記第6号様式の5

第 10 章 団 体

(団体の設立)

第 14 条 学生が学内において団体を設立しようとするときは、団体の代表2人及び専任の教授、准教授又は講師のうちから当該団体の顧問を定め、団体設立願（別記第7号様式の1）により学長に願い出て、団体設立許可書（別記第7号様式の2）の交付を受けなければならない。

(団体の設立継続)

第 15 条 許可された期間を超えて団体が活動しようとするときは、毎年5月末日までに団体継続願（別記第7号様式の3）により学長に願い出なければならない。

2 前項の願い出のない団体は、解散したものとみなす。

(重要事項変更の承認)

第 16 条 団体が前条による許可を受けた事項を変更しようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(団体の解散)

第 17 条 団体が解散するときは、速やかに学長に届け出なければならない。

(新聞等の配付の承認)

第 18 条 団体が新聞、雑誌その他の文書又は印刷物等を発刊するときは、その配布の前に当該新聞等2部を添えて学長に提出し承認を得なければならない。

(団体設立許可の取消し及び行為の禁止)

第 19 条 大学は、団体が学内の秩序を乱すと認められたとき、又は団体の行為が本学の諸規程等に違反したときは、その行為を禁止し、又は許可を取消することができる。

第 11 章 集 会

(集会の許可)

第 20 条 学生が学内又は大学名を使用して学外において集会をしようとするときは、その集会の日の3日前までの日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で休日、日曜日又は土曜日でない日）に集会願（別記第8号様式の1）により学長に願い出、集会許可書（別記第8号様式の2）の交付を受けなければならない。

2 学生又は第14条に規定する団体が、学外の団体指導者、講演者等を招へいし事業を行おうとするときは、前項の規定を適用するものとする。

(建物、施設等の利用承認)

第 21 条 学生が集会のために大学の建物、施設又は備え付けの物品を使用する場合には、所定の手続に

より、これを管理する責任者の承認をあらかじめ受けなければならない。

- 2 前項の集会のために大学の建物、施設又は備え付けの物品を使用する者は、各管理責任者の指示に従い使用するとともに、前項により承認を受けた者は、集会のために生じた一切について責任を負わなければならない。

第 12 章 掲示物等

(掲示等の承認)

第 22 条 学生が、学内又は学外（学外にあっては大学名を使用する場合に限る。）において、ビラ、ポスター、パンフレット、新聞等を掲示又は配布しようとするときは、その写しを添えて、学長にあらかじめ願い出なければならない。

(掲示場指定、期間及び規格)

第 23 条 学生が前条の承認を得て学内においてビラ等を掲示するときは、大学が指定する掲示場以外に掲示してはならない。

- 2 掲示期間は、特別の場合を除き 1 週間以内とする。
- 3 第 1 項のビラ等は、原則として新聞紙 1 頁大までの規格とする。

(各種行為の承認)

第 24 条 学生が学内において、本学の教職員又は学生並びに外来者を対象として、印刷物の配布、世論調査、示威運動、署名運動、投票、物品販売、寄附行為、拡声器使用、その他宣伝や勧誘等を目的とする行為をしようとするときは、学長にあらかじめ願い出て承認を受けなければならない。

(違反行為に対する措置)

第 25 条 前 3 条に違反したときは、掲示した物を撤去し、又はその行為を禁止する。

第 13 章 諸調査に対する協力

(諸調査の協力)

第 26 条 学生は、大学が行う累加記録に関する調査、学生生活実態調査その他の調査に協力するものとする。

附則

この規程は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成24年 3 月 1 日規程第19号）

この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成24年11月20日規程第72号）

この規程は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成25年 4 月 1 日規程第 6 号）

この規程は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 2 年 3 月30日規程第 6 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 2 年 9 月18日規程第69号）

この規程は、令和 2 年 9 月18日から施行する。

附則（令和7年2月18日規程第9号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

欠 席 届 用 紙

定期試験欠席届用紙

休 学 願 用 紙

退 学 願 用 紙

別記第7号様式の1

団 体 設 立 願 用 紙

別記第7号様式の3

団 体 継 続 願 用 紙

欠 席 届

令和 年 月 日

学 部 長
専 攻 科 長 様

所 属
学 年
氏 名

㊟

次のとおり欠席します（した）ので、お届けします。

1 期 間 月 日から 月 日まで

2 理 由

定 期 試 験 等 欠 席 届

令和 年 月 日

科目担当教員 様

第 学年 番
氏名

㊟

次の理由により の定期試験を受験 できません
のでお届けいたします。 できませんでした

欠席理由

.....
.....
.....
.....

- 注 1 病気による場合は、医師の診断書を添付すること。
2 欠席理由は、具体的に記載すること。

休 学 願

令和 年 月 日

札幌医科大学長 様

所 属

学 年

氏 名

①

連帯保証人氏名

①

別紙理由により休学したいので、承認くださるようお願いします。

期 間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

〈注〉理由書は、できるだけ具体的に記載し、疾病の場合は医師の診断書を添付する。

退 学 願

令和 年 月 日

札幌医科大学長 様

所 属

学 年

氏 名

①

連帯保証人氏名

①

別紙理由により 年 月 日付けで退学したいので、承認くださるようお願いします。

〈注〉理由書は、できるだけ具体的に記載し、疾病の場合は医師の診断書を添付する。

団 体 設 立 願

令和 年 月 日

札幌医科大学長 様

(代表者) 所属
学年
氏名

印

次のとおり団体を設立したいので、承認くださるようお願いします。

団体名及び連絡場所			
設立責任者氏名	所 属	学 年	現 住 所 (電 話)
目 的 (趣意書添付のこと)			
規 約			
事業内容			
構 成 員			
役 員 (役員名簿は、承認を受けた日から14日以内に提出すること)			
顧 問 (職名、氏名、住所、電話)			
学外との関係			

印

団 体 継 続 願

令和 年 月 日

札幌医科大学長 様

(代表者) 所属
学年
氏名

印

次のとおり団体を継続したいので、承認くださるようお願いします。

団体名及び連絡場所			
継続責任者氏名	所 属	学 年	現 住 所 (電 話)
目 的 (趣意書添付のこと)			
規 約			
事業内容			
構 成 員			
役 員 (役員名簿は、承認を受けた日から14日以内に提出すること)			
顧 問 (職名、氏名、住所、電話)			
学外との関係			

印

札幌医科大学附属総合情報センター図書館利用規程

(趣 旨)

平成19年4月1日規程第166号

第 1 条 この規程は、札幌医科大学附属総合情報センター図書館（以下「図書館」という。）の利用に関する事項を定めるものとする。

(利用者)

第 2 条 図書館を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 札幌医科大学（以下「本学」という。）の教職員
- (2) 本学の学部学生、大学院学生、専攻科学生、委託生、聴講生、科目等履修生、外国人留学生
- (3) 本学の研究生、研修医、名誉教授、研究員等
- (4) 本学卒業又は修了生及び本学元教職員
- (5) 北海道内在住の地域医療従事者
- (6) 北海道職員
- (7) 「北海道地区大学図書館協議会相互利用サービス」加盟館の教職員、学生
- (8) 他図書館及び他教育研究機関等の紹介者
- (9) その他附属総合情報センター長（以下「センター長」という。）が特に認めた者

2 前項第1号から第3号に掲げる者を「学内者」、第4号に掲げる者を「卒業生等」、第5号から9号に掲げる者を「学外者」という。

(開館時間)

第 3 条 図書館の開館時間及び特別開館時間は、次のとおりとする。ただし、センター長が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

区 分		開 館 時 間	特 別 開 館 時 間
月曜日から金曜日	通常時間	9時～20時	20時15分～翌日9時
	短縮開館（長期休業）	9時～17時	17時15分～翌日9時
土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日		—	9時～翌日9時

2 特別開館時間の利用者は、第2条第1項第1号から第4号に掲げる者に限る。

(休 館 日)

第 4 条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 12月29日から翌年1月3日まで
- (2) センター長が別に定める日

(利用者カード)

第 5 条 利用者には、本人の申請に基づき、図書館の利用者カードを交付する。ただし、本学の学生証の発行を受けた者は、その学生証をもって利用者カードに代えるものとする。

2 利用者は、図書館を利用するときは利用者カード又は学生証を携行し、必要に応じて提示しなければならない。

(資料の管理)

第 6 条 本学所蔵の図書、雑誌等（以下「資料」という。）は、事務局の所管に係るものを除き、図書館が管理する。

2 資料の保管場所は、図書館のほかセンター長が指定する場所（以下「講座等」という。）とする。

(閱 覧)

第 7 条 利用者は、図書館資料（特殊資料室所蔵資料を除く。）を自由に閲覧することができる。

2 利用者（学外者は除く。）は、講座等に保管している資料を利用する場合は、当該講座等の責任者の指示に従うものとする。

(貸 出)

第 8 条 利用者(第 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号及び第 7 号に掲げる者に限る。)は、貸出を制限する資料を除き、所定の手続きを経て、資料の館外貸出を受けることができる。

2 利用者(学外者は除く。)は、講座等に保管している資料を利用する場合は直接当該講座等から貸出を受けるものとする。

(貸出冊数及び期間)

第 9 条 貸出冊数及び期間は、次のとおりとする。

区 分		一般図書		製本雑誌		視聴覚資料	
		冊 数	期 間	冊 数	期 間	点 数	期 間
学 内 者	教職員、大学院学生、研究生等	無制限	14日間	無制限	3日間	3 点	3日間*
	学部学生、専攻科学生、科目等履修生、聴講生	6 冊	14日間	6 冊	3日間		
		(図書・製本雑誌合わせて 6 冊まで貸出)				※資料に「貸出可」と明記のあるもの	
卒 業 生 等	卒業生、修了生、元教職員	3 冊	14日間	貸出不可		貸出不可	
学 外 者	北海道地区大学図書館協議会相互利用サービス加盟館	5 冊	14日間	貸出不可		貸出不可	
	その他	貸出不可		貸出不可		貸出不可	

2 学生に対する長期休業中の貸出については、その都度掲示するものとする。

(返 却)

第 10 条 資料の貸出を受けた者は、貸出期間の満了の日までに当該資料を返却しなければならない。ただし、貸出期間内であっても、センター長が返却を命じたときは、速やかに返却しなければならない。

(複写又は印刷)

第 11 条 利用者は、図書館内に設置する複写機で複写又は印刷することができる。ただし、文献複写にあたっては著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)を遵守しなければならない。

2 図書館内に設置する複写機で複写又は印刷する際の経費は、利用者が負担する。

(相互利用)

第 12 条 利用者は、本学に求める資料がない場合には、次に掲げる図書館相互利用サービスを受けることができる。

- (1) 他館利用依頼書(紹介状)の発行(学内者に限る。)
- (2) 他館への文献複写依頼(第 2 条第 1 項第 7 号及び第 8 号に掲げる者を除く。)
- (3) 他館への現物借用依頼(第 2 条第 1 項第 7 号及び第 8 号に掲げる者を除く。)

2 相互利用サービスが有償の場合は、利用者が負担する。

3 他館から利用申込みがあったときは、センター長は、本学の教育研究に支障のない範囲でこれを許可することができる。

(情報の検索)

第 13 条 利用者は、オンライン目録(OPAC)等により、資料等を検索することができる。

(参考調査)

第 14 条 利用者(学外者は除く。)は、図書館に、資料の利用、情報検索、事項調査、文献所在調査等の質問又は調査を依頼することができる。

(館内施設の利用)

第 15 条 利用者(学外者は除く。)は、センター長の承認を受けて、研究個室及びセミナー室を利用することができる。ただし、センター長は、利用目的に応じて、その利用を制限することができる。

2 各施設の利用については、別に定める。

(遵守事項)

第 16 条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 資料及び図書館の施設を汚損し、又は破損しないこと。
- (2) 資料を転貸しないこと。
- (3) 利用者カードを転貸しないこと。
- (4) 館内のルール及びマナーに従うこと。
- (5) 図書館の職員の指示に従うこと。

(利用の制限又は禁止)

第 17 条 センター長は、この規程に違反した者に対しては、図書館の利用を制限し、又は禁止することができる。

(損害の賠償)

第 18 条 利用者は、資料又は施設を汚損し、破損し、又は忘失したときは、速やかにセンター長に届け出るとともに、センター長の指示に従い、相当の現品又は代価をもって、賠償しなければならない。

(センター長への委任)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は、札幌医科大学附属総合情報センター運営委員会に諮り、センター長が別に定める。ただし、緊急を要する場合には、センター長の判断により図書館の利用を制限することができる。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日規程第215号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月19日規程第4号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月13日規程第8号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日規程第6号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年8月9日規程第51号)

この規程は、令和5年9月1日から施行する。

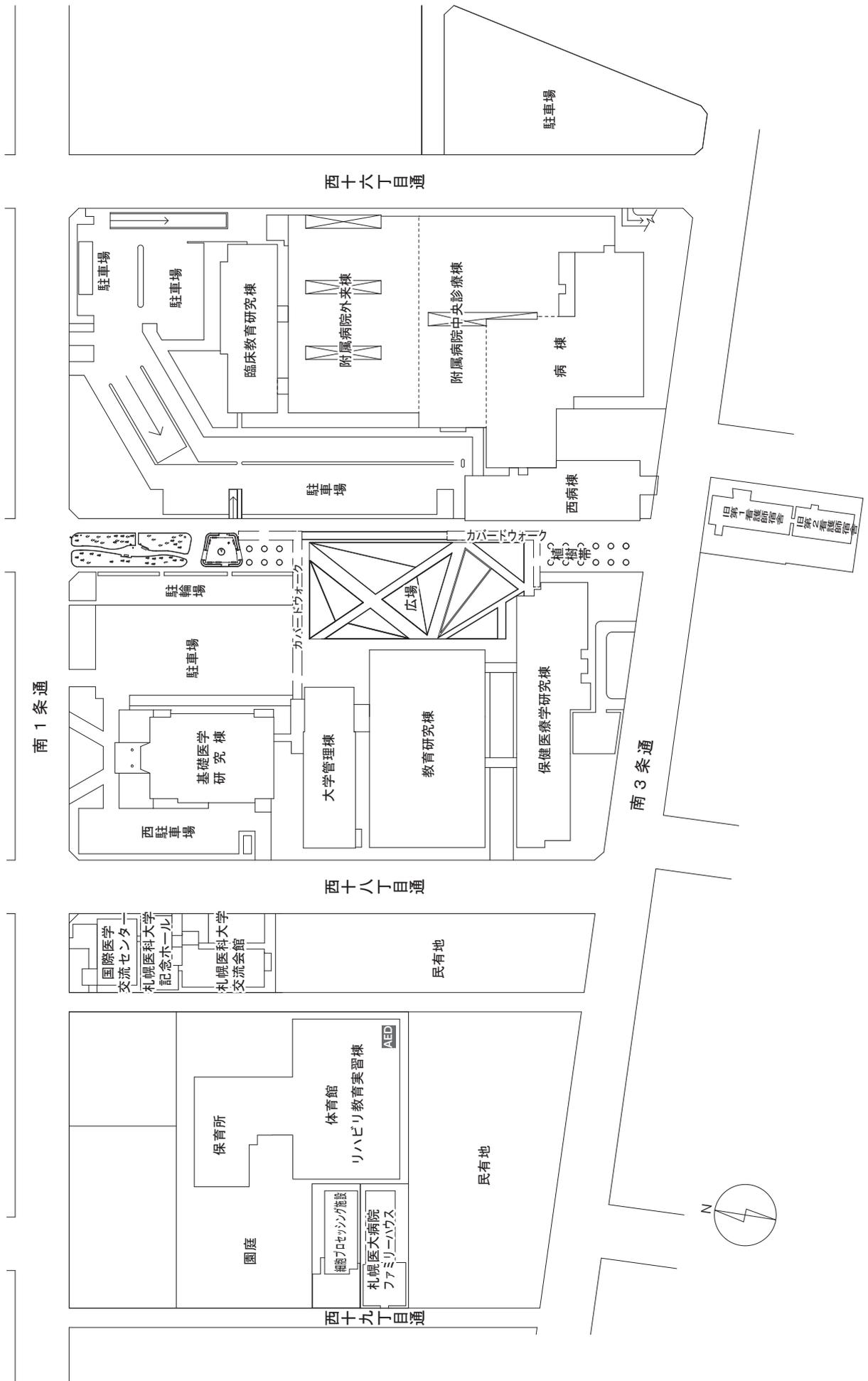
附 則 (令和6年10月31日規程第56号)

1 この規程は、令和6年11月1日から施行する。

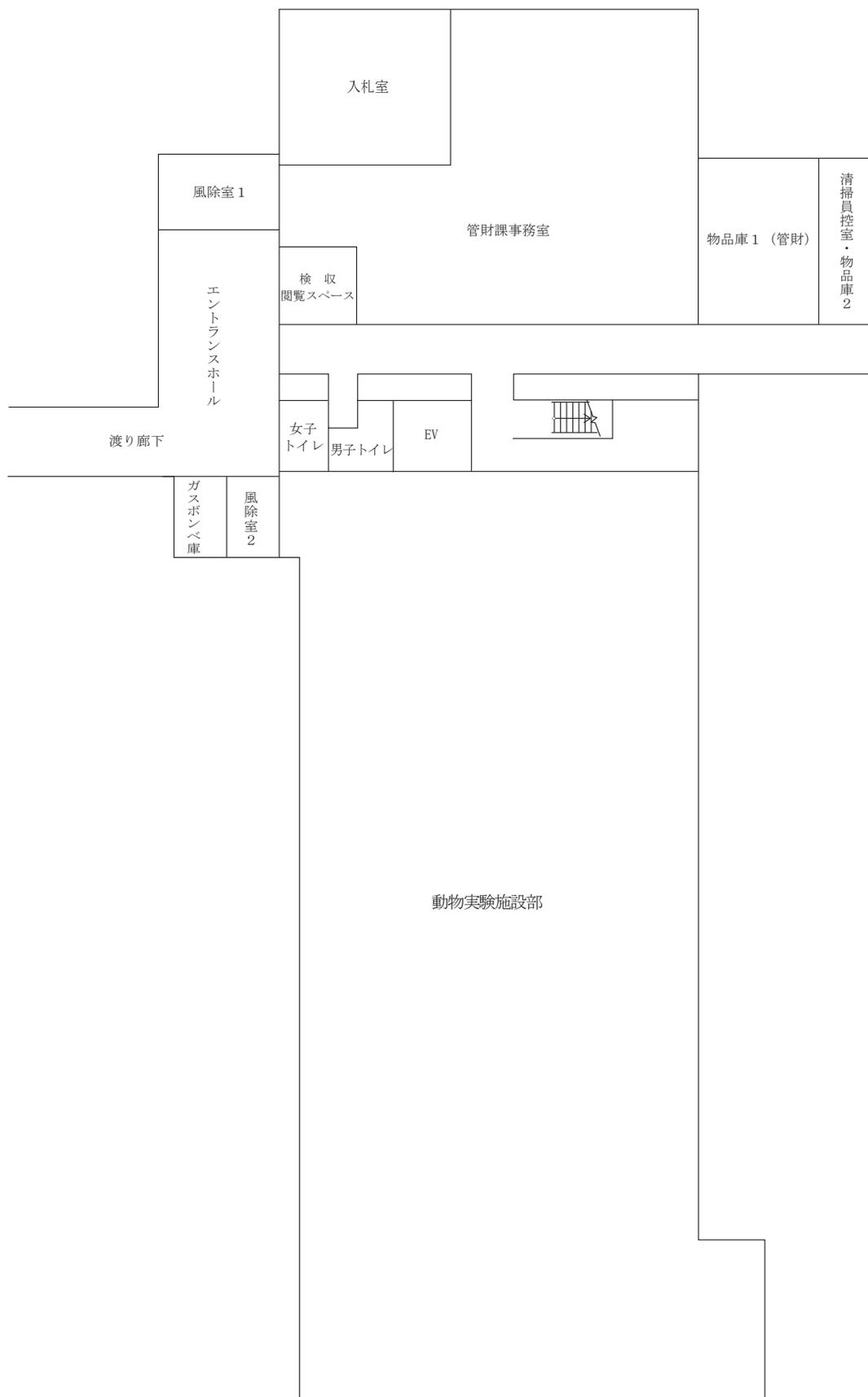
2 本規程の施行に伴い、「札幌医科大学附属総合情報センター図書館利用規程施行細則」は令和6年10月31日をもって廃止する。

施設配置図

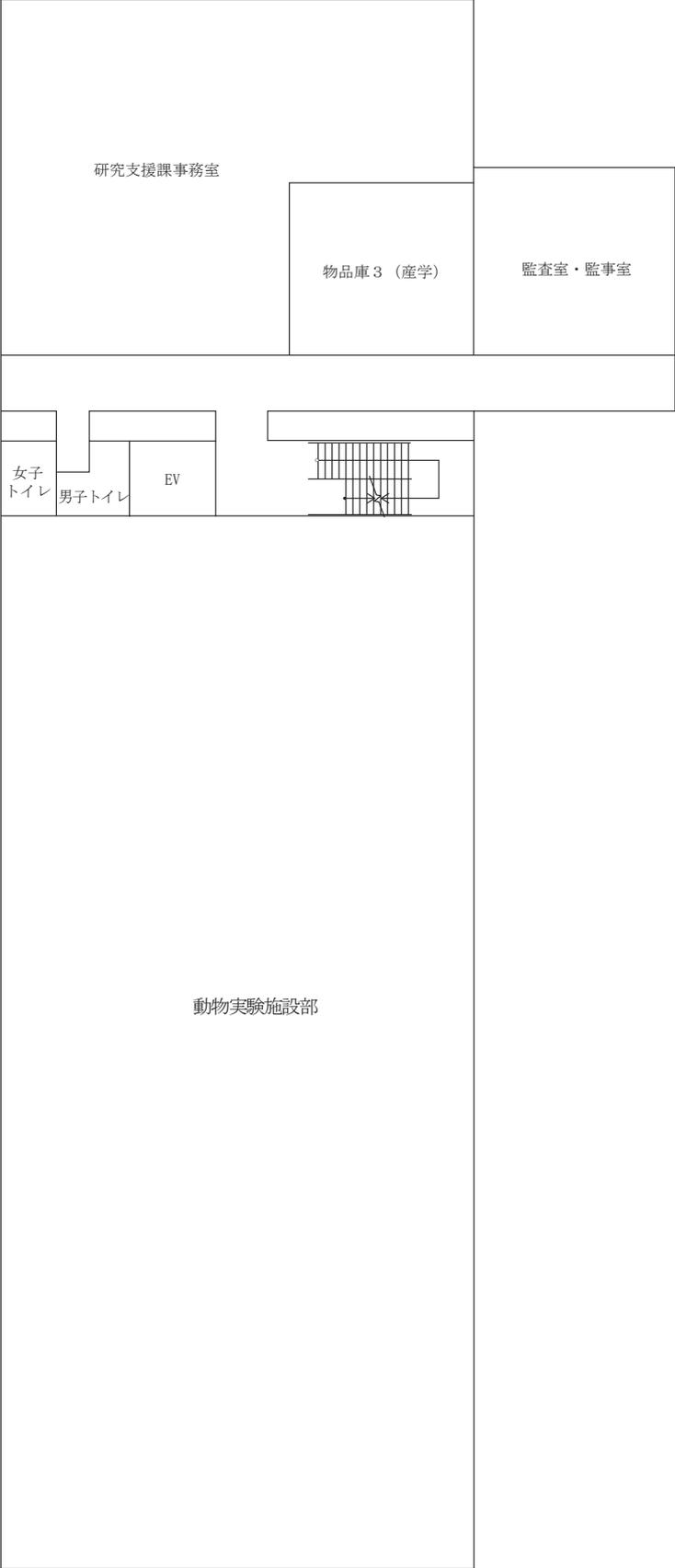
札幌医科大学及び附属病院配置図



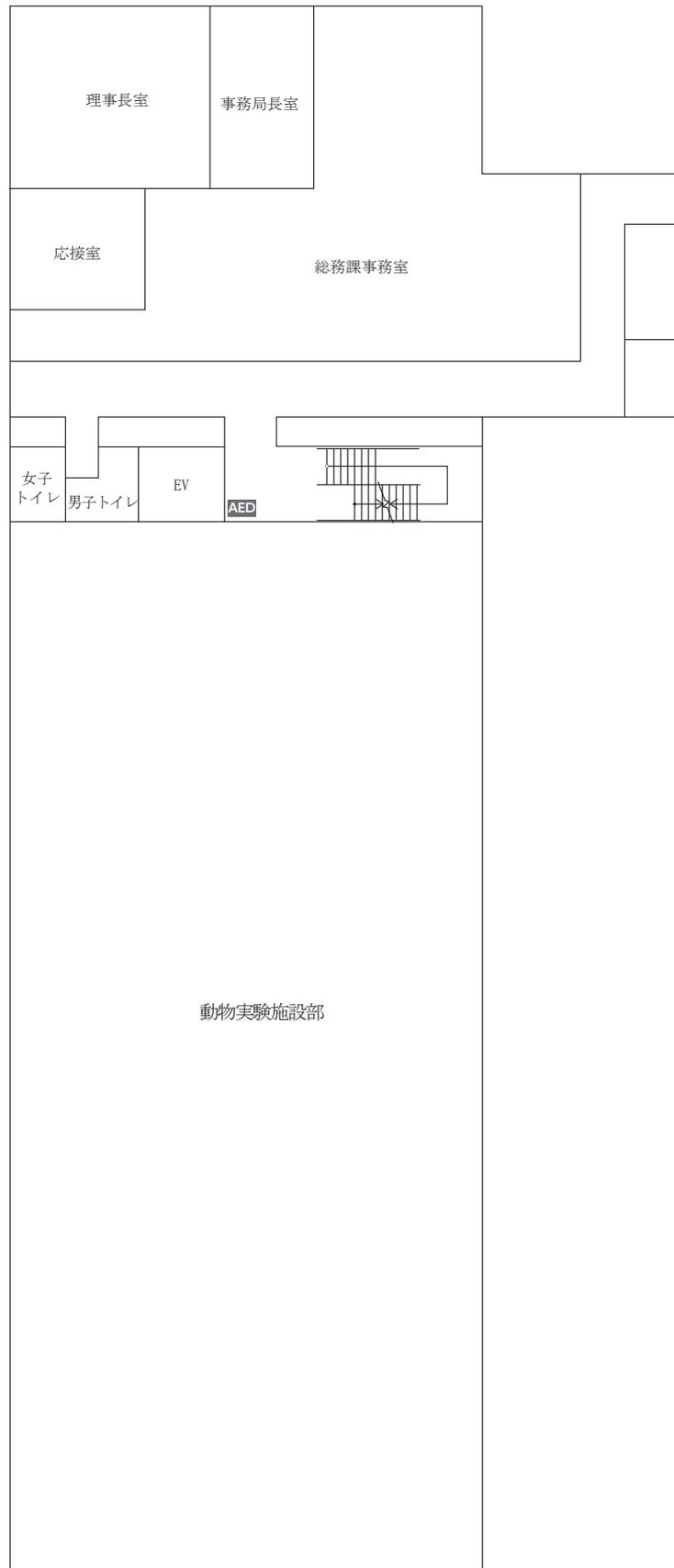
大学管理棟 (1F)



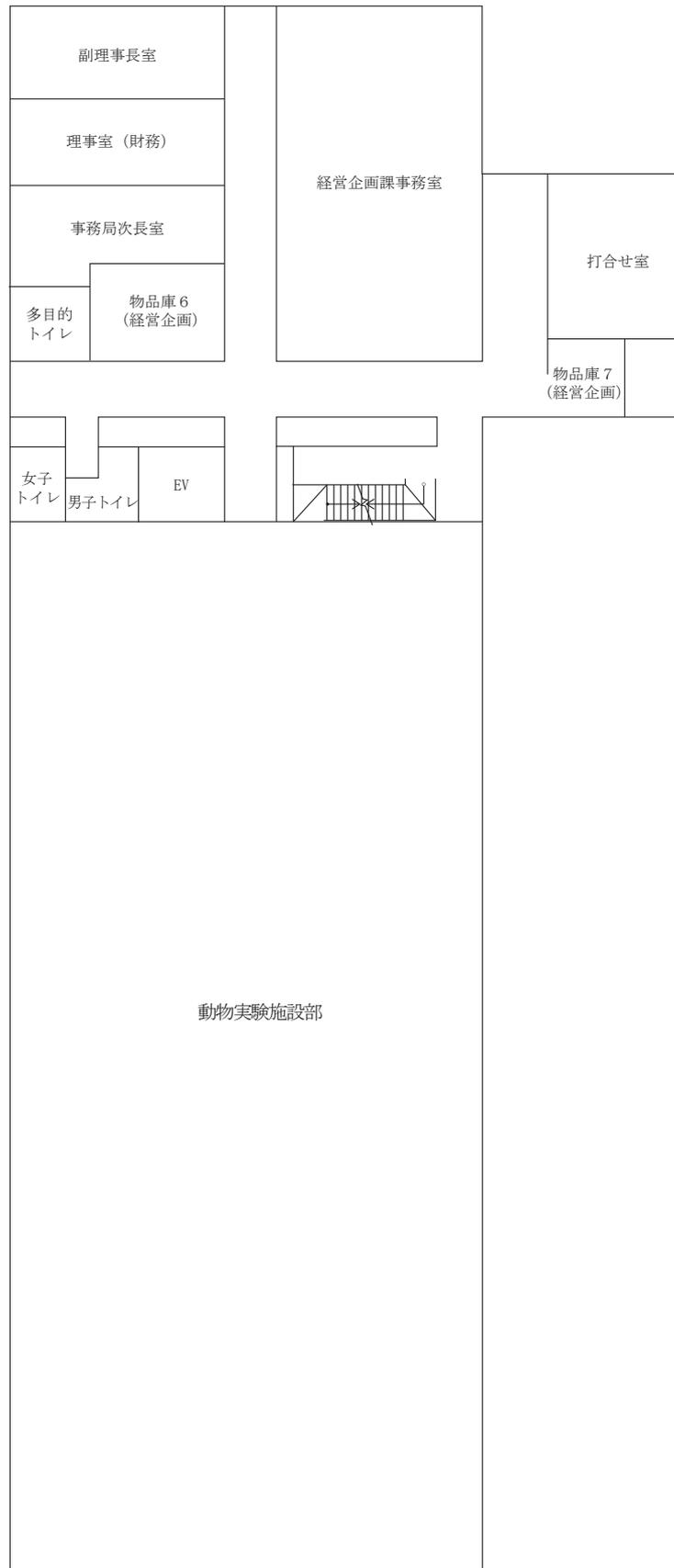
大学管理棟（2F）



大学管理棟（3F）



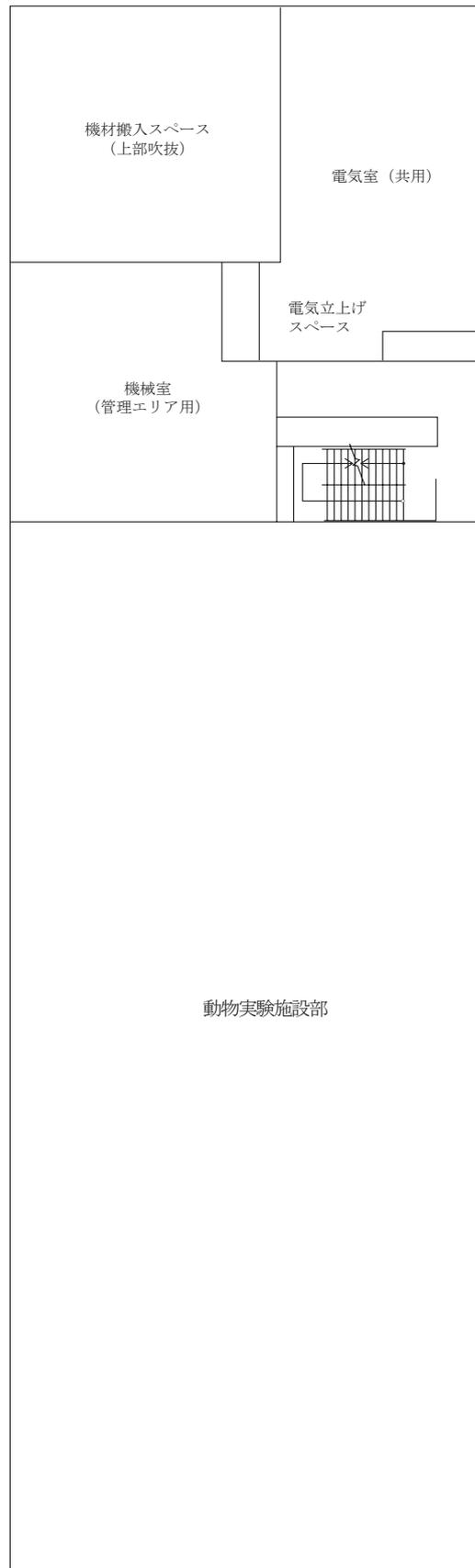
大学管理棟（4F）



大学管理棟（5 F）

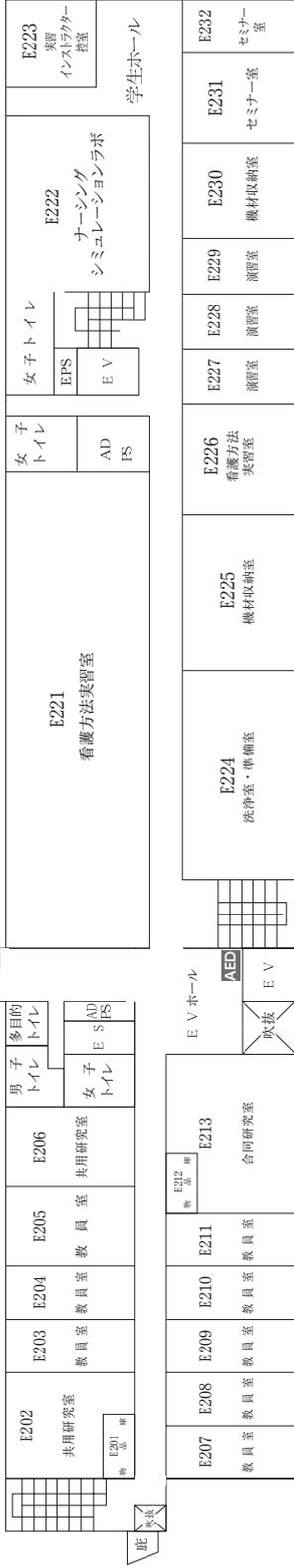


大学管理棟（6 F）

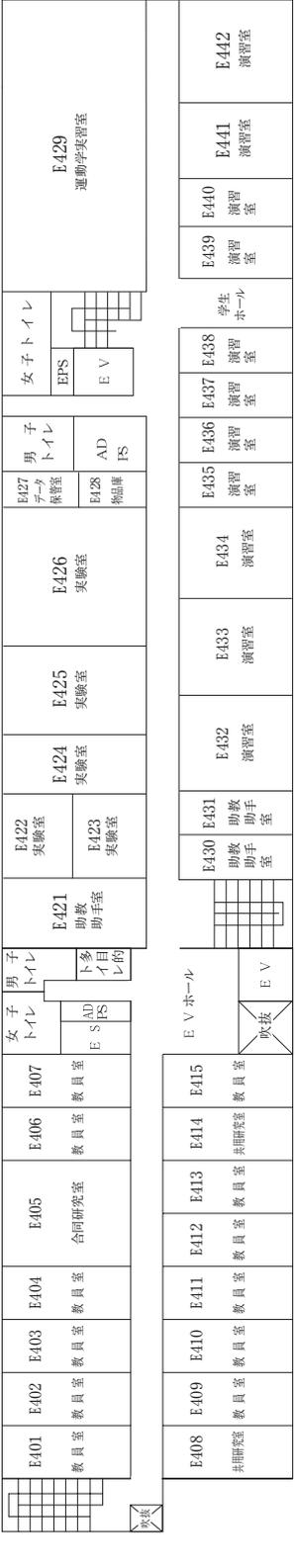
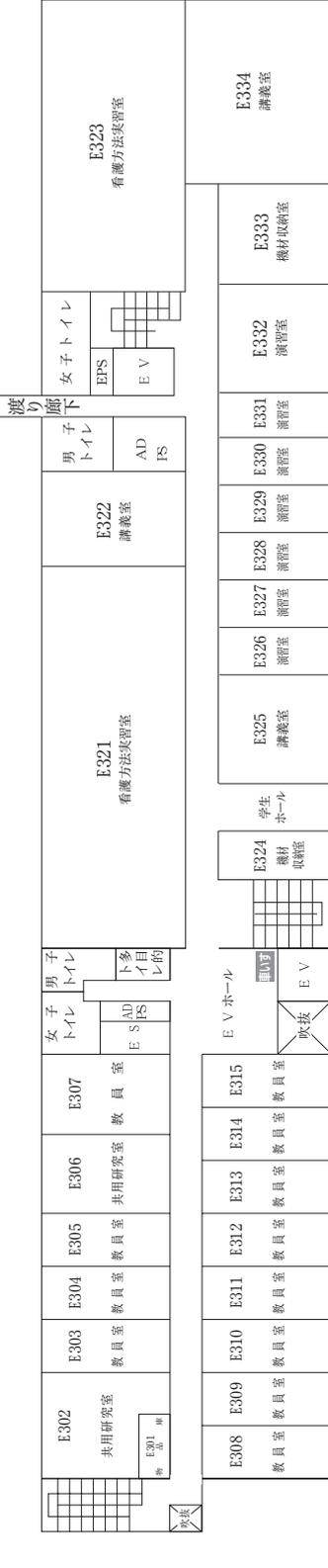


保健医療学研究棟平面図

教育研究棟

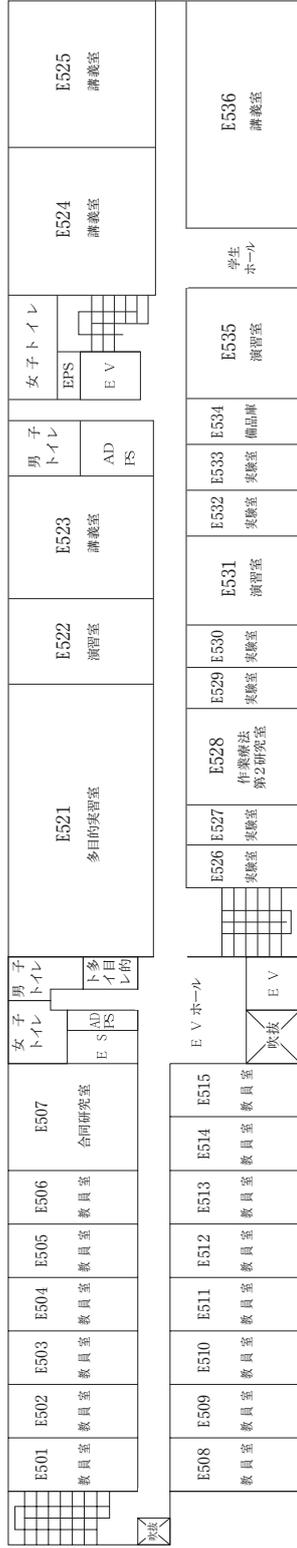


教育研究棟

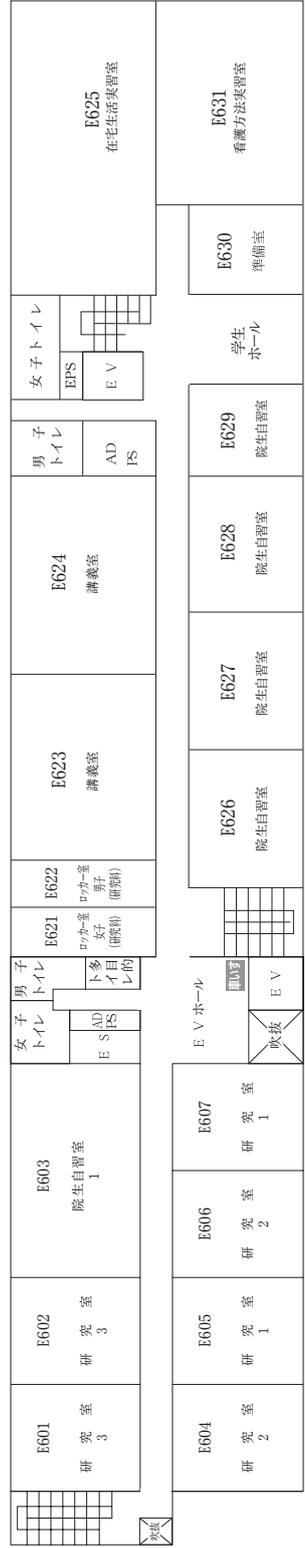


保健医療学研究棟平面図

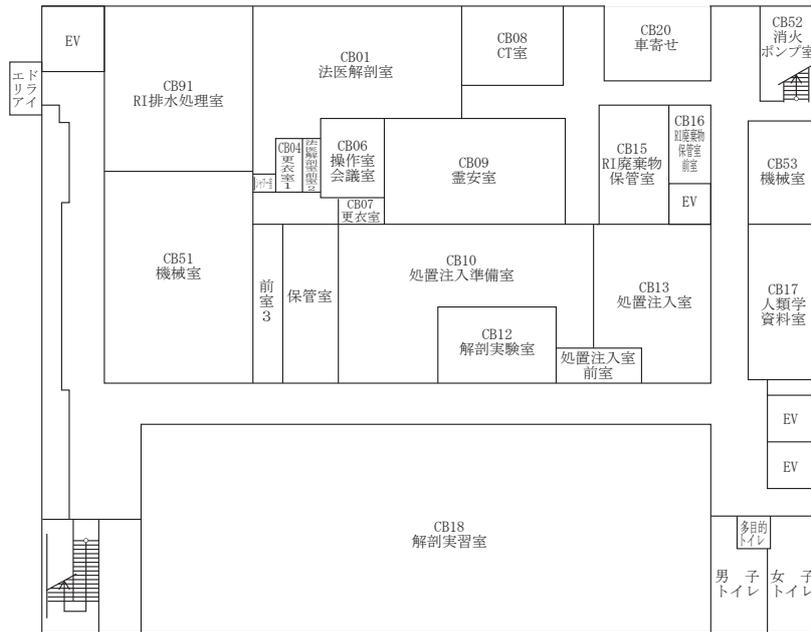
5F 平面図



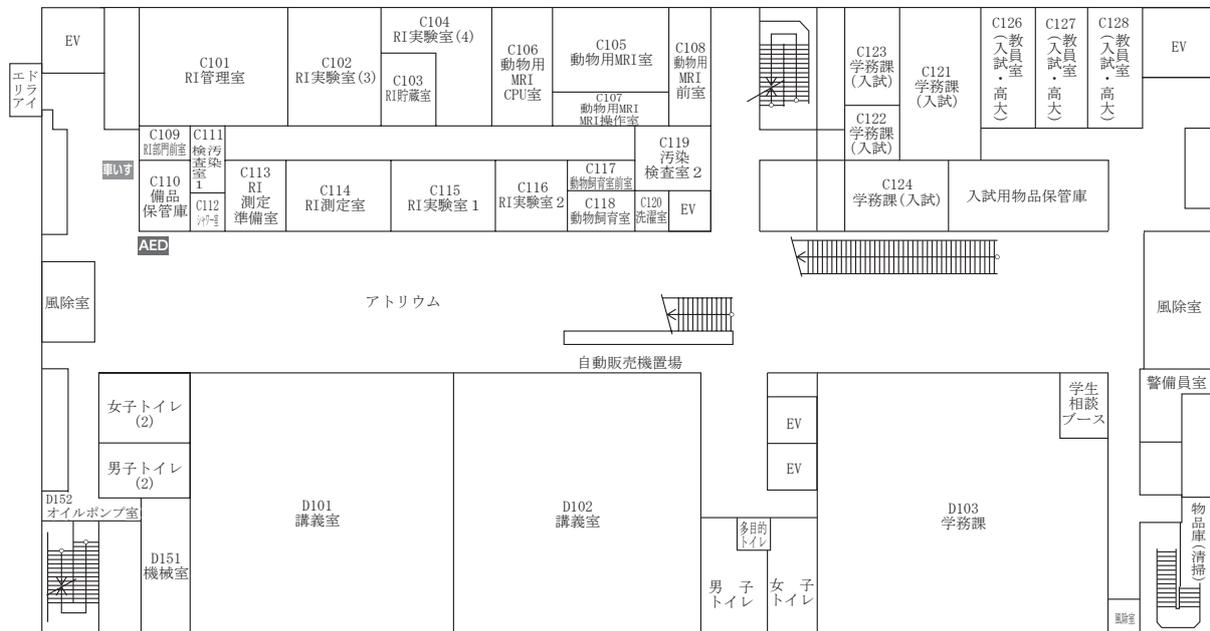
6F 平面図



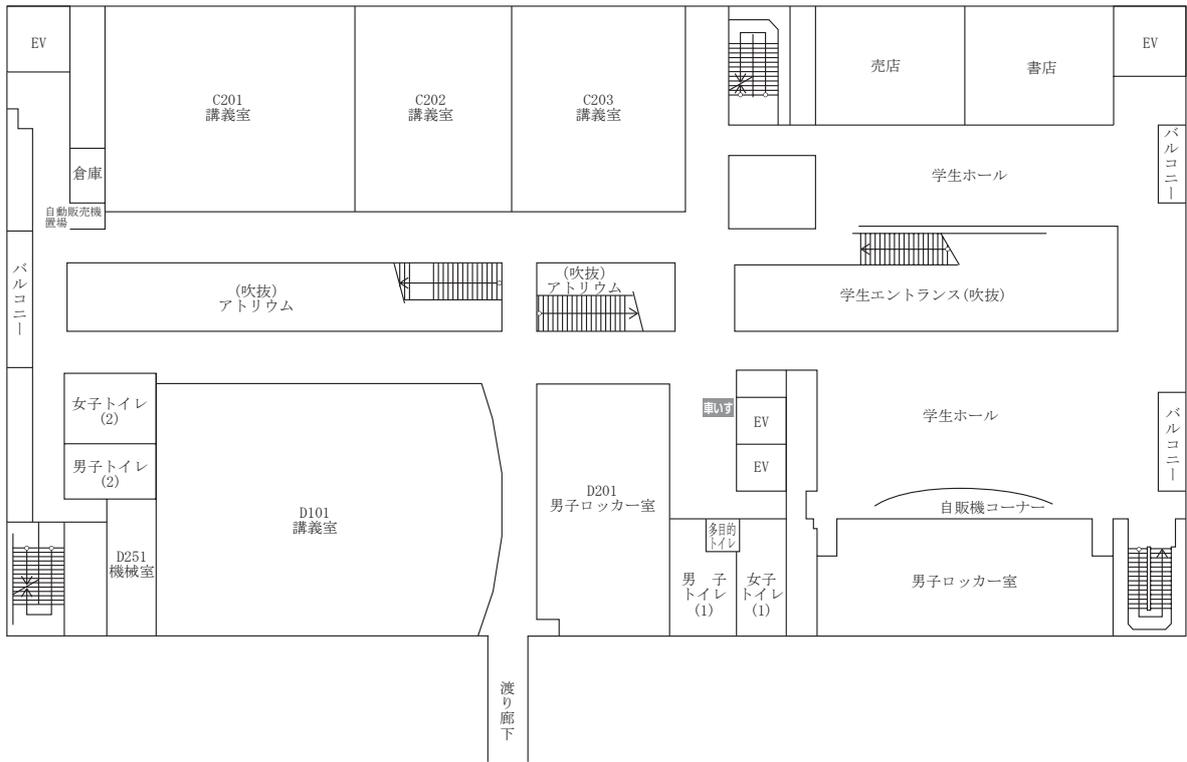
教育研究棟 地下



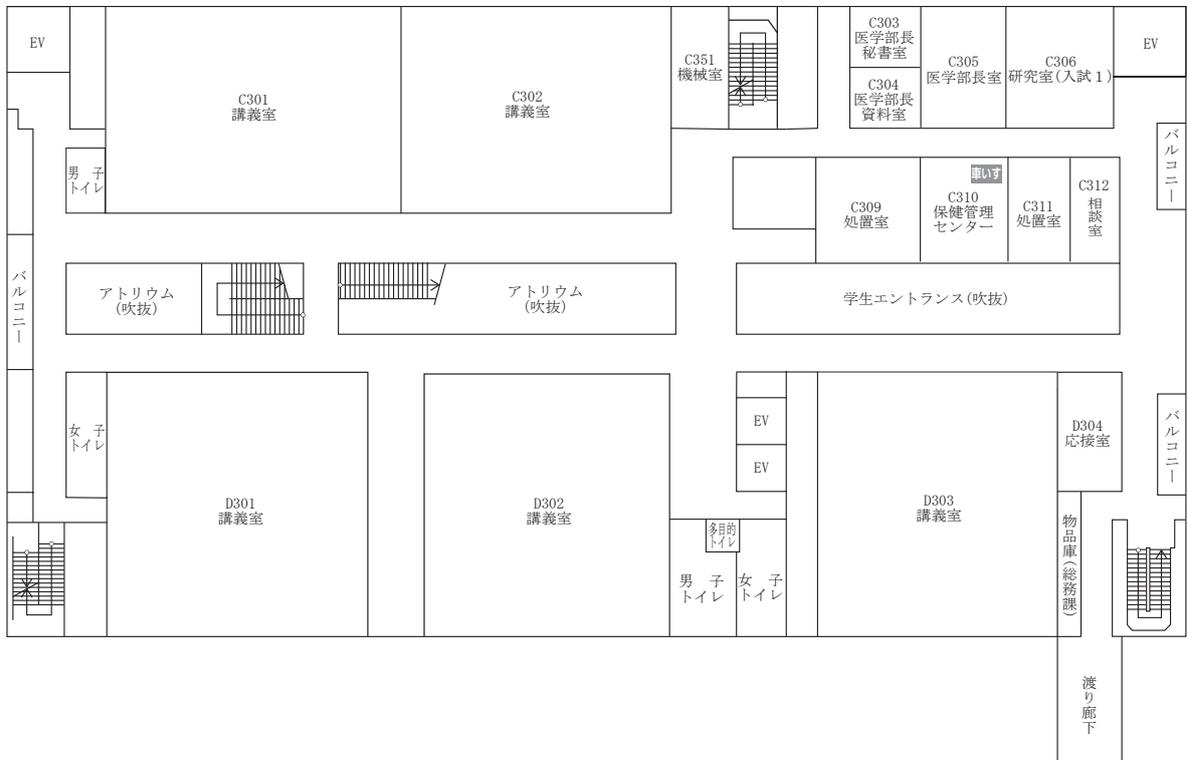
教育研究棟 1階



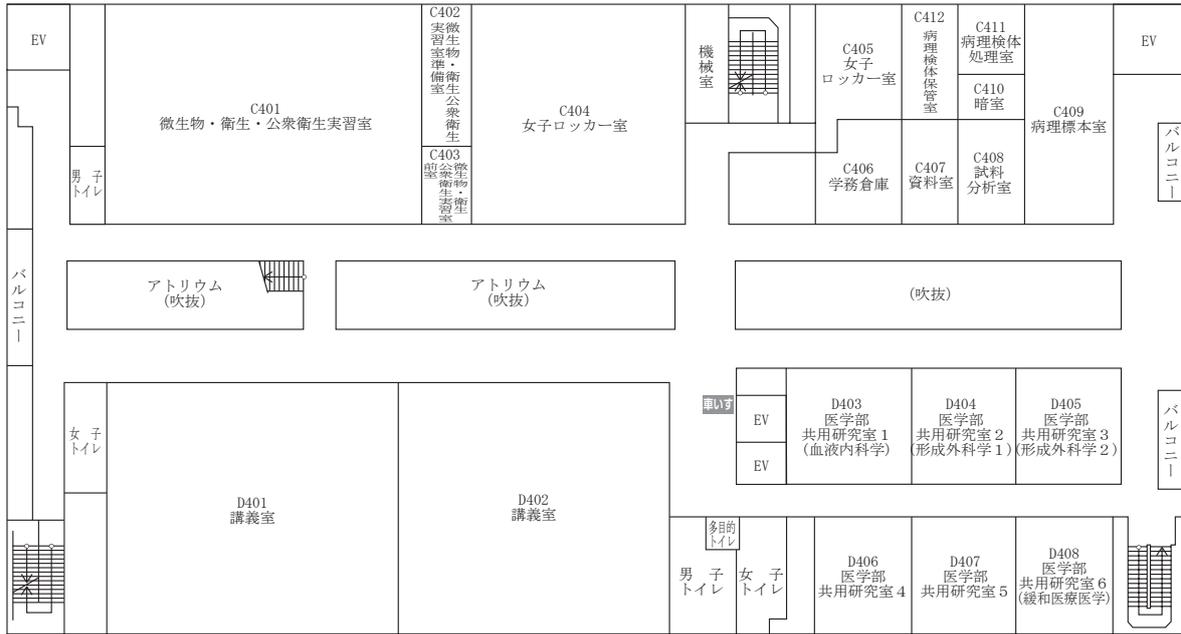
教育研究棟 2階



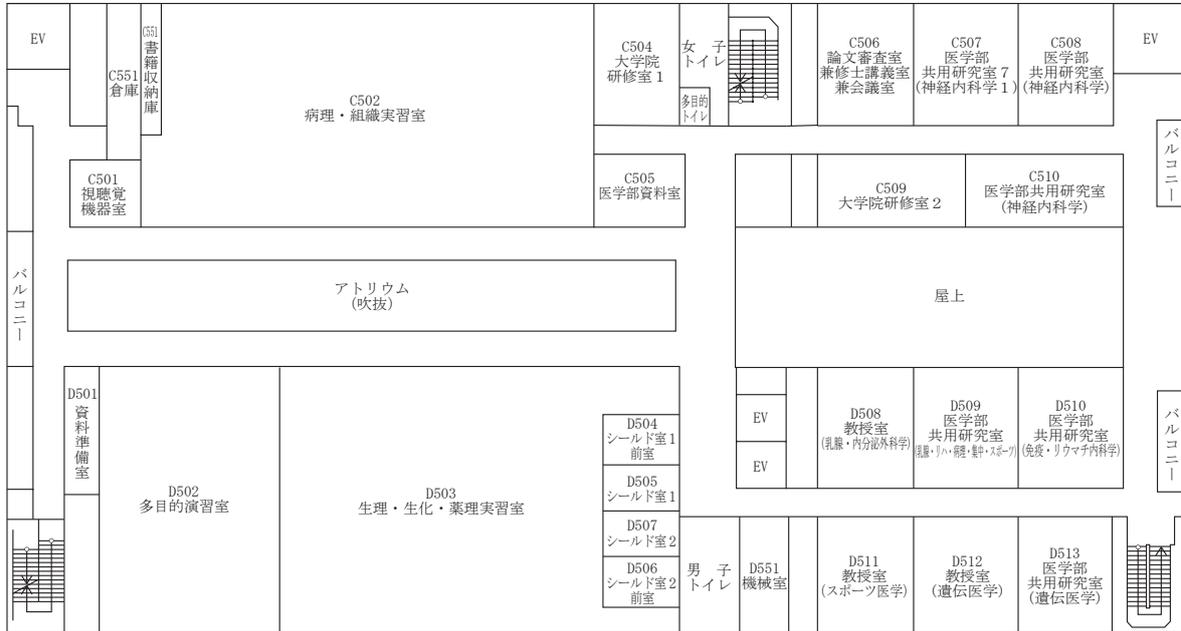
教育研究棟 3階



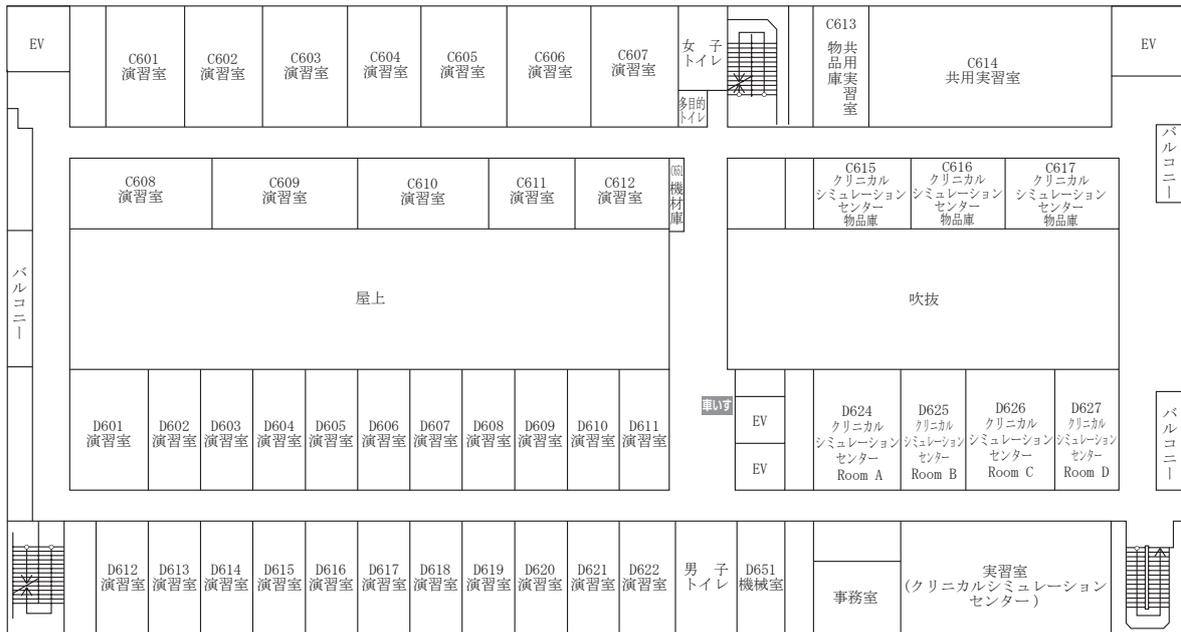
教育研究棟 4階



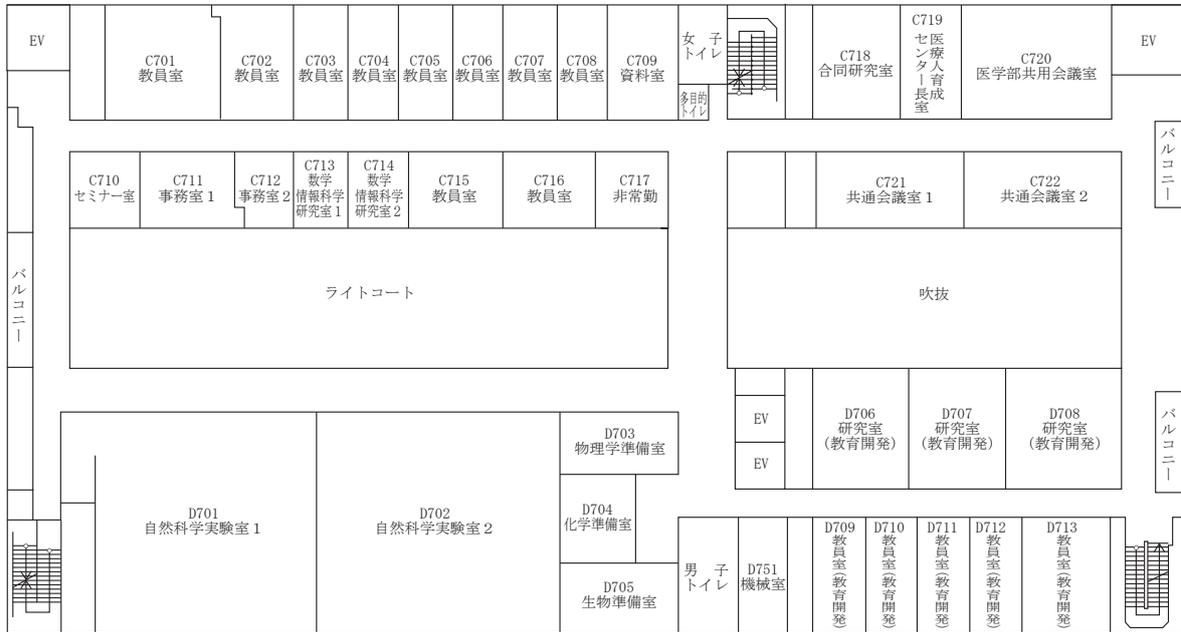
教育研究棟 5階



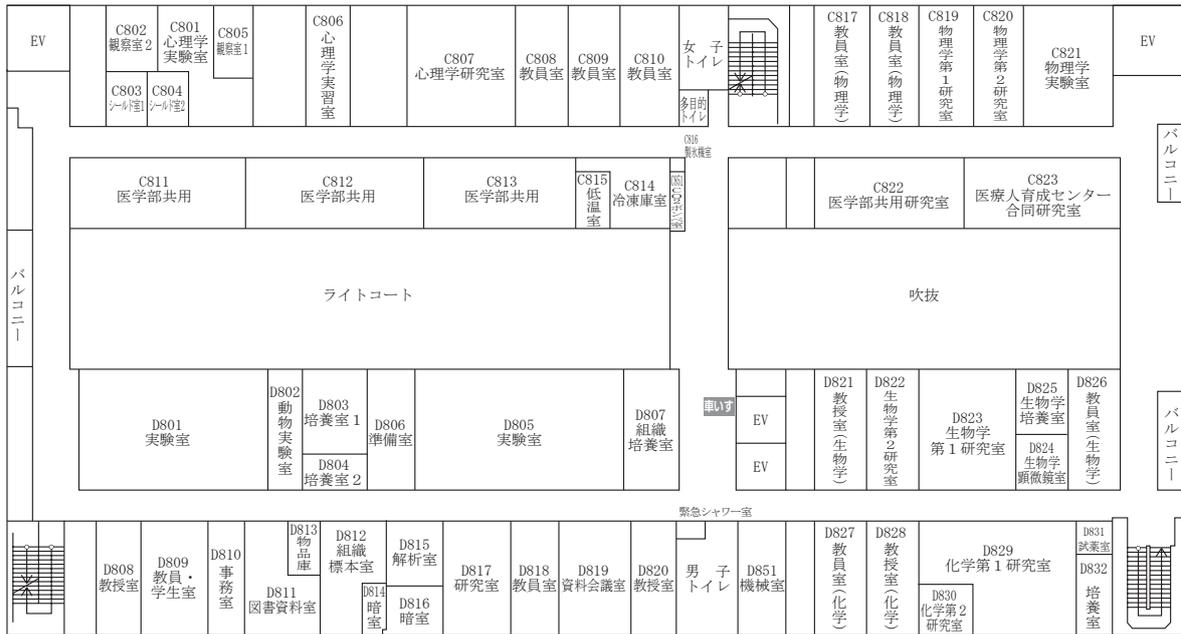
教育研究棟 6階



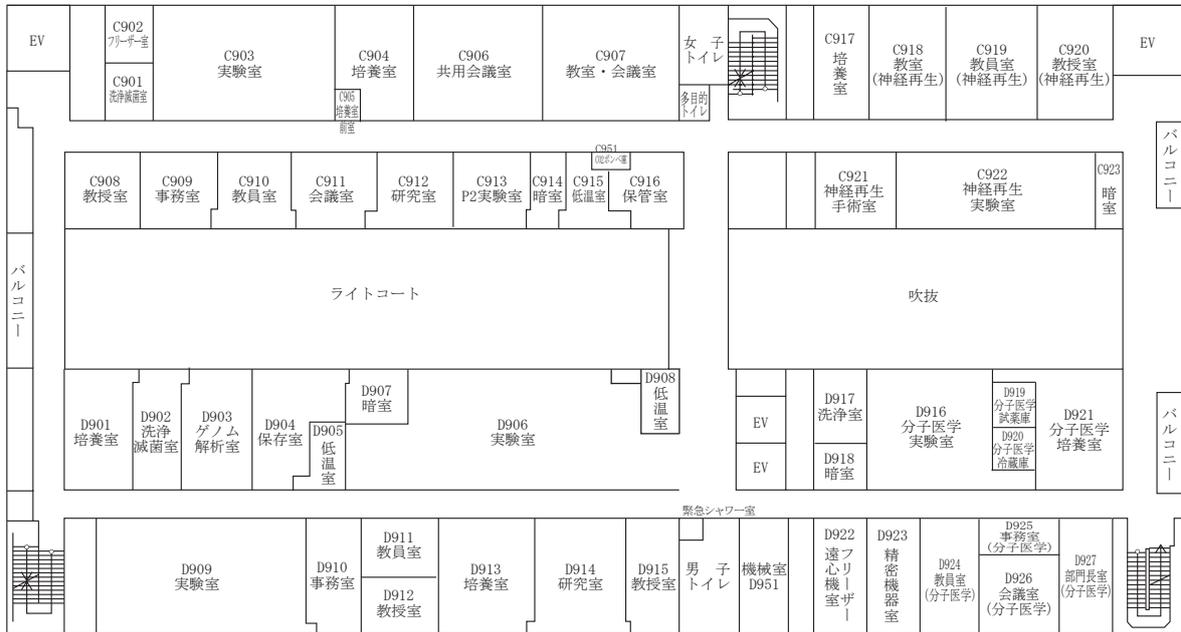
教育研究棟 7階



教育研究棟 8階



教育研究棟 9階



臨床教育研究棟、附属病院各階配置図

臨床教育研究棟

13F	形成外科学講座
12F	神経内科学講座
11F	産婦人科学講座
10F	口腔外科学講座
9F	整形外科学講座
8F	放射線医学講座
7F	心臓血管外科学講座
6F	呼吸器・消化器内科学講座
5F	泌尿器科学講座
4F	小児科学講座
3F	皮膚科学講座
2F	腫瘍内科学講座
1F	血液内科学講座
B1F	眼科学講座
B2F	呼吸器・アレルギー内科学講座

北病棟

11F	共用会議室	11F南病棟 (呼吸器・アレルギー内科)
10F	9F西病棟 (消化器内科)	10F南病棟 (脳神経外科)
9F	8F西病棟 (泌尿器科)	9F南病棟 (消化器・総合、乳腺・内分泌外科)
8F	7F西病棟 (眼科/共用)	8F南病棟 (脳神経内科)
7F	6F西病棟 (腫瘍内科/ICU/GCU共用)	7F南病棟 (皮膚科/形成外科/耳鼻咽喉科)
6F	5F西病棟 (小児科)	6F南病棟 (婦人科)
5F	4F西病棟 (整形外科)	5F南病棟 (循環器・腎臓・代謝内分泌内科)
4F	3F 病理部/手術部/ 医療材料部/透析室	4F南病棟 (神経精神科)
3F	2F コンピュニエンスストア/アイートイン/ キャッシュコナー/検査部/感染制御部/臨床工学部	3F 集中治療室 (ICU、CCU)
2F	1F 総合案内待合ホール/医事総務課/計算センター/入退院受付/ 入院セット受付/放射線部/薬剤部(調剤/薬品管理)/薬行/ キャッシュコナー/コピーセンター	2F南病棟 (産科/産科/放射線治療科/共用)
1F	放射線部(第1・第2放射線治療室・第4CT室)/ 検査センター/検査センター	1F南病棟 (コロナ専用病棟)
B1F	患者浴室 制御センター	B1F 給食部門/栄養指導室
B2F	病歴カルテ倉庫	B2F 理容室 美容室

西病棟

11F	11F南病棟 (呼吸器・アレルギー内科)
10F	10F南病棟 (脳神経外科)
9F	9F南病棟 (消化器・総合、乳腺・内分泌外科)
8F	8F南病棟 (脳神経内科)
7F	7F南病棟 (皮膚科/形成外科/耳鼻咽喉科)
6F	6F南病棟 (婦人科)
5F	5F南病棟 (循環器・腎臓・代謝内分泌内科)
4F	4F南病棟 (神経精神科)
3F	3F 集中治療室 (ICU、CCU)
2F	2F南病棟 (産科/産科/放射線治療科/共用)
1F	1F南病棟 (コロナ専用病棟)
B1F	B1F 給食部門/栄養指導室
B2F	B2F 理容室 美容室

外来棟・中央診療棟

3F	救急医学講座 リハビリテーション医学講座 感染制御・臨床検査医学講座 放射線診断学 総合診療医学講座 集中治療医学
2F	臨床講堂(2階席) 臨床第一講義室 第1臨床研修教室
1F	臨床講堂(1階席) 共用実習室、セミナー室
B1F	福利厚生諸室 食堂/職員研修室
B2F	清掃員室

令和4年6月21日現在

〈基礎医学研究棟各階配置図〉

		救助用スペース
15	空調機械室	高架水槽
14	社会医学講座 公衆衛生学分野	法医学講座
13	解剖学講座 機能構造学分野	解剖学講座 細胞組織学分野
12	感染学講座 微生物学分野	社会医学講座 衛生学分野
11	病理学講座 病理学第二分野	病理学講座 病理学第一分野
10	生化学講座 医化学分野	生化学講座 分子生物学分野
9	薬理学講座	先端医療知財学講座 教育研究機器センター
8	標本館	教育研究機器センター
7	生理学講座 細胞生理学分野	生理学講座 神経科学分野
6	看護キャリア支援センター 教育研究機器センター（画像・映像支援部門） 救急医学講座 航空・災害医学講座 免疫・リウマチ内科学 再生治療推進講座 臨床研修・医師キャリア支援センター 医療統計・データ管理学講座	
5	附属総合情報センター （コンピュータ実習室・企画開発室）	共通会議室・電話交換室
4	附属総合情報センター（図書館）	
3	附属総合情報センター（図書館）	
2	附属総合情報センター（図書館）	
1	警備室【車いす・AED】 ロビー ラウンジ 再生治療推進講座 教育研究機器センター（形態解析部門、電子顕微鏡部門、細胞バンク部門）	

〈交流会館各階配置図〉

区分	体育系	文化系
4	ワンダーフォーゲル部、陸上部 サッカー部、ゴルフ部 軟式テニス部 卓球部、ハンドボール部、スノーボード部	演劇部（1） P O P S 研究会、イリス会、IFMSA 混声合唱団
3	準硬式野球部、軟式野球部、 空手道部、水泳部、バドミントン部、男子 バレーボール部、女子バレーボール部 ラグビー部、男子バスケットボール部 スケート部 ダーツ部	J A Z Z 研究会、演劇部（2）
2	柔道部、剣道部、スキー部、硬式テニス部 ダンス部、FLYING DISC部	大学祭実行委員会・国体委員室 室内楽合奏団、吹奏楽部 箏曲部、学生会室
1	交流フロアー、同窓会事務室（医学部及び保健医療学部）	

〒060-8556 札幌市中央区南 1 条西 17 丁目
TEL(011)611-2111 <https://web.sapmed.ac.jp/>